鳥取県中部地震
震災記録誌



倉　吉　市

鳥取県中部地震震災記録誌の発刊に寄せて



鳥取県中部地震の発生から、早いもので１年５カ月が経過しました。

平成28年10月21日は、私だけではなく、倉吉市に生活される皆様にとって、一生忘れることができない日になったことと思います。

この震災で、幸い人命に関わる被害はありませんでしたが、多くの家屋被害が発生し、避難生活を余儀なくされた方も多数に上りました。被災されたすべての皆様に、改めて心よりお見舞い申し上げます。

また、見舞金・義援金、支援物資、ボランティア活動など、市内外から物心両面にわたり多くのご支援をいただきましたこと、改めて厚くお礼申し上げます。

市としても、震災前以上の「安心・安全」、「元気・活力」を備えた暮らし良い倉吉市を目指し、倉吉市震災復興計画を策定し、市民一丸となって復興に取り組むこととしたところです。

幸い、その後余震も順調に減少し、避難所も約２カ月で解消することができました。道路や上下水道、教育施設などの公共施設も順調に復旧工事が進んでいます。屋根を覆っていた数多くのブルーシートも徐々に減少してきています。

この震災を通じて、今まで言われてきたことではありますが、支え合いの大切さが改めて浮き彫りになったような気がします。こういう大きな災害になると「公」の力にも限界があります。かといって一人で何でもできるわけではありません。それを地域でどう支え合っていくのか。改めてそれぞれの役割を考えていかなければならないと感じました。

市としては、この震災を今後に生かしていく取り組みもしていきたいと考えています。自主防災組織づくりを進めるとともに、地域防災の推進、防災士の養成を行うこととしています。そして、震災当時の様々な記録、体験等をどう後世に伝えていくかも重要であると考えます。震災の概要・被害情況等を客観的に記録し、後世に同様の災害が発生した場合の市の対応指針となるよう、また、市民の皆様自らが災害の備えや対応を行う指針となるよう、今回、この「鳥取県中部地震震災記録誌」を作成しました。

この記録誌が市民の皆様の防災意識を高め、地域防災力向上の一助となれば幸いです。

本誌の作成にあたりまして、ご協力いただいた関係者の皆様に厚くお礼申し上げるとともに、１日も早い完全復興を必ず成し遂げ、市民が夢と希望を抱きながら、健康で心豊かに生活できる郷土を築くことを目指し市民の皆様と共に全力で取り組んでまいりますことをお約束申し上げ、発刊にあたってのご挨拶といたします。

平成30年３月30日

倉吉市長　石田　耕太郎

鳥取県中部地震の被災状況の記録写真集



平成28年10月21日（金）午後２時７分　震度６弱の地震が倉吉市を襲った。
地震の揺れで、土壁が剥がれ落ち、甚大な被害を受けた赤瓦白壁土蔵群の震災当日の状況



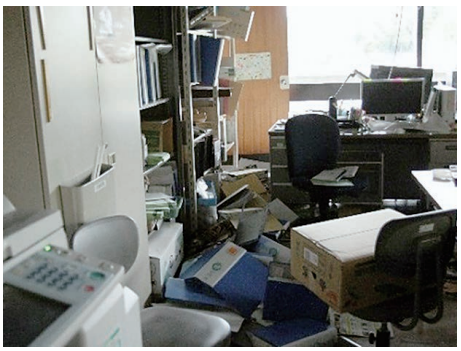


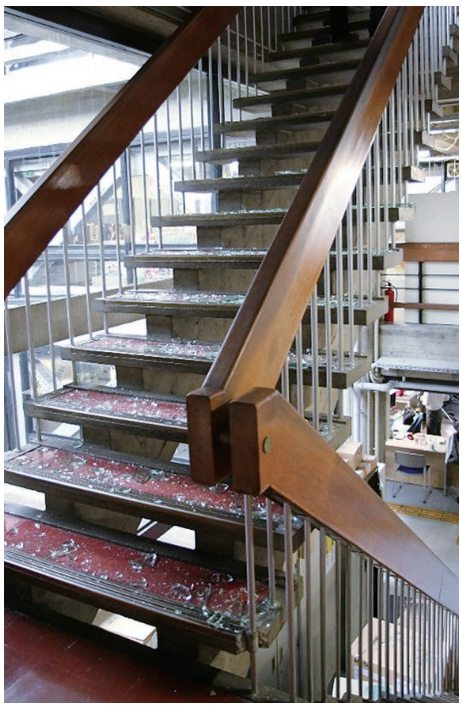


激しい揺れにより多くの家屋が被災した。
屋根の棟が崩れた家屋（葵町付近。左中段）
太陽熱温水器が外れ、落ちそうになっている家屋（葵町付近。左下段）
外壁が崩れ落ち、道路に散乱している家屋（堺町２丁目付近。右中段）











庁舎外に避難する職員たち(左上段)
書類などが散乱する執務室(左中段)
庁舎駐車場に集まり、対応について話し合う職員。(右上段)
庁舎中階段にはガラス片が散乱した。(右中段)

余震が続く中、執務室を復旧し、被害報告の受付けを始めた。どのフロアでも電話が鳴りやまない。(左３段目)
被災により多くの窓ガラスが割れた庁舎（下段）





本庁舎の会議室が被災したため、鳥取県の協力により、中部総合事務所に災害対策本部を設置した。

各地区の被災情報が集められ、対策を協議する対策本部の市の幹部職員（上段）
対策本部で鳥取県知事と協議する石田耕太郎倉吉市長（２段目右）
各地区に避難所が多数開設された。避難所で余震におびえる避難者（２段目左）
被災状況が全国に報道された。復旧対応についてマスコミの取材を受ける山﨑昌徳副市長（３段目左）
地震の影響で隆起した歩道（葵町周辺）。市内のあちこちで地面の陥没や隆起が発生した。（下段左）
甚大な被害を受けた学校給食センター。これにより市内の小中学校の給食がストップしてしまう。（下段右）















日本各地から応援物資が届けられた（左上）
手作業で応援物資を荷卸しする作業員（右上）
届けられた物資は、職員によりスポーツセンター体育館に集められ、各避難所に配送された。（２段目）
震災当日は、各地で停電・断水が発生した。断水地域には、水道局から給水袋により生活用水が配布された。（３段目）
避難所に配布された物資。刻々と変化する避難所の状況に、震災当初は、適切な量を配布することは困難であった。（下段）















被災した屋根の応急補修などに使用するブルーシートが各地から届けられた。かなりの重量があるが、運搬機材もなく職員が人力で荷下ろしする。（１段目左）
市内のコンビニエンスストアなどでも、被災者に対し食料品などの配布が行われていた。（１段目右）
ブルーシートを受け取るため、本庁舎に集まった市民の車で渋滞が発生した庁舎周辺道路。（２段目）
ブルーシートの配布会場の本庁舎車庫は、順番を待つ市民であふれかえった。（３段目）
配布の順番待ちのため、本庁舎駐車場で順番を待つ市民の長蛇の列（下段）





地震により鳥居が倒れた北野神社。市内の多くの寺社でも同様の被害が見られた。(左)
多くの墓地で墓石や灯篭が倒れるといった被害があった。(左中)
果樹園では梨の落果等の多くの被害があった。(左下)
生竹地区の配水塔が被災し、倒壊の恐れがあったため、周辺住民に避難勧告が発令された。その後、配水塔は、震災から40日後に解体撤去された。(右下)







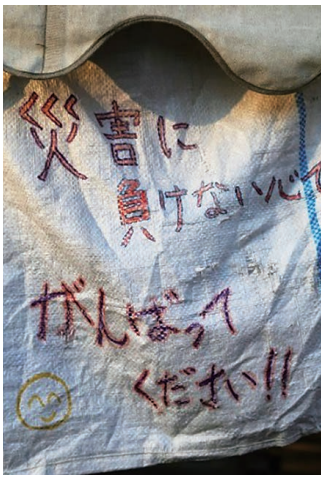


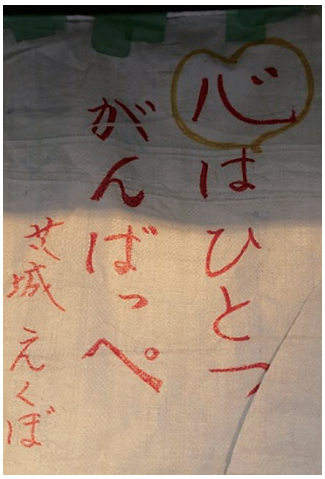


全国から集まるボランティアの活動を支援するため、平成28年10月22日に災害ボランティアセンターが上灘地区公民館に開設された。
被災した屋根のブルーシート張りやがれきの撤去作業のため、資材や機材をトラックに積み込み、被災現場に向かうボランティアの人たち（右中、右下、左下）



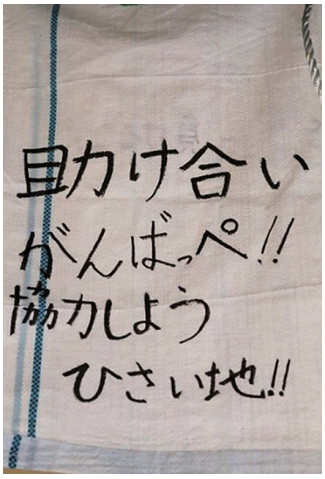






全国から集まったボランティアから励ましのメッセージが寄せられ、ボランティアセンターに飾られた。











がれきの撤去や家の片づけに向かうボランティアの人たち。(左下)
県立倉吉農業高等学校の生徒による炊き出しが行われ、被災者やボランティアの人たちに温かい食事がふるまわれた。(右下)

被災状況を確認するため、県消防防災ヘリコプターによる調査が行われた。(中左)
ヘリコプターから市内の被災状況を確認する石田耕太郎倉吉市長（中右）
市が所有するドローンでの調査も行った。(市役所周辺。右上。平成28年10月24日撮影)
成徳地区の上空写真（下段）









平成28年11月２日撮影



上灘地区から上井地区までの状況（平成28年11月２日撮影）





平成28年11月２日撮影
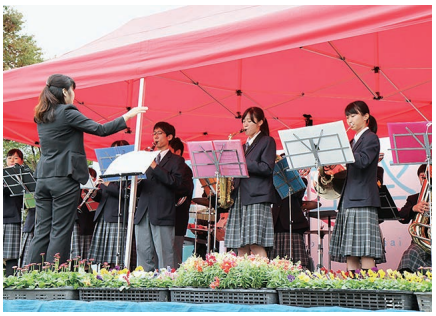






「さだまさし被災地とっとりコンサート～がんばれ鳥取中部～」が平成28年11月26日に避難所になっていた上灘小学校体育館で開催され、さだまさしさんが熱唱したほか、歌手のクリス・ハートさんも出演し、会場を大いに盛り上げた。会場に集まった約1,000人の市民は、さださんらの歌声に心を励まされ、勇気づけられた。









震災から１年が経過した平成29年10月21日に、明治町の緑の彫刻プロムナード公園などを会場に、福興祈念式典をはじめとした様々なイベントが開催された。（鳥取中部福興祭実行委員会主催）

会場では、感謝状贈呈式、飲食ブース、福興ウオーク、ライブイベント、風船飛ばしなども行われた。

また、ＡＫＢ48 Team ８の中野郁海さん（右下）が、熊本県からは「くまモン」が出演し、会場を大いに盛り上げた。









©2010熊本県くまモン





目　　次

鳥取県中部地震震災記録誌の発刊に寄せて …… 1
鳥取県中部地震の被災状況の記録写真集 …… 2
目次 ……16

第１章　鳥取県中部地震の概要 ……21
1　マグニチュード及び震度等 ……21
2　余震 ……21

第２章　被害の概要 ……22
1　鳥取県における被害の概要 ……22
2　倉吉市の被害の概要 ……23
2－1　人的被害 ……23
2－2　建物被害 ……24
2－3　ライフライン被害 ……24
2－4　交通の被害 ……29
2－5　その他の被害 ……30
3　道路・橋梁・河川等の被害 ……32
3－1　通行止め路線 ……32
3－2　市管理道路・橋梁・河川・排水路 ……34
3－3　県管理道路・橋梁・河川 ……35
4　産業・観光関係被害 ……35
4－1　農業・林業被害 ……35
4－2　商工関係被害 ……38
4－3　観光関係被害 ……40
5　文化財の被害 ……43
5－1　指定文化財の被害状況 ……43
5－2　伝統的建造物群保存地区の被害 ……50
5－3　被災歴史資料の救出と保全状況 ……52
6　学校教育施設の被害 ……53
7　社会教育施設の被害 ……59
8　公共施設の被害 ……61
8－1　市管理施設の被害状況 ……61
8－2　県管理施設の被害状況 ……71
9　広報記録班の活動 ……72

第３章　応急対策 ……73
1　災害対策本部の設置・活動 ……73

２　災害情報収集・伝達 ……75
２－１　災害情報等の収集 ……75
２－２　通信の確保 ……75
２－３　災害広報活動 ……75
２－４　公聴広報（相談窓口の設置等）……76
３　災害救助法の適用 ……77
４　医療救護・保健衛生活動 ……78
４－１　医療救護 ……78
４－２　保健対策 ……79
５　避難所の記録 ……81
５－１　避難所の開設及び閉鎖 ……81
５－２　避難者数の推移 ……85
５－３　避難所運営 ……86
５－４　避難勧告の発令 …… 100
５－５　避難所への各種支援（支援者、ボランティア等）…… 100
６　食料・物品への対応 …… 105
６－１　食料品及び飲料水の確保 …… 105
６－２　生活必需品の確保（避難所）…… 105
６－３　支援物資 …… 106
６－４　物資輸送 …… 108
７　公共土木施設の応急対策 …… 110
７－１　初動対応 …… 110
７－２　応急復旧 …… 110
８　急傾斜地応急対策 …… 110
８－１　初動対応 …… 110
８－２　応急復旧 …… 110
９　応急給水活動 …… 110
９－１　初動体制 …… 110
９－２　応援要請 …… 111
９－３　応急給水 …… 111
９－４　応急復旧 …… 112
９－５　被害状況 …… 114
10　災害ボランティア活動 …… 114
10－１　災害ボランティアセンターの設置 …… 114
10－２　災害ボランティアセンターの活動 …… 115
10－３　文化的ボランティア活動 …… 115
11　他団体の応援活動 …… 117
11－１　応援協力 …… 117

11－２　応援受入状況 …… 117
11－３　自衛隊の活動 …… 119
11－４　民間との災害協定の発動 …… 120
12　災害廃棄物処理への対応 …… 120
12－１　災害廃棄物一時保管 …… 120
12－２　災害廃棄物処理 …… 125
12－３　し尿処理 …… 127
13　保育・教育施設の対応 …… 127
13－１　発災時の対応状況（保育所等・小中学校）…… 127
13－２　給食 …… 131
13－３　学校施設の応急措置 …… 132
14　施設の応急復旧（緊急点検と応急復旧）…… 134
14－１　庁舎施設の応急復旧 …… 134
14－２　倉吉交流プラザ …… 136
14－３　倉吉市立図書館 …… 138
15　応急危険度判定 …… 139
15－１　被災宅地応急危険度判定 …… 139
15－２　被災建築物応急危険度判定 …… 140

第４章　支援対策 …… 142
１　被災者への支援 …… 142
１－１　総合相談窓口等の設置 …… 142
１－２　住家被害認定調査の実施 …… 144
１－３　り災証明書の交付 …… 145
１－４　被災証明書の交付 …… 146
２　住宅再建支援 …… 146
２－１　被災者生活再建支援制度 …… 146
２－２　被災住宅再建支援金 …… 147
２－３　被災住宅修繕支援金 …… 148
２－４　住宅の応急修理 …… 149
２－５　宅地の擁壁修繕補助 …… 150
２－６　民間賃貸住宅家賃補助 …… 150
２－７　まちなみ環境整備事業 …… 151
２－８　伝統的建造物群保存地区の復旧事業 …… 151
３　生活支援 …… 153
３－１　災害義援金 …… 153
３－２　災害弔慰金・災害障害者見舞金 …… 154
３－３　災害援護資金の貸付 …… 155
４　減免等の支援制度 …… 156

４－１　市県民税・国民健康保険料等の減免 …… 156
４－２　水道料金等の減免 …… 158
４－３　その他の減免制度 …… 159
５　事業者への支援制度 …… 159
６　農林業への支援 …… 160
７　その他支援 …… 161
７－１　自治公民館施設復興支援 …… 161
７－２　公衆浴場大社湯復興支援 …… 161
７－３　地区慰霊碑修繕支援 …… 163
８　チャリティ活動 …… 163

第５章　財政措置 …… 165
１　災害関連予算措置 …… 165
２　市議会 …… 165

第６章　復旧・復興状況 …… 168
１　復旧・復興への歩み …… 168
２　復旧状況 …… 169
２－１　住家の復旧 …… 169
２－２　公共施設の本復旧 …… 169
２－３　公共土木施設の本復旧 …… 171
２－４　崩壊急傾斜地の本復旧 …… 173
２－５　農林業施設の本復旧 …… 174
２－６　水道施設の本復旧 …… 177
２－７　下水道施設の本復旧 …… 178
２－８　教育関係施設の本復旧 …… 179
２－９　文化財の復旧 …… 184
２－10　その他施設の復旧 …… 186

資料集 …… 188
資料 １　日本海新聞　平成28年10月21日号外「鳥取中部　震度６弱」 …… 188
資料 ２　日本海新聞　平成28年10月22日①「続く余震「怖い」」 …… 189
資料 ３　日本海新聞　平成28年10月22日②「県中部で過去最大級」 …… 190
資料 ４　山陰中央新報　平成28年10月22日「企業　工場生産を一時停止」 …… 191
資料 ５　山陰中央新報　平成28年10月22日「白壁土蔵群に爪痕」 …… 192
資料 ６　日本海新聞　平成28年10月23日「避難所　寒さ耐え一夜」 …… 193
資料 ７　山陰中央新報　平成28年10月23日「食料、防災品売り切れ」 …… 194
資料 ８　日本海新聞　平成28年10月24日「ボランティア現地入り」 …… 195
資料 ９　日本海新聞　平成28年10月26日「雨予報　作業急ピッチ」 …… 196
資料 10　日本海新聞　平成28年10月26日「災害ゴミ続々搬入」 …… 197

資料 11　日本海新聞　平成28年10月27日「さださんが激励コンサート」 …… 198
資料 12　日本海新聞　平成28年10月27日「生竹配水塔倒壊の恐れ」 …… 199
資料 13　日本海新聞　平成28年10月28日「増え続ける災害ごみ」 …… 199
資料 14　日本海新聞　平成28年11月10日「議場被災で使えず」 …… 200
資料 15　日本海新聞　平成28年11月11日「り災証明書の交付申請書発送開始」 …… 201
資料 16　日本海新聞　平成28年11月22日「生竹配水塔の解体作業始まる」 …… 201
資料 17　倉吉市り災証明書等交付要綱 …… 202
資料 18　平成28年10月21日の鳥取県中部を震源とする地震のり災者に対する
　　倉吉市被災者住宅再建支援金の交付に関する規則 …… 206
資料 19　平成28年10月21日の鳥取県中部を震源とする地震のり災者に対する
　　倉吉市被災者住宅修繕支援金支給要綱 …… 214
資料 20　倉吉市被災宅地擁壁等復旧事業補助金交付要綱 …… 218
資料 21　倉吉市民間賃貸住宅家賃補助金交付規則 …… 222
資料 22　平成28年10月21日の鳥取県中部を震源とする地震の被災自治公民館に対する
　　倉吉市被災自治公民館施設修繕事業費補助金交付要綱 …… 228
資料 23　倉吉市被災地域応援専用水道等衛生管理事業補助金交付要綱 …… 230
資料 24　鳥取県中部地震に係る保健師等の活動状況 …… 233
資料 25　避難所開設及び避難者推移一覧表（延べ避難者数）…… 237
資料 26　避難所アンケート調査結果について …… 244

第１章　鳥取県中部地震の概要

1　マグニチュード及び震度等

1　発生日時　　平成28年10月21日（金）　午後２時７分頃

2　震源・深さ　鳥取県中部（北緯35.4度、東経133.9度）、深さ約11ｋｍ

3　地震の規模　マグニチュード6.6

4　最大震度　　震度６弱（倉吉市葵町）

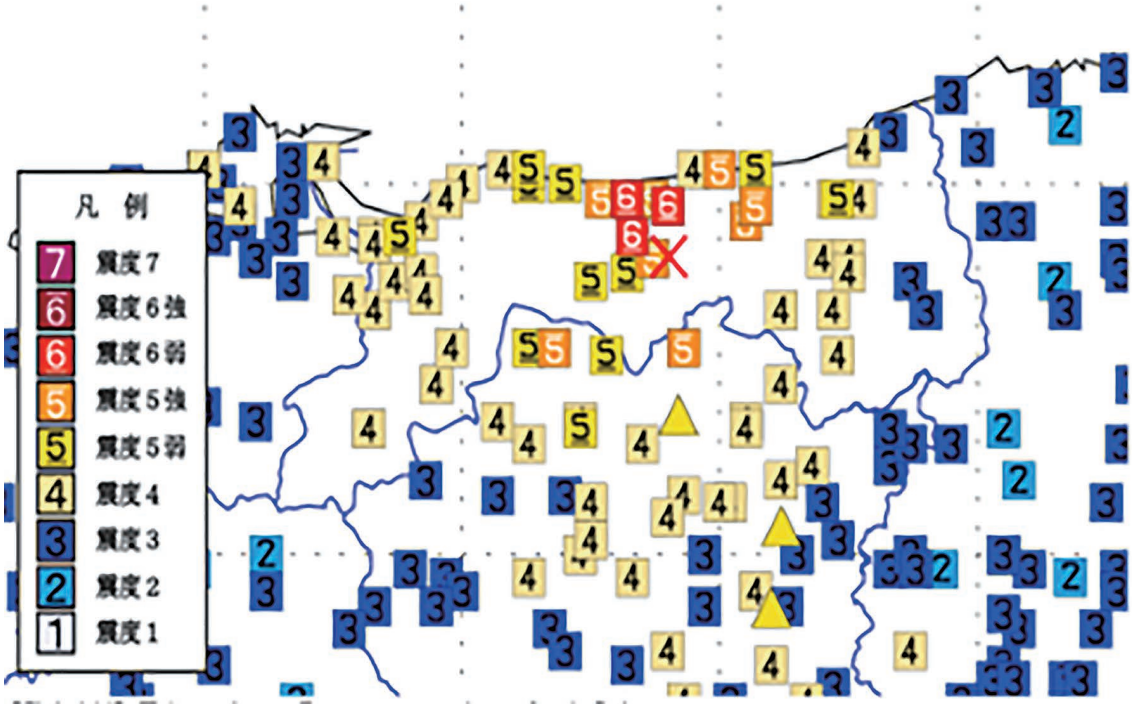


図 1　震災発生震度の記録

2　余震

震災当日は、合計202回（震度４：７回、震度３：23回、震度２：45回、震度１：126回。本震除く）の余震が発生し、翌日には80回（震度３：２回、震度２：18回、震度１：60回）の余震が発生した。また、震災後10日間に震度１以上の余震が385回発生しており、余震全体の約82％を占めている。

平成29年10月末までの余震（本震：震度６弱含む）の回数は以下の（表 1）とおり。

表 1　平成29年10月末までの余震回数　　（単位：回）

震度１	震度２	震度３	震度４	震度５弱	震度５強	震度６弱（本震）	合　計
320	105	37	8	0	0	1	471

第２章　被害の概要

1　鳥取県における被害の概要

平成28年10月21日（金）に発生した鳥取県中部地震で被害を受けた市町村は、鳥取県中部に位置する倉吉市・三朝町・湯梨浜町・北栄町・琴浦町だけではなく、東部・西部を含め12市町村で被害が発生した。（表 2・表 3）

表 2　鳥取県内市町村の住家・非住家の被害状況（平成30年３月20日現在）

圏　域	市町村名	住家被害数				非住家被害数			
		全壊	半壊	一部損壊	計	全壊	半壊	一部	計
中部圏域	倉吉市	4	246	9,190	9,440	49	156	3,445	3,650
	三朝町	0	7	1,111	1,118	0	3	123	126
	湯梨浜町	0	17	1,858	1,875	0	0	102	102
	北栄町	13	40	2,236	2,289	57	51	392	500
	琴浦町	0	1	455	456	0	0	300	300
東部圏域	鳥取市	1	1	210	212	0	0	37	37
	岩美町	0	0	1	1	0	0	1	1
西部圏域	米子市	0	0	0	0	0	0	5	5
	境港市	0	0	1	1	0	0	3	3
	日吉津村	0	0	6	6	0	0	2	2
	大山町	0	0	0	0	0	0	2	2
	伯耆町	0	0	10	10	0	0	8	8
合　計		18	312	15,078	15,408	106	210	4,420	4,736

※半壊には「大規模半壊」を含む。

表 3　鳥取県における被害の概要（平成30年３月20日現在）

区　分		箇所数等	備　考
人的被害		25名	重傷８名、軽傷17名
住家被害	全壊	18棟	
	半壊（大規模半壊含む）	312棟	
	一部損壊	15,078棟	
	小計	15,408棟	
非住家	公共建物　全壊	なし	
	公共建物　半壊	なし	
	その他　全壊	106棟	
	その他　半壊	210棟	
	その他　一部損壊	4,420棟	
	小計	4,736棟	
農林水産業施設被害	農作物	8.88ha	
	農地・農道	180カ所	
	林地・林道	12カ所	
	畜産	なし	
	水産	なし	
	その他	なし	

区　分		箇所数等	備　考
公共土木施設被害	河　川	6カ所	
	海　岸	1カ所	
	砂　防	1カ所	
	道　路	94カ所	
	橋　梁	3カ所	
	そ　の　他	22カ所	
	小　計	127カ所	
道路通行規制状況	全面通行止め箇所数	80カ所	国管理道路2カ所 県管理道路9カ所 市町村管理道路69カ所
学校の臨時休校の状況	通　常　ど　お　り		
水道施設被害状況	断水・減水・濁水	16,267戸	倉吉市16,000戸 湯梨浜町30戸 北栄町26戸　三朝町211戸
停電情報	平成28年10月21日　14：00発生　17：38復旧		中部地区の約63,500戸
公営住宅等の被害状況		52カ所	倉吉市13カ所 鳥取県21カ所 鳥取市1カ所 三朝町5カ所 湯梨浜町6カ所 琴浦町5カ所 北栄町1カ所
文化財被害状況		48件	倉吉市29件 鳥取市1件　米子市1件 三朝町3件　湯梨浜町5件 北栄町2件　琴浦町1件 大山町5件　江府町1件
崖崩れの状況		9カ所	倉吉市2カ所 鳥取市1カ所 北栄町3カ所 三朝町3カ所

2　倉吉市の被害の概要

2－1　人的被害

本市の人的被害は、重傷者5名、軽傷者9名であり、幸い死者はなかった。（表4）

また、軽傷者は震災の直接の影響による負傷ではなく、間接的な影響により負傷した方々も加えると17名であった。

表 4　　鳥取県中部地震による人的被害の状況

区　分	人　数	内　容
死　者	0名	
重　傷	5名	地震発生時に骨折、捻挫、負傷、火傷 90歳代女性：2名、70歳代女性：1名 40歳代女性：2名
軽　傷	9名	

※重傷とは、消防庁「被害報告要領」によると、「1ヶ月以上の治療を要すると見込まれる場合」が該当する。

2－2　建物被害

本市の建物被害に対する被害届けは、平成30年３月30日現在で11,821件であり、住家のり災状況は以下の（表 5）のとおり。また、非住家のり災状況は以下の（表 6）のとおり。

※被害届けの数と住家及び非住家のり災数の合計は、被災者が同一敷地内に複数の建物を所有しているため、必ずしも一致しない。

表 5　住家被害の状況（平成30年３月30日現在）

区　分	り災区分	損害割合	件　数	備　考
住　家	全　壊	50%～	4件	
	大規模半壊	40%～49%	11件	
	半　壊	20%～39%	235件	
	一部損壊	10%～19%	2,830件	
		5%～9%	5,030件	
		4%	738件	
		3%	224件	
		2%	181件	
		1%	187件	
合　計			9,440件	

※住家とは：実際に人が生活し、本拠としている住宅のこと。

表 6　非住家被害の状況（平成30年３月30日現在）

区　分	り災区分	損害割合	件　数	備　考
非住家	全　壊	50%～	49件	
	大規模半壊	40%～49%	17件	
	半　壊	20%～39%	139件	
	一部損壊	10%～19%	884件	
		5%～9%	1,337件	
		4%	366件	
		3%	306件	
		2%	228件	
		1%	207件	
合　計			3,533件	

※非住家とは：住家以外の建物であり、小屋・蔵・空き家等が該当する。
※公共文教施設等は含んでいない。

2－3　ライフライン被害

1　水道被害

（1）水道の被害

地震発生直後、各配水池の緊急遮断弁が作動及び東巌城町水源地のポンプが停止し、約１万６千戸の減断水となった。地震発生３時間後からポンプの送水能力と配水量又は配水池の水位の変動を

監視しながら緊急遮断弁の開度を調整し配水を開始した。調整しながら配水していても減断水しているところが多くあった。地震の翌22日の昼には、緊急遮断弁の開度を全開とし、配水機能を回復させた。

（２）水質の被害

地震による赤水､錆等による濁水の発生が何日間か続いた｡また余震の影響により､水道水にスケール（管内の沈殿物）が混入しているとの報告があり、２ヶ月間にわたり対応した。

地震直後に取水井に濁水が発生していたかどうかは不明だが、平成28年10月24日に上水道の水系ごとの末端の給水栓８カ所において臨時で水質検査を行った結果、地震前と変わりなく、安心安全な水であった。

（３）水道管の被害

配水管の漏水が13件、橋梁添架管の漏水が２件、道路内での給水管の漏水が20件、宅地内のうち量水器の上流側での給水管の漏水が41件、合計76件の被害があった。



西倉吉町の漏水被害

配水管の継手部分の破損による漏水。漏水によりマンホール周りの舗装版が陥没した。市内業者により道路掘削を行い、水道局職員により修理した。
この現場は下水道施設も被害を受けた。



福庭町１丁目大平ビル前の漏水被害

道路が陥没しており、警察による片側交互通行が行われた。断水中の家庭には給水タンクを配布した。
原因は、配水管から給水管分岐部分の管の抜けによる漏水によるもの。仕切弁を操作し、断水し、市内業者により修理した。
写真は漏水発見直後の様子である。

図 2　漏水被害の状況

漏水の原因としては、図３左に示すとおり管の破損、継手の破損、継手の抜けのような管材料の漏水が過半数を占めた。また、宅内で漏水が起こり、止水栓を閉めようとしたところ止水栓が利かず、通報されたものが17件あった。

被害が多かった地区は、図３右に示すとおり社地区、小鴨地区であった。特に小鴨地区に関しては、屋根瓦がブルーシートに覆われている住宅が多く、住宅被害も多かったように感じる。おそらくこれは地盤により揺れ方が地区により異なったためではないかと考えられる。

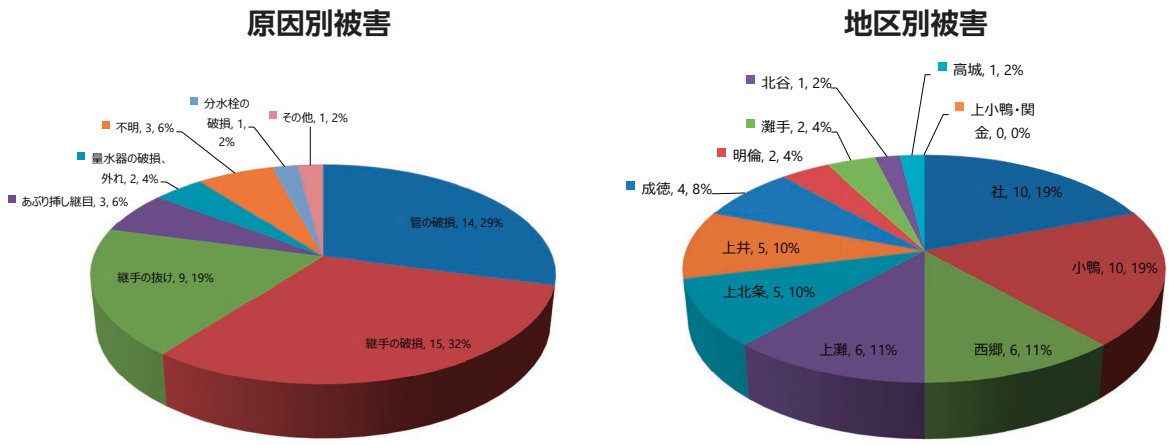


図 3　鳥取県中部地震により確認された漏水被害の原因

量水器下流での被害件数は、給水装置所有者の管理なので詳細には把握できないが、市内の指定給水装置工事事業者38者に対して行った調査では、平成28年11月１日時点で1,106件の修理依頼があった。修理が追いつかず修理依頼の電話を断られる場合があるため、水道局では対応可能な市外の指定給水装置工事事業者を調査し紹介した。未指定の業者に修理を依頼されるケースも発生した。

貯水槽水道施設については、①地震による受水槽、高置水槽の破損、②配水管の濁水発生による受水槽、高置水槽への濁水混入の被害が発生した。配水施設の断水時でも一定期間給水が可能となる受水槽方式給水であるが、上記の被害により給水不能な状態が直結直圧式給水に比べて長期化した。受水槽式給水の病院では、受水槽の清掃が終わるまでの間、給水車による給水を行ったが、給水が追いつかない状況が続いた。濁水の成分であるスケールが、ボールタップのストレーナーを閉塞させ出水不良を生じた事例もあった。①については、水槽の耐震化が求められる。②については、貯水槽水道の管理者において、地震等の災害が生じたときは、受水槽への給水をただちに停止する措置が必要となる。そのためには、貯水槽水道の管理者に対しての管理の周知、水道事業者との連携が重要である。



図 4　受水槽に流入した濁水と沈殿物

（４）お客様からの苦情等

地震当日からの苦情（電話）については、大まかに次の３つに分けられた。

・水が出ない。

・水道水が濁っている。

・宅内又は道路内で漏水している。

また、漏水の激しいお宅からは、料金について不安の声も上がった。

２　小規模水道施設の被害

倉吉市には、専用水道が２施設、飲料水供給施設が15施設あるが、その内、大沢飲料水供給施設で地震による被害があり、飲料水を圧送するための圧力タンクと送水管・配水管の接続部分等が地震により破損した。

なお、その他の小規模水道施設には被害は無かった。



大沢水道　水源地



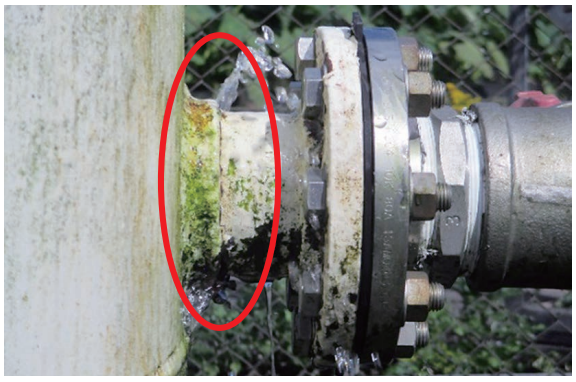
大沢水道　水源地



圧力タンク流入側　破損の状況



水が噴き出ている。



タンクと配管の継ぎ目が破損している。



圧力タンク流出側　破損の状況

図 ５　大沢飲料水供給施設の被害情況



水が加圧され激しく吹き出している。



タンクと配管の継ぎ目が破損している。



地震による震動により配管が破損している。



配管が破損し、水が噴き出していた。

図 5　大沢飲料水供給施設の被害情況

3　下水道被害

地震直後は、３班で集落排水処理場の稼働状況や施設被害の確認を行い、処理工程に支障がないことを確認した。また、上井雨水排水ポンプ場や雨水取水口の被害確認を行った。

地震発生翌日より、建設課と合同で路面の点検を行うとともに幹線管路施設の緊急点検（マンホールの浮上り、路面異常等）を行い、路面の異常が大きな区間については管路のＴＶカメラ調査を実施した。また、マンホール調査を行い、内部被害状況の確認や内部に汚水が滞水している箇所はＴＶカメラ調査を行い被害状況の把握に努めた。

マンホールの浮上りやマンホール周囲の段差の情報が時間の経過とともに増加し、建設課と情報を共有しながら現地確認と対応を行った。

本市の下水道施設被害は、公共下水道施設においては、汚水管路824m、汚水マンホール104基、雨水排水路約18m、雨水マンホール１基であり、被害額約１億6600万円であった。

また、農業集落排水施設においては、管路56mであり、被害額約530万円であった。（表 7）

なお、管路の破損等により排水不能な箇所はなく、主に管路のたるみ等による排水不良であった。マンホールについては、材料の継目部の漏水及び破損が主なものであった。

表 7　下水道施設の被害の状況

区　分	被害施設	被害延長・箇所	内　　容
公　共　下　水　道	汚水管路 汚水マンホール 雨水排水路 雨水マンホール	L＝824.0m N＝104基 L＝18.4m N＝１基	管路のたるみ マンホール内部漏水 製品及び目地部の破損 管接続部の破損
農　業　集　落　排　水	汚水管路	L＝56.0m	管路のたるみ



マンホールの浮上り状況



マンホール内滞水状況

図 6　下水施設の被害状況

2－4　交通の被害

本市の鳥取県中部地震による公共交通への影響は、路線バスでは発災後から１週間で144便の運休があった。また、災害のあった道路を避けるため、路線バスでは916便が迂回による運行を余儀なくされ、道路復旧までしばらく続いた。（表 8）

鉄道では、30本の運休があったものの、当日中には平常運行に戻った。（表 9）

表 8　鳥取県中部地震によるバス交通被害の状況（累計）

区　分	運休便数	迂回便数	内　容
発生時～１日目	67便	０便	・日本交通：運休46便 ・日ノ丸自動車：運休21便
１日目～１週間	77便	506便	・日本交通：迂回93便（10/22のみ） ・日ノ丸自動車：運休77便、迂回413便
１週間～１カ月	０便	410便	・日ノ丸自動車：迂回410便

表 9　鳥取県中部地震による鉄道交通被害の状況（累計）

区　分	運休本数	部分運休	内　容
発生時～１日目	25本	５本	・運休：特急６本、快速１本、普通18本 ・部分運休：特急４本、快速１本

※平成28年10月21日午後５時30分現在（県内）

【問題点・改善点】

（路線バスについて）

・市内バス路線は、県道205号木地山倉吉線において、建物が道路沿いに密集し崩落の危険があったことから、宮川町交差点から新町交差点までの区間において、市役所前に迂回し運行を行った。

・三朝方面の路線では、県道21号主要地方道鳥取鹿野倉吉線で大原地内に崖崩れが生じたため、長期にわたり通行止めがなされ迂回し運行を行った。また、通行止め解除後も片側交互通行となりダイヤに影響が出た。

・バス運転者の自宅も被害を受けていたため、出社が困難な状況であった。幸いにして運行には支障は無かったものの、運転者確保に苦慮した。

（鉄道について）

・代替交通（バス）の確保、給食の確保、安否確認、設備確認を手配し、当日中に運行を再開することができた。

2－5　その他の被害

1　自治公民館施設の被害

鳥取県中部地震の影響により、市内各地区にある自治公民館の集会所等の屋根・外壁・内壁・基礎等にも多くの被害が発生した。（図 7・表 10）



図 7　自治公民館施設の被災状況（小鴨地区）

表 10　自治公民館施設の被害情況

施　　設	件　　数	主な被害箇所
集　　会　　所	89件	屋根瓦のずれ、外壁・内壁・基礎のクラック
ゴ　ミ　置　場	1件	基礎のクラック
合　　計	90件	

2　墓地の被害

地震の発生に伴い、多くの墳墓の損壊被害が発生した。地震により保有する資産が被害を受けた場合、公的支援や保険請求の手続きのため、公的機関の発行する証明書が必要となる場合が多いことから、倉吉市では地震により墳墓に被害を受けた方で、公的機関の証明が必要な方に対して「被災証明書」を発行した。

震災に伴い市有墓地の参道や共有部分が崩壊するなどした危険個所３カ所の修繕を行った。（表12）



図 8　墓地の被害状況

表 11　鳥取県中部地震による墳墓に係る被災証明書発行状況

申請地区	件数	申請地区	件数
上北条	3	社	20
上　井	11	北　谷	6
西　郷	9	高　城	9
上　灘	8	小　鴨	14
成　徳	23	上小鴨	5
明　倫	4	関　金	1
灘　手	5	計	118

H30.3.30現在

表 12　鳥取県中部地震による市有墓地参道被害状況

墓地名称	被害状況
上余戸墓地	道路壁面崩壊　14m
円谷町墓地	路面クラック　53m
厳 城 墓 地	路面クラック　３m

【問題点・改善点】

・地震によって倒壊した墳墓の復旧支援の要望が多数あったが、生活再建を優先させる観点から現時点で公的な支援制度はないことから、市民に対して墓地の修繕費が所得税の雑損控除の対象になる場合があることを案内した。

・また、転倒した墓石の復旧作業にボランティアを求める要望が多数あったが、墓石を人力で積み直す作業は大変危険で、狭く起伏の多い参道に対応したクレーンや機材を保有しているのは石材業者のみであることから、復旧作業の要望を受けた際は、石材業者を案内した。

・近年、管理者不在の無縁墳墓の存在が問題になっているが、復旧作業においても参道を塞ぐ形で転倒した墓石を撤去するにも、管理者の承諾･了解が必要であり、管理者が見つからないなど問題となった。

3　道路・橋梁・河川等の被害

3－1　通行止め路線

道路の破損、住宅等の外壁・瓦等の落下による通行の支障となる道路及び危険防止措置の対策を講じる必要がある道路について全面通行止め、車両通行止めや片側交互通行止めの規制措置を行った。

地震直後は規制を行うためのコーン、バリケード、看板の準備に時間を要し、規制の初動が遅れてしまうことになった。

通行止め解除が遅れた理由として、家屋の外壁や瓦の落下等の危険防止策に時間を要してしまったことがあげられる。

表 13　鳥取県中部地震による通行止め道路一覧（平成30年３月30日現在）

［倉吉市道及び生活道路：27路線］

路線名	場所	規制内容 （規制した理由）	規制開始	規制解除
中田生竹線	中田	全面通行止 （道路破損）	H28.10.21	H29.9.25
生活道路	西倉吉町	全面通行止 （家屋等危険防止）	H28.10.21	H29.10.27
穴窪５号線	穴窪	全面通行止 （道路破損）	H28.10.21	H29.10.25
堺町３丁目３号線	堺町３丁目	全面通行止 （家屋等危険防止）	H28.10.21	未解除
国府国分寺１号線	国府	全面通行止 （家屋等倒壊）	H28.10.21	H29.10.23
国府１号線	国府	全面通行止 （家屋等危険防止）	H28.10.21	H29.10.23
生活道路	国分寺	全面通行止 （家屋等危険防止）	H28.10.22	H29.10.23

路線名	場所	規制内容 （規制した理由）	規制開始	規制解除
生活道路	国分寺	全面通行止 （家屋等危険防止）	H28.10.22	H29.10.23
米田町富海線	米田町	全面通行止 （家屋等危険防止）	H28.10.22	H29.11.17
見日町３号線	見日町	全面通行止 （道路破損）	H28.10.22	H29.10.23
下古川北条線	穴窪	全面通行止 （道路破損）	H28.10.22	H29.10.23
上井清谷線	清谷	片側交互通行 （道路破損）	H28.10.22	H29.10.23
福吉町１号線	福吉町	全面通行止 （家屋等危険防止）	H28.10.23	H29.10.28
上米積５号線	上米積	全面通行止 （道路破損）	H28.10.23	H29.10.24
堺町２丁目１号線	堺町２丁目	全面通行止 （家屋等危険防止）	H28.10.23	H29.10.31
西町越殿町線	西町	全面通行止 （家屋等倒壊）	H28.10.23	H29.10.25
北野９号線	北野	全面通行止 （道路破損）	H28.10.23	H29.11.17
東仲町住吉町線	住吉町	車両通行止 （家屋等危険防止）	H28.10.24	H29.10.26
上井25号線	上井町１丁目	全面通行止 （家屋等危険防止）	H28.10.24	未解除
駄経寺町米田町線	米田町	車両通行止 （道路破損）	H28.10.25	H29.10.25
堺町２丁目２号線	堺町２丁目	全面通行止 （家屋等危険防止）	H28.10.26	H29.11.22
上井30号線	上井地内	全面通行止 （家屋等危険防止）	H28.10.26	H29.11.10
生竹関金線	鴨河内	全面通行止 （家屋等危険防止）	H28.10.26	H29.12.1
生活道路	鴨河内	全面通行止 （家屋等危険防止）	H28.10.26	H29.12.1
生活道路	西倉吉町	全面通行止 （家屋等危険防止）	H28.11.2	H29.7.3
津原１号線	津原	全面通行止 （家屋等危険防止）	H28.11.5	H29.5.30
北野６号線	北野	全面通行止 （家屋等危険防止）	H28.11.22	H29.12.7

［県道及び国道：５路線］

路線名	場所	規制内容	規制開始	規制解除
（主）鳥取鹿野倉吉線	大原	全面通行止	H28.10.21	H28.11.2
（一）下見関金線	森	全面通行止	H28.10.21	H28.11.1
（一）倉吉江北線	巌城	全面通行止	H28.10.21	H28.10.23
北条湯原道路	倉吉ＩＣ～北栄ＩＣ	全面通行止	H28.10.21	H28.10.24
（一）倉吉環状線	巌城	全面通行止	H28.10.28	H28.10.30
国道313号線	河原町	片側交互通行	H28.10.31	H28.11.1

3－2　市管理道路・橋梁・河川・排水路

本市の市管理道路の被害は、主に道路舗装面の亀裂や沈下、道路法面の亀裂や路肩の崩れであって、被害箇所（復旧対応の必要箇所）は、617カ所であった。

そのうち、公共土木施設災害復旧事業（国庫負担金）となった被害箇所は、10カ所あった。

なお、準用河川の被害はなかった。

地震発生直後から被害調査を行ったが、度重なる余震で被害箇所が増えていった。

表 14　被害のあった道路

1　市管理道路の被害状況（国庫負担金対象事業）

路線名	場　所	被害内容
市道堺町3丁目1号線	堺町3丁目	路面クラック、法面損傷
市道駄経寺町米田町線	米田町	路面クラック、法面損傷
市道福山生竹線	鴨河内	路面クラック
市道沢谷藤井谷線	杉野	路面クラック、路肩崩壊
市道上米積5号線	上米積	路面クラック
市道中河原長坂線	長坂新町	路面クラック
市道富海中央線	富海	路面クラック
市道富海中央線	富海	路面クラック
市道尾田中田線	鴨河内	路面クラック
市道和田北栄線	寺谷	路面クラック

2　市管理道路の被害状況（単独事業）

路線名	場　所	被害内容
市道穴窪5号線外	穴窪外606カ所	路面クラック、舗装面沈下、法面損傷



市道堺町３丁目１号線（堺町３丁目）

図 9　被害のあった道路等の状況





市道駄経寺町米田町線（米田町）



市道上米積５号線（上米積）



市道和田北栄線（寺谷）

図 9　被害のあった道路等の状況

３－３　県管理道路・橋梁・河川

鳥取県管理施設のうち、河川・砂防・道路・橋梁等の被害状況は次のとおりであった。北条湯原道路の倉吉市内区間では道路陥没８カ所、延べ735mの被害が発生し、現地被災箇所調査等のため10月21日から全線通行止め措置を行ったが、10月24日には補修を完了させ、前線通行止めの解除を行った。

表 15　鳥取県管理施設の被害状況

区　分	箇所数	うち市内の被害	市内被害の概要
河　川	５カ所	３カ所	護岸崩落等
砂　防	１カ所	０カ所	—
道　路	49カ所	25カ所	道路陥没・路面亀裂等
橋　梁	０カ所	０カ所	—
その他	５カ所	１カ所	下水道

4　産業・観光関係被害

４－１　農業・林業被害

農業関係は、農地では畦畔部分のクラック、農業用施設は農道舗装や水路のクラック、選果場等の農業施設の被災、梨の落果等の農作物被害、林道の法面崩壊など多くの被害が発生した。

表 16　農林業の被害状況

1　農地・農業用施設

（1）補助災害復旧事業		
	田	12カ所　（石積崩壊、畦畔クラック等）
	農　　道	9カ所　（法面崩壊、舗装クラック等）
	水　　路	4カ所　（法面・石積崩壊等）
（2）市単独災害復旧事業		
	田	29カ所　（法面・畦畔クラック、ふとん篭詰石崩れ等）
	畑	7カ所　（法面・畦畔クラック等）
	農　　道	152カ所（舗装クラック、法面崩壊等）
	水　　路	161カ所（法面・石積崩壊、水路クラック等）
	た　め　池	3カ所　（堤体・法面クラック、余水吐クラック）
（3）応急復旧		
	農　　道	2カ所　（崩落排土撤去）
	水　　路	10カ所　（落石撤去）



水路石積崩壊



農道法面崩壊



水路落石



舗装クラック

図 10　農地の被害状況

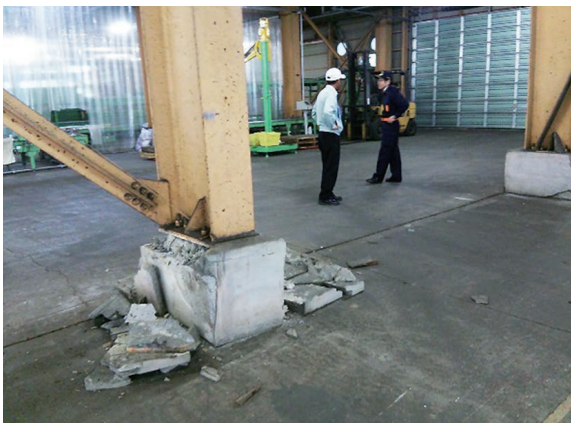
2　農業施設等

（1）補助災害復旧事業	
J A 共 同 利 用 施 設	・秋喜ライスセンター ・鴨水カントリーエレベーター ・大灘カントリーエレベーター ・総合育苗センター ・倉吉西瓜統合選果場 ・倉吉梨選果場 ・北条ライスセンター

（2）市単独災害復旧事業	
倉吉水耕栽培施設	・粉末消火器１本 ・給液制御盤 ・ガラス等 ・ＣＯガス検知器 ・ＬＰＧ供給施設 ・空調設備
農村環境改善センター	・屋根棟瓦破損
農村多目的集会所	・福光農村多目的集会所屋根破損 ・農村女性の家屋根破損
（3）応急復旧	
農村環境改善センター	・農村環境改善センター屋根ブルーシート張等応急処置



倉吉梨選果場外壁



倉吉梨選果場施設内

図 11　農業施設等の被害

3　農作物

（1）落果や倒木による被害	
晩生梨落果被害	地震の揺れにより晩生梨「王秋」「愛宕（あたご）」が落果
シイタケほだ木被害	地震の揺れによりほだ木３万本が倒伏



梨落下



ほだ木倒伏

図 12　農作物の被害

4　林道・作業道

（1）補助災害復旧事業		
	林　　道	2カ所（法面崩壊・舗装クラック）
（2）市単独災害復旧事業		
	林　　道	4カ所（舗装クラック）
	作 業 道	1カ所（作業道崩落）
（3）応急復旧		
	林　　道	5カ所（崩落排土撤去）



林道法面崩壊



林道舗装クラック

図 13　林道・作業道の被害状況

4－2　商工関係被害

市内工業団地等の被害については、多くの企業で建物（外壁、内装、柱）の破損、生産設備のズレが発生し、復旧のための設備の調整等に時間を要した。また、一時停電や断水などによる業務への影響はあったが、施設、設備の被害は比較的小規模であり、長期の製造ストップといった事態には至らなかった。（表 17）

他の市内企業の被害については、災害等緊急対策資金融資制度、県版経営革新総合支援補助金（復旧・復興型）制度を活用し、各事業者により復旧を行っている。（別掲）

表 17　市内企業の被害状況（把握しているもののみ掲載）

1　テクノパーク灘手	
㈱モリタ製作所	停電により設備が止まった。停電や設備のズレに伴うプログラムの調整を行なった。検査機器の調整も行なった。設備によりメーカーが違うので復旧に時間を要した。 また、ロットのある部品は本社工場で加工した。
㈱ウッドプラスチックテクノロジー	停電により生産は止まった。プレスラインのプログラムが消えた。溶融機に入れた材料が停電で温度が低下し使い物にならなくなった。
2　西倉吉工業団地	
㈱グッドスマイルカンパニー	配水管の破損により射出成形機が水をかぶり、生産が止まった。
廣川マテリアル㈱	プラスチックシートの製造ライン2系統のうち、1系統は設備の調整も終了して生産再開した。製品搬出口のシャッターが大きく破損した。

㈱エースパック	成形機がズレたことで調整に時間を要した。駐車場のブロックが一部壊れた。
尾池工業㈱ 倉吉事業場	生産設備のズレから電気系統が破損し生産が止まった。製品に大きなダメージがあった。
日圧スーパーテクノロジーズ ㈱西倉吉工場	生産設備（プレス、金型）には大きな被害はなく稼働している。設備の調整に土日の時間を要した。
昭和化学工業㈱ 研究分析センター	検査設備に大きな被害はなかったが、機器のズレがあり調整を行なった。建物、敷地に陥没や亀裂がみられた。敷地の一部で液状化が見られた。
㈱トンボ倉吉工房	天井からボルト（目視可能部分で約２m）が落下した。天井や内壁に破損箇所がみられた。
㈱宝製菓	琴浦の本社工場の壁が一部破損した。倉吉工場では地盤が沈んだ。水道管が破裂した。北条工場の機械が破損した。２ラインが使用不能となり、ひとつは本社、もうひとつは関金工場に移設した。
3　大谷工業団地	
㈱テクノメタル	設備のズレがあった。CNC旋盤２台が一部破損した。
㈱明治製作所 大谷工場	建物東側の土地に、大きなひび割れが入った。
4　市内立地	
㈱明治製作所	事務所、食堂が使用不能となった。精密設備部分は調整に時間を要した。
オムロンスイッチアンドデバイス㈱	天井が落下しクリーンルームが生産不能となった。建物の破損により、検査機器が止まった。一部で設備は動いているが、完全再開の目途が立たないため、本社工場に設備を移設した。
㈱アイ・オー・プロセス	書類が散乱し、デスク等が移動したものの大きな影響はなかった。
㈱カインズ	建物には多少の被害はあったが、特に影響はなかった。
㈲西田製作所	壁紙の剥離、設備のズレはあったものの、大きな被害はなかった。
富士基礎機械㈱	設備がズレた程度で、ほとんど被害はなかった。
打吹公園だんご	看板、外壁が崩壊した。内装にも多数の亀裂があった。

※被害にあった上記企業のすべてが地震から10日後には、生産を再開した。

【問題点・改善点】

市内企業の被害の全貌は把握できない。発災当初、窓口対応で、事業者が商工会議所か市役所どちらに相談してよいかわからないという状況があったことから、商工会議所との連携が必要であった。

4－3　観光関係被害

1　観光客の状況

・けが等、被害を受けた観光客は確認されていない。

・交通機関や宿泊施設の被害により、避難所を利用した観光客は確認されていない。

2　観光施設等の状況

（1）キャンセル状況（平成28年12月１日現在）

宿泊予約キャンセル数　2,932人、宴会食事　2,731人　計5,663人

（2）ホテル旅館の営業状況（平成28年10月30日現在）

倉吉市全体　23施設中20施設が10月末までに営業再開（この時点での休業は、石井旅館・牧田旅館・梅月旅館の３施設）

（3）主な観光施設の状況

表 18　主な観光施設の状況

白壁観光案内所	11月２日から営業再開（再開までの間、案内所前で臨時案内対応）
倉吉淀屋	10月31日から営業再開
石谷精華堂	10月27日から営業再開　※喫茶「花」は10月29日から営業再開
湯命館	10月25日から営業再開
グリーンスコーレ	10月29日から営業再開
琴桜記念館	10月31日から営業再開
ふるさと工芸館	10月27日から営業再開
豊田家住宅	11月１日から営業再開
白壁倶楽部	11月３日から「夢倉」店舗にて営業再開
鳥取二十世紀梨記念館	12月15日から営業再開 12月15日～３月31日は特別入館料（大人300円→240円）
アートミュージアム無心	12月１日～企画展
倉吉博物館	12月３日～一部再開、ジュニア県展を12月10日～18日開催 平成29年３月に再度全館休館
大社湯	11月26日～営業再開、12月21日ゆず湯イベント開催
倉吉未来中心	１月27日小ホールオープン、３月18日大ホールオープン ４月30日全面オープン
長谷寺	４月～５月頃参拝再開

3　観光客入込状況（白壁土蔵群周辺７施設の合計）

（１）前年度比較

表 19　観光客入込状況前年度比較

区　分	10月	11月	12月
平成27年	83,914人	84,790人	65,475人
平成28年	72,957人	81,190人	68,811人
前年対比	86.9%	95.7%	105.1%

（２）観光ガイドキャンセル数　18件　567人

（３）観光案内所来訪者

10月22日～31日間の対比

平成27年　1,300人　→　平成28年　150人（△88.5%）

（４）宿泊者状況

表 20　市内宿泊者状況

区　分	10月	11月	12月
平成27年	8,568人	7,748人	6,262人
平成28年	8,172人	7,913人	6,802人
前年対比	95.3%	102.1%	108.6%

4　風評被害対策の取組

（１）国の動き

・観光庁　鳥取応援プログラム（鳥取周遊ツアー・宿泊代の最大１万円助成等８事業を実施）

＊「伝統的なまち並みとポップカルチャーを組み合わせた旅行商品の開発支援」含む

（２）県・県観光連盟の動き

・「とっとりで待っとります」キャンペーンＰＲ活動

ＪＲ大阪駅　10月28日

・宿泊者による「鳥取は元気です」メッセージ発信

「鳥取は楽しかった」「鳥取は大丈夫」などのＳＮＳや口コミ等による発信　11月18日～

・「とっとりで待っとります」スタンプラリー

抽選によりスタンプ２カ所で商品獲得　12月３日～２月12日

・鳥取県中部地震復興応援バス

ツアー商品造成助成（バス１台・宿泊６万円、日帰３万円）　11月９日～２月28日

・特設ＷＥＢサイト「鳥取は元気です」開設

・インバウンド

韓国ブロガー 200人招請　11月27日～１月22日

・震災復興イルミネーション実施（県庁第二庁舎）　12月12日～12月31日

（３）倉吉市内での動き

・倉吉まち応援プロジェクト

11月12日～13日　ひなビタ♪ファン1,000人来倉（倉吉まち魅力開発プロジェクト実行委員会の主催）

３月11日～12日に倉吉復興応援イベント「くらよし復活祭！／くらよしありがとう祭♪」を白壁土蔵群周辺で開催。

・鳥取県は元気ですキャンペーン

赤瓦・ＪＲ倉吉駅等で無料カニ汁ふるまい　11月21日～土日祝　計５回実施（県、倉吉観光マイス協会等）

・倉吉復興祈念ウォーク　　11月27日（ＮＰＯ法人未来）

・倉吉復興ばえん祭･レトロ祭　11月27日　パープルタウン駐車場（倉吉ばえん祭実行委員会､(一社)倉吉青年会議所）

・復興記念　白壁土蔵群絵はがきセット販売（倉吉観光マイス協会）

・フォトコンテスト「僕のわたしの聖地　in　鳥取中部」(流通㈱)

・交流プラザイルミネーション11月８日～１月15日（県電業協会中部支部、倉吉総合産業高校）

（４）中部地区での動き

・鳥取中部安全ですよＰＲキャラバン

（一社）鳥取中部観光推進機構　関東、中京、関西　11月８日～10日

・鳥取県三朝温泉元気です号

大阪～三朝温泉　宿泊者はバス片道運賃千円　11月27日～12月25日

・三朝温泉ふるさと割クーポン

宿泊２万円以上で１万円クーポン発行

・はわい温泉・東郷温泉ふっこう割「応援割カニ食うポン」

２万円以上の宿泊に１万円割引。12月17日～３月31日

・東郷湖　クリスマス花火大会

東郷湖羽合臨海公園内　12月23日～24日

（５）各旅行会社の動き

・各種鳥取応援プラン及び応援クーポン（楽天・るるぶトラベル等）

・ＡＮＡ鳥取旅行応援クーポン発行（５千円)、「応援サイト」開設、航空運賃割引

・鳥取県で利用できるふるさと割クーポン　予約期間：12月１日～２月27日　（じゃらん）

宿、ホテルの宿泊に使える１万円クーポンを発行

・お買物券（500円）がもらえる鳥取県応援プラン（旅行ツアー）（日本旅行）

5　地震直後のＪＲ倉吉駅での観光客対応

（１）（一社）鳥取中部観光推進機構による観光客対応（ＪＲ倉吉駅周辺）

①海外観光客　香港３名　台湾１名の確認

東部方面へ移動希望　香港１名　台湾１名、西部へ移動希望　香港２名あり

ＪＲによる米子行臨時輸送バス運行情報を聞き　香港２名乗車手配

東部移動希望　香港１名・台湾１名については東部行のバス運航はなく、（一社）鳥取中部観光推進機構職員の自家用車にて輸送。

②ＪＲ運行不可の場合を考え受入可能なホテルの確認

はわい温泉　望湖楼（一泊朝食）６組程度、倉吉アーバンホテル　受入可能

③韓国人観光客２名を確認

予約済みホテルをキャンセルし、新たにアーバンホテルでの受入れを手配し誘導案内

④交通再開状況

18：30　山陰本線一部運行開始

19：10　鳥取→倉吉運行開始（徐行）　21：00頃到着

米子行の臨時シャトルバス（倉吉⇔由良）運行

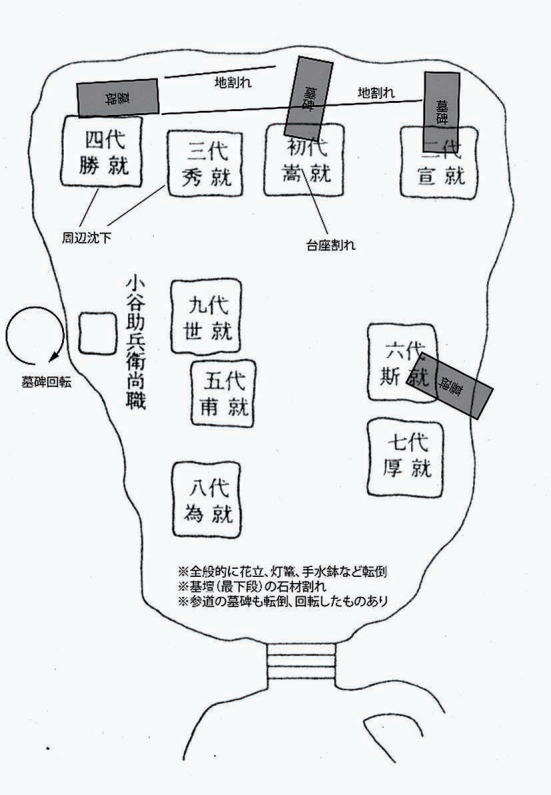
5　文化財の被害

5－1　指定文化財の被害状況

震災当時には、国、県及び市の指定文化財や名勝に国の登録有形文化財を加え106の文化財が存在していた。この震災で、倉吉博物館や鳥取二十世紀梨記念館に収蔵されている土器や銅鐸などが破損したほか有形文化財である出土遺物の他、石造物や建造物が多数被災した。また、名勝内にある建造物や石燈籠、煙突などに被害が多数発生した。

表 21　倉吉市指定文化財の被災状況

文化財種類	名　　称	被災状況
有形文化財（石造物）	永昌寺石造宝塔	１号、３号笠転落、１号本体が動く。
有形文化財（建造物）	旧牧田家住宅（主屋・付属屋）	主屋内壁：コマ奥の北壁がはがれる。 付属屋内壁：西壁亀裂、一部崩落。取次南壁崩落、応接室南壁がはがれる。
有形文化財（石造物）	倉吉荒尾家墓所附位牌群	墓所は墓石10基のうち４基の墓碑倒れ、墓石の基礎石がずれる。灯籠倒壊。地割れ。



倉吉荒尾家墓所　墓碑配置図





図 14

表 22　鳥取県指定文化財の被災状況

文化財種類	名　　称	被災状況
保護文化財（建造物）	長谷寺本堂及び仁王門	東側本堂外壁板壁の一部が落ちる。（50cm×50cm） 本堂法面亀裂。本堂柱にズレ・亀裂。 仁王門周辺地割れ。
保護文化財（建造物）	永昌寺十三重塔	下から７段は残るが、上部は西側に倒れる。
保護文化財（彫刻）	不入岡の石仏	北側（後方）に倒れる。仰向けに倒れているため破損はない。説明板ねじれる。
保護文化財	埴輪鹿	右後脚が脱落
保護文化財	袈裟襷文銅鐸　２箇	１号鐸展示台から落下し、一部破損
保護文化財	阿弥大寺墳丘墓群出土遺物	・収蔵庫棚から落下した３個体全壊 ・展示台から落下した１個体全壊、１個体半壊、一部欠損２個体
保護文化財	不入岡遺跡出土遺物	・収蔵庫棚で転倒した高坏１個体半壊 ・展示台から落下した甑の把手脱落
保護文化財（建造物）	桑田家住宅及び醤油醸造施設	主屋・西土蔵など多数の建物の瓦ずれ、漆喰壁崩落、建具き損、内壁亀裂。煙突上部崩壊
保護文化財（建造物）	高田酒造（高田家住宅及び醸造施設）	主屋瓦ズレ雨漏り。仕込蔵壁崩落。東側塀部分損壊

文化財種類	名　　称	被災状況
保護文化財（建造物）	小　川　家　住　宅	・主屋新座敷棟瓦ズレ、内壁崩落 ・正門、三階蔵、二階蔵棟瓦ズレ ・ビン詰場瓦ズレ
保護文化財（石造物）	大　日　寺　古　墓　群	円地坊：完全に倒れた石塔８基、空輪などの部品が外れた石塔10基以上 極楽峰：石塔22基倒れる（大型は倒れていない）。空輪・風輪の取れたものを含むとほぼ全域被害。危険木折れている。石垣奥の方くずれる。
名　　勝	桑　田　氏　庭　園	灯籠崩壊。灯籠破損
名　　勝	高　田　氏　庭　園	灯籠崩壊。庭石転倒
名　　勝	小　川　氏　庭　園	【中庭】 ・離れ棟瓦崩壊 ・灯籠倒壊、十三重塔相隣落下 【環翠園】 ・煙突全体にひび割れ。 ・灯籠多数崩れ破損あり。五重塔倒壊。反橋ズレ ・南山荘の棟瓦ずれ、外壁崩壊 ・塀の瓦落下、垣の屋根落下、石垣崩落





図 15　永昌寺十三重塔　被災状況



図 16　大日寺古墓群　被災状況



図 17　不入岡の石仏　倒壊



図 18　不入岡遺跡出土遺物　甑の把手脱落状況



図 19　銅鐸　破損状況



図 20　小川氏庭園（名勝）　被害状況



名勝内　煙突被災状況

表 23　国指定文化財被災状況

文化財種類	名　　称	被災状況
重要文化財	地蔵院　木造地蔵菩薩半跏像	木造地蔵菩薩少し動く。 収蔵庫内の格天井の板が数枚ずれる。収蔵庫入口天井ベニヤ板落下
重要文化財	上野遺跡出土子持壷形須恵器	25個のうち全壊１個（脚付）、子持壷脱落と欠損18個(子持壷２、脚付16)
史　　跡	三明寺古墳	羨道東壁の補修材の剥落。袖石の前に土砂堆積（一部石材有）。 羨道天井石・東側壁が南側に10cm程度ずれる。 楣石に亀裂。玄室内東側壁の石材一部ずれる。 西袖石がやや南に傾く。
史　　跡	伯耆国分寺跡	塔基壇：石材（かづら石・羽目石）多数ずれ、転落。礎石まわりの石材ずれ。塔基壇北東側に地割れ 南門跡：石段南へずれ。五輪塔群ほぼ全て倒れる。 四阿跡と五輪塔群の間階段付近に地割れ 金堂北東側の電灯１本破損
史　　跡	法華寺畑遺跡	西門：両門扉はずれる（→修理済み）。漆喰壁一部亀裂 ガイダンス施設（公衆トイレ）：大棟ずれ、瓦落ちる。北東隅壁少しはがれ、北面階段タイルずれ。女子トイレ（奥）水洗トイレ破損
天然記念物	波波伎神社社叢	地震後１月の大雪により倒木したもの 本殿北側斜面の樹木が折れ、隣地の境界を超えている（１ｍぐらいか）。



図 21　史跡三明寺古墳　被災状況





図 22　波波伎神社社叢神社社叢（地震後の大雪により倒木）　道路より　　山側より



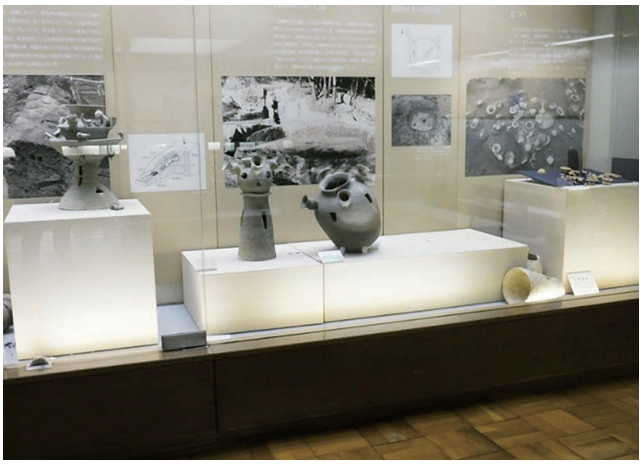


図 23　上野遺跡出土子持壷形須恵器　被災状況

表 24　国登録有形文化財被災状況

文化財種類	名　称	被災状況
登録有形文化財	山陰民具店舗兼主屋	瓦のずれ。主屋の瓦補修。内部被害なし
登録有形文化財	旧倉吉町水源地ポンプ室　量水室	ポンプ室被害なし 量水室南側外壁のコンクリート剥落
登録有形文化財	飛　龍　閣	外観：大棟の熨斗瓦（６枚）が外れて落ちている。壁の接合部の漆喰がはがれて落ちている。入母屋部熨斗瓦落ち 内部:旧寝殿･旧御座所の床の壁面崩落。旧御次の床の壁面にクラック。玄関漆喰壁剥離。廊下壁面少し剥離、天井板の継ぎ目に隙間やずれ。他に壁面にクラック、壁面と天井・柱の間に隙間あり
登録有形文化財	大社湯（第三鶴の湯）浴場及び主屋	内部タイル崩落。銭湯棟傾斜確認
登録有形文化財	倉吉市役所本庁舎	多くのガラスが割れる。北側の外階段手すりが途中で折れる。議会棟の上のガラス破損、屋根を支える柱のコンクリートが剥落し、鉄筋が露出しているものもある。

文化財種類	名　称	被災状況
登録有形文化財	矢城家住宅主屋	主屋の北側鯱が落下・破損。北側瓦一部破損・ズレ 壁土が一部崩落。２階の階段上がったところの内壁に亀裂
登録有形文化財	鳥取の二十世紀梨栽培用具	防虫剤を入れる甕１点の把手欠損
登録有形文化財	協同組合倉吉大店会 （旧第三銀行倉吉支店）	外壁腰石ズレ、漆喰壁崩落。内壁漆喰崩落
登録有形文化財	旧高田酒造　醸造蔵一	棟石ズレ・外壁ヒビ・内壁崩落
登録有形文化財	旧高田酒造　醸造蔵二	棟石ズレ・外壁ヒビ・内壁崩落
登録有形文化財	豊田家住宅 （久米郡倉吉驛）主屋	内壁に亀裂
登録有形文化財	豊田家住宅 （久米郡倉吉驛）離れ	内壁に亀裂

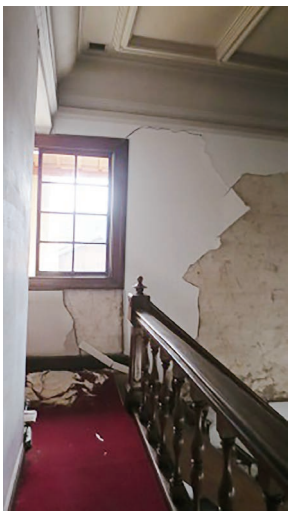



図 24　白壁倶楽部（協同組合倉吉大店会（旧第三銀行倉吉支店））　外部及び内部被災状況




図 25　飛龍閣　外部　及び内部被災状況



図 26　鳥取の二十世紀梨栽培用具



山陰民具店舗兼主屋

５－２　伝統的建造物群保存地区の被害

倉吉市打吹玉川伝統的建造物群保存地区は、平成10年度に国の重要伝統的建造物群保存地区に選定、22年度に拡大選定され4.7haから9.2haに広がった。地区内には約600棟の建造物がある中で伝統的建造物がおよそ350棟あり、そのうち約三分の二にあたる220棟以上が被災した。（図 30）今回の地震の特徴としては、玉川沿いの土蔵（図 29）や商家の土葺の屋根（図 28）が被災した。伝建地区内には４カ所の国登録有形文化財と２カ所の県指定保護文化財が存在するが前目で述べたようにすべて被災している。



図 27　竹蔵　　外部被災状況



伝統的建造物群一体の屋根ブルーシート養生状況



図 28　商家屋根　被災状況



図 29　玉川沿い裏門蔵　被災状況

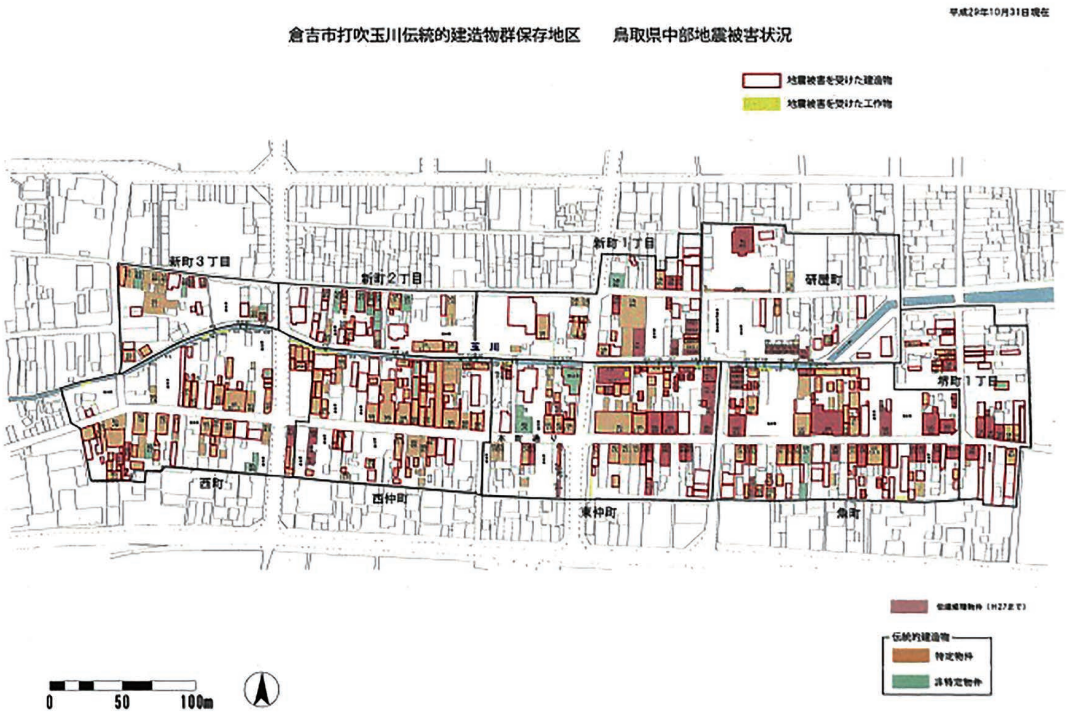
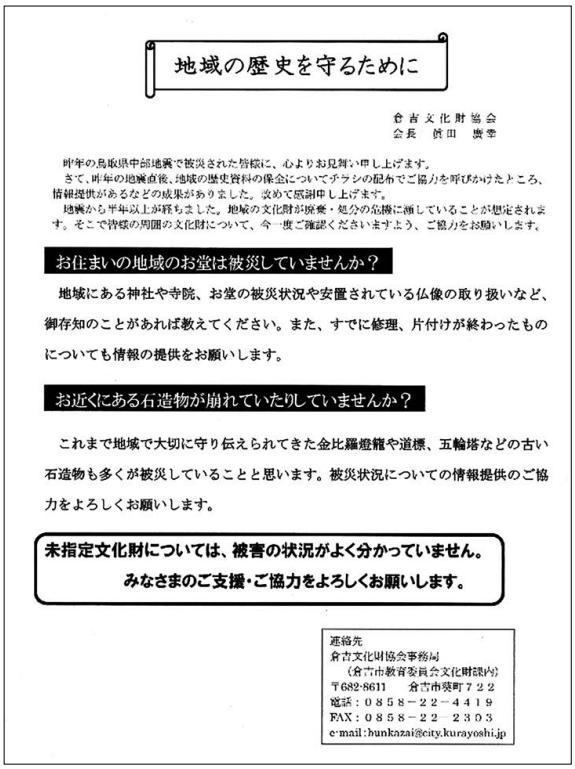


図 30　伝統的建造物群保存地区内　被害状況図（平成29年10月末現在）

５－３　被災歴史資料の救出と保全状況

市内には多くの文化財候補の歴史資料がある。それは古文書や民具、農具など（以下「古文書等」という。）である。これらは、民家の蔵や倉庫等に保管されている事が多くありこの地震により被災した蔵の解体等に伴い廃棄される危険性が高まった。それらを保護するために解体に伴い出てきた古文書等を20件調査に出動し、一部の歴史資料を保護するとともに保管の仕方など指導した。


地域の歴史を守るために

倉吉文化財協会
会長　笹田　廣幸

昨年の鳥取県中部地震で被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。
さて、昨年の地震直後、地域の歴史資料の保全についてチラシの配布でご協力を呼びかけたところ、情報提供があるなどの成果がありました。改めて感謝申し上げます。
地震から半年以上が経ちました。地域の文化財が廃棄・処分の危機に晒していることが想定されます。そこで皆様の周囲の文化財について、今一度ご確認くださいますよう、ご協力をお願いします。

お住まいの地域のお堂は被災していませんか？

地域にある神社や寺院、お堂の被災状況や安置されている仏像の取り扱いなど、御存知のことがあれば教えてください。また、すでに修理、片付けが終わったものについても情報の提供をお願いします。

お近くにある石造物が崩れていたりしていませんか？

これまで地域で大切に守り伝えられてきた金比羅燈籠や道標、五輪塔などの古い石造物も多くが被災していることと思います。被災状況についての情報提供のご協力をよろしくお願いします。

未指定文化財については、被害の状況がよく分かっていません。
みなさまのご支援・ご協力をよろしくお願いします。

連絡先
倉吉文化財協会事務局
（倉吉市教育委員会文化財課内）
〒682-8611　倉吉市葵町７２２
電話：０８５８－２２－４４１９
FAX：０８５８－２２　２３０３
e-mail:hunkazai@city.kurayoshi.jp





図 31　文化財レスキューパンフ及び活動状況

6　学校教育施設の被害

小中学校のほとんどの施設において、建物の内外壁へのクラック、壁-天井の隙間発生、基礎部や土間のクラックなど地震による被害を確認した。特に水道設備の破損による飲料、トイレの使用制限や屋根瓦の飛散・破損による雨漏り、体育館の天井ブレースの脱落による被害防止のための立入制限など、多くの学校で授業や学校運営に支障が生じた。

表 25　学校施設の被害状況

学校名	校舎				体育館				その他の施設
	被害状況	使用可否			被害状況	使用可否			
		建物	水道	トイレ		建物	水道	トイレ	
西郷小学校	・校舎内外壁、柱、梁、天井、昇降口階段モルタル、その他土間等建物各所にクラック、内壁-天井の隙間発生。エキスパンションジョイントの変形 ・地中水道管破壊による漏水を確認したが使用は可能トイレ使用も可能。 ・校舎は避難所として開放	○	○	○	・体育館天井ブレースの変形、屋根瓦のズレによる雨漏り、天井材の変形、トイレ内壁タイルのひび割れ。内外壁基礎・犬走りへのクラック発生。 ・安全性を考慮し立入禁止とする。（余震によるブレース等の落下被害防止のため）	×	○	○	・プール付属室の壁面、柱のクラック確認
河北小学校	・校舎内外壁、柱、梁、天井、その他土間等建物各所にクラック、モルタル剥離、内壁-天井の隙間発生。エキスパンションジョイント部の変形 ・水道、トイレ使用は可能	○	○	○	・体育館屋根瓦のズレによる雨漏り確認。内外壁、基礎・犬走りにクラック発生 ・体育館は避難所として使用	○	○	○	・プール付属室の壁面、柱のクラック
明倫小学校	・校舎内外壁、柱、梁、天井、その他土間等建物各所にクラック、モルタル剥離、内壁-天井の隙間発生 ・外部庇剥離 ・昇降口アルミ扉の変形による開閉難あり。 ・高架水槽FRPパネル破損により水道・トイレの使用は不可能となる。（水道は直圧による応急復旧のため1階のみ水道、トイレ使用可能となるが仮設トイレおよび給水タンクも設置。） ・玄関手洗漏水確認	○	×	×	・体育館内外壁、柱脚、梁、その他土間等建物各所にクラック、モルタル剥離が発生。一部扉の開閉に難あり。 ・高架水槽倒壊により水道・トイレの使用は不可能となる。（水道は直圧による応急復旧のため1階のみ水道、トイレ使用可能となるが、仮設トイレも設置。） ・体育館天井ブレースのたわみ発生。 ・体育館は避難所として使用	○	×	×	
成徳小学校	・校舎内外壁、柱、梁、天井、その他土間等建物各所にクラック、モルタル剥離、内壁-天井の隙間発生。水道・トイレ使用は可能 ・管理棟玄関前の昇降階段が沈下、手すりは脱落。（コーンを設置し、危険回避処置）	○	○	○	・体育館土間等建物各所にクラック、モルタル剥離が発生 ・一部扉の開閉に難あり ・体育館は避難所として使用	○	○	○	・机、TV等の備品類が落下のため破損あり ・県道沿いの石垣が一部膨らむ。

学校名	校舎				体育館				その他の施設
	被害状況	使用可否			被害状況	使用可否			
		建物	水道	トイレ		建物	水道	トイレ	
上灘小学校	・校舎内外壁、柱、梁、天井、その他土間等建物各所にクラック、モルタル剥離、内壁-天井の隙間発生が発生 ・水道、トイレ使用は可能。一部扉の開閉に難あり	○	○	○	・体育館土間等建物各所にクラック、モルタル剥離が発生 ・建物廻りの側溝蓋にひび割れ発生 ・アリーナ部の一部のブレースにたわみあり ・体育館は避難所として半面使用	○	○	○	・備品類落下による被害あり（理科備品）
小鴨小学校	・内外壁、柱、梁、天井、その他土間等建物各所にクラック、内壁-天井の隙間発生。キスパンションジョイント部の変形 ・蓄熱暖房機の固定金具が外れ、重量数百キロの機器がずれる。	○	○	○	・特に被害なし ・体育館は避難所として使用	○	○	○	・プール付属室内壁にクラック
上小鴨小学校	・校舎内外壁、柱、梁、天井、渡り廊下、その他土間等建物各所にクラック、モルタル剥離、内壁-天井の隙間発生・トイレ内壁のタイルへのクラック（分校）	○	○	○	・体育館土間等建物各所にクラック、モルタル剥離が発生 ・ステージ廻縁の一部脱落あり ・体育館は避難所として使用	○	○	○	・備品類に被害あり（家庭科、理科備品） ・グラウンド脇の記念碑が倒壊
北谷小学校	・校舎内外壁、柱、梁、天井、渡り廊下、その他土間等建物各所にクラック、モルタル剥離、内壁-天井の隙間発生・校舎廻りの側溝のひび割れ	○	○	○	・体育館天井ブレースの変形、屋根瓦のズレによる雨漏り、天井材の変形、トイレ内壁タイルのひび割れ　内外壁基礎・犬走りへのクラック発生 ・安全性を考慮し立入禁止とする。（余震によるブレース等の落下被害防止のため）	×	○	○	・プール付属室内壁にクラック
高城小学校	・校舎内外壁、柱、梁、天井、渡り廊下、その他土間等建物各所にクラック、モルタル剥離、内壁-天井の隙間発生　扉の開閉難あり	○	○	○	・体育館天井ブレースの一部脱落、内外壁のひび割れ、一部落下、犬走りへのクラック発生。扉の開閉難あり。 ・安全性を考慮し立入禁止とする。（余震によるブレース、壁等の落下被害防止のため）	×	○	○	・プール付属室内壁、プールサイドにクラック ・備品類落下による被害あり（理科備品）
社小学校	・校舎内外壁、柱、梁、天井、渡り廊下、その他土間等建物各所にクラック、モルタル剥離、内壁-天井の隙間発生扉の開閉難あり ・校地内の水道管が複数個所で断裂を確認。（水道の使用は可能）	○	○	○	・体育館天井ブレースのたわみ、屋根瓦のズレ、破損。内外壁基礎・犬走りへのクラック発生 ・体育館は避難所として使用	○	○	○	・プール付属室内壁にクラック ・備品類に被害あり（家庭科、理科備品）

学校名	校舎				体育館				その他の施設
	被害状況	使用可否			被害状況	使用可否			
		建物	水道	トイレ		建物	水道	トイレ	
灘手小学校	・校舎内外壁、柱、天井、渡り廊下、その他土間等建物各所にクラック、モルタル剥離、内壁-天井の隙間発生	○	○	○	・体育館外壁へのクラック発生 ・体育館脇の水道管断裂のため部分的に水栓停止。（特に支障なし）	○	○	○	
上北条小学校	・校舎内外壁、柱、天井、渡り廊下、その他土間等建物各所にクラック、モルタル剥離、天井材の下がりが発生 ・屋根棟瓦のずれ発生、漆喰の欠落	○	○	○	・体育館天井ブレース、縦ブレースの変形、梁のゆがみ発生 ・安全性を考慮し立入禁止とする。（余震によるブレース等の落下被害防止のため）	×	○	○	・備品類に被害あり（保健室、PC室）
関金小学校	・校舎内壁-天井の隙間発生・屋外階段梁のクラック	○	○	○	・体育館棟瓦のずれ ・トイレの内壁へのクラック	○	○	○	
旧山守小学校	・校舎内外壁、柱、天井、渡り廊下、その他土間等建物各所にクラック、モルタル剥離、内壁-天井の隙間発生	○	○	○	・体育館天井ブレースの変形、犬走りへのクラック発生 ・安全性を考慮しアリーナへの立入禁止とする。（余震によるブレース等の落下被害防止のため）	×	○	○	

学校名	校舎				体育館				その他の施設
	被害状況	使用可否			被害状況	使用可否			
		建物	水道	トイレ		建物	水道	トイレ	
東中学校	・校舎内外壁、柱、梁、天井、その他土間等建物各所にクラック、内壁-天井の隙間発生　エキスパンションジョイント部の変形。 ・屋根棟瓦のずれ発生	○	○	○	・体育館天井ブレースの変形、屋根瓦のズレや破損、柱脚アンカーボルトの伸び　内外壁基礎・犬走りへのクラック発生 ・安全性を考慮し立入禁止とする（余震によるブレース等の落下被害防止のため）	×	○	○	・グラウンドに複数の陥没箇所あり ・部室、プール付属室、武道場の内外壁のクラック ・備品類落下による被害あり（技術科、理科備品、TV）
西中学校	・校舎内外壁、柱、梁、天井、その他土間等建物各所にクラック、内壁-天井の隙間発生　エキスパンションジョイント部の変形 ・一部渡り廊下のねじれが発生、校舎との接続部に隙間が発生 ・トイレ器具の脱落、破損あり ・受水槽FRP壁の破損、校地内の水道管が複数個所で断裂のため水道の使用が不能となる。（水道は直圧による応急復旧のため1階のみ水道、トイレ使用可能となるが仮設トイレおよび給水タンクも設置。）	○	×	×	・体育館天井ブレースの断裂、たわみ、柱脚モルタルの破損。内外壁基礎・犬走りへのクラック発生ステージ天井、軒天の落下 ・安全性を考慮し立入禁止とする（余震によるブレース等の落下被害防止のため）	×	×	×	・プールサイド擁壁の亀裂、段差発生 ・グラウンドに複数の陥没、亀裂箇所あり ・備品類落下による被害あり（理科備品）
久米中学校	・校舎内外壁、柱、梁、天井、その他土間等建物各所にクラック、内壁-天井の隙間発生　エキスパンションジョイント部の変形 ・西側校舎の1階柱のせん断破壊が確認されたため、当該校舎の立入を禁止した。 ・屋上煙突の折損	×（西校舎） ○（他の校舎）	○	○	・体育館内外壁基礎・犬走りへのクラック発生。一部内側天井材のズレが生じ落下による被害防止のためアリーナに立入禁止区域を設定する。	△	○	○	・部室、プール付属室、寄宿舎の内外壁へのクラック ・備品類落下による被害あり（理科備品）

学校名	校舎				体育館				その他の施設
	被害状況	使用可否			被害状況	使用可否			
		建物	水道	トイレ		建物	水道	トイレ	
河北中学校	・校舎内外壁、柱、梁、天井、その他土間等建物各所にクラック、内壁-天井の隙間発生が発生。エキスパンションジョイント部の変形	○	○	○	・体育館内外壁、基礎、犬走りへのクラック発生 ・体育館は避難所として使用	○	○	○	・柔剣道場、音楽室等プール付属室、寄宿舎の内外壁へのクラック ・備品類落下による被害あり（理科備品、TV）
鴨川中学校	・校舎内外壁、柱、梁、天井、その他土間等建物各所にクラック、内壁-天井の隙間発生	○	○	○	・体育館内外壁、基礎、犬走りへのクラック発生。 ・一部天井ブレースのたわみ	○	○	○	・部室、プール付属室、寄宿舎の内外壁へのクラック

○：使用可、△：一部使用制限あり、×：使用不可



柱のクラック（明倫小学校）



高架水槽の損壊（明倫小学校）

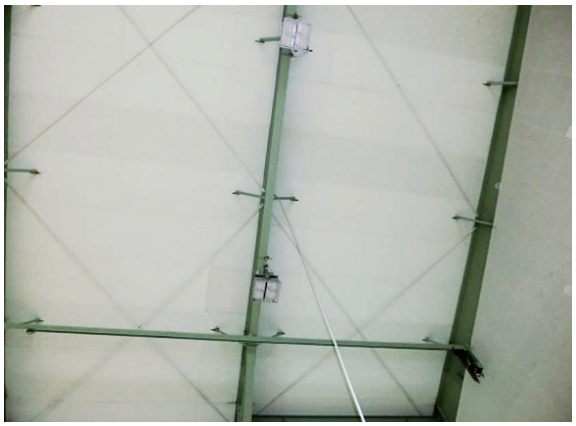


昇降階段、手摺の破損、脱落（成徳小学校）



側溝の倒れ（社小学校）

図 32　地震直後の学校施設の被害状況



体育館天井ブレースの脱落（高城小学校）



体育館屋根瓦の飛散・破損（社小学校）



受水槽の破損（西中学校）



グランドの亀裂（西中学校）



トイレ便器の破損（西中学校）



天井-壁の隙間（東中学校）



室内の状況（西中学校・図書室）



柱のせん断破壊状況（久米中学校）

図 32　地震直後の学校施設の被害状況

7　社会教育施設の被害

地区公民館においては、成徳公民館の屋根及び社公民館の玄関ホール及びトップライト他に大規模な被害を被ったが、その他の地区公民館は小規模な被害に留まった。被害の小さな地区公民館は施設利用の安全確認を実施し、復旧を要する範囲を除き通常の利用に戻ることができた。

しかし、成徳公民館においては落下した屋根瓦の除去及び緊急修繕、社公民館においては施設の大部分の復旧を要する状況であったため、施設の復旧が完了するまでの約３ヶ月間、通常利用ができなかった。

体育施設においては、市役所周辺施設に被害が集中し甚大な被害を受けた。市営陸上競技場は全体に歪み凹凸が生じて周長が６cm延長、野球場は内野観客席と階段等の破損、武道館は建物・外構ともに被害を受け、庭球場・射撃場は地割れ等を生じたことから、震災発生から約１年にわたり利用できない状況が続いた。

また、温水プールは流水プール槽破断により流出した水が、機械室に流入し機械設備のほとんどが機能しない状況となった。このため、機械設備の入れ替え・調整、プール本体の改修を必要とした。

表 26　地区公民館及び体育施設の主な状況

施　設　名	被害状況
上北条公民館	屋根・内壁破損
上井公民館	天井・内壁破損
西郷公民館	屋根・内壁破損、軒天クラック
上灘公民館	屋根・内壁破損、外トイレ水漏れ
成徳公民館	屋根瓦の落下、内壁破損、空調機器破損
明倫公民館	内壁破損、空調不良
灘手公民館	屋根・外壁破損、壁面破損（雨漏り）
社公民館	屋内壁面剥離、天井落下、空調機器落下、内壁破損
北谷公民館	外壁破損
高城公民館	屋根・外壁破損
小鴨公民館	屋根・内壁破損
上小鴨公民館	内壁破損
スポーツセンター	進入路法面クラック・進入路舗装クラック、側溝・給水管破損
〃　体育館	排煙窓破損
陸上競技場	トラック歪み、地盤沈下、アナウンス室沈下
庭球場	コートクラック、トイレ破損
武道館	給排水管破損、駐車場クラック
野球場	スタンド・記者席破損
温水プール	流水プール・ポンプ・ろ過器・ダクト支持金物破損
射撃場	管理棟付近クラック
関金海洋センター	外壁破損



社公民館（玄関ホール）



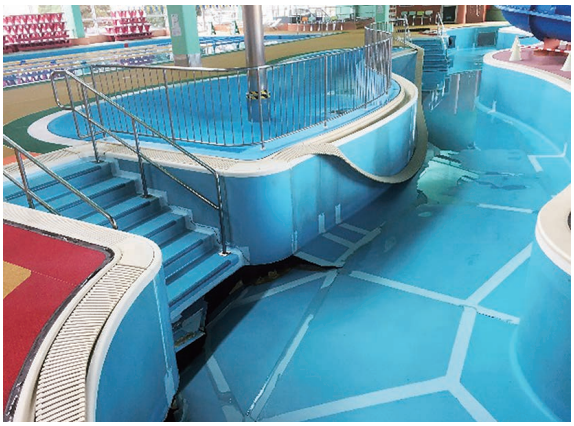
社公民館（和室）



成徳公民館（屋根瓦）



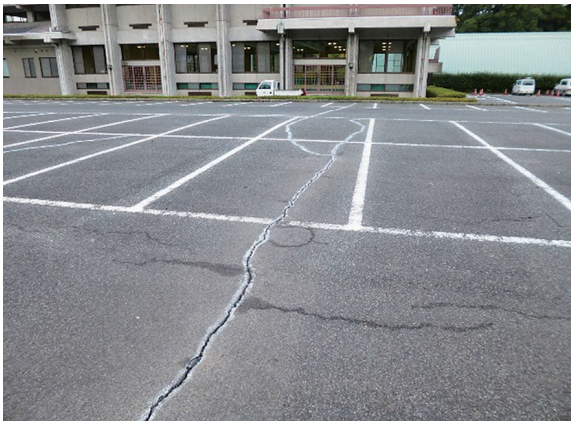
成徳公民館（会議室１）



温水プール（流水プール）



野球場（スタンド）



武道館（駐車場）



庭球場（コート）

図 33　地区公民館及び体育施設の被害状況



陸上競技場

図 33　地区公民館及び体育施設の被害状況

8　公共施設の被害

8－1　市管理施設の被害状況

鳥取県中部地震により、市管理施設も被害を受け、その破損状況に応じて施設全体または一部を使用禁止にする等の対応を行った。（図 34、表 27）

1　市役所庁舎の被害

本庁舎については、窓ガラスが破損し、手すりが脱落、議会棟はコンクリート柱が全て破損し、当面閉鎖することとなった。

また、関金支所が維持管理している公共施設は、旧関金町時代に建築した建物を主としており、関金地区は比較的地震による影響が全般において少なかったが、関金支所が入室している関金総合文化センターでは、外壁、天井等のひび割れが見られた。（図 35）





本庁舎





議会棟

図 34　市管理施設の被害状況



本庁舎北側駐車場



東庁舎



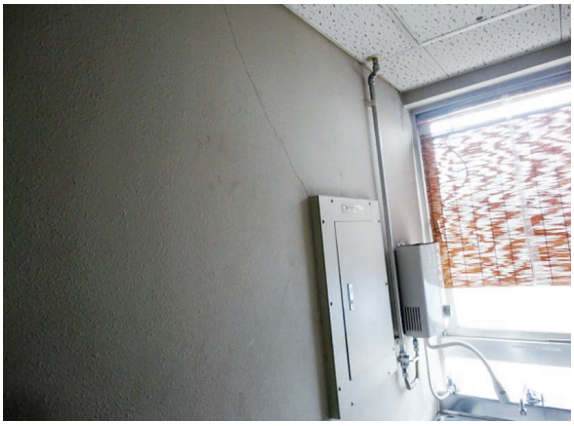


東庁舎





南庁舎





北庁舎

図 34　市管理施設の被害状況

（1）関金総合文化センター大会議室



前側全景



天井のクラック



天井のクラック



壁のクラック

（2）関金総合文化センター外壁の被害



外壁のクラック



外壁のクラック

図 35　関金支所の被害

（3）関金総合文化センター玄関周辺



玄関の柱の破損



柱のクラック

（4）関金図書館



床のクラック



床のクラック



床のクラック



床のクラック

図 35　関金支所の被害

表 27　鳥取県中部地震による市庁舎の被害状況について

被害箇所	内　容
本庁舎地下階	・貯水槽に泥が流入するなどして、ポンプ異常停止、庁舎内の水道が一時濁る ・壁面及び、受水槽の基礎コンクリートにひび割れ
本庁舎１階	・窓ガラス破損２カ所 ・食堂前付近から総務課業務改善係執務室までの廊下及び執務室内床面に凹凸 ・売店横階段壁面及び、西玄関コンクリート柱のうち１本にひび割れ ・エレベーター開閉用ロープ変形、一時使用不能に ・北側外階段の手すり支柱破損により手すり一部落下 ・北側外階段付近の地盤沈下により階段本体下段７段目から割れ、分離 ・北側外階段前付近の地盤沈下により、東側玄関と北側駐車場との間及び東玄関正面市道との間に段差発生、駐車場にも亀裂多数 ・自家発電設備設置箇所のすぐ脇が陥没 ・東玄関側市道の舗装にひび割れ ・東玄関付近マンホールコンクリート枠に割れ ・西玄関側街灯カバー破損
本庁舎２階	・窓ガラス破損10カ所 ・窓枠サッシの歪みによる脱落等11カ所 ・東側内階段壁面等コンクリート部分にひび割れ ・市民課西出入り口付近の外壁タイル数枚落下 ・税務課前トイレ壁面にひび割れ ・テラス部分は４階手すり落下の危険があるため通行禁止、合わせて議場付近を除いた２階出入り口の使用禁止 ・ベランダ北西に設置された手すり支柱が破損
本庁舎３階	・窓ガラス破損24カ所、うち中階段ガラスも破損のため一時通行止め、割れたガラスにより大会議室レースカーテン破損 ・窓枠サッシの歪みによる脱落等22カ所 ・東側内階段壁面等コンクリート部分にひび割れ ・トイレ壁面にひび割れ ・梁に多数のひび割れ
本庁舎４階	・窓ガラス破損23カ所 ・窓枠サッシの歪みによる脱落等９カ所 ・東側内階段壁面コンクリートにひび割れ ・総合政策課側廊下壁面の木製化粧板が浮く ・市長室、市民応接室調度品落下破損 ・副市長室ロッカー固定器具破損 ・梁に多数のひび割れ ・女子トイレ壁面にひび割れ ・女子トイレ陶器製タンク蓋が落下破損 ・トイレの通気管にひび割れ、４階女子トイレに異臭発生 ・テラス欄干の４つの角が大きく破損（落下の恐れあり、落下の被害想定箇所の立ち入り禁止）
屋上	・階段室ガラス破損、窓枠コーキング部分より雨水流入 ・階段室天井面破損 ・煙突コンクリート部分に多数のひび割れ、欠け
議場	・内側コンクリート部分に多数のひび割れ ・８本の柱頭部及び屋根接合部分が破損（議場内立ち入り禁止） ・明り取り用無双窓のガラス部分破損 ・天井と壁との接合部分が変形 ・エアコン室の外壁コンクリートに割れ、欠け及び北側壁面が動き隙間発生

被害箇所	内　容
東庁舎１階	・執務室床面にひび割れ ・子ども家庭課入口付近壁面にひび割れ ・福祉課窓ガラス１枚破損 ・福祉課内鉄骨ブレースのコンクリート製支えにひび割れ ・北側石垣が幅３ｍ崩落、石垣上犬走りにひび割れ ・北側コンクリートブロック壁が傾き、隙間発生 ・子ども家庭課前駐車スペースのコンクリート擁壁にひび割れ ・福祉課給付金担当仕切り戸及び壁が大きく破損 ・福祉保健部長室入り口付近に傾斜 ・非常階段接続部分のコンクリートにひび割れ ・東側張り出し部分のブロック壁にひび割れ、欠け
東庁舎２階	・連絡橋がずれ、３㎝程度の隙間 ・階段壁面、階段と壁面の間、３階踊り場にひび割れ、階段裏ロッカー室の壁面が大きく破損 ・建設部長室、トイレ、管理計画課の壁面にひび割れ ・建設部長室、管理計画課、建設課のクレッセント鍵に歪み ・管理計画課から建設課までの床面南北方向にひび割れ ・非常用階段の２階テラスとの接続部分のコンクリートに割れ ・人権局コンクリート壁面にひび割れ
東庁舎３階	・階段ホール壁面、第３会議室ドア設置箇所付近壁面、トイレ・給湯室、教育総務課東側壁面コンクリート部分にひび割れ ・教育長室鉄骨ブレースのボルトに緩み ・教育長室、教育総務課木製壁板が破損落下
南庁舎１階	・増設部分と既設部分が分離し、部分的にコンクリートが破損
南庁舎２階	・増設部分と既設部分が分離 ・増設部分が傾斜 ・増設部分と既設部分の境にある柱がひび割れ、床面もその境付近から傾斜を始めている ・トイレ壁面にひび割れ ・１階に降りる階段壁面にひび割れ ・建築住宅課窓枠付近の外壁部分欠落 ・建築住宅課付近で漏電が発生し停電 ・庁舎外北側部分に地割れ ・庁舎出入り口と舗装路面に隙間
北庁舎１階	・庁舎入り口付近の階段タイル、駐車場コンクリートにひび割れ ・駐車場と庁舎の間のアスファルトとコンクリートに２㎝程度の隙間及び段差 ・環境課、商工課の内側の全ての柱に高さ1.8m付近にひび割れ ・１階から３階までの階段壁面に多数のひび割れ
北庁舎２階	・給湯室の壁面にひび割れ
北庁舎３階	・農業委員会事務局の壁面（庁舎南東側）及び外柱にひび割れ ・女子トイレ鏡破損
関金支所	・外部のヒビ割れ及び浮き ・総合文化センター大会議室の天井及び壁面のひび割れ ・１階図書館の床ひび割れ
車庫１階	・西側の壁面にある２カ所の鉄筋ブレースが折れ曲がる ・西側シャッター中柱の落とし破損
鴨川倉庫	・倉庫内と倉庫前の広場の境に段差が発生

【問題点・改善点】

業務継続計画（ＢＣＰ）（平成25年１月策定）では、本庁舎の状態として「震度６弱以上の地震に対し

ても庁舎倒壊のおそれは少ないが、オフィス家具等の転倒防止を行っていない執務室では、窓ガラスの飛散、建物内部の散乱、汚染等により執務室が使用できなくなる場合が想定される。」とされており、それを受けキャビネット等の転倒防止対策を進めていた。

実際には、これらの対策によりキャビネット等の転倒はまぬがれたが、窓枠自体の歪み、変形等により、窓ガラスの飛散を防ぐことが出来なかった。

また、飛散したガラスの撤去が完了するまで使用できない会議室が発生した。

2　児童福祉施設の被害

市が管理する児童福祉施設である保育所、認定こども園、児童館、放課後児童クラブでは、児童、職員ともに怪我をした者はなかった。施設の屋内外の壁面･基礎の亀裂、屋根瓦のずれ、園庭の地割れ、給水設備の破損等の物的被害が発生したが､児童の受入､運営に支障をきたす大規模な損害はなかった。

また、一部の放課後児童クラブでは余震による被害の拡大を未然に防ぐため、機能移転や隣接するクラブで緊急一時的な受け入れを行った。

3　都市施設及び公園施設等の被害

市管理施設のうち、都市施設及び公園施設等の被害では人的被害はなかったが、駅前広場２カ所と公園施設５カ所及び公衆トイレ３カ所で施設被害があった。

特に打吹公園は、公共土木施設災害復旧事業の対象となった体育施設・博物館以外にも飛龍閣や正面展望台など７施設で一般単独災害復旧事業の対象となる被害を受け、そのうち飛龍閣は来園者の安全が確保できるまで利用を休止せざるを得なかった。(表 28)

表 28　都市施設等の被害

区分	名　　称	被災箇所及び内容
駅前広場	倉吉駅前バスプラザ	自動ドア
	倉吉駅	外周施設クラック等
都市公園	打吹公園 (体育施設・博物館除く)	飛龍閣（屋根、壁崩落、看板落下)･中央トイレ（屋根)･羽衣池（銘石･灯篭傾き、揚水管チャッキ、漏水)･動物舎（ドア)･遊歩道（地割れ、路肩崩壊等)･正面展望台（屋根、外灯倒壊)･水道施設(漏水)
	八幡公園	トイレロータンク蓋落下
その他公園	大平山公園	ライオンズの泉池沈下
	虹ヶ丘公園	コンクリート壁亀裂
	生田さくら団地公園	フェンス基礎破損
公衆トイレ	ポケットパーク	まちづくりセンター屋根
	めいりん通りお手洗い	排水管、汚水桝
	西倉吉バスターミナルトイレ	時計（落下前に撤去）



図 36　打吹山正面展望台大屋根破損

4　歴史公園施設等の被害

史跡伯耆国分寺跡内の南東に位置する塔の基壇が被災した。東側の道路に面した法面には地割れも発生した。また。史跡法華寺畑遺跡にあるガイダンス施設を併設した公衆トイレは外部の階段のインターロッキングが被災した。屋根の棟が壊れたり、漆喰壁の崩落やトイレ器具の破損などが発生した。西門の北側にも漆喰の剥離等の被害がある。





図 37　史跡伯耆国分寺跡　塔基壇被災状況





図 38　史跡法華寺畑遺跡　ガイダンス施設被災状況

5　市営住宅の被害状況

本市の市営住宅の被害は、長屋住宅においては瓦のずれ、内壁ボード、クロスの破損、外壁や基礎にクラックが生じ、集合住宅においては敷地の陥没、インターロッキングの不陸が見られた。

特にみどり町住宅の被害は大きく、既存ブロック積擁壁の変状及び舗装、既設水路の破損が生じた。

瓦のずれによる雨漏り防止のブルーシート張りでは、地元自治公民館の協力を得て迅速に行うことができた。

表 29　市営住宅の被害状況

住　宅　名	被害状況
サンテラス大平	敷地陥没
上　余　戸　住　宅	敷地陥没・通路破損・雨樋破損
福吉町二丁目住宅	屋根破損
余戸谷町住宅	受水槽破損
みどり町住宅	駐車場舗装クラック・擁壁破損・水路破損
八　幡　町　住　宅	インターロッキング不陸・汚水枡破損
長坂新町住宅	屋根破損・外壁破損
中河原二住宅	屋根破損・屋内破損・外壁破損



みどり町住宅駐車場舗装クラック



中河原二住宅屋根復旧工事

図 39　市営住宅の被害状況

6　博物館の被害

博物館は、地震発生時に開館中であったが来館者は１名であった。直ちに職員が誘導し、正面玄関から避難し無事であった。揺れがおさまった後に職員全員で各展示室等の被害状況を確認した。被害状況は次のとおりであった。

表 30　博物館施設の被害状況

被害部分	被害状況
1　博物館建物	渡り廊下側面ガラス及び中庭出入り口ガラスドア損壊、コンクリート内外壁面の亀裂多数、ホール天井板落下、展示室照明器具落下破損、空調機配管破損(複数)、給排水管破損（複数）ほか
2　外構部分	職員用通用口付近地盤沈下、収蔵庫棟スロープ付近地盤沈下、資料館棟側溝廻り、資料館棟入り口階段損壊、埋設受水槽破損、池漏水、玄関タイル亀裂・浮き、階段脇外灯破損、博物館周辺道路・駐車場の亀裂沈下ほか
3　展示・収蔵品	国重要文化財３件のうち１件（上野遺跡出土子持壷）損壊 国重要有形民俗文化財（斎江家鋳物師資料）は損傷等なし 県指定保護文化財６件のうち、４件（阿弥大寺墳丘墓出土品、不入岡遺跡出土品、埴輪鹿、銅鐸）損壊　他、土器、絵画、民俗資料、野外彫刻の一部が被災

表 31　博物館施設の復旧・修復状況

区　分	復旧・修復	内　容
博物館建物及び外構部分等	緊急修繕で対応したもの	ガラス及びガラスドア、ホール天井、空調及び給排水設備、階段脇外灯等
	復旧工事対応（完了したもの）	内外壁、玄関タイル、池、受水槽等
	復旧工事対応（完了したもの）	通用口付近地盤沈下、資料館スロープ付近地盤沈下、資料館棟屋根及び側溝廻り、資料館出入り口階段、博物館周辺道路・駐車場等
展示・収蔵品	修復中のもの	未指定品→修復中
	修復完了のもの	国指定文化財（重要文化財） 県指定文化財（保護文化財）

【問題点・改善点】

1　建物部分について

築40年以上が経過した建築物であり、老朽劣化が激しく、今回の地震被害のうち、この老朽劣化した部分が揺れにより損壊したものが多くあり、施設の抜本的な改修が課題である。

※空調設備、給水設備等の配管は大半が鋼管であり、内部にサビが多く管が薄くなっていた。

2　展示について

地震により、展示物の落下等による損壊が生じたが、展示施設としては、免震装置付きの展示ケースでの展示が望ましい。考古展示室にある４基のケースのうち１基について免震装置組み込み改修を実施済み。

※平成27年に導入した２基の免震装置付き展示ケース肉の展示物は、地震直後確認した際、免震装置が働き、微動だにしていなかった。

8－2　県管理施設の被害状況

県管理施設のうち、河川、砂防、道路、橋梁については第２章第３項第３目で記載しているが、ここでは、その他の県立施設の被害について記載する。

倉吉未来中心や倉吉体育文化会館でも大きな被害が発生すると共に、市内の県営住宅では、15団地で被害が発生し、入居世帯464戸中59戸で外壁・内壁等のひび等が発生した。また県営住宅の周辺施設や共用部分での被害も発生した。詳細は以下の（表 32）及び表 33のとおりである。

表 32　県立施設（未来中心・体育文化会館）の被害情況

施　設　名	被　害　概　要	備　　考
倉吉体育文化会館	【体育館】 ・メインアリーナ天井仕上げ材の一部が落下 ・外部スチールサッシ高窓ガラス破損 【会館】 ・１・２階軒天井破損落下 ・玄関付近スチールドアガラス亀裂 ・２階自動ドア開閉支障	体育館：　H28.12.23再開 会館：　H28.10.31再開
倉吉未来中心	・アトリウムの吊り天井の一部落下（約140㎡） ・セミナールーム３の天井からパラパラとものが落下 ・アトリウム２階部：内壁仕上げ材の落下（複数カ所） ・花壇ブロック、外構床タイルに破損 ・アトリウムのトラス基礎部分に著しい破損（事務所側のトラス基礎）	よりん彩：H28.11.29再開 梨記念館、研修室： H28.12.15再開 小ホール：H29.1.27再開 エントランスホール、大ホール： H29.3.18再開 アトリウム： H29.4.30再開 （全館再開）

表 33　県営住宅の被害情況

被災団地名	総戸数	被災戸数	共用部分の被害
清　谷　団　地	18	0	階段部分の亀裂
米　田　団　地	56	5	外壁にひび、側溝破損
福守第一団地	66	0	舗装に亀裂、階段等の沈下等
福守第二団地	24	2	階段の沈下、接合部の段差等
明治町団地	20	4	ガス小屋の壁にひび
越　殿　団　地	16	3	
和　田　団　地	88	2	階段やスロープの段差
東和田団地	10	5	
八　幡　団　地	30	2	駐車場の段差、階段と側溝の亀裂
高城第一団地	20	13	
高城第三団地	10	7	
小　鴨　団　地	14	8	
北　野　団　地	10	7	
河　北　団　地	64	1	
旭田町団地	18	0	太陽光パネルの調子が悪い
合　　計	464	59	

9　広報記録班の活動

震災直後から、市役所が揺れている状況、庁舎内の被害状況、職員の屋外退避状況、ブルーシート配布状況、市内の被害状況、各避難所の状況、ボランティアセンターの活動状況、がれきの仮置き場での作業状況等、写真869枚、動画391本を撮影し、震災の記録の保存を図った。

また、市が所有するドローンを活用し、市役所周辺（成徳地区等）の上空からの記録保存も行った。

市では、被害の大きかった地域や場所の状況を確認するため、業者に委託し、ドローンでの撮影を実施した。

表 34　ドローンでの撮影状況（委託分）

撮影場所	撮影日	目　的
生竹配水塔	平成28年11月２日	中部地震で破損した配水塔の被災状況の確認
福光の一部	平成28年11月２日	福光地内の傾斜地に造成されている団地（主要地方道倉吉赤崎中山線から県道仙隠岡田線に続く市道北野福光線沿いの団地）の状況確認
旧市街地周辺（成徳・明倫地区）	平成28年11月３日	倉吉市の観光地である伝統的建造物群保存地区周辺の状況確認
住吉町（山沿い）	平成28年11月４日	住吉町の山沿いに発生した亀裂の状況確認
西中学校周辺西中学校校庭等	平成28年11月７日	西中学校から俯瞰し、周辺のブルーシートの状況等を確認。西中学校グラウンドや斜面に発生した亀裂の確認。
水耕栽培施設	平成28年11月７日	水耕栽培施設の被災状況の確認

第３章　応急対策

1　災害対策本部の設置・活動

市役所本庁舎の窓ガラスが割れ、中に入れない状況であったため、市役所内に災害対策本部を設置できない状況であったが、災害応急対応について協議できる場所と市民からの情報収集を行うことができる場所が必要であった。

一旦、14時40分に本庁舎周辺で災害対策本部を設置したが、その後、14時50分に被災の少ない鳥取県中部総合事務所２階会議室に移動し、災害対策本部を設置した。本市の災害対策本部の廊下を挟んで向かい側には、鳥取県中部の災害対策本部が設置されており、県庁の災害対策本部とのテレビ会議も可能であったため、県との災害応急対応について連携が密に取れる状況であった。

鳥取県中部総合事務所に災害対策本部を設置していた間は、混乱の中、文書・資料を作成しながらの災害対策本部会議が困難であったため、各実施班からの電話連絡などのメモを使っての会議を実施した。災害対策本部会議は、災害対策本部に常駐していたため、必要な時に随時、協議を実施していたが、避難者の状況や被害状況を確認するための災害対策本部会議も定期的に実施した。

平成28年10月21日から24日までの４日間、本市の災害対策本部を鳥取県中部総合事務所に設置していたが、その間は災害対策本部員が24時間体制で常駐し、災害応急対応に従事した。

平成28年10月25日から、災害対策本部を市役所本庁舎３階大会議室に移動し、引き続き災害対策本部員が24時間体制で常駐し、災害応急対応を実施した。

表 35　地震発生直後の出来事

月　日	時　間	主　な　内　容	備　考
10月21日	14：40	倉吉市災害対策本部（以下「本部」という）設置	
	14：50	本部を鳥取県中部総合事務所に移転	
	14：50～	本部会議の中で各応急対応を決定 避難所開設場所、避難所の応急危険度判定、備蓄品等の物資輸送、被災宅地応急危険度判定、被災住宅応急危険度判定、県への支援要請、ブルーシート・土のう配布等協議	
	18：00	避難所開設の防災行政無線放送	避難所開設18カ所開設
	20：10～	被害情況の報告・対応 ・家屋被害21カ所 ・道路被害３カ所 ・児童生徒の安全を確認 ・温水プール水漏れ、給食センター破損 ・大平農道通行止め ・断水中　倉吉病院・谷口病院へ給水車派遣 　上灘小学校へ給水車派遣 避難所対応について協議 ・18カ所開設　避難者1,396人 ・支援物資搬送等	

月　日	時　間	主　な　内　容	備　考
	22：00～	被害情況の報告・対応 ・救急搬送　怪我・体調不良３件、転院搬送６件 ・家屋被害23カ所 ・道路被害４カ所 ・市道中田生田線（鴨河内地内）通行止め ・河北・西郷・成徳・明倫小学校へ給水車派遣 厚生病院へ給水車派遣 避難所対応について協議 ・18カ所　避難者1,921人	
10月22日	１：00	避難所対応状況について協議 ・18カ所　避難者2,008人	
	７：30	被害情況の報告・対応 ・人的被害　軽傷11人 ・住家被害　一部損壊20件 非住家　一部損壊14件 ・市道通行止め　６カ所　県道通行止め１カ所、 片側通行１カ所 ・巡回により教育施設の安全確認中 ・厚生病院・清水病院・北岡病院に給水車配置　避難所の上灘・成徳・上小鴨・社小学校に給水車設置。午前６時から漏水調査開始 ・ブルーシート配布を市役所で開始（８：00～） 避難所対応について協議 ・避難所開設17カ所（山守小学校避難者なし） ・避難者　1,094人	
	12：00	被害情況の報告・対応 ・人的被害　重傷１人、軽傷11人 ・住家被害　一部損壊42件、 非住家　　一部損壊16件 ・市道通行止め10カ所　県道変更なし ・小中学校は10月24日（月）からの登校に向けて準備中 ・断水・減水状況5,600戸程度　破損状況 26カ所（当日修理対応） ・厚生病院・清水病院・北岡病院に給水車設置中 上灘・成徳・上小鴨・社小学校及び灘手公民館に給水車配置 ・上小鴨保育園・関金児童館を除く保育園・児童館は10月24日（月）からの登校に向けて準備中 ・災害ボランティアセンターは開設準備中 ・がれき置場は向山の旧廃棄物処分場とし、市民に周知予定 ・ゴミ収集は通常どおり実施予定。10月23日（日）は、午前８時半～午後４時半までほうきリサイクルセンター搬入可 ・ブルーシートが調達でき次第、配布再開 ・協定先の自治体（松戸市・館山市）から物資支援あり 避難所対応について協議 ・避難所開設17カ所　1,039人	

2　災害情報収集・伝達

2－1　災害情報等の収集

災害情報は、災害対策本部及び市役所本庁舎４階の両方で行った。

ほとんどの被害情報等（住宅被害、道路被害、農地被害等）は、市役所本庁舎に電話連絡があり、４階の総務部の執務室（総務課・防災安全課・財政課）に人員を配置し、電話で受けた被害報告を「災害情報等通報受信票」に記入し、被害内容に応じて担当実施班ごとに振り分け、各実施班に対応を依頼する方法をとった。

また、平成28年11月24日から市役所本庁舎１階西玄関に被災住宅総合相談窓口を、また、議会図書室に電話回線を増設してコールセンターを設置し、情報収集や市民への情報提供を行った。

平成29年４月１日からは、コールセンターを被災住宅総合相談窓口に一本化し、情報収集の集約化を実施した。収集した被害情報は、災害対策本部室で「鳥取県災害情報システム」に入力したが入力作業のほとんどは、県から派遣されたリエゾン（情報連絡員）が主に担当した。

2－2　通信の確保

市民に対する情報提供は、防災行政無線を通じて実施したが、地震発生直後は防災行政無線が正常に作動しなかった。直ちに保守点検業者に確認・修理を依頼し、当日の午後６時には市民に体して避難所開設情報を放送することができた。その後、防災行政無線は正常に作動している。

また、地震直後は、防災行政無線室内の書類や機器が落下し、入り口を塞いだため、放送室に入ることに苦労した。その対策のため､防災行政無線室内の機器や棚を固定し､入り口ドアを引き戸に改良した。職員・消防団個人に直接メールを配信できる「倉吉市職員等安否確認・参集システム」は、震災直後から正常に作動したため、連絡手段として活用した。

消防団との連絡には、各分団に配布している簡易無線を活用したが､同様の機材を市役所周辺でブルーシート配布等を実施する職員間の情報伝達手段としても利用したため、防災安全課の親機に無線通話が集中し、消防団との情報伝達がスムーズに実施出来なかった。そのため、後日、消防団分団長会議において、各本部員・分団ごとの無線チャンネルをそれぞれ決め、混乱が発生しない無線機の利用方法について協議を行った。

2－3　災害広報活動

被災後、平成28年11月４日に市報特別号を発行し、り災証明の申請方法や各種減免制度等を市民に周知した。その後も、市報を活用し、必要な情報を市民に情報提供してきている。

震災関係情報については､市報を活用するのと同時に､防災行政無線（屋外放送･戸別受信機放送･メール配信等）を活用して伝達しており、平成28年12月末までに防災行政無線で放送した主な内容・回数は以下のとおりである。

表 36　防災行政無線放送内容

内　容	回　数
震度速報	28回
地震情報	23回
避難所開設	1 回
断水情報	1 回
給水情報	1 回
道路漏水情報	1 回
り災証明情報	1 回
被災住宅に関する情報	2 回
ブルーシート配布情報	12回
ブルーシート張り時の安全確保注意喚起	2 回
震災に便乗した犯罪被害防止注意喚起	5 回
震災被害の報告先情報	1 回
災害ごみ処理情報	9 回
可燃ゴミの配布情報	2 回
災害ボランティアセンター情報	5 回
市営住宅の入居募集	4 回
被災住宅総合相談窓口情報	6 回
被災住宅の不当な見積注意喚起	1 回
ブルーシートからの落雪注意喚起	1 回
その他、イベント中止情報等	多数、放送実施

2－4　公聴広報（相談窓口の設置等）

1　相談窓口の設置

地震発生当時から、被災した市民や各所からの問い合わせ、住家被害報告の受付は、防災安全課ほか、各担当課で個別に対応していたが、各執務室の電話が鳴りやむことなく、現場は混乱を極め、また情報も錯綜し、適切な対応が困難であった。そのため、平成28年10月24日に住家被害報告を総合的に受付するための相談窓口を市役所１階第５会議室に設け、税務課職員２名と各課から動員した臨時職員３名～５名名を配置し、対応に当たった。

窓口には、被災した市民が多く詰めかけ、被害報告のほか、り災証明書の発行や支援金の支給などの復旧対応を求められることが多々あったが、その時点では支援策を検討中の段階であり、また窓口対応をしていた職員が臨時職員であったことから、被災者が満足いただけるような対応は困難であった。

この対応については、11月24日に、被災住宅総合相談窓口が設置されるまで継続された。

2　コールセンターの設置

地震発生当時から、被災した市民や各所からの電話による問い合わせについては、市の代表電話（総務課）と各担当課で対応していたが、現場では、それぞれの電話の対応に追われ、震災対応の情報共有もままならず、対応が困難な状況であった。このことから、平成28年10月24日（月）に急きょ議会図書室に電話回線を４回線増設し、各課から動員した臨時職員８名～10名を配置し、コールセンターを開設した。また、防災無線で開設を広報し、電話による問い合わせについてはコールセンターに集約するよう呼びかけを行った。

コールセンターの設置については、場所を議会図書室から１階第４会議室へ移設し、その後第５会議室の被災住宅総合相談窓口に統合しながら、地震発生から１年５カ月がたった今も継続している。

3　災害救助法の適用

震災が発生した平成28年10月21日当日には、鳥取県知事から災害救助法の適用通知を受けた。

災害救助法とは、一定基準以上の災害が発生した場合に適用され、本市の場合は、災害救助法施行令第１条第１項第４号が適用された。同号では、「多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当すること」とされており、平成25年10月１日内閣府令第68号では、基準として「災害が発生し、又は発生するおそれがある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること」とされている。

災害救助法では、法が適用された場合の救助は、都道府県知事が法定受託事務として、現に救助を必要とする者に行うこととされており、必要に応じて、救助の実施に関する事務の一部を市町村長に委任できるとされている。今回の鳥取県中部地震でも県から倉吉市に災害救助の事務の一部（表 37記載の事務）が委任された。

なお、災害救助法では、救助の種類ごとの適用期間（一般基準）が定められているが、県を通じて国（内閣府）に協議することにより、必要に応じて期間の延長（特別基準）が可能である。

災害救助法が適用された救助の種類と適用期間は以下の表のとおりである。

表 37　災害救助法が適用された救助の種類と適用期間

救助の種類	当初適用期限	延期期間１	延期期間２	延期期間３	延期期間４
避難所の設置	10月27日	11月10日	11月20日	12月４日	12月16日
炊き出しその他による食品の給与	10月27日	11月10日	11月20日	12月４日	12月15日
飲料水の供給	10月27日	11月10日	11月20日	12月４日	延期なし
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10月30日	11月10日	11月20日	延期なし	延期なし
被災者の救出	10月23日	延期なし	延期なし	延期なし	延期なし
被災した住宅の応急修理	11月20日	11月20日	11月20日	12月20日	４月21日
学用品の給与	教科書 11月20日 文房具学用品 11月４日	教科書 11月20日 文房具学用品 延期なし	教科書 11月29日 文房具学用品 延期なし	教科書 延期なし 文房具学用品 延期なし	教科書 延期なし 文房具学用品 延期なし
障害物の除去	10月30日	11月10日	11月20日	延期なし	延期なし

4　医療救護・保健衛生活動

4－1　医療救護

1　中部圏域における医療体制の情報

（1）医療救護にかかる関係者会議

医療救護活動については、災害発生当日（ＤＡＹ１［発災日をＤＡＹ１とする］）に鳥取県が医療救護対策中部支部を倉吉保健所内に立ち上げ、圏域病院及び透析医療機関の被害状況把握等が行われた。

また、医療ニーズの分析、調整、医療救護活動に係る方針を決定するため、医療救護活動の関係者による災害医療コーディネーター拡大会議が翌10月22日（ＤＡＹ ２）に開催された。

（2）中部圏域の医療機関の被害状況

中部圏域における医療機関については、大きな被害はなく、大きな混乱もなかったが、断水・濁水により一部の透析患者が圏域外の医療機関に搬送されたと報告があった。

しかし、地震発生当日の10月21日（ＤＡＹ １）には県と医療機関の被害状況についての情報共有ができていなかったため、避難者の中に透析が必要な人があり医療機関に透析の可否についての照会をした。

10月24日（ＤＡＹ ４）には、中部圏域の医療機関については、施設･機器の一部損失はあるものの、ほぼ全ての医科・歯科診療所、薬局の機能が回復し、平時の医療体制がほぼ回復した。

2　避難所における医療救護活動

（1）医療チーム等の活動

地震発生直後、本市に県立厚生病院、及び中部医師会等から医療提供体制が可能であるとの連絡があり、避難所における避難者の被害状況等を確認し、避難所に医療救護所は開設しなかった。

県より、10月21日（ＤＡＹ １）にＤＭＡＴが本市に入ることの連絡を受ける。医療救護活動は、ＤＭＡＴ（10月22日）、鳥取県中部医師会、鳥取県歯科医師会を始め、県内外からの多くの医療チームの支援により避難所や在宅での医療救護活動を実施した。

また、ＪＲＡＴ（大規模災害リハビリテーション支援関連団体協議会）等の協力によりエコノミークラス症候群や生活不活発病を防ぐための予防的な運動指導を実施した。

上記以外にも県内外の多くの医療チームの支援により、避難所等で医療救護活動を実施した。（資料 34）

3　福祉避難所について

（1）福祉避難所の開設

10月22日（ＤＡＹ ２）は福祉避難所の開設に向け、援護班・医療防疫班で避難所巡回での避難者の情報をもとに、医療・福祉面で配慮が必要な人数を確認し、高齢者生活福祉センターと子育て総合支援センターの２カ所に福祉避難所を開設することに決定した。

10月23日（ＤＡＹ ３）は、福祉避難所２カ所の開設及び、個別に配慮が必要であると思われる人に対して、本人及び家族の意向を確認するとともに、移動の支援を行った。

（2）災害支援ナース等による支援

福祉避難所開設当初は、本市と県との災害支援ナースに関する情報が錯綜したため、保健師等が

交代で常駐していたが、11月１日（ＤＡＹ 12）から福祉避難所１カ所に鳥取県看護協会から災害支援ナースの派遣を受け、避難所における避難者の健康管理を実施した。
※避難所における保健活動については、次目に掲載した。

【問題点・改善点】
・医療情報については、発災直後は県との連絡がとれず、避難者の中に透析患者もいたことから、市独自に透析医療機関の情報を把握したこと等、情報収集についての課題が残る。
・関係機関との情報連携を含めた初動マニュアルの整備と図上訓練の実施が必要。

４－２　保健対策

１　避難所保健活動（※詳細な活動内容は資料集　鳥取県中部地震に係る保健師等の活動状況参照）

（１）震災直後（ＤＡＹ１）

保健師は各職場から本庁に集合し、18カ所開設された避難所開設のスタッフとして、避難者の受け入れ、健康状態の確認を実施した。

避難所以外では、翌日からの避難所巡回準備、派遣チームの受け入れ、県との連絡等の対応を行った。

（２）震災発生後24時間以内（ＤＡＹ ２）

避難者の健康管理のために鳥取県保健師チームの協力を得て各避難所を巡回し、二次的な健康被害の予防として避難者の健康状況の確認、エコノミークラス症候群、感染性胃腸炎等の予防のための保健指導及び、高血圧や糖尿病及び透析治療中の方等への治療継続支援を実施した。

（３）震災発生後72時間以内（ＤＡＹ ３～４）

避難所巡回の医療チームから、避難者の中に血圧が高い人が多いため、各避難所への自動血圧計の設置について助言があった、避難者の健康管理として自動血圧計・体温計を全避難所に設置し、避難者へ自己測定を実施していただくため計測のしかたについて指導した。

また、県内外の保健師チームの協力を得て、各避難所を巡回し、健康上問題がある人へは医療・福祉サービスの調整等の個別支援を実施した。

さらに、避難生活における二次的な健康被害予防の啓発を医療チーム等の協力を得て実施した。

（４）震災発生後４日目～２週間（ＤＡＹ ５～14）

健康上問題がある避難者への支援として、医療・福祉サービスの調整を継続して実施した。

また、食物アレルギーがある小児への食事提供として、栄養士と食生活改善推進員が連携し、アレルギー除去食の提供を行った。

避難所の状況は、若い人はほとんど昼間勤めに出ているか、自宅の片づけに帰宅している等で不在が多く、幼児や高齢者は避難所におられる方が多かったが、高齢者の中には、避難所からデイサービス等の利用を再開される方もあった。

避難所では保健師・栄養士・歯科衛生士により、避難者の健康状態の把握と保健指導、環境整備も含めた感染症予防への取り組みを継続した。夜間のみ避難所を利用される方への食事アンケート

調査を実施する等、栄養面にも配慮した。

県内において、感染性胃腸炎、インフルエンザ等の感染症の流行があったため、各避難所において感染症予防対策を鳥取看護大学、鳥取県感染制御ネットワークチーム等関係機関の協力により実施した。翌日（11月４日）、倉吉市内の保育園・こども園における感染性胃腸炎の集団発生もあったが、避難所においては感染症の発生はみられたものの、集団発生はなかった。

（５）震災発生後２週間～１カ月（ＤＡＹ 15 ～ 31）

避難者は減少していったが、避難所巡回は、避難者の健康管理として、「感染症予防マニュアル」と「感染症対応セット」の配布と避難所職員と連携した感染症予防対策を強化して実施した。

※「感染症予防マニュアル」

嘔吐時の消毒方法、うがい・手洗い等の注意等感染症予防の啓発ちらし（地震発生直後から避難所に掲示していたもの）をファイリングしたもの。

※「感染症対応セット」

消毒薬、ゴム手袋、エプロン、マスク、ごみ袋、ペーパータオル等を一まとめにしたもの。

また､関係機関と連携した「こころ」と「身体」の保健指導と､在宅生活に向けた個別支援を継続した。

11月17日より、避難所は１か所（倉吉スポーツセンター合宿所）となったが、避難者の健康管理と環境整備については継続した。（健康相談は時間を設定して対応）

（６）震災発生後１カ月（ＤＡＹ32 ～）

避難所が閉鎖された12月20日（ＤＡＹ　61）まで避難所巡回を実施した。

その後に在宅者への支援へ移行した。（次項参照）

２　在宅者への支援（※詳細な活動内容は資料集　資料34のとおり）

地震発生後、妊婦（11月～ 12月出産予定）と乳児（９月～ 10月生まれ）を対象に、電話にて安否を確認した。また、県内外の保健師・事務職員で構成された保健師チーム、助産師会等の支援により、要援護者への家庭訪問を実施し、支援が必要な人を関係機関と連携して個別に対応した。

訪問に際しては、県内外の保健師チームと、毎日朝と夕方の２回ミーティングを開催し、進捗管理と今後の活動方針の決定及び情報の共有を図るとともに、早急に対応が必要なケース及び継続して支援が必要なケースについては、家庭訪問での状況や、避難所退所者のメンタル面での支援が必要な人については鳥取県精神保健福祉センター医師と連携し個別対応した。

また、血糖や血圧が高めの方、食事に関して心配ごとのある方、妊娠期・授乳期の方等へ注意事項を記載した資料を訪問する保健師チームに配布してもらう等、栄養面での保健指導も実施した。

（１）要援護者（高齢者等）への家庭訪問

10月27日～ 11月５日　　496人

家庭訪問の開始前には、自治公民館長等より要援護者の状況を把握し、ケースを絞って家庭訪問した。家庭訪問は、被害状況を勘案し、成徳･明倫･上灘地区から開始し、小鴨･社地区の順番で行った。その後、市内全域に拡大して実施した。

（２）乳児への訪問

11月１日～11月５日　　272人

１歳までの乳児のいる家庭を訪問して、母子の健康状態の確認等を実施した。

（３）避難所退所後の家庭訪問

11月上旬に避難所に避難していた人のうち、ケアマネージャー、地域包括支援センター等の関わりがない人を対象に、避難所退所後の生活状況、健康状況を把握するために家庭訪問を実施した。家庭訪問の実施前には倉吉市社会福協議会及び地域包括支援センター等との情報共有を行った。

12月26日～27日

避難所退所者　　19人

３　本市保健師の後方支援

島根県チームが本市保健師の後方支援として災害支援のマネジメントを実施。また、県内外の保健師チームの調整役として、鳥取県保健師の協力もあった。

【問題点・改善点】

・今回の医療救護・保健衛生活動は、活動マニュアルがない中での手探りの活動となった。災害発生後の具体的な動き（アクションカード等の作成も含めて）を確認することが必要である。また、平常時からの保健所との組織間の連携と情報共有機能の強化が必要。
・要援護者の支援については、個別に避難方法等を明確にしていくことを要援護者本人も含めて確認し相互に情報共有をすること。
・災害サイクルにおける活動の役割と多職種連携・協働の在り方についての検討が必要である。
・災害時避難・見守りには自助・互助が不可欠であり、「わが町の支え愛マップ」の作成等を通した地域づくりの動きも必要である。
・避難所配布物品の確認と管理
　感染症予防の物品、ミルク、離乳食、食物アレルギー児の食品等の備蓄

5　避難所の記録

5－1　避難所の開設及び閉鎖

震災直後、小・中学校及び地区公民館施設が避難所として使用できるかについて、建築住宅課技術職員と教育委員会職員の２名１組で調査を実施した。10月21日中に調査を完了させ、安全性の確保が確認できた施設を避難所として使用した。

地震発生日当日の10月21日に開設した市の指定避難所は、小･中学校、地区公民館、県立倉吉養護学校、福祉センターの計18カ所であり、うち旧山守小学校は避難者がいなかったため翌10月22日に閉鎖した。

また、福祉避難所として高齢者福祉センター（関金）と子育て総合支援センターの２カ所を10月23日から開設した。

その後、時間の経過とともに退所により避難者が減少する中で徐々に避難所を閉鎖していき、11月18日以降はスポーツセンター１カ所に避難者を集約した。これに伴いその他の避難所はすべて閉鎖し、12

月21日をもって全避難所を閉鎖した。

1　避難所の選定

・地震直後の災害対策本部会議において、本部長（市長）から、避難所開設準備の指示があった。
・地域防災計画に定めている避難所のうち、各小学校区に１カ所の開設を基本として、耐震工事が完了し、各地区に一定人数の収容が可能となる小学校体育館を基本に開設する方針とした。
・避難所として利用可能かどうか、余震等による危険性がないかどうか建築班による応急危険度判定を実施し、建築技師による安全確認が行われた。北谷小学校については、体育館の瓦屋根の一部破損による落下の危険性を考え、また、高城小学校については、屋根内側の耐震構造材（金属製：X線状の筋かい）の一部破損があったことから、それぞれ体育館ではなく校舎内に避難所を設置することとした。
・灘手地区については、当初から小学校と隣接する地区公民館を避難所として指定した。
・当初から数十人規模での避難のあった、福祉の拠点施設となっている市社会福祉協議会（福祉センター：明倫地区）と高齢者生活福祉センター（関金地区）の２カ所と、河北中学校と倉吉養護学校についても職員を派遣し、建物の安全等を確認し、指定避難所として指定した。
・このうち、倉吉市社会福祉協議会（福祉センター）については、２階の会議室の天井、空調機の落下などの内部構造部分の破損により、被害のない１階の一部と、屋外の駐車場にテントを張り避難所とした。また、マイクロバスも屋外避難用として利用した。なお、福祉センター避難所の屋外避難者は、避難人数の減少に伴い、２日後（10月23日）には施設内へ収容した。
・結果、地震当日の「倉吉市指定避難所」は、13地区に各１カ所の避難所 ＋ 旧山守小学校 ＋ ２カ所の倉吉市社会福祉協議会所管施設 ＋ 河北中学校 ＋ 倉吉養護学校 の合計18カ所となった。

2　避難所の開設

・災害対策本部により指定された避難所に職員を派遣し、16時以降順次避難所を開設した。
・開設にあたっては、平日の昼間の地震発生だったこともあり、施設管理者からの人的（職員）、物資的（机、椅子、筆記用具等）な協力を得て行うことができた。
・避難所を適正に管理運営するために必要な諸帳簿として、避難所運営記録簿、物資受払状況一覧表、避難者カードを備えることになっているが、市庁舎が被災していたことから印刷して避難所担当職員に持たせることができず、避難所毎に独自の対応をすることになった。避難者カードについては発災数日後に印刷・配付し、運用を統一した。
・避難所の表示は、用紙（Ａ１、Ａ２）をコピーして作成し、避難所の入り口付近に表示した。
※表示内容　『災害時避難所（施設名）倉吉市』『福祉避難所（施設名）倉吉市』

3　避難所の追加開設

・震災当日に開設した18カ所に加えて、後日、３カ所の避難所を開設した。
・内２カ所は福祉避難所で、開設後の保健師の巡回等により、福祉的な配慮が必要な避難者を把握する中で、地震２日後の10月23日に高齢者生活福祉センター及び子育て総合支援センターに設置した。このうち、子育て総合支援センターは、妊娠、出産に伴い配慮が必要な者を対象とした。

4　福祉避難所の開設

本市では、一般避難所へ避難した人のうち、個別支援等の配慮が必要な人のために福祉避難所を震災の２日後の10月23日に開設した。福祉避難所の運営は、援護班が行った。乳幼児のいる世帯向けとして「倉吉市子育て総合支援センター」を、高齢や障がいにより配慮の必要な世帯向けとして「倉吉市高齢者生活支援センター」の２カ所を市の福祉避難所として指定し、避難受入を開始した。

震災当日から保健師による一般避難所の巡回訪問を開始し、配慮の必要な人の状況確認を行った。その結果、生後２カ月の乳児のいる世帯、重度の身体障がい児のいる世帯、精神的に不安を抱える人のいる世帯、人工透析を受けており食事に配慮のいる人等が一般避難所で過ごしにくい状況であることが判明し、福祉避難所への移動を行った。

また､市内社会福祉法人と平成25年11月に締結した｢災害時における要援護者の緊急受入に関する協定｣に基づく社会福祉施設での緊急受入事例もあった。

福祉避難所に避難した世帯の人たちは、余震の減少とともに精神的な不安も減少し、家屋の応急修理、片付けを終えた世帯から順次帰宅、開設26日後の11月17日には全員帰宅し、福祉避難所を閉鎖した。

5　避難所の移動

避難者数の減少に伴い、次の８カ所の避難所について、体育館から居住環境が良好な地区公民館へ移動を行った。

なお、明倫公民館避難所については、段差等の少ないバリアフリーの避難所を希望される方を対象として、倉吉スポーツセンターとともに中長期的な集約避難所として開設したが、他の避難所からの移行者はなかった。

表 38　避難所の変更状況

変更前避難所	変更後避難所	変更日
上北条小学校避難所	上北条公民館	10月25日
河北小学校避難所	上井公民館	10月25日
西郷小学校避難所	西郷公民館	10月24日
明倫小学校避難所	明倫公民館	11月９日
北谷小学校避難所	北谷公民館	10月24日
高城小学校避難所	高城公民館	10月24日
小鴨小学校避難所	小鴨公民館	10月29日
上小鴨小学校避難所	上小鴨公民館	10月24日

6　避難所の閉鎖

・避難所の閉鎖は、災害対策本部の決定事項とし、避難者数の減少に伴い順次閉鎖した。
・地震当日に開設した避難所の内、避難者がゼロであった「旧山守小学校」については、職員を引きあげ、翌日の10月22日に閉鎖した。
・関金小学校避難所については、避難者数の減少に伴い、10月24日同一地区内に開設していた高齢者生活福祉センターに避難者を移行し、翌日閉鎖した。
・福祉センター避難所は、避難者数がゼロになったことに伴い、10月29日に閉鎖した。
・大規模な余震による新たな避難者の受け入れ体制を維持するため、避難者が全員退所してゼロになった後も各地区１カ所の避難所を継続して設置し、しばらくの間、余震等の様子をみた後の11月８日に閉鎖した。（上北条小学校、河北中学校、上井公民館、西郷小学校、社小学校、灘手公民館、北谷公民館、高城公民館、小鴨小学校、倉吉養護学校、上小鴨小学校）
・避難者がゼロになった避難所においては、職員の配置は行わず無人とし、災害対策本部に避難を希望する旨の連絡があった場合に職員を派遣して運営を行うこととした。周知方法としては、施設入り口付近の貼り紙及び施設管理者の協力を得た。
・福祉避難所を開設した高齢者生活福祉センター、子育て総合支援センターについては、避難者の退所に伴い、11月18日に閉鎖した。
・集約的施設として倉吉市スポーツセンター合宿所へ避難者の移行を行い、11月18日に上灘小学校、成徳小学校、明倫公民館避難所を閉鎖した。
・倉吉市スポーツセンター合宿所は、12月16日に最後の避難者が退所した後の12月21日に閉鎖した。

7　避難所の設置箇所数

・避難所の延べ設置数：21カ所（10月21日～ 12月21日）
・地震当日の設置数　：18カ所（10月21日）
・避難所の最大設置数：19カ所（10月23日～ 24日）
・避難所の最小設置数：１カ所（11月18日～ 12月21日）

表 39　避難所設置状況一覧

No.	避難所名	開設日	開設場所（部屋名等）	面積	避難所の移動（移動先）	閉鎖日	開設日数	避難者数			
								10/21 PM7：00	10/22 AM1：00	最大人数	延べ人数
1	上北条小学校	10月21日	体育館	992㎡	10/25 上北条公民館	11月８日	19日	74人	120人	121人	401人
2	河北中学校	10月21日	柔剣道場	645㎡		11月８日	19日	60人	77人	77人	365人
3	河北小学校	10月21日	体育館	992㎡	10/25 上井公民館	11月８日	19日	166人	232人	237人	544人
4	西郷小学校	10月21日	音楽室 図書室 児童クラブ施設	278㎡	10/24 西郷公民館	11月８日	19日	36人	90人	90人	200人
5	上灘小学校	10月21日	体育館	1,131㎡		11月18日	29日	204人	306人	306人	1,772人
6	成徳小学校	10月21日	体育館	731㎡		11月18日	29日	106人	150人	150人	1,074人
7	明倫小学校	10月21日	体育館	992㎡	11/ 9 明倫公民館	11月18日	29日	120人	160人	160人	878人

No.	避難所名	開設日	開設場所（部屋名等）	面積	避難所の移動（移動先）	閉鎖日	開設日数	避難者数			
								10/21 PM7：00	10/22 AM1：00	最大人数	延べ人数
8	社小学校	10月21日	体育館	992㎡		11月８日	19日	60人	160人	160人	849人
9	灘手公民館	10月21日	灘手公民館	498㎡		11月８日	19日	58人	60人	60人	139人
10	北谷小学校	10月21日	教室１部屋 家庭科室	120㎡	10/24 北谷公民館	11月８日	19日	24人	35人	35人	91人
11	高城小学校	10月21日	１階ホール	224㎡	10/24 高城公民館	11月８日	19日	39人	57人	57人	120人
12	小鴨小学校	10月21日	体育館	1,133㎡	10/29 小鴨公民館	11月８日	19日	150人	191人	191人	478人
13	上小鴨小学校	10月21日	体育館	727㎡	10/24 上小鴨公民館	11月８日	19日	73人	116人	116人	297人
14	関金小学校	10月21日	体育館	1,200㎡		10月25日	５日	12人	22人	22人	36人
15	山守小学校（旧）	10月21日	体育館	1,144㎡		10月22日	２日	０人	０人	０人	０人
16	倉吉養護学校	10月21日	体育館	1,089㎡		11月８日	19日	90人	115人	115人	455人
17	福祉センター（市社会福祉協議会）	10月21日	駐車場（天幕４） １階ホール ボランティア室等	240㎡		10月29日	９日	80人	69人	80人	225人
18	高齢者生活福祉センター（市社協関金支所）	10月21日	—	1,660㎡		11月18日	29日	44人	48人	56人	281人
19	【福祉避難所】 高齢者生活福祉センター	10月23日	—	〃		11月18日	27日	—	—	14人	225人
20	【福祉避難所】 子育て総合支援センター	10月23日	—	788㎡		11月18日	27日	—	—	５人	15人
21	倉吉スポーツセンター	11月８日	—	500㎡		12月21日	44日	—	—	15人	228人
合　　計				16,076㎡			延61日	1,396人	2,008人	2,067人	8,673人

５－２　避難者数の推移

地震発生当日の10月21日の避難者数の総数は、1,396人、翌10月22日には最大の2,008人に達した。その後、震災後７日目の10月27日には387人、震災後19日目の11月８日には121人、震災後29日目の11月18日には15人と時間の経過とともに徐々に減少し、12月16日に２人の避難者が退所され０人となった。避難者数の推移については、資料集（資料 35　避難所開設及び避難者推移一覧表（延べ避難者数）を参照されたい。

１　避難者数

・延べ避難者数は、8,673人であった。
・最大避難者数は、地震翌日の10月22日午前１時の2,008人であった。
・最小避難者数は、２人であった。（12月１日～16日）
・市民以外の避難所への収容者は、７世帯10人であった。（避難者カードの住所で確認）
　県外者：京都府舞鶴市１人、大阪府八尾市１人、兵庫県西宮市１人、
　県内者：八頭町１人、湯梨浜町３人、北栄町（２世帯３人）

2　福祉避難所の避難者数

・避難者数は、高齢者生活福祉センター　６世帯16人（うち要援護者８人）、子育て総合支援センター　１世帯５人（うち乳児１人）で、延べ避難者数は、240人であった。

・社会福祉施設での緊急受入は、受入期間　10月24日～11月15日、受入者数　１世帯２人（うち要援護者１人）であった。

表 40　福祉避難所に避難した避難者数の推移

	10/23	23	24	25	26	27	28	29	30	31	11/ 1	2	3	4
高齢者生活福祉センター	開設	2	8	13	12	12	12	12	10	14	14	10	10	10
子育て総合支援センター	開設	0	5	5	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0

	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
高齢者生活福祉センター	10	10	10	10	10	10	4	4	4	4	4	4	2	閉鎖
子育て総合支援センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	閉鎖

5－3　避難所運営

1　概要

（1）避難所の運営体制

・避難所の開設及び運営に関する実施部・班は、企画振興部避難班で、実施班の構成は人権局、人権文化センター、地域づくり支援課、総合政策課（応援）、観光交流課（応援）、行政委員会事務局。また、避難所の開設及び運営に対する協力支援は、教育部避難支援班で、実施班の構成は生涯学習課、図書館となっており、この構成部局を中心に、他部局（班）の応援を得ながら避難所の運営を行った。

・今回の地震については、避難所情報等を迅速に各種対応につなげる必要があったことから、各実施部からの連絡員を災害対策本部に配置し、避難者数等の情報の把握、避難所ニーズの把握及び各班への指示等の連携については災害対策本部が直接行った。この体制は、避難所を１カ所に集約した11月18日まで継続し、以降は避難班に移行した。

（2）福祉避難所

福祉避難所「倉吉市子育て総合支援センター」については、昼間は福祉保健部保健師１名、夜間休日は福祉保健部職員１名が常駐し、運営を行った。「倉吉市高齢者生活支援センター」は市の指定管理施設でもあるため、管理者の社会福祉協議会職員の協力を受けながら市福祉保健部職員（保健師１名、職員１名）が運営を行った。

「倉吉市高齢者生活支援センター」については、11月１日から12日間鳥取県看護協会の災害派遣ナースの派遣を受け、健康管理を主に協力をえた。

（3）災害対策本部と避難所の連携・連絡方法

・避難所と災害対策本部との連絡を確保するため、職員を派遣する際に職員の携帯電話番号を把握して、情報収集、ニーズの把握等を行った。

・職員の交代の際には、交代後の職員の携帯電話番号を各避難所から直接災害対策本部に報告し、継続して連絡がとれるようにした。
・避難所からの物資その他のニーズの把握は、災害対策本部が実施し、食糧及び物資については輸送班、その他については関係班に指示して対応した。
・緊急性のある指示事項・情報等については、災害対策本部から直接指示を行った。電話で対応できない事案等については、直接、避難所へ文書の配布等を行った。
・時間的な猶予のある指示事項・情報等については、文書、チラシ等による連絡方法をとり、輸送班に依頼して、物資配布時に各避難所に届けることとした。各関係班からの連絡事項も多数あったことから、10月27日からは各班からの文書等を避難班事務局（人権局）でとりまとめ、輸送班を通じて各避難所に配付した。

（４）職員の配置
・地震当日の避難所開設に伴い、当初２名ずつ配置した。
・その後、避難者人数等に応じて増員し、夜には２名から６名の配置となった。10月21日の夜は18カ所の避難所に66名の配置となった。（一部、施設の当直職員を含む）
・避難所となった学校の職員も数日間、児童・生徒の支援のため24時間体制で配置され、避難所の開設及び運営に対しての支援があった。また、倉吉市社会福祉協議会の管理している倉吉福祉センター及び高齢者生活福祉センターについても、職員及び当直職員が常駐しての支援があった。
・避難班及び避難支援班を構成する関係課等で避難所に配置できる職員数は20数名程度と限りがあったため、初日から他部局の職員の協力を得て、避難所へ職員を配置した。
・避難所運営に要する職員の配置人数は、地震発生後数日間は災害対策本部が設定した。
・交代要員の確保及び派遣については、職員班の協力を得て行った。初日に引き続き他部局へ協力要請し職員の確保に努めたが、地震直後の混乱の中にあって、各所属班の業務、月曜日からの業務再開、所管施設の被災対応等も重なって、難しい調整となった。
・併せて、県及び県内３市（市長会）からの職員の派遣があり、避難者数の多い避難所に配置した。県においては地震当日の夜間から、３市は10月26日から職員の派遣があった。
・地震発生後７日目の10月27日からは、部局単位に担当避難所運営を割当て、部局内で配置職員を調整したことで、職員の配置体制が安定した。
・職員の交代時間については、被災直後の数日間の混乱や職員の確保等の調整が難しかったことから、24時間交代をとらざるを得ない避難所もあった。その後は２交代：12時間シフトを基本としたが、避難所を担当している部局の判断により３交代：８時間シフトを行なった避難所もあった。
・避難者の減少等に伴い、11月８日以降の一般避難所の運営は、避難班、避難支援班の職員のみで行う体制となった。
・福祉避難所（高齢者生活福祉センター）については、閉鎖に至るまで援護班（福祉保健部）の職員が運営に当たった。
・倉吉スポーツセンターについては、施設に管理及び当直職員が配置されていることから、施設の協力を得て、避難所対応職員を置かず、避難者の確認及び連絡調整のため午前８時の定時及び適宜職員が訪問する方法とした。

・避難所開設時から閉鎖までの間に避難所運営（福祉避難所含む）のために配置・従事した職員数は延べ約1,200名であった。

（５）主な避難所運営業務

・避難者の収容（避難者カードの作成、人数・入退所者の把握等）
・食糧、飲料水、支援物資等の受け入れ、配分、保管管理
・食品衛生対策
・施設の保全管理、衛生対策
・防犯・防災対策
・廃棄物の処理
・避難者からの相談対応、被災者支援制度等の各種情報提供
・配慮を要する方への支援
・慰問、来訪者の対応（ボランティア、マスコミ、業者、その他）
・自主避難者に対する支援（車中避難、自主避難所等への救援物資支給）
・災害対策本部、避難班、その他関係班、施設管理者との連携

（６）食糧の提供

・食糧の供与については、災害救助法適用時の鳥取県との役割分担に基づき県が担当し、３日後の必要数を県に報告し、県が調達して市に供給してもらった。
・地震発生日の10月21日から23日にかけての３日間については、必要量が確保できずに避難者に迷惑をかけることになった。
・安定して供給されるようになってからも、３日前の報告人数から避難者が大幅に減少したため、食糧が余ることも生じるなど、１週間程度混乱した。
・食糧は、集積場所となった倉吉スポーツセンターに業者から配送され、輸送班が仕分けして各避難所に配分した。回数は１日２回で、午前の便では昼食を、午後の便では夕食及び翌日の朝食分（パン等）を配分した。

（７）避難者の人数確認

・地震後の数日間は、避難者数の報告において昼人数が減って夜に再び増えるという状態となった避難所があった。これは、避難者が住居の片付けや仕事等で昼間の時間帯に外出する方が多く、その時間における実人数で報告していたことによるものであった。
・このため、数日後に全避難所の「避難者カード」を配付し、避難者数の算定方法をその時間帯に居る人数とせず、正式退所ではない一時外出分は避難所数として算定するよう運用を統一した。

（８）避難者アンケート、個別支援

・避難生活を強いられている方々の実態を把握し、今後必要となる対策（手当）のポイントを明確にするとともに、次のステージ（元の自宅、別の避難所、公的支援住宅等）への移行をサポートするための基礎資料とするため、10月28日～31日にかけて避難者アンケート（資料集　避難所ア

ンケート調査結果について　参照）を実施し、避難所生活を続けていた139世帯の回答を得た。
・アンケートの配付、個別の聞取り、回収等は、避難所職員が担当した。
・アンケートにより把握した、個別のニーズに応じた支援を行った。
→　家屋に被害を受けた方で希望される方について、建築技師による訪問指導を行った。
→　住家の被災等により自宅に帰れない方については、公的支援制度等を紹介又は斡旋した。また、個別の事情を聞く中で、他機関へのつなぎなど、その他の必要な支援につなげた。

（9）広報・公聴
・避難所開設の周知は、総務班が防災行政無線の放送により10月21日に行った。（数回）
・市公式サイト（総務班が開設･更新）では、開設している避難所、避難所の数、避難者数等を掲載した。数日後、県外支援団体からの住所や位置を掲載してほしいとの要望により、避難所一覧に住所の追記、地図情報のリンクを行った。
・避難所における相談、要望、苦情等については、避難所の受付及び避難班事務局で対応した。
・避難所に係るマスコミ等の取材については、災害対策本部、各避難所及び避難班事務局で対応した。また、避難者に対する取材については、避難所受付において本人の同意を得てから行うことの申し出を行い、配慮に欠けるなど、避難者が困るような一部の取材に関しては、避難者とマスコミの仲介を行うなどした。

（10）自主避難に対する支援
・自主防災組織（自治公民館）等から避難所の場所や人数等、市災害対策本部へ連絡があったものについて、ニーズに応じて地区内の避難所に食糧や毛布等を取りに来ていただいて供給した。また、人数の多い自主避難所や、物資等を取りに行けない場合は、必要に応じて輸送班が直接届けた。
・また、学校の校庭等に車を置いて、車中で過ごされた方で申し出があった場合については、避難所で受付をしていただいて、食糧等を提供した。
・食糧配給時のみ避難所に来られる方についても受付し、食糧等を提供した。

（11）外国人の保護
・外国人の保護については、地震数日後の中国領事館からの電話により、中国人の避難者に「領事館へ連絡するよう伝えてほしい」との依頼があった。このため、避難所へ収容している外国人避難者を把握し、必要に応じて通訳等、個別に支援する必要があることも考えられることから、避難所に対して外国人避難者情報について、避難班事務所（人権局）に避難所名、国名、人数等の報告を求めたが、中国人その他の外国人避難者の収容情報はなかった。
・なお後日、避難者カードを確認したところ、名前がカタカナ又はアルファベットで記入してある人数は３人あったが、いずれも日本語（漢字）名の同居の家族のいる世帯であった。また、上小鴨地区内の事業所の研修生として働いている外国人（ベトナム国）の避難者18名があり地震当日から翌朝まで避難所に滞在し、地域内に居住している同じ事業所の社員も避難所に来ておられたことから、避難所の職員はその方を通じて意思疎通を図った。

（12）災害時要援護者等の収容、要配慮者への対応、その他

・避難所において、要配慮者及びニーズを把握するため、地震発生翌日から援護班、医療防疫班の保健師がチームを編成して巡回した。
・要配慮者への対応として、民生児童委員や自主防災組織、自治会等の地元のボランティアの援助があった。
・トイレ時の介助について、支援者がない場合は避難所担当職員が対応した。
・福祉施設の被災により、入所者が施設ごと避難してきた避難所があったが、施設の職員が24時間体制で常駐し対応された。
・子どものプレイスペース、おもちゃの確保等については、ＮＰＯや近隣の方からのおもちゃ等の寄贈があり、子どもの動けるスペースもあった。
・男女のニーズの配慮については、ニーズの多くは着替えであったが、体育館には男女別の更衣室があり、活用できた。更衣室がない場合は、器具庫やステージ袖を利用した。
・プライバシーの確保については、段ボール製のパーテーション、ガムテープを配付して、必要な方に支給した。
・乳児家庭に対しては、お湯や粉ミルク等の支給を行った。また、一部の避難所においては別部屋を確保した所もあった。
・福祉避難所の開設について、一部で当初からの開設が必要ではないかとの提言等があったが、地域防災計画、災害時要援護者避難支援プラン等においては、一旦収容された避難者の状況や必要性に応じて、別途福祉避難所を開設するというものであり、このたびの震災においては、一旦収容された避難者の状況や必要性に応じて、別途福祉避難所開設して収容するという作業の流れはスムースに行われた。

（13）避難所におけるトイレ対策

・次の４カ所の避難所において、断水、水道設備の破損等により、トイレの使用が一時できない状態となった。（一時的な断水のあった地区の避難所を除く）
・明倫小学校では、貯水槽の破損によりトイレの水が使えなくなったが、貯水槽を経由しない使用可能な水道やプール、給水車からのバケツリレーをして、トイレのタンクに水を補給して対応した。携帯トイレの配備、仮設トイレの設置あり。（トイレの水道の復旧は23日夕方）
・上灘小学校では、貯水槽に水が残っていたことから、トイレ使用後に流す回数を10回に１回程度の頻度で流すなどの工夫をした。（翌日復旧）
・成徳小学校では、隣接している市役所庁舎のトイレなど利用した。（翌日復旧）
・社小学校では、漏水により体育館のトイレに水が行かない状態となったが、校舎内のトイレを使用した。また、仮設トイレも設置された。（２日後に復旧）
・その他の避難所においても、断水等に伴い一時的にトイレの使用に支障が生じた所もあった。
・避難者ニーズに対応して、洋式トイレのない避難所（河北中柔剣道場、成徳小体育館）について、ポータブル洋式トイレ及び目隠しカーテンの設置（ドアが開閉できなくなったため）による改善を行った。

（14）避難所における寒さ対策

・毛布は、市の備蓄品の配給の他、学校や地区公民館（毛布は各公民館に20枚備蓄）の備蓄品の提供を受け、活用することができた。毛布が届くまでの間、一時的に不足した避難所もあり、家に

取りに帰られる方もあった。
・寒冷期に向けての避難所設置となり、特に夜の冷え込みがあり、空調設備のない施設においては、学校の石油ストーブを借りて対応した。ストーブが不足する場合は、避難所になっていない学校や、県、社会福祉協議会から借用した。
・灯油は、鳥取県石油協同組合の協力を得て、毎日配達があった。

(15) ベッド、段ボールベッド、簡易マット等
・簡易段ボールベッドを、体育館等を使用している避難所（和室除く）を中心に配付し、希望する避難者に支給し、利用いただいた。
・初期段階においては、援護班がベッドやマットの使用が必要な要配慮者について、支給を行った。(数例)
・地震発生１週間が経過した頃に、県（保健所）等から早期に全数導入すべきとの提案・指導があった。また、福井県災害対応医療チームの活動時に、各避難所（上灘、明倫等）に使用するようにとの指導があった。
・足腰の弱い方の立ち上がりや、埃の吸引防止、感染症・低体温症、エコノミークラス症候群等の防止など効果があるといわれており、最終的に60 ～ 70人位の利用があった。
・日本赤十字社から相当数の安眠セット（キャンピング用簡易マット）の支給があり、主な避難所に配備された。

(16) 入浴機会の提供
・入浴設備のある避難所は、高齢者生活福祉センターのみであった。また、関金地区内の避難者に対して湯命館が入浴の無料提供を行った。
・観光班が、入浴設備のない関金地区以外の避難所の避難者の方（主に高齢者）を対象に、10月25日から11月16日までの間（週２～３回程度12回）、関金温泉（湯命館）への巡回バスを運行し、入浴の無料提供を行った。
・上小鴨地区の避難勧告による避難者の方を対象に、関金温泉無料入浴券を配付して利用いただいた。
・高齢の方を中心に、計135名の利用があった。（内、避難勧告避難者の無料温泉券分は20人）

(17) 警備、安全対策（警察等の協力、その他）
・警察（鳥取県警）による災害警備活動のひとつとして、避難所の巡回が行われ、毎日２回程度の訪問があった。また、近くの駐在所・交番の警察官の訪問もあった。
・消防団員による地域内パトロールを含めた、避難所への見回りも行われた。
・避難所内及び周辺で、落下物等の危険性がある区域には、立ち入りしないようバリケードや注意喚起をした。
・職員が24時間体制で避難所内を監視し、防犯及び安全の確保に努めた。

(18) 洗濯ニーズ
・洗濯設備についてのニーズ（１件）があったが、自己対応を基本とした。なお、倉吉スポーツセンター避難所は洗濯機及び乾燥機が設置されており、利用されていた。

・ライフラインの壊滅的な被害がなく、水道等はまもなく回復したことから、家に帰っての洗濯、近くのコインランドリーを利用するなどして、多くの避難者が自己対応された。
・なお、ボランティアセンターに洗濯サービスの提供について問い合わせたが、今回の震災に係るサービスメニューにはなかった。

（19）ペット同伴者の収容
・地域防災計画において、避難所へ避難を余儀なくされた場合におけるペットの取扱いについては、当該避難所におけるペット飼育場所の確保及び受入体制の整備に努めるものとなっているが、今回の震災においては、受入体制を整えることができなかった。ただし、一部の避難所で別スペースを確保して収容した例もあった。
・結果として、避難所受付への問合せや希望等があったが、ペットを同伴しての施設内への収容は断らざるを得なかった旨の報告があった。ただし、車中やテントでペットと過ごされる方については、食糧等の支援を行った。（人数等不詳）
・震災発生後４日後の10月25日に総務班から、ペット愛好団体から救援物資としてペット同伴の被災者が避難生活できるよう、テント７張が寄贈されたとの情報提供があり、そのことを各避難所に情報提供したが、利用者はなかった。
・県獣医師会が、ペットの居場所に困った場合の相談に応じるとの申し出があり、各避難所において相談があった場合の連絡先となった。（利用等は不明）
・後日、ペット同伴での避難を希望された方から、災害時における別部屋やテント等の収容方法の確保等の受入体制の整備に関する苦情及び要望があった。

（20）安否確認依頼への対応
・避難者の安否情報の問合せについては、避難所に避難された方の安否確認依頼を数件受付した。
・対応方法については、安否情報の連絡先や氏名等の依頼者の個人情報も確認した上で、避難所等に問合せをして確認した後に電話で返事する方法とした。
・その後、本人同意や個人情報取扱いの観点から、断ることとした。

（21）慰問、来訪者への対応（ボランティア、マスコミ、業者、その他）
・避難所への慰問、炊き出し等のボランティア、マスコミ、物資・サービス等の営業業者、その他多くの来訪者があり、避難所職員が対応した。
・マスコミ対応については、本人の了承を得て取材するよう指導した。必要に応じて、マスコミと避難者との仲介を行った。

（22）避難所としての候補となった施設等
・長期滞在が可能な施設として、倉吉スポーツセンター以外にも、社地区においては久米中学校寄宿舎を、成徳地区においてはバリアフリー対応施設として東町自治公民館、上灘地区においては上灘公民館を候補として開設に向けた準備等を行ったが、避難者の減少等に伴い、開設には至らなかった。

（23）その他

ア　テレビの設置

・11月も継続して多数の避難者が見込まれる避難所の内、テレビの設備のない施設（上灘小学校、成徳小学校､明倫小学校　※いずれも体育館）について､11月初旬にケーブルテレビの配線を行い、テレビを設置した。

イ　学校行事との共存

・一部の学校においては、避難者が少数になった段階で、体育館における占用スペースを縮小し、全校集会等一部の学校行事や授業等が行えるようにした。

・明倫小学校においては、学校と協力して避難者に説明を行い、音楽会を体育館で開催した。

ウ　県の助言職員の派遣

・避難所運営に係る助言を行うことを目的に、鳥取県からの派遣職員が各避難所を巡回し、災害対策本部及び避難班に対して助言を行った。（10月29日～11月２日）

エ　県の避難者おもてなし事業

・鳥取県（所管:鳥取県くらしの安心推進課）による避難所生活を送られている方を対象とした「おもてなし事業」が実施され、２泊３日以内で中部地区内の温泉地（三朝、東郷、はわい、関金）の旅館・ホテルを利用できる利用券（無料）が配付された。

・事業の対象者は10月31日現在の避難者名簿登録者で、その後も継続して避難所生活をされている方（186人）を対象に、11月２日から各避難所を通して利用を希望された避難者に配付した。配付実績は94枚であった。

2　避難所に対する他班からの協力支援、連携等

（１）総務班

・防災行政無線による、避難所開設の周知。ホームページによる避難所開設状況及び避難者数についての公表

・県その他からの避難所等への支援物資についての調整・受け入れ

・被災者に対する各種支援制度を周知するための、県の作成したパンフレット等の印刷・配付

・避難者に対する安否確認依頼への対応（総務班→避難班への依頼分）

（２）職員班

・避難所運営に当たる職員の配置について、避難班、避難支援班の職員のみでは不足することから、避難班の作成した職員配置計画に基づいて、他部局の職員、県及び４市職員（市長会）を含めた動員を行った。

（３）被害調査班

・避難者から避難所受付へ住居被害届があった場合の被害調査班への仲介を行った。

（４）秘書広報輸送班

・避難所、自主避難所に対する食糧、救援物資の配送

・避難所に対する各種連絡文書等の配達

・避難所の統合（変更）に伴う避難者の移送
・避難所の閉鎖に伴う物資等の輸送（回収）
・避難所におけるマスコミ取材に対する記者クラブとの調整、記者クラブへの周知

（５）観光班
・避難所生活により、入浴できない避難者、特に高齢避難者を対象に「関金温泉入浴サービス」を実施、市マイクロバスによる送迎も実施（関金地区除く）
・避難勧告により、上小鴨公民館避難所に避難されている方を対象に、入浴券を支給して関金温泉の旅館、入浴施設における入浴サービスを実施

（６）救護班
・避難所を巡回し、支援を要する者の把握及び支援を行った。
・福祉避難所の開設・運営

（７）医療防疫班
・避難所設置の翌日から、保健師による避難所訪問が行われ、避難所における衛生対策、感染症対策、避難者の健康管理、健康相談等を行った。
・医療防疫班による指導に従い、衛生管理等に努め、食中毒対策、感染症の予防、避難者の健康状態のチェック等への対応を行った。
・医療防疫班の作成したチラシやポスターを避難所内に掲出して周知した。
・避難者にノロウイルスの感染者が出たことに伴い、防疫班による避難所巡回が毎日実施されることとなり、避難所の環境整備記録、健康管理記録用紙が配備され（避難所職員が点検記入）、感染予防のための清掃・除菌等を行った。

（８）清掃班
・避難所運営により排出されたごみの処理について、清掃班の配車によるごみ運搬車により週３回の収集があった。
・避難所で使用するごみ袋については、清掃班から支給があった。
・各家庭を対象とした市のゴミ袋（10枚）の配付が実施され、避難所においては、避難者及び自治公民館未加入の世帯からの申し出に応じて配付した。

（９） 建築班
・避難されている方の個別支援として、避難班からの依頼により、建築班の建築技師が避難者宅へ訪問しての被害状況の点検、修繕に向けての指導を行った。

（10）給水班
・断水や給水装置の不具合により飲料水等が必要な家庭に対して給水施設を行うため、避難所６カ所に給水車を派遣した。

3　全般的な課題・共通課題

（１）避難所設置、体制づくり

・地震の発生が平日の昼間であったことから、施設や学校、公民館の職員の協力のもとスムーズに開設することができたが、夜間や休日における避難所設置における連携体制を整えておく必要がある。

・避難所の設置は体育館を基本としたが、一つの空間のみでは、障がいのある人、精神疾患・病気のある人、乳幼児のある人、子どものみの避難その他の配慮を要する避難者、感染症対策、男女の配慮、ペット同伴者等への対応が難しいため、学校施設においては、他の複数の部屋やスペース等も含めた避難所として指定しておくことで、これらのニーズに応じた支援につなげることができるのではないか。

・この度の地震では道路の寸断や渋滞等も少なかったため、建築技師による施設の安全確認が迅速に実施できたと思われるが、そうでない場合に職員の派遣が困難になるため、安全確認や設置等はどう対応すべきかが課題となる。このため、避難所設置の流れについて、地区内に居住する職員や地域人材を活用した避難所の立ち上げ、運営する機能の構築等の体制整備について検討しておく必要があると思われる。

（２）避難所運営職員の体制

・地域防災計画において企画振興部は、避難班、輸送班、秘書・広報班、観光班の業務を行うことになっているが、応援の行政委員会及び避難支援班（生涯学習課、図書館）を含めても、正規職員は50数名の状態にあり、各班業務に加えて、通常業務も遂行していく必要があることから、避難所に配置できる職員数は20数名程度で、避難班・避難支援班で開設できる避難所数は各地区１カ所×13地区が限界であった。（１カ所２名の職員配置で算定）

・今回のように多くの避難所を開設した場合に、職員による人的資源に限界があり、避難班、避難支援班による多数の避難所の設置・運営に困難な面があった。避難所運営が長期化する場合に、多数の交代要員が必要となるため、他部局職員、臨時・非常勤職員の配置を含め、当初から配置できる計画を作成しておく必要がある。

・災害の形態や規模も様々であることから、規模等に応じた複数の職員配置計画をあらかじめ作成しておく必要がある。特に、企画振興部の実施業務の内、輸送班の体制も含め（人数、車両数）、当初から想定しておく必要がある。

・避難所の担当職員が日替わりで変わる状態の配置・派遣になった避難所もあったので、運営におけるノウハウの蓄積や引継ぎ面で多少の課題があった。これは、４～８名のチームの職員が交代しながら継続して運営に当たることで安定すると思われる。

・要配慮者に対して、専門的に対応できる職員の確保が困難であった。また、受付職員に避難者から様々な相談が寄せられたが、避難者の多い避難所では個別対応に困難性があった。

・庁舎が被災したため、避難者カード等の書式や避難所運営マニュアルを避難所担当職員に速やかに渡すことができず、避難者数の確認や分類、運営記録の整理等を適切に行うことが困難であった。

・職員を対象とした避難所運営に関するマニュアル等についての共通理解が十分にできていなかったため、様々な対応については統一的な指示や対応とならなかった。平素から、様々な災害や規模等を想定した避難所運営についてシミュレーションし、職員の動員計画、避難所の運営計画等

を作成するとともに、避難所運営に関係する関係班との調整を含め、被災直後から迅速に活動できるよう避難所運営マニュアルの充実や担当職員の研修等により備えておく必要がある。

・被災当初の混乱期には、職員の対応だけでは避難所運営が大変なことから、防災計画やマニュアル等に応じた初動体制づくり及び避難所の設置運営の体制づくりについて、平素から職員、施設、地域支援者等を含めた対応を検討しておく必要があると思われる。

（3）避難所と災害対策本部との連絡体制、他班との連携、情報共有

・避難所と災害対策本部との連絡方法について、このたびの地震では携帯電話の使用が可能で、連絡体制を維持・継続することができたため、避難所の状況やニーズを災害対策本部が把握し、関係班への指示や伝達をスムーズに行うことができた。

・ただし、災害対策本部の電話回線数に限りがあり、地震発生後の数日間は避難所から災害対策本部への連絡がつながりにくい状態であった。また、通信面では大規模震災の場合に、携帯電話が一時使用できなくなる場合もあるので、別途、連絡方法を確立することが必要と思われる。

・地震翌日には、避難所内に通信業者によるWi-Fi環境が整備され、スマホやパソコンが使用できる状態となっていた。避難所運営にパソコン及びやプリンターを導入することで、災害対策本部と避難所との連携、外部情報等の入手、避難者等の管理や運営記録などにおいて有効と思われる。

・初期の段階においては、避難所支援に関係する班との連携や情報共有（横の連携）が十分に行うことができず、動きがちぐはぐになった面があった。（例：避難所における物資面のニーズについて、備蓄物資、救援等で届いている物資の情報が共有できず、また、避難所に直接届く物資があったため、物資が余っている避難所、不足している避難所等があった。）このため、従前から避難所支援に対する関係班の役割を確認しておき、災害発生時に混乱しないよう備えておくことが必要と思われた。

・避難所においては、余震が続く中で災害情報や他の避難所の状況などわからないまま不安な時間を過ごしたことから、情報の提供や共有を図るため、防災行政無線端末に加え、早い段階でテレビやラジオ等の設置が必要であったと思われる。

・情報収集等（避難所との連絡調整、避難者数及び避難所の状況把握、避難所ニーズの把握、必要物資等の輸送班その他への伝達、職員の配置人数の決定、その他）を、避難班が全て持つことにした場合に、24時間体制による数名（５～６名、深夜２名程度）の調整チームの編成及びチーム内の役割分担が必要であったと思われる。

（4）避難所での食糧・救援物資の供給、備蓄

・避難所における食糧や毛布等の救援物資の支給は、避難所に避難している者をはじめ、車中避難者、ライフライン設備の不具合等により炊事ができない家庭、そして自主避難所に避難している者についても、希望された場合に食糧や毛布等の支給を行った。

・地域防災計画においては、食料及び生活必需物資は、原則として自主避難者が準備するものとなっていることから、問合せに対する対応や支給面でちぐはぐになった部分があった。（※自主避難ではなく、支援を受けるためには、公的避難所に行くことを勧めた。）

・災害救助法では、避難所への避難者に加えて、住家に被害（半壊以上）があって炊事ができない者、縁故地等へ避難する必要のある者も救援物資の支給対象とされている。このため、災害発生後の

対応面を統一するため、救援物資を支給する範囲や支給期間等の基準をあらかじめ定めておく必要があると思われる。

・開設後、公民館や学校に備蓄されていた物資（毛布等）を利用した避難所も多かったが、平素から施設に備蓄されている物資を把握しておくとともに、備蓄物資の計画的整備等を検討する必要がある。（各地区公民館では20枚ずつ毛布を備蓄しており、食糧等を備蓄している地区もあった。また、明倫小学校のように毛布を数百枚備蓄している学校があった。）

・炊き出しやボランティア（炊き出し等）等の支援の受入状況について、開設当初の段階では直接避難所に支援があったもの等については、正確な把握ができなかった。（11月１日からは、ボランティアセンター対応となった。）直接避難所へ物資等の支援があった場合の状況把握についても、可能な限り行えるよう対応を検討しておく必要があると思われる。

・給水支援も含め、自主避難所や在宅避難者に対する食糧や物資の支援について、人数等が多数に及ぶ場合は、避難所運営職員の手間が増え、増員等が必要となることから、避難所における配付時間の設定や地元の支援者も含めた配給方法等の調整をあらかじめ行っておく必要がある。

・交通遮断の場合に、救援物資等がしばらくの間、避難所に届かない場合も想定されるため、備蓄場所の分散、避難所又は地区の拠点への備蓄分散、被災直後における食糧の持ち寄り等の共助体制の整備等を検討しておく必要がある。

4　個別課題

（１）ペット同伴者の対応

・ペット同伴の避難者については、避難所における飼育場所の確保等受け入れ体制の整備ができていなかったことから、一部の避難所を除き室内の避難場所を提供できず、断らざるを得なかった。

・後日、支援団体からペット同伴者用のテントの寄付があり、中途からその旨の情報を避難所に流したが、ニーズがなくなってからの対応であり、利用はなかった。

・ペット同伴者の収容について、テントの備蓄、施設（校舎）内の別部屋での飼育場の設定する方法もあるが、衛生面、人の生命や財産を侵害する恐れや逸走、飼育に必要な物資の確保などの課題も多く、収容施設の確保及び飼い主との同行避難が困難なペットの受け入れなど、支援団体や獣医師会等を含めた体制づくりが必要と思われる。

（２）業者、ボランティア等の対応、来所者の把握

・避難所設置直後から、避難者とともに多くの支援者や支援組織、ボランティア団体、研究者、事業者その他が避難所を訪れたが、避難所運営職員の業務が繁忙状態にあり、その対応や状況把握を十分に行うことができなかった。（炊き出しや支援物資の提供者等の把握について、初期の段階においては統括する窓口等が一元化されておらず、支援はあったものの、記録等に残されていない例があったものと思われる。）

・混乱にまぎれて窃盗を目的にした不審者等が入り込む等の先例災害地での報告もあった中、今回の震災時の避難所における被害等は報告されていないものの、市内でナンバーを隠した不審車を見かけたとの情報がもたらされ、避難所に家族を残して自宅近くで車中避難された方があった。避難者数が多い避難所運営に対するセキュリティ対策や、警察、消防団、自主防災組織を含めた

避難者が安心できるような防犯体制の点検が必要と思われる。

（3）衛生・健康面

・冬季におけるインフルエンザや夏季における食中毒等の感染症対策について、医療防疫班だけでなく、避難所を運営する職員にも平素から研修して習得しておく必要がある。夏期における食糧保存に係る大型冷蔵庫の確保や、害虫対策、洗濯、シャワー設備の整備等も必要な対策である。

・熊本地震の教訓から､被災直後から継続して､段ボールベッドやプライバシー保護のためのパーテーション導入の助言・提案が、業者、ＮＰＯ、医療支援チーム、県保健所等からあったが、当初から必要なものという認識がなく、準備できていなかった。

・特に段ボールベッドについてはエコノミークラス症候群防止や健康面での導入メリットはあるが、スペース面で避難者数の多い段階での導入が困難であり、確保から支給に至る流れをスムーズにするため、簡易マットの活用を含め、配慮を要する人を優先するなど、段階に応じた導入のタイミングや対象者等についての方針をあらかじめ決めておく必要がある。

・断水や水道設備が壊れ、水洗トイレの使用に支障をきたした避難所があり、短期間で問題は解消したものの、水道使用が長期間にわたりできなくなる場合の対応方法の再チェック及び洋式トイレのない指定避難所について、順次、整備をすすめる必要がある。

（4）マスコミ対応

・避難者の多い避難所においては、マスコミ等が殺到し、避難所運営職員がその対応にほぼ１人役必要な状態となり、避難所運営に支障が出かねない避難所があった。

・一部、避難者への配慮に欠ける取材、自己都合を優先した取材が行われ、苦情に至る状況があり、記者クラブと本市による協議が行われ、今後このような取材が行われないよう、幹事社からの注意徹底の文書が発出された。こうしたことから、マスコミについての対応方針（対応窓口の一元化等）についてあらかじめ決めておく必要がある。

（5）車中避難者への対応

・避難所に自ら支援の申込みがあった者については、食糧等を供給するなどの支援を行うことができたが、避難所から離れた場所での車中避難者の把握が難しいため、災害時においては防災行政無線による呼びかけ、平素においては最寄りの避難所に行って受付してもらうように周知しておくことが必要と思われる。

・また、車中で避難生活を送っている方に対するエコノミークラス症候群の予防等について、食糧等配布時等を利用して呼びかける必要がある。

（6）安否確認依頼の対応

・県外等外部からの身内、知人等に係る安否確認の依頼については、初期段階において一部対応したが、個人情報の取扱いの問題から断ることにした。

・安否確認に対する問合せ者への返答は、特別な場合を除き、避難者からの同意が必要と思われる。

・このため、安否確認に対する対応方針を検討しておく必要がある。（例：対応する場合は、避難者カードに同意欄を設けて、同意のあった方のみ返事する方法等）
・避難班に対する安否確認情報は、避難所への避難者のみではなく、市民や以前市内に住んでいた知人等の問合わせ等も多く、対象者が避難所におられない場合は自治会や隣人等への問合せ等も必要になり、多くの手間をとることになり負担が大きかった。（対応策の案として、地域防災計画で設置されることになっている「災害情報収集センター」がその業務を担い、避難班が協力する形（避難の有無の調査のみ）をとるという方法なども検討しておく必要がある。）

（7）自主避難、自主避難所の対応
・自主避難に対する避難班、避難支援班の役割として、自主避難者が避難している自主避難所の避難状況等の確認と、避難者カードの作成があったが、今回の震災対応では、災害の規模が大きく、公的な避難所を多数設置したことに加え、自主防災組織や自治会等による多くの自主避難所が設置されたことから、個別の自主避難所を含めた避難者の把握や集約ができないなど、情報収集体制、支援体制を構築することができなかった。
・また、地域防災計画においては、自主避難生活に必要な食糧や生活必需物資は自主避難者が準備するものとなっているが、自主避難所を設置した者からの強い要望があった場合に、食糧等の支援物資を支給し、さらには避難所へ取りに行けない等の理由から直接物資を届けた自主避難所もあった。
・このため、個別の配送を行うことで多くの時間や労力を費やすことになり、被害が大きく避難者数が多数で、かつ長期化するような災害の場合には、物資等の輸送に大きな支障をきたすことも想定された。
・輸送及び配給体制をスムーズに運営していくためには、食糧等の救援物資は、自主防災組織や支援者が避難所等の配給拠点に取りに行くことを徹底することが必要であり、災害発生後の自主避難への対応を統一するため、救援物資を支給する範囲や、支給期間等の基準及び配給方法等をあらかじめ定めておく必要がある。
・他に、公的避難所に避難することを勧めても、「遠方にあるため、行きたくても行けない。」との声もあったが、災害時における地域内の要支援者の避難支援方法、食糧や生活必需物資の自己調達及び配給場所での受取体制を含め、自主防災組織や自治会として自主避難所運営についての対応をマニュアル化するなどの取り組みが必要と思われる。
・車中避難者への対応について、避難所に自ら支援の申込みがあった場合は食糧等を提供できたが、平素から最寄りの避難所に行って、受付してもらうよう周知しておく必要がある。

（8）外国人や旅行者への支援・把握
・倉吉市内に居住する外国人の避難者は数名あったとの報告があったが、避難所の情報の提供方法、支援内容を検討しておく必要がある。（看板の外国語対応等）

５－４　避難勧告の発令

生竹配水塔の被災を受けて、倒壊の危険性があると判断し、生竹配水塔の貯水を停止した。また、近接している３世帯には避難勧告を発令した。

避難勧告発令

（１）発令日時　　平成28年10月26日（水）午後３時
（２）発令場所　　倉吉市生竹地区
（３）対象世帯　　３世帯（11人）
（４）発令理由　　今後強い地震が発生した場合に配水塔が倒壊する恐れがあるため。
（５）発 令 者　　倉吉市長

対象世帯に対して避難先住居を確保し家賃、光熱水費、家電製品等の負担は水道局が行った。生竹配水塔の解体作業が終了後、12月１日に避難勧告の解除を行った。

表 41　避難者の避難先と期間

避難世帯	世帯構成	避難場所	避難時期	その他の援助
避難者Ａ	２人	市内の公営住宅	11月４日から 12月５日まで	
避難者Ｂ	２人	市内の民間アパート	11月14日から 12月１日まで	
	１人	市内の民間アパート	11月14日から 12月１日まで	
避難者Ｃ	６人	市内の公営住宅	11月４日から 12月12日まで	

５－５　避難所への各種支援（支援者、ボランティア等）

避難所の開設に伴い、食糧･救援物資の提供、炊き出し、慰問、助言指導、各種ボランティアなど、市民、地域団体、事業所をはじめ、県内外の各種団体、組合、企業、ボランティア団体、個人から多くの支援が寄せられた。

１　ボランティア

・自主防災組織、自治公民館等の役員、民生児童委員、近隣地区の団体、住民等により、避難されている地区内の高齢者等の住民の確認及び声かけ、定期的な見回り等のケアなど、避難所の運営支援等が行われた。
・各地区の消防団により、夜間の停電に備えて発電機及び照明器具が設置された。
・倉吉市内の日本赤十字社鳥取県支部の奉仕団によるボランティア、ＮＰＯ法人の看護師、倉吉市出身者の看護学修士による看護ボランティア、鍼灸マッサージ団体、事業者等によるマッサージ、ボランティアセンターから派遣された県内の学生ボランティア等により、避難所の衛生対策のための清掃活動が行われた。
・その他、県外からのボランティア団体、個人によるボランティアによる各種支援もあった。

2　炊き出し、食糧等

・県内にある飲食チェーン店、飲食グループ店、避難所近くの事業所、県内外の非営利団体、ボランティア団体、県内の高等学校・中学校生徒のグループ、避難所になった学校のＰＴＡ等から避難所において、炊き出し支援があった。

・食材やパン、乳酸菌飲料等を提供している県内外の販売店、業者、ボランティア等による飲み物、みかん、バナナ、パン等の差し入れがあった。

・食生活改善推進員により、避難者の中のアレルギー症状のある子どもへの対応食の調理・提供があった。

・避難所の炊き出し支援について、11月１日からの受付対応窓口がボランティアセンターに統一され、問合せや支援申し出に対する避難所の紹介を行った。

3　支援物資等

・新聞社（数社）から新聞（朝刊）の無償提供があった。（被災翌日から避難所閉鎖まで）

・避難所周辺の事業所等から、食糧、生活必需品（カイロ等）の提供があった。

・県内外の非営利団体、業界団体のグループ、事業者等から、毛布、紙おむつ、段ボールベッド、簡易マット、おもちゃ、カイロ、歯ブラシ等の物資の支援があった。

・県外の業者から、主な避難所に対してマッサージ機の提供があった。また市内の全国チェーンの販売店から足マッサージ機の無料レンタルがあった。

・電信電話施設等応急対策計画に基づき、ＮＴＴ西日本による通信電話が設置された。

・携帯電話、スマートフォンの充電器、Ｗｉ-Ｆｉ通信機器が、ＮＴＴドコモ、ＫＤＤＩ、ソフトバンクにより設置された。

4　慰問等

・市内の子どもの太鼓グループをはじめ、バイオリン演奏者、県外のギター演奏者等による生の音楽の提供やプロの音楽家のコンサートへの招待があり、さらに、関西に拠点を置く芸能プロダクションに所属する芸人や、この時期に県内で公演を行っていた海外のサーカス団の慰問があった。

・政府、各政党の役職者、政治家、政府機関の職員等の避難所訪問があった。

5　各種専門機関等からの助言指導

・災害時派遣医療チーム、医師会、歯科医師会、医療機関のボランティア、子どもの支援を行っている非営利団体、災害等における緊急人道支援活動を展開している非営利団体等が巡回し、避難所運営に関する居住環境及び、医療的、衛生的な管理指導など、専門的なアドバイスが行われた。

・かつて大規模災害のあった地域等、震災対応のノウハウのある防災センターや、災害の研究をしている大学（教授等）、災害支援に関係する非営利団体、事業者等の専門家が避難所を訪問し、必要に応じた助言指導が行われた。

表 42　各避難所への各種支援

No	避難所名	各種支援内容の主なもの
1	上北条小学校 （上北条公民館）	・県内高校、中学校（炊き出し） ・特定非営利活動法人（医療ボランティア）
2	河北中学校	・記録なし
3	河北小学校	・市内企業（支援物資） ・特定非営利活動法人（医療ボランティア） ・歯科医師会（歯磨き指導、アンケート） ・獣医師会（ペットの居場所に困った場合の相談） ・医療生活協同組合　看護師（血圧測定など） ・市内病院　訪問看護師（健康チェック） ・県外保健師チーム（ボランティア）
4	西郷小学校（西郷公民館）	・市内企業（支援物資） ・保険事務所（炊き出し：豚汁） ・獣医師会（ペットの居場所に困った場合の相談） ・大規模災害リハビリテーション支援関連団体協議会（段ボールベッドの提供） ・歯科医師会（歯磨き指導、アンケート） ・県外公衆衛生チーム・保健師チーム（ボランティア）
5	上灘小学校	・市内の子どもの太鼓グループ（慰問演奏） ・大阪の芸能事務所の芸人による慰問（お笑い） ・ギター教室慰問（ギター演奏） ・自衛隊による給水支援（給水車） ・保険事務所（炊き出し：豚汁） ・ＪＡ、市内企業（炊き出し：豚汁、カレーライス、焼きそば等） ・県外医療チーム（巡回医療ボランティア） ・歯科医師会（歯磨き指導、アンケート） ・医療生活協同組合（話相手、相談、コンタクトレンズ洗浄、生理用品提供） ・大規模災害リハビリテーション支援関連団体（段ボールベッドの提供） ・段ボール工業組合連合会（段ボールベッドの提供） ・市内自治公民館（給水支援） ・獣医師会（ペットの居場所に困った場合の相談） ・特定非営利活動法人（医療ボランティア） ・市内企業（マッサージ） ・市外企業（マッサージ機の寄贈） ・市内企業（支援物資、足マッサージ機の無料レンタル） ・日本赤十字社（傾聴、マッサージ、マットの提供） ・生命保険会社（ビスケット、タオル、水の提供） ・地区社協ボランティア（高校生等20名） ・鳥取大学医学部DMAT（災害派遣医療チーム）医療ボランティア
6	成徳小学校	・食生活改善推進員（アレルギー症状のある子どもに対する弁当食材の購入・弁当調理） ・大阪に本社を置く芸能事務所の芸人の慰問（お笑い） ・県内放送局（サーカスの公演） ・特定非営利活動法人（医療ボランティア） ・ギター教室（ギター演奏） ・市外企業（支援物資） ・特定非営利活動法人（段ボールベッド） ・歯科医師会（歯磨き指導、アンケート） ・県外災害医療チーム（医療ボランティア） ・市外企業（マッサージ機の寄贈）

No	避難所名	各種支援内容の主なもの
6	成徳小学校	・市内企業（支援物資、足マッサージ機の無料レンタル） ・ＪＡ（炊き出し） ・小学校ＰＴＡ（炊き出し） ・特定非営利活動法人（支援物資） ・市内企業（マッサージのサービス） ・市内企業（おもちゃ等、ボランティア） ・獣医師会（ペットの居場所に困った場合の相談先） ・日本赤十字社（傾聴、マッサージ、マットの提供） ・市内大学（感染症予防ボランティア）
7	明倫小学校（明倫公民館）	・大阪に本社を置く芸能事務所の慰問（お笑い） ・保険事務所（炊き出し：豚汁） ・市内企業（支援物資、足マッサージ機の無料レンタル） ・県内企業（乳酸菌飲料の提供） ・市外企業（マッサージ機の寄贈） ・獣医師会（ペットの居場所に困った場合の相談） ・青年会議所（炊き出し） ・ボランティア団体（炊き出し：豚汁） ・県内生活協同組合（みかんの提供） ・特定非営利活動法人（医療ボランティア） ・県内鍼灸マッサージ師会（マッサージのサービス） ・県外保健師チーム（健康チェック） ・日本赤十字社（傾聴、マッサージ、マットの提供） ・歯科医師会（歯磨き指導、アンケート） ・医療生活協同組合（血圧測定など） ・アロママッサージボランティア ・市内大学（健康ミニ講演）
8	社小学校	・県内企業（炊き出し：焼肉丼、スープ、コーヒー、デザートの提供） ・自衛隊（給水車） ・学校で子ども達がつくった野菜の差入れ ・小学校保護者（マフィンケーキ差入れ） ・日赤DMAT（医療ボランティア） ・県外医療チーム（医療ボランティア） ・獣医師会（犬猫対応の協力申出） ・歯科医師会（歯磨き指導、アンケート） ・市内の子どもの太鼓グループ（慰問演奏）
9	灘手公民館	・郵便局（支援物資） ・県内企業（支援物資） ・県内企業（乳酸菌飲料の差入れ）
10	北谷小学校（北谷公民館）	・北谷公民館の支援
11	高城小学校（高城公民館）	・高城公民館の支援
12	小鴨小学校（小鴨公民館）	・小学校６年生児童による炊き出し（豚汁） ・松戸市から保存用のクッキー 10袋 ・県内生活協同組合（みかん、バナナ、ビスケット等の差入れ） ・市内企業（支援物資） ・医師会（診察） ・県外医師・保健師チーム（医療ボランティア） ・日本赤十字社（安眠マットの提供）

No	避難所名	各種支援内容の主なもの
13	上小鴨小学校 （上小鴨公民館）	・地元の方（ランタンとポットの提供） ・地区内で防災士の資格を持っている方（避難所設置・運営に対する支援） ・ボランティア（炊き出し、松茸ごはんと味噌汁の差し入れ） ・小学校職員（本の読み聞かせ） ・自衛隊の給水支援 ・JRAT大規模災害リハビリテーション支援チーム ・歯科医師会（口腔ケア・指導、アンケート）
14	関金小学校	・記録なし
15	山守小学校	・なし
16	倉吉養護学校	・民生児童委員（避難者の安否確認や話し相手） ・地元の住民の方（炊き出し） ・日本赤十字社（傾聴及び避難所運営の支援等、安眠マットセットの提供） ・市内病院（手足の体操等の指導） ・県外公益社団法人（おもちゃの提供） ・歯科医師会（口腔ケア・指導、アンケート、口腔ケアセットの提供） ・県外保健師チーム（ボランティア） ・市内大学（ミニ健康教室、保健指導） ・獣医師会（ペットの居場所に困った場合の相談） ・市内企業の福祉用具専門相談員（ボランティア）
17	福祉センター	・県内企業（お茶、ジュースの差し入れ） ・医療生活協同組合（健康チェック等） ・県外企業（洗剤の提供） ・歯科医師会（口腔ケア、アンケート） ・市内企業（メガネに関する相談）
18	高齢者生活福祉センター （関金地区）	・湯命館（避難者を対象とした無料開放） ・県内介護福祉士会（ボランティア） ・特定非営利活動法人（医療ボランティア）
19	福祉避難所：高齢者生活福祉センター（関金）	・湯命館（避難者を対象とした無料開放） ・県内介護福祉士会（ボランティア） ・特定非営利活動法人（医療ボランティア）
20	福祉避難所：子育て総合支援センター（上灘）	・記録なし
21	倉吉スポーツセンター （成徳）	・成徳小学校児童（入所者に対する応援メッセージ） ・ボランティア団体（炊き出し） ・県内非営利活動法人（コンサートへの招待）

※上記表に記載されている支援以外にも、多くの物資の支援、ボランティア等による支援が県内外の企業、団体、個人等から寄せられた。

6　食料・物品への対応

6－1　食料品及び飲料水の確保

発災直後から県・県内自治体・日本赤十字社等から緊急物資が提供され、受け入れを行った。

表 43　発災直後の食料・物品の受入状況

区　分	受入物資	内　　容
10月21日	水・パン おにぎり・毛布	・午後８時40分に最初の物資を受け入れた。 ・水（２ℓ・1.5ℓ）　3,086本 ・パン（菓子パン・食パン）　1,226食 ・おにぎり　1,620食 ・毛布　4,200枚
10月22日	水・パン 弁当・毛布	・午前０時22分にこの日最初の物資を受け入れた。 ・水（２ℓ・500mℓ）　6,804本 ・パン（菓子パン・食パン）　4,457食 ・弁当　3,085食 ・毛布　40枚

【問題点・改善点】

食料・物品の最初の受入を、物資拠点（スポーツセンター）が開設された10月22日早朝まで市役所裏駐車場で行ったが、早期に屋内の適切な場所を確保する必要があった。

発生当初、避難者数が２千人を超え、食料・飲料水が大量に必要であったが、県と市町村の連携備蓄体制に基づき、本市が備蓄していた数量では大幅に足りない状況であった。

２日目以降、地震も次第に収まり、避難者が少なくなる中で、県から救援物資が安定的に供給される一方、連携備蓄による各市町村からの物資提供もあり、物資拠点（スポーツセンター）には、多くの食料及び飲料水が保管されることとなった。

避難所において必要な物資の内容、数量が刻々と変わる中、避難所の需要と連携備蓄等による救援物資の供給の間に生じる時間のずれをどのように調節し、全体を管理していくのか、今後の災害対策の問題点となった。

6－2　生活必需品の確保（避難所）

避難所等からの要請に基づき、避難所支援物資としてその都度市内ホームセンターなどから調達して配布した。

表 44　避難所運営物資発注リスト

発注日	発注先	内　容	用　途
10月23日	いない羽合店	ペーパータオル　100個 ビニールひも　20個 アルコール消毒　20個	避難所支援物資
10月25日	いない倉吉中央店	赤ちゃん用紙おむつ　１個 牛乳（１ℓ）　１本 黒ビニール袋　50個 養生テープ　50個 ペーパータオル　100個 ハンドソープ　30個 トイレ便座拭き　30個	避難所支援物資

発注日	発注先	内　容	用　途
10月27日	いない倉吉中央店	分別用ポリバケツ　１個	避難所支援物資
10月27日	ビーワイヨシダ	鉛筆削り　20個	避難所支援物資
10月27日	いない倉吉中央店	赤ちゃん用紙おむつM，Ｌ各　５個	避難所支援物資
10月28日	湊屋石油	灯油　６缶	避難所支援物資
10月28日	いない倉吉中央店	キッチンハイター　20本 コロコロ、コロコロ付替え各１個	避難所支援物資
10月29日	湊屋石油	灯油	避難所支援物資
10月30日	いない倉吉中央店	トイレ洗剤　20本 和式トイレが洋式トイレになる便座　６個	避難所支援物資
10月30日	いない倉吉中央、ハワイ、河原町店	歯ブラシ、歯磨き粉セット　81個	避難所支援物資
10月31日	湊屋石油	灯油	避難所支援物資
10月31日	流通	テレビ　３台	避難所支援物資
11月１日	いない倉吉中央店	大人用紙おむつ　３袋 ドライシャンプー　２本 シャンプー・リンス・ボディソープ各６本 アルコール消毒　３本	避難所支援物資
11月１日	湊屋石油	灯油	避難所支援物資
11月３日	いない河原町店	バンドエイド　10箱	避難所支援物資
11月７日	いない倉吉中央店	ハンドタオル　200枚×５個×10個 コロコロ付替え１個、ハンドタオル200枚×５個×１個	避難所支援物資
11月８日	湊屋石油	灯油	避難所支援物資
11月８日	いない倉吉中央店	灯油用ポリタンク（20ℓ）　４個 手動式灯油ポンプ　１本	避難所支援物資

6－3　支援物資

支援物資の受け入れは、復旧に関するもの、避難所生活に関するものなど多岐に渡り、また、個人、企業、自治体など支援者も様々であった。この他にも、学校その他の施設が、直接、支援物資を受入れる場合もあった。

一部の支援物資については、必要性等の判断から、受け入れをお断りする場合もあった。

表 45　支援物資提供希望一覧（商工課受付分のみ掲載）

	月日	提供希望者・団体名	提供希望物資
1	10月22日	山崎製パン㈱ 岡山工場	パン1,500個
2	10月22日	八幡コーポレーション㈱	土のう ブルーシート トラロープ 油吸着マット
3	10月23日	滋賀県 個人数人の集まり	ブルーシート　防寒用具（カイロ） 古着（子供服もあり）　雨具もある
4	10月24日	リバードコーポレーション㈱	ブルーシート　土のう　犬のえさ
5	10月24日	大鵬薬品工業㈱	チオビタゴールド5,000本
6	10月24日	ユーシーシーフーズ㈱	水・温かいコーヒー（メーカー）

	月日	提供希望者・団体名	提供希望物資
7	10月24日	㈲イダネ畳店	レンタル畳70枚
8	10月24日	㈲岡田製畳所	畳50枚
9	10月24日	中央化学㈱ 中四国営業部	プラスチック容器・どんぶり・トレー コップ・スプーン・フォーク
10	10月24日	川上産業㈱	ぷちぷち　1.2m×42m
11	10月24日	埼玉県越谷市	水とパン（緊急用）
12	10月24日	個人	ゴミ袋（30枚入・透明） 飴30パック タオル20枚
13	10月24日	bebemeshi	離乳食（アレルギーに対応している）
14	10月24日	奥村組土木工業㈱（大阪）	ヘルメット100個・毛布100枚
15	10月24日	㈲モリサキ	カーペット（１畳分）
16	10月25日	㈱すかいらーく	宅配で温かいお弁当
17	10月25日	個人	レモンティー（200ml×12本入）70ケース
18	10月25日	和歌山光陽㈱	衣類
19	10月25日	東宝企業㈱	ブルーシート60枚
20	10月25日	個人	ブルーシート150枚
21	10月25日	㈲山本おたふく堂	おたふくまんじゅう70個（随時）
22	10月25日	㈱ダイフィット	畳（必要な分いくらでも）
23	10月25日	宇和島牛鬼	ヘルメット
24	10月25日	屋久島個人	千羽鶴
25	10月25日	宝福一㈲	水（２ℓ×６本入）５箱、缶コーヒー 30本、 カップヌードル20個
26	10月26日	個人	森のみずだより（２ℓ×６本入）４ケース
27	10月26日	㈲田中善次郎商店	味噌汁（カップ）500個
28	10月26日	アルク・インターナショナル・ジャパン㈱	ガラス食器
29	10月26日	千葉県	タオル・ブルーシート・衣類・絵本など
30	10月26日	個人	マスク（30枚入）６箱､ウエットティッシュ（60枚入）４袋、 歯磨き粉７つ、おしりふき（80枚入）12袋、入歯磨き３箱
31	10月26日	竜之介動物病院（熊本）	ペットシーツ・ペットフード・ねこ砂・犬の薬
32	10月26日	日本生命保険相互会社 あいおいニッセイ同和損害保険㈱	レジャーシート21セット・タオル45本・軍手
33	10月26日	個人	犬・猫のえさ
34	10月26日	生長の家鳥取県教化部	紙おむつ・サランラップ・軍手・シャンプー・ リンス・割箸・ゴム手袋・ビニール袋
35	10月27日	㈱資生堂	スキンケアサンプルパック（10個入）420セット
36	10月27日	境港市	水（２ℓ×６本入）１箱、毛布１箱、カンパン１箱
37	10月27日	㈱三城 （パリミキ・メガネの三城）	シップ（28個入）×11箱　カイロ４箱（1,090個） インスタントみそ汁×48食 メガネレンズクリーナー×72個 めがねふき×200個

	月日	提供希望者・団体名	提供希望物資
38	10月28日	個人	赤ちゃん用オムツ（144枚）１箱 赤ちゃん用靴下 人形（おもちゃ）10個　子供用マスク
39	10月29日	個人	洗剤など日用品
40	10月31日	個人	靴下
41	10月31日	個人	布団
42	10月31日	大塚製薬㈱	ポカリスエット・カロリーメイト
43	10月31日	鳥取県中部森林組合	ティッシュペーパー（20個入）15箱
44	11月１日	ウエムラ安全湯梨浜店	防塵マスク600個
45	11月１日	アイズ㈱	割りばし4,000膳
46	11月１日	日清製粉㈱・大塚製薬㈱	カップラーメン200食・ポカリスエット400本
47	11月２日	３ｗａｙｍａｓｋ	アイマスク付マスク1,000枚
48	11月４日	個人	防災グッズ　カンパン　おかゆ
49	11月６日	個人	午後の紅茶500mlペットボトル
50	11月６日	個人	女性用タイツ14足　カロリーメイト20個 お茶24缶入１箱　野菜ジュース（20缶）１箱 カイロ（30袋入）３箱
51	11月７日	ダイヤモンド電機㈱	ストーブ
52	11月８日	個人	背広３着他衣類
53	11月14日	個人	和菓子 最中（15個入）２箱
54	11月14日	個人	毛布１枚　厚手のカーテン１枚
55	11月18日	小林製薬㈱	カイロ（10個入）24袋

【問題点・改善点】

災害対策本部との連携が上手く取れていない面があり、物資を受け入れる判断に時間を要した。

連絡なく物資を避難所や市役所に持ち込まれるケースが多くあった。県外から送ってこられ、それについて「連絡がない」といったトラブルがあった。

必要・不要を分かるように広報する必要がある。また、刻々と状況は変化していくので、物資提供していただく際は、必ず前もってお問い合わせいただくよう伝える必要がある。

６－４　物資輸送

本市の鳥取県中部地震における避難所への物資輸送は、避難所が開設された10月21日から閉所された12月21日までの間に、各避難所の避難者数に応じ、水、食料、毛布、その他生活に必要な物資の供給を行った。

避難所から本部への報告を元に、避難者数を把握し、輸送スタッフを確保するとともに、車両を確保した。また、災害救助法に基づく県提供の食料や全国からの支援物資を受入し、避難所へ輸送した。

表 46　　鳥取県中部地震における物資供給状況

区　分	物資供給状況	内　容
発生時～１日目	25カ所・2,240人分 （自主避難所を含む）	応急対応として、備蓄していた水、アルファ米、クラッカー等の食料と寒さを凌ぐための毛布を供給した。
１日目～１週間	25カ所・2,240人分 （自主避難所を含む） ～ 18カ所・289人分 （自主避難所を含む）	災害救助法に基づく県提供の食料や全国からの支援物資が集まる中で、弁当・お茶等の食料の提供を行った。 また、避難所を設営する中で、必要なダンボール、トイレットペーパー等の物資が求められたことから、調達と供給を行った。 調達体制･輸送体制の構築･運営を徐々に効率化していった。
１週間～１カ月	18カ所・289人分 （自主避難所を含む） ～ １カ所・14人分	調達体制・輸送体制の構築・運営のルーチン化が図られるとともに、徐々に避難所数・避難者数が縮小する中で、輸送体制の縮小を行い、安定的に物資の供給を行った。
１カ月～平成28年12月21日	１カ所・14人分 ～ １カ所・２人分	避難所が１カ所になり、避難者数も縮小されたことから、弁当等の物資の調達先を変更し、効率的な対応を行った。

【問題点・改善点】

地震発生直後、避難所への避難者数は２千人を超えていたものの、物資輸送を開始した当初は避難者数が把握できておらず、その中で立てた避難者数の見込みや見通しが甘かったことから、物資の数及び物資を輸送する人員体制（３班・６人）が不十分であった。

その後、各避難所の避難者数等の情報が集まりはじめ、輸送人員体制を20班・40人と大幅に増やし、25カ所あった各避難所に食料、水、毛布等の物資を効率良く届ける体制は整えた。しかしながら、避難者の総数に比べて緊急物資が不足しており、届く緊急物資も小ロットの物が随時届いたため、各避難所へ配布できる物資は避難者数に比べて少量ずつとなり、また輸送は複数回にわたって往復せざるをえず、輸送の効率は悪かった。

7　公共土木施設の応急対策

7－1　初動対応

地震直後は、４班で主要道路の点検、パトロールを実施した。道路には、多数の舗装の亀裂やマンホール周辺部の沈下等が確認され、家屋の瓦や外壁の落下、石垣の崩壊による通行障害箇所も多数確認された。その後１週間は、住民からの被害報告を受けるため、24時間体制で電話に対応するとともに、職員によるパトロールを実施し、災害受信票に取りまとめ被害の把握に努めた。

被害のあった箇所や市道に隣接している家屋が通行車(人)に危険な状態になっている場合については、初動対応としてカラーコーンを設置し、危険周知を行った。

公共土木施設災害復旧事業の対象箇所（道路10カ所）については、災害時における応援業務等に関する協定を締結している鳥取県測量設計業協会中部支部を通じてコンサルタント会社（３社）に復旧工事の測量設計を依頼し、査定設計書を作成し、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担の申請を行った。（申請書提出：平成28年11月28日　災害査定：12月12日～12月16日）

道路法面（172カ所）や橋梁（579橋）の点検については、鳥取県測量設計業協会中部支部を通じてコンサルタント会社（３社）に依頼した。

その後も余震が続き、地震直後に被害を確認できなかった道路に亀裂や沈下が生じるなど被害状況の把握に苦慮した。

7－2　応急復旧

地震直後の道路の通行を確保するため、道路上に散乱したがれきの除去や道路の亀裂や沈下の、ブローン注入やオーバーレイによる応急対応を災害時における応急対策業務に関する協定を締結している倉吉市建設協議会を通じて建設業者に依頼して行った。

倉吉市建設協議会の対応は、迅速で、暫定復旧を早期に進めることができた。

8　急傾斜地応急対策

8－1　初動対応

急傾斜危険箇所については、鳥取県治山砂防課による緊急パトロールが地震直後から５日間実施され、現地の点検が行なわれた。

点検結果については、市に報告がなされ、その結果を基に市が危険性の高い箇所の調査や住民への注意喚起を行った。

8－2　応急復旧

土砂崩れによる住家への被害は無かったが、家屋に危険を及ぼすおそれのある箇所への仮設対応を行った。

・斜面地割れの拡大防護のための、ブルーシート設置（６カ所）

・地割れ動態確認のための、簡易観測用丁張り設置（７カ所（22測点））

9　応急給水活動

9－1　初動体制

住民からの断水情報により給水支援の準備及び取水個所の確認を行った。

９－２　応援要請

10月21日午後４時頃、日本水道協会鳥取県支部に給水支援を要請、同日午後７時22分、平井伸治鳥取県知事が防衛省に自衛隊の災害派遣を要請した。要請に応じた自治体及び自衛隊が21日から28日まで給水支援に従事した。

10月21日午後５時に中部管工事協同組合に対して応急対策業務着手を要請した。要請を受け組合員約20人が10月22日から24日まで水道管修理に従事した。また、25日と26日には米子市・鳥取市の応急復旧支援隊が水道管修理に従事した。

９－３　応急給水

地震発生当日10月21日の午後４時頃に、日本水道協会鳥取県支部に給水支援を要請し、米子市、鳥取市、八頭町、伯耆町、自衛隊の給水車が到着、午後７時半頃から午後10時半頃まで病院や避難所へ給水活動を行った。

22日は、江府町の給水車も応援に加わり、午前７時30分頃から午後９時頃まで病院や避難所へ給水活動を行った。

23日は、米子市、徳島市、松山市、高知市、高松市、自衛隊の給水車で午前８時頃から午後８時頃まで給水活動を行った。

24日は、米子市、広島市、倉吉市、自衛隊の給水車で午前９時50分頃から午後８時頃まで給水活動を行った。

25日は、米子市の給水車の応援で避難所となっていた上灘小学校と成徳小学校へ給水袋を配布し、西中学校にはポリタンクを配布し学校側で給水対応をしてもらった。

26日から28日までは、自衛隊の給水タンクで避難所となっていた上灘小学校へ給水活動を行った。また、水道局で給水袋に水を入れ、上灘小学校と成徳小学校に配布した。

29日から11月16日までは、水道局で給水袋に水を入れ、上灘小学校と成徳小学校に配布した。

給水においては、給水応援に来ていただいた給水車の中で、加圧ポンプ付の給水タンクがとても早く給水でき、作業効率がよく大変役に立った。給水袋は、お年寄りや子どもたちに運びやすい６リットルの背負える給水袋が非常に役立った。

表 47　給水日と給水車及び給水タンクの配分

給水日		21日	22日	23日	24日	25日	26日以降
給水車	倉吉市	2m³1台	2m³1台	2m³1台	2m³1台	2m³1台	(11月16日まで) 公用車
	米子市	2m³1台	2m³1台	2m³1台	2m³1台	2m³1台	
	鳥取市	2m³1台	2m³1台				
	八頭町	2m³1台	2m³1台				
	伯耆町	4m³1台	4m³1台				
	江府町		4m³1台				
	徳島市			2m³1台			
	松山市			2m³1台			
	高知市			2m³1台			
	高松市			3.5m³1台			
	広島市				4m³1台 2m³1台		
	自衛隊	1m³3台	1m³3台	1m³5台 5m³1台	1m³2台		(10月28日まで) 1m³1台
給水場所		病院や避難所	病院や避難所	病院や避難所	厚生病院 上灘小学校 成徳小学校 西中学校	上灘小学校 成徳小学校 西中学校	上灘小学校 成徳小学校

9－4　応急復旧

1　水道施設の被害対応

生竹配水塔は、倒壊の危険性があると判断し、生竹配水塔の貯水を停止した。また、近接している３世帯には避難勧告を発令した。配水塔の解体を行うにあたり、断水を伴うため、87戸の給水を配水塔からの自然流下式給水から仮設加圧ポンプによる加圧式給水に変更した。10月30日には加圧ポンプによる給水に切り替え、配水塔からの給水を停止した。生竹配水塔の解体作業が終了後、12月１日に避難勧告の解除を行った。

他施設は、施設構内の沈下及びクラックは仮設としてブルーシートを張り、雨水の侵入を防いだ。



図 40　解体中の生竹配水塔

表 48　水道施設の応急復旧

生竹配水塔	配水塔内部の破損した配管から漏水が生じたという住民通報により被害を確認し、断続する余震により倒壊する恐れもあったことから、直後に周辺への車両の乗り入れを制限した。 平成28年10月26日、近隣の３世帯11人に避難勧告を行った。
生竹水源地	特別な措置はなし。
生竹配水池	ブルーシートで雨水の浸透を防いだ。
余戸谷町配水池	ブルーシートで雨水の浸透を防いだ。
米田町配水池	ブルーシートで雨水の浸透を防いだ。
上余戸配水池	ブルーシートで雨水の浸透を防いだ。
円谷町水源地	減圧弁を撤去し、バルブ調整をしながら残留塩素計に直接配管し計測を行った。
八屋水源地	減圧弁を撤去し、バルブ調整をしながら残留塩素計に直接配管し計測を行った。

2　水道管の被害対応

地震発生からの１週間は、主に配水管の減断水、濁水、漏水の対応を行った。

地震発生直後、各地で減断水が生じる中まず急がれるのは、災害拠点病院までの配水経路の確保である。支管の漏水により災害拠点病院への給水不能が生じる事態を防ぐため、仕切弁を操作し、支管を仕切り、配水池から災害拠点病院までの配水経路を確保した。

翌22日は、各地での減断水を解消するため、各水系統の漏水調査を行いながら、緊急遮断弁を徐々に開いて配水を開始した。その後、漏水調査と漏水修理を行い、25日には、事業区域全域での道路内での漏水調査と現時点での漏水箇所の修理を完了した。

濁水に関しては、上灘地区及び成徳において特に発生し、24日に配水管の管洗浄を行った。

21日　災害拠点病院（厚生病院）までの配水経路の確保
22日　漏水調査（円谷町系統、余戸谷町系統、和田系統、黒見系統、福山系統）
23日　公道漏水パトロール（成徳地区）、漏水修理
24日　公道漏水パトロール、漏水修理、配水管洗浄
25日　市内全域を対象とした早朝の漏水パトロール、漏水修理
26日　給水装置の漏水修理
27日　給水装置の漏水修理、添架管点検
28日　給水装置の漏水修理、漏水修理箇所の舗装仮復旧

3　給水装置の被害対応

濁水等は、連絡があった家庭や事業所に出向き管洗浄を行った。また、公的医療機関では受水槽に濁水が混入したため、給水支援や受水槽の清掃を行った。

4　小規模水道施設の応急復旧

大沢飲料水供給施設の圧力タンクと送水管・配水管の接続部分が地震で破損したため、応急対応として破損部分を保護テープで固めて給水を継続し、本復旧に向けての準備に入った。




図41　応急措置の状況

9－5　被害状況

水道施設に関する被害状況は次のとおり。

配水管　　15カ所の塩化ビニル管が破損し、漏水した。15カ所について災害報告。

配水施設　５施設（生竹配水塔･配水池、上余戸配水池、余戸谷町配水池、米田町配水池）が被災した。生竹配水塔以外は配水池の敷地が全体的に沈下し、配水池等を保護している構造物が破損した。

取水施設　３施設（生竹水源地、円谷町水源地、八屋水源地）が被災した。生竹水源地は、敷地内にある排水路のコンクリート壁が破損し、円谷町水源地及び八屋水源地は、残留塩素計測計が破損した。

災害復旧被害報告額　276,274千円　うち災害査定申請額48,832千円、決定額　47,612千円

10　災害ボランティア活動

10－1　災害ボランティアセンターの設置

地震発生の翌日10月22日未明、災害対策本部会議において災害ボランティアセンターの設置が決定された。地域防災計画において災害ボランティアセンターの設置予定場所とされていた倉吉福祉センターが被災により使用できなかったため、上灘公民館を拠点として同日午後２時に災害ボランティアセンターが立ち上がった。その後、まちかどステーションを経て倉吉福祉センターへ移転し、平成29年３月31日をもって閉所となった。

1　災害ボランティアセンターの設置期間と設置場所

・平成28年10月22日～11月13日　上灘公民館（倉吉市上灘町９-１）
・平成28年11月15日～12月25日　まちかどステーション（倉吉市大正町1067-29）
・平成29年１月６日～３月31日　倉吉福祉センター（倉吉市福吉町1400）

10－２　災害ボランティアセンターの活動

震災発生当時、県内外から多くのボランティアが駆け付け、災害ボランティア活動に当たった。

１　災害ボランティアの主な活動内容

・屋根のブルーシートかけ
・がれきの撤去、搬送
・屋内外の片付け
・ひとり暮らし高齢者等への訪問活動　等

２　ニーズ及び活動の受付状況

表 49　県内、県外別ボランティア受付件数内訳

	個人	団体	計
県　内	1,158人	1,203人（213団体）	2,361人
県　外	1,430人	758人（112団体）	2,188人
計	2,588人	1,961人（325団体）	4,549人

活動件数内訳（件）

	完了	残ニーズ	キャンセル	計
ブルーシート	732	0	354	1,086
その他	588	0	152	740
計	1,320	0	506	1,826

10－３　文化的ボランティア活動

文化財の被害調査は、大きく分けて指定文化財と建造物や伝統的建造物群保存地区との被災状況の調査を行う必要があった。地震翌日から始めた緊急調査は、鳥取県文化財課などの支援を受けながら行い、鳥取大学、鳥取県埋蔵文化財センターの協力で調査を進めた。

伝統的建造物群保存地区の被災調査には、全国ヘリテージマネージャーネットワーク協議会より協力の申し出があり、さらに専門的な支援を得ることができた。そこで、地震から10日後の11月２日、３日には、倉吉町並み保存会の協力を得て住民説明会を開き、地区住民への聞き取り調査と被災建物の立ち入り調査の依頼を行った。これをもとに11月12日、13日と19日、20日の４日間、被災建物への立ち入り調査を行った。この建物調査には、京都府、兵庫県、岡山県、徳島県、そして鳥取県の建築士の中で歴史的建造物について勉強を行っている建築士、ヘリテージマネージャー延べ100人程がこの４日間に参加した。これによって伝統的建造物群保存地区全域にわたる被災状況の詳細な情報を得ることができた。また、被災した所有者の気持ちを建物解体から修理へと向かわせることになった。





現地調査①



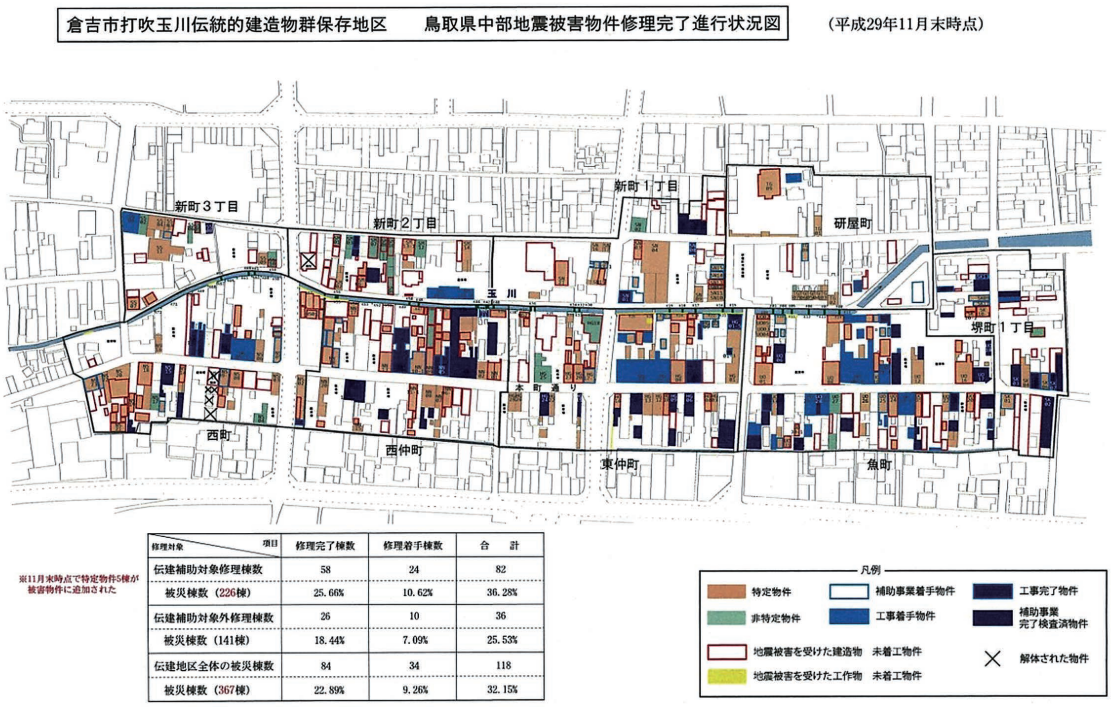


現地調査②





図 42　全国ヘリテージマネージャー協議会（建築士）の調査状況



修理対象＼項目	修理完了棟数	修理着手棟数	合　計
伝建補助対象修理棟数	58	24	82
被災棟数（226棟）	25.66%	10.62%	36.28%
伝建補助対象外修理棟数	26	10	36
被災棟数（141棟）	18.44%	7.09%	25.53%
伝建地区全体の被災棟数	84	34	118
被災棟数（367棟）	22.89%	9.26%	32.15%

図 43　伝統的建造物群保存地区被害状況

11　他団体の応援活動

11－1　応援協力

地震発生時から、鳥取県をはじめ県内市町村、災害応援協定を締結している徳島県吉野川市、千葉県松戸市、千葉県館山市のほか、中国知事会等の加入団体、関西広域連合等から避難所運営、家屋被害調査等、各種復旧復興業務のための職員派遣などの支援があり、復旧復興に協力をいただいた。

11－2　応援受入状況

応援協力に当たっての職員派遣の受け入れについては、平成28年11月末時点で、延べ1,770人にも上った。（表 50）

表 50　他自治体等からの応援職員受入状況（平成28年11月末日時点）

（１）課及び業務別応援受入人数

受入課	業務内容	応援人数
総務課	ブルーシート配布	45
税務課	家屋被害調査 （１次調査）	610
総合政策課	対策本部業務	20
	物資輸送	118
保健センター	避難所等巡回	226
	倉吉保健師の後方支援等	
	災害医療チーム	
	乳児家庭訪問	

受入課	業務内容	応援人数
農林課	農林業災害調査	24
管理計画課	宅地危険度判定	159
建築住宅課	建築物危険度判定	86
	市有施設被害調査	22
	家屋被害調査 （１次調査） ※非木造	41
教育総務課	学校施設被害調査	28
文化財課	指定文化財被害調査	51
	伝統的建造物群内建築物被害調査 （ヘリテージマネージャー）	143
人権局、福祉課、保健センター	避難所 （福祉避難所含む）	145
合　　計		1,718

（２）月別受入人数

10月21日～31日　応援人数（延べ）	736
11月１日～30日　応援人数（延べ）	982
合　　計	1,718

（３）県内外別受入人数

県内自治体等（県職員424人含む）	845
県外自治体等	873
合　　計	1,718

（４）県外自治体等別受入人数

枠組み	団体名	人数
中国知事会等	島根県	39
	岡山県	176
	広島県	48
	山口県	9
	徳島県	56
関西広域連合	京都府ほか	455
災害協定	吉野川市、館山市	27
その他	県外建築士会等	63
合　　計		873

（５）水道関係自治体受入人数

枠組み	団体名	人数
日本水道協会	鳥取市（うち同行業者人数）	16（11）
	米子市（うち同行業者人数）	11（４）
	八頭町	4
	江府町	2
	徳島市	2
	松山市	2
	高知市	4
	高松市	3
	広島市	8
合　　計		52（15）

※避難所等、途中交代する業務も１人役は１人で計上した。

11－３　自衛隊の活動

平成28年10月21日午後７時22分に鳥取県知事から、米子市に駐屯する陸上自衛隊第８普通科連隊長に「災害派遣要請（給水・公共施設等周辺整備）」がなされ、同日午後８時40分、第８普通科連隊の給水部隊（人員25名、車両10両（うち給水トレーラー３両）が出発した。その後も、給水支援や公共施設周辺整備作業（ブルーシート張り等）のため、平成28年10月28日午後５時の撤収まで、延べ620名の隊員と延べ140両の車両（給水トレーラー延べ19両及び５ｔ水タンク車延べ２両）を派遣する等、災害支援を自衛隊に実施していただいた。

県が災害派遣要請した自衛隊の活動区域は、倉吉市・三朝町・湯梨浜町・北栄町の１市３町であった。

表 51　自衛隊活動実績（中部圏域での活動実績（倉吉市・三朝町・湯梨浜町・北栄町））

月　　日	給水支援（量・箇所）	公共施設等周辺整備
平成28年10月21日	約　0.9ｔ・１カ所	－
平成28年10月22日	約 12.6ｔ・４カ所	２カ所
平成28年10月23日	約 11.8ｔ・４カ所	３カ所
平成28年10月24日	約　0.4ｔ・２カ所	１カ所
平成28年10月26日	約　0.3ｔ・１カ所	10カ所
平成28年10月27日	約　0.1ｔ・１カ所	26カ所
平成28年10月28日	－	14カ所
合　　計	約26.1ｔ	56カ所

11－4　民間との災害協定の発動

本市は、平成28年10月21日の時点で58の災害協定（自治体・民間）を締結していたが、そのうち、平成18年６月１日に倉吉市建設協議会と締結していた「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づき、被災住家の屋根のブルーシート張りを行うため、協定を発動した。

また、在宅の障がい者等の避難を促進するため、平成25年11月26日に市内福祉法人と締結していた「災害時等における要援護者の緊急受入れに関する協定」を発動するとともに、その他必要な協定を発動し、災害応急対応を実施した。やはり、事前の協定締結が災害時の応急対応には重要であった。

表 52　民間との災害協定の発動状況

発動した協定	協定先	協定発動日	実　　績
災害時における物資供給等に関する協定	鳥取県生活協同組合	平成28年10月21日	ご飯パック　8,496食 ビスケット　1,008食 水550mℓ　1,008食
災害時等における要援護者の緊急受入れに関する協定	（社福）みのり福祉会スターガーデン	平成28年10月24日	２名入所
災害時における応急対策業務に関する協定	倉吉市建設協議会	平成28年10月22日	道路等の応急対応
		平成28年11月９日	ブルーシート張り 75.5人役　49棟
地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定	一般社団法人鳥取県産業廃棄物協会	平成28年10月25日	産業廃棄物 収集運搬　1,390t 処　　分　1,587t
災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定	鳥取県清掃事業協同組合・鳥取県中部清掃事業協同組合	平成28年10月25日	一般廃棄物 収集運搬　311t
災害時における福祉用具等物資の提供協力に関する協定	㈱ハピネライフケア	平成28年10月23日	福祉避難所へ ベッド９台 マット11セット

12　災害廃棄物処理への対応

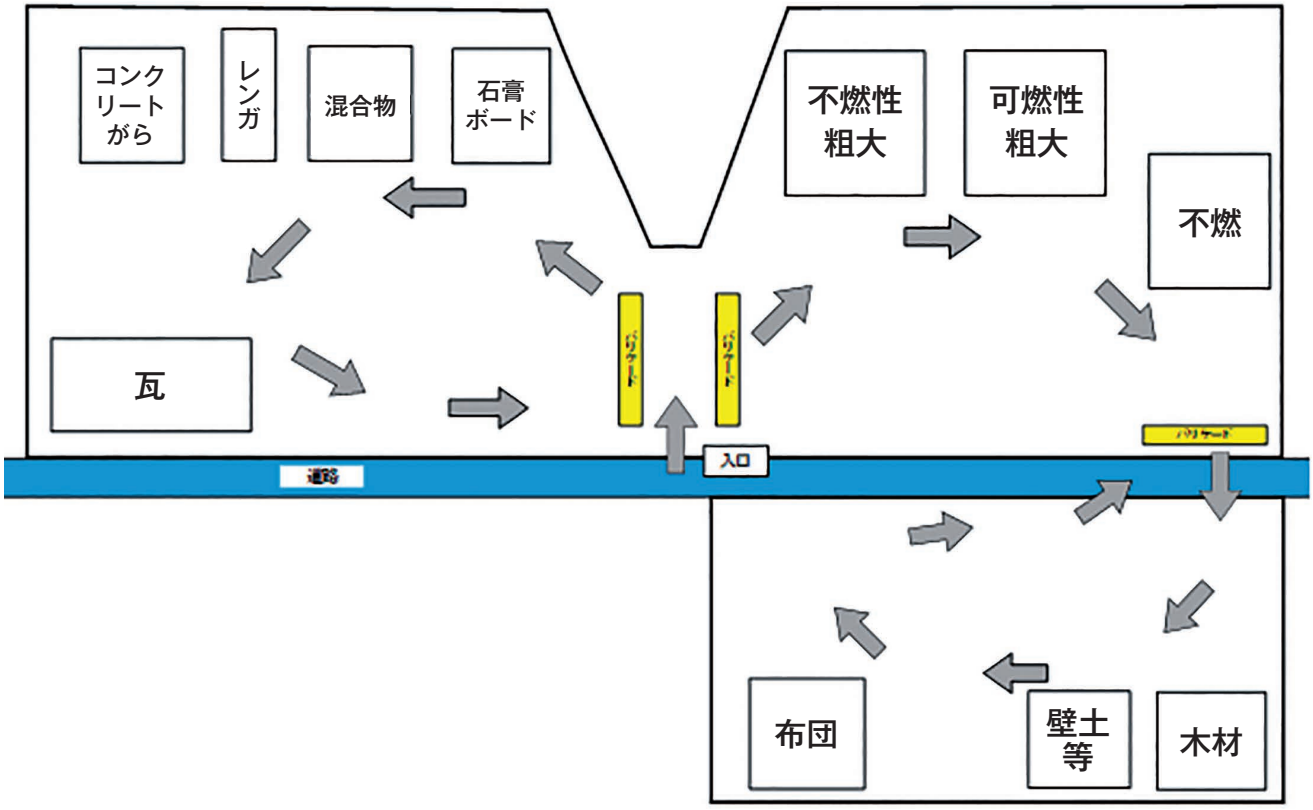
12－1　災害廃棄物一時保管

1　仮置場の開設について

家屋の被害によって多量の災害廃棄物の発生が見込まれることから、生活に支障をきたす災害廃棄物を円滑に処理するため、地震発生日当日の夕方に災害廃棄物仮置場を向山清掃工場跡地（倉吉市馬場町、敷地面積10,002㎡、鳥取県中部ふるさと広域連合の所有地）とするよう災害対策本部から指示があり、使用許可に係る時間を考慮し、搬入開始を地震発生日翌日の午後２時と決め開設準備を始めた。（表 53）

向山清掃工場跡地は、平成28年10月29日・30日に開催予定であった消防庁主催の「平成28年度中国・四国ブロック緊急消防援助隊合同訓練」の開催地として準備が進められていたため、国（消防庁）の了承を得る必要もあり、使用許可を得るのに地震発生日翌日の正午頃まで時間を要した。

表 53　災害廃棄物仮置場見取図　向山清掃工場跡地（倉吉市馬場町）



2　仮置場の開設期間について

・地震発生日翌日の10月22日（土）午後２時から開設し、11月20（日）まで、30日間開設した。
・特別搬入日として、11月26日（土）、27日（日）、12月４日（日）、11日（日）、18日（日）、25日（日）、平成29年１月８日（日）、15日（日）、22日（日）、29日（日）の10日間開設した。
・仮置場閉鎖：平成29年１月29日（日）午後４時をもって閉鎖した。

3　仮置場の運営及び人員について

開設当初の運営は、環境課のほか産業環境部職員、鳥取県中部ふるさと広域連合職員等で対応した。10月24日からはごみ収集委託業者の支援や交通誘導等業務委託をした警備員の派遣、26日から誘致企業モリタ製作所のボランティアの応援と市職員の他部署から派遣が確立し、徐々に受入態勢が整っていった。

仮置場での人員の主な役割は、搬入者が区分の異なるごみを混載して災害廃棄物として搬入するため、ごみの区分ごとに分別場所への誘導と荷下ろしとなる。仮置場は入口が１つしかなく、場内の渋滞や事故防止の誘導に対応し、また、荷下ろしの補助をするために、１日当たりの人員が15名程度必要であった。（表 54）

また、環境省からの指導もあり、心配された閉鎖時間中の不法投棄防止にも気を付け、開場時間以外は車両や人が進入できないよう出入口にバリケード・ロープ、不法投棄防止看板や防犯カメラを設置するなど、不法投棄防止の抑止に努めるとともに定期的な監視に努めた。

表 54　仮置場の配置人数について（平成28年11月末時点）

所　属	期　間	延べ人数
倉吉市職員	10月22日～11月27日	341人
鳥取中部ふるさと広域連合	10月22日～10月25日	17人
㈱モリタ製作所	10月26日～10月31日	61人
中部清掃事業協同組合	10月24日～11月30日	310人
鳥取県清掃事業協同組合	11月１日～11月８日	15人
市民災害ボランティア	11月１日～11月27日	21人
警備会社警備員	10月24日～11月27日	142人




可燃性粗大ごみ集積状況




不燃性粗大ごみ集積状況




不燃ごみ集積状況

図 44　災害廃棄物仮置場の状況写真





石膏ボード集積状況




混合物集積状況





レンガ集積状況





コンクリートがら集積状況

図 44　災害廃棄物仮置場の状況写真




瓦集積状況




木材集積状況




壁土等集積状況




布団集積状況

図 44　災害廃棄物仮置場の状況写真

12－２　災害廃棄物処理

倉吉市では、平成26年10月に鳥取県産業廃棄物協会と、平成27年２月に鳥取県中部清掃事業協同組合及び鳥取県清掃事業協同組合と災害廃棄物の処理協定を締結しており、産業廃棄物協会はし尿を除く災害廃棄物全般の処理を、清掃事業協同組合は家具や陶器等の生活ごみの収集を災害時に市の要請に応じて協力いただくこととなっていた。

今回の地震で多量の廃棄物処理が見込まれたことから、それぞれに協力を要請し、鳥取県の調整のもとで運搬及び処理について担当分野が決定した。

その結果、可燃性粗大ごみ、不燃性粗大ごみ、不燃ごみは清掃事業協同組合の組合員が運搬を担当し、可燃性粗大ごみの木くずでリサイクル可能なものは産業廃棄物協会が差配した㈱アオキ建設でチップ化し、リサイクル不可のものはほうきリサイクルセンターで焼却処理を行うこととなった。

ガラス、陶磁器くず等の不燃ごみは、ほうきリサイクルセンターで破砕処理を行い、中部ふるさと広域連合の最終処分場で埋立処理を行った。

不燃性粗大ごみ、金属、プラスチック等でできた什器などについては、ほうきリサイクルセンターで破砕・圧縮を行い、金属は、永川商店に鉄くずとして処理した。

コンクリートがら、瓦は、産業廃棄物協会の差配により、㈱小鴨で建設資材としてのリサイクルが行われ、石膏ボード、混合物がれきについては、石綿含有が疑われるものが含まれており、中部ふるさと広域連合の最終処分場（クリーンランドほうき）で処分ができず、また県内にはこれを処理できる管理型の最終処分場がないため、鳥取県の調整で、県外の一般廃棄物最終処分場でもっとも処理費用が少なく済む愛媛県西条市のクリーンダストで処理することとなった。（図 45）

上記のように処理を進めた結果、災害廃棄物の処理実績量は表 55　災害廃棄物の処理実績についてのとおりとなった。



図 45 災害廃棄物処理フロー

表 55　災害廃棄物の処理実績について　（単位：トン）

災害廃棄物の種類			処理済量			備考
			10月～1月	2月～3月	合計	
災害廃棄物	可燃物	可燃ごみ	29		29	
		可燃粗大	46		46	
		木くず	197		197	
		計	272	0	272	
	不燃物	瓦	683	32	715	
		コンクリート	415	23	438	
		不燃ごみ	138		138	
		不燃粗大	28		28	
		金属類	33		33	
		計	1,297	55	1,352	
	混合廃棄物			237	237	
	畳・布団等		25		25	
	小型家電		12		12	
合　計			1,606	292	1,898	
家電リサイクル			630台	0台	630台	

【問題点・改善点】

（1）　災害発生前

事前に以下のことを決めておく必要がある。

・災害廃棄物仮置場の選定（複数箇所）
・仮置場周辺で交通渋滞等が起きないためのルート設定
・災害廃棄物の適正な処理フローの確立
・関連団体との災害廃棄物処理協定の締結
・県内東西部の処理場への受入等広域連携

（2）　災害発生後

実際に災害廃棄物仮置場を開設した場合には、以下の事に注意して運用する必要がある。

・仮置場内で渋滞が起きないよう通行ルートの設定
・災害廃棄物が混載した状態で搬入されないよう、分別種別について適切な周知
・仮置場での分別の徹底（混合物となると処理費が高額になる）
・処理に必要な人的資源の確保（荷下ろし補助、車両の誘導）
・仮置場が満杯となったときの用地確保
・他町からの越境ごみの搬入

（3）　災害廃棄物の品目について

以下の物が搬入されないようにする必要がある。

・便乗ごみ（大掃除など）の大量搬入
・家電６品目の搬入（被災で壊れたものか、元々の不要品かの判断が困難）
・墓石や灯籠の搬入
・建材の搬入

12－３　し尿処理

仮設トイレを、避難所と小学校・中学校の合計４カ所に設置した。設置状況・処理状況については、次の表のとおり。

表 56　設置状況・処理状況

仮設トイレ設置状況	設置日	撤去日	くみ取り日	備　考
生竹避難所	10月27日	12月12日	12月６日	
明倫小学校	10月24日	１月下旬	10月24日	
			10月26日	
			10月27日	
			11月１日	
			11月７日	
			11月８日	
			11月17日	
			11月21日	
			12月５日	
			12月20日	
			１月６日	
社小学校	10月24日	11月中旬	11月２日	
西中学校	10月24日	１月下旬	10月24日	
			11月21日	
			12月21日	
			１月18日	

【問題点・改善点】

・仮設トイレの確保及び設置等について、どの避難所等に必要なのか連絡調整ができていなかった。

・仮設トイレの確保は、地震発生直後から直ちに必要となるため、仮設トイレの必要数・処理方法など平時から把握し、調達体制を整えておくことが必要である。

・災害し尿等の収集運搬が円滑に実施されるよう、関連団体（２団体）と中部１市４町で災害し尿等協定書を締結した。（平成29年９月）

13　保育・教育施設の対応

13－１　発災時の対応状況（保育所等・小中学校）

１　保育所、認定こども園

（１）地震直後の様子

昼過ぎ（午後０時12分）に発生した震度４の地震を受け、午睡時間は、遊戯室に集合したり、安全、迅速に屋外へ避難できるよう外履きを準備して次の地震への備えを行なっていた。

本震が午睡時間中であったため、児童は寝ており、地震に気付かない児童もおり、落ち着いて避難することができ、大きな混乱はなかった。また、当日は10月下旬の割りには比較的気温も高く、雨風の天気模様ではなかったため、保護者への引き渡しまでの間、不安なく、児童も落ち着いて園庭で待機することができた。

幸いにも水道、電気、電話等のライフラインに大きな影響がなかったことも被害の軽減と迅速な対応ができた要因である。

（地震発生、次への備え、対応）

・午後０時12分に鳥取県中部で震度４の地震が発生していたことから、今後の大きな地震に備えて、午睡はパジャマから服に着替え、降園の用意、避難しやすい場所で寝た。（一階で午睡）
・避難車を子どもの近くに配置
・外靴の準備
・午睡の傍で職員会、ミーティングの実施
・職員の動きの確認、児童への注意喚起
・本震後は、暫く園庭で待機し、保護者の迎えまでの夕方に向けて寒さを凌げる小学校等の避難所への移動を行った。



図 46　被災した灘手保育園園庭

（２）翌日、翌々日（土、日曜日）の対応

施設内の散乱した保育物品、壊れ物の片づけがあり、職員体制、給食も含めて十分な保育ができないことが想定されたため、比較的被害が少なく、保育の継続が可能な公立保育所において休日、合同保育の実施による児童の受入を決定し、市内の全保育所、認定こども園へ周知、保護者の希望に沿えるよう体制を整えた。（実際には利用はなかった。）

また、給水設備に破損、不具合が生じた施設では近隣の保育所で合同調理による給食の提供や保護者の理解、協力のもと軽食、簡易な給食に切り替える対応等、週明けに通常通りの保育が実施できるよう市、施設間での情報収集、連絡調整、体制整備を行った。

前述のとおり一部では弁当の準備、軽食、簡易食の提供で急を凌いだが、数日中には全施設とも通常の態勢を取り戻した。

（３）心のケア

・震災後の週明けから県、市が作成した「心のケア」に関する保護者向けのチラシを配布、個別の相談を行った。併せて、県主催の保育士対象の研修会が開催され、不安を抱えている児童の対応、支援策を学び資質向上、必要な支援を行った。
・鳥取大学の協力により、施設訪問、個別相談・面談を実施する等児童、保護者に対して必要な支援を行った。

（4）振り返り、教訓とした行動と課題

ア　行動

・午睡の対応として、服を着たまま、多数の出入り口がある遊戯室に集合した。
・帽子をかぶったままの保育生活、靴をまとめておく等、余震に備えた行動をとった。
・園外活動は、しばらくの間中止
・保護者へ避難場所や避難場所の掲示場の再確認
・緊急時の連絡体制を整備するため、マチコミメールの導入
・随時、園庭、テラス等身近なところにテント、ブルーシートの配備
・常備食・アレルギー食の確認
・給食の揚げ物はしばらくの間中止
・地震後の子ども達の様子を見守り、心のケア

イ　課題

・電気、水道、電話等のライフライン、施設設備、周辺道路等に被害、障がいが少なかったことで怪我なく、冷静な行動につながったが、天候も含めた最悪な状況を想定した対応が必要と考える。

ウ　想定される状況の再認識とその解決

・市役所など関係機関、保護者と連絡が取れない。緊急時の方法に定めがなく、通信系の遮断を想定していない。
・園外保育の職員との連絡、安否確認
・園舎放送ができない、水が出ない、トイレが使えない

（5）今後に向けて

避難、訓練、情報収集、伝達について

・職員会での振り返り
・マニュアルの見直し（場面を想定したパターンをいくつか作った）
・非常持ち出し袋の置き場所や中身の見直し
・緊急連絡先一覧表の見直し（園児引渡し時記録や公共施設を加えた）
・放送を使わない避難訓練
・市との緊急連絡体制の見直し
・マチコミメールの導入
・職員のメールアドレスの登録
・はだしから上履き着用保育に
・園用の携帯電話・テレビの購入
・バケツに水をいれておく（トイレ用）
・ヘルメット等の防災物品の備え
・常備食（特にアレルギー食）・水・簡易トイレ・防災用ミルク、湯沸しセットの備え

（6）命を預かる施設として、どう判断するか？

・雨など天候の悪い日の避難は？

・余震が続く中、どのタイミングで避難？
・いつ保護者へ迎えの依頼？
・適切な指示のタイミング？
・適切な避難場所は？
・職員への配慮（家庭）

2　放課後児童クラブ

（1）直後、当日の様子

地震発生時は、小学校の授業中であったため、当日はクラブ開設、受け入れを中止して、散乱した施設内の片づけを行い、週明けからの受け入れ態勢を整えた。

（2）機能移転と復旧、再開

ア　上小鴨学童クラブ

開設していた中田児童集会所は土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）に位置しており、地震発生後の余震活動による法面の状況確認が困難なことから小学校現場と対応協議。児童の安全に配慮して急遽、小学校校舎内へ移転、開設した。その後も余震活動は継続、学校も平時対応が必要となってきたが、当該集会所は依然危険な状態であると判断し、近隣のあたごふれあい人権文化センター、老人憩いの家へ移転、常設することとした。

イ　おがもさんさん児童クラブ

開設場所の農村環境改善センターが被災したことに伴い当該施設の使用が中止された。これを受けて、小鴨小学校区内で開設している小鴨児童クラブ（小鴨児童センター）で児童の受け入れ、合同保育を行った。被災施設の安全確認後、クラブ運営に支障がなくなったため、通常の受入体制へ切り替えた。

この間､近隣の児童センターからも児童の受入準備をしているとの協力､連携体制が整えられた。

3　小中学校

地震発生時、市内の小･中学校では、一部の学校を除き授業中であった。地震発生により停電になり、緊急用放送機器の使用ができなくなった。学校では管理職を中心にメガホン等を持ち、各教室にいる教職員、児童・生徒に校庭へ避難するように指示を行って校舎内を回った。

校庭避難後、教職員の携帯電話等を活用し、まちｃｏｍｉメールで保護者へ連絡。学校での児童・生徒の引渡しを実施した。

表 57　鳥取県中部地震による人的被害の状況（小・中学校）

区　分	人　数	内　容
死　者	0名	
重　傷	0名	
軽　傷	2名	・中学生１名　地震発生によりテレビが落下し生徒の頭に当たる。 ・小学生１名　校庭へ避難時、ガラスの破片で足を切る。

【問題点・改善点】

地震発生時には、想定外のことが起こることが予想される。鳥取県中部地震発生時は停電になり、保護者への連絡をどうするのか戸惑うことがあった。予め保護者へ地震発生時の対応について通知し、共通理解をしておく必要がある。

児童・生徒の引渡しについても、一般家屋よりも耐震化がなされている学校施設の方が安全と考えられる。この点についても、防災マニュアルの見直し時に検討する必要がある。



【避難訓練時の様子】



【引渡し訓練時の様子】

図 47　避難訓練等の様子

13－２　給食

学校給食センターが被災し調理ができなくなったため、中部地区４町の給食センターをはじめとする関係機関から支援をいただきながら給食対応を行った。（表 58）

平成28年11月１日より、家庭から弁当を持参していただくことになった。はじめは週５回だったものが、関係機関から支援をいただき、２月以降は週２回程度となった。

表 58　鳥取県中部地震後の給食対応について

日　　時	対　応　者	内　　容
H28.10.24	学校給食センター	パンと牛乳を提供
H28.10.25	学校給食センター	パン、牛乳、支援物資（おにぎり）を提供
H28.10.26 ～ H28.10.31	学校給食センター	簡易給食（パン、牛乳、ゼリーなどの支援物資を含む補助食品）を提供
H28.11.14 ～	中部地区４町の給食センター	４町の給食センターで調理された汁物などを加えた支援給食（パン、牛乳、補助食品）を提供
H28.12.8 ～	学校給食センター	鳥取短期大学の調理施設を借り受け、パン、牛乳に、この施設で調理した汁物などを加えた簡易給食を提供
H29.1.16 ～	市内民間事業者	ごはん、牛乳に、市内民間事業者からの副食を加えた簡易給食を提供
H29.2.1 ～	市外民間事業者	ごはん、牛乳に、市外民間事業者からの副食を加えた簡易給食を提供

※上記以外にも、保護者やＮＰＯ法人などから炊き出し応援をいただいた。



被災後の学校給食センター



鳥取短期大学給食管理実習棟での調理

図 48　給食センターの被害状況等

13－3　学校施設の応急措置

市内全ての小中学校施設において何等かの被害が発生したが、特に復旧を急ぐものとして、日常生活に必要となる上水道およびトイレ設備、そして、安全対策措置として、壊れた屋根瓦の飛散防止、倒壊の恐れのある施設の対策について、応急的にではあるが対応を行った。

明倫小学校、社小学校、西中学校では、受水槽、高架水槽、地中水道管の断裂による断水が発生。早急な復旧を図るため、仮設配管による応急復旧工事を施工し、施設の一部だけでも上水道の使用可能箇所を確保した。なお、水道復旧までの間は、倉吉市水道局の協力を仰ぎ、ポリタンクによる給水を行った。

また、トイレについても、水道設備の破損により使用不能となったため、鳥取県の手配により仮設トイレを明倫小学校、社小学校、西中学校に配置させていただいた。

次に、社小学校、北谷小学校、東中学校では、体育館の屋根瓦が飛散・破損していたことから、破片の落下防止のため、破損した瓦の撤去、また降雨対策としてブルーシートを被せる作業を行った。

その他にも、余震により道路側へ倒壊する恐れのあった昇降階段の手摺（成徳小学校）やプールサイドの擁壁（西中学校）の撤去を行った。

これらの施工については、他の地震復旧業務で繁忙な状況であるにも関わらず、施工業者の方々のご理解とご協力が得られたことにより対応が可能であった。

表 59　学校施設の応急復旧工事

小学校名	工　事　名	工　期
明倫小学校	明倫小学校給水設備仮復旧工事	H28.10.25 ～ H28.11. 4
成徳小学校	成徳小学校管理棟昇降口手摺解体工事	H29. 1.31 ～ H29. 2.14
北谷小学校	北谷小学校体育館屋根地震災害応急処置	H28.10.25 ～ H28.10.31
社小学校	社小学校給水設備仮復旧工事	H28.10.25 ～ H28.11. 4
	社小学校体育館地震災害応急処置	H28.10.25 ～ H28.10.31
灘手小学校	灘手小学校体育館埋設給水管修理	H28.10.27 ～ H28.11.24
中学校名	**工　事　名**	**工　期**
東中学校	東中学校体育館屋根補修工事（震災分）	H28.10.25 ～ H28.10.25
西中学校	西中学校給水設備仮復旧工事	H28.10.25 ～ H28.11. 4
	西中学校プールサイド擁壁撤去工事	H28.12.17 ～ H29. 2.28
久米中学校	久米中学校屋上煙突シート掛け（地震災害）	H28.10.25 ～ H28.10.26



仮設トイレの設置（西中学校）





仮設配管敷設状況（西中学校）



体育館屋根瓦の飛散・破損状況（社小学校）



飛散・破損した瓦の撤去作業（社小学校）

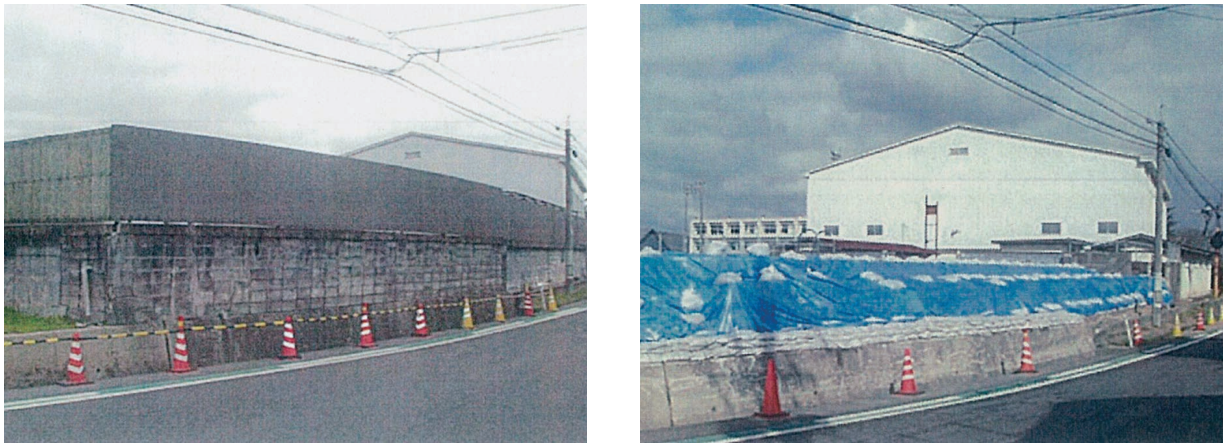


瓦撤去作業の様子（社小学校）



ブルーシート被覆作業状況（社小学校）

図 49　学校施設の応急復旧状況



プールサイド撤去作業前後（西中学校）

図 49　学校施設の応急復旧状況

14　施設の応急復旧（緊急点検と応急復旧）

14－1　庁舎施設の応急復旧

地震災害により被害を受けた、本庁舎、東庁舎、南庁舎、北庁舎、及び車庫を対象として、建築住宅課の建築技師に応急危険度判定を依頼し、判定結果に基づき、執務を開始した。また、被災の影響が大きい箇所について、被災度区分判定を行い各庁舎の安全性を確保、復旧工事を行った。（表 60）



本庁舎ガラス撤去及びコンパネ補修

図 50　庁舎施設の応急復旧状況



本庁舎２階北側外階段補修



本庁舎１階東玄関入口段差補修



東庁舎北側基礎石垣補修



東庁舎２階連絡橋段差補修



南庁舎分離壁補修



車庫シャッター修理

図 50　庁舎施設の応急復旧状況

表 60　緊急点検と応急復旧

対象施設	工事・業務期間	内　　容
本庁舎	平成28年10月24日 平成28年10月31日	庁舎破損ガラス撤去及びコンパネ養生工事
本庁舎	平成28年11月12日 平成28年11月22日	本庁舎西玄関街灯取替改修
本庁舎	平成28年11月12日 平成28年11月21日	本庁舎北側駐車場ひび割れ補修
本庁舎	平成28年11月５日	地震被害に伴う本庁舎貯水槽清掃作業
本庁舎	平成28年11月29日 平成28年12月８日	本庁舎３階大会議室北側レースカーテン取替改修
本庁舎	平成28年11月21日	本庁舎４階トイレ通気管修理
東庁舎	平成28年11月12日 平成29年１月７日	東庁舎北側基礎石垣補修
本庁舎	平成28年11月12日 平成28年12月18日	本庁舎２階北側外階段補修

対象施設	工事・業務期間	内　　容
南庁舎・東庁舎	平成28年11月16日 平成28年11月27日	南庁舎分離壁及び東庁舎１階北側外壁等補修
東庁舎	平成28年11月17日 平成28年11月23日	東庁舎２階連絡橋段差補修
本庁舎	平成28年11月22日 平成28年12月４日	本庁舎１階東玄関入口段差補修
本、東、南、北庁舎	平成28年12月13日 平成29年３月20日	倉吉市庁舎被災度判定業務
東庁舎	平成28年11月14日	東庁舎１階北側ブロック壁修理に伴う崩落防止ネット仮設
東庁舎	平成28年12月19日	東庁舎１階福祉課窓ガラス修理
本庁舎	平成28年11月22日 平成28年12月３日	本庁舎１階東玄関北側段差補修
車庫	平成29年12月28日	車庫シャッター修理
東庁舎	平成29年１月23日	東庁舎１階会議室ドア修理
北庁舎	平成29年１月13日	北庁舎３階女子トイレ鏡設置改修

14－２　倉吉交流プラザ

（１）空気調和設備修繕

・主な破損個所：ダクトの落下破損、配管破損（灯油式空調設備）

・復旧状況：平成28年11月22日修繕完了





図 51　空気調和設備破損・修繕状況

（２）中央監視制御設備修繕

・破損個所：機械室・自動制御機器の破損

・復旧状況：指示調整器の取替え：平成28年11月17日修繕完了

排煙濃度計の取替え：平成28年11月30日修繕完了

（３）照明器具修繕

・破損個所：市民交流室１台、子ども交流室１台の照明器具の落下破損

・復旧状況：平成28年12月15日修繕完了





図 52　交流室照明器具破損状況

（４）建物地際部シーリング打替え修繕

・破損個所：建物地際部シーリングが破損。破損部への雨水流入で建物の急速な劣化を防止するためシーリングの打替え修繕を実施した。

・復旧状況：平成28年12月９日修繕完了

（５）電気室内耐火板修繕

・破損個所：電送線を支える耐火仕切板及び当該部材の支柱バーが破損

・復旧状況：平成28年11月28日修繕完了

（６）建物外周インターロッキング等沈下

・破損個所：公用車車庫、職員通用口周辺、交流プラザ玄関周辺及び倉吉未来中心周辺通路の軽微な沈下。交流プラザ周辺通路の縁石クラック

・復旧状況：平成29年１月19日修繕完了

（７）園路等修繕

・集いの広場屋外トイレ：インターロッキング段差補修

・屋根付通路：平板補修

・屋根付通路：平板側面補修

・交流プラザ建物周辺：平板補修

・復旧状況：平成28年11月16日修繕完了

（８）地下タンク貯蔵所定期点検

・漏洩検査を実施し、タンク本体・配管の状況を点検した。

・〇復旧状況：平成28年12月２日点検済み　タンク躯体、配管異常なし

（９）閉架書庫書棚固定等調整作業

・２Ｆ壁面書架調整（壁固定：転倒防止つなぎ設置調整）

・３Ｆ閉架書庫調整（書庫が斜めにずれ着座部が浮き、固定が不安定）

・復旧状況：平成28年12月22日調整作業実施

（10）屋根付通路（コロネード）・支柱上部の破損

・破損状況：支柱65本の上部モルタル部の一部破損　緊急性なし

・復旧状況：平成29年７月24日修繕完了

（11）その他の施設点検

・建物（屋内各部屋・外壁・屋上）　平成28年10月24日県建築士・教育総務課職員実施

・視聴覚ホール舞台照明設備　平成28年10月24日施工業者（（有）山﨑商会）実施

・視聴覚ホール可動席　平成28年10月24日職員で対応

・多目的広場遊具　平成28年10月23日点検業者（サン興業（株））実施

14－３　倉吉市立図書館

１　落下本の再配架

・１Ｆ閲覧室及び２・３Ｆ閉架書庫の本、10万冊以上が落下

・復旧状況：平成28年10月22日～23日再配架作業実施。23日夕方完了

・鳥取県立図書館職員をはじめ県内図書館関係者、地元高校生、県内外の一般の方などのべ31名のボランティアの協力

２　サービス再開

・施設・設備の安全確認

・24日から専門業者や県技師による施設・設備の安全確認を実施

・交流プラザ施設の損壊がないことを確認、空調など設備の破損箇所を確定し修理を依頼

・施設の安全が確認できたことにより、平成28年10月28日開館。全てのサービス再開



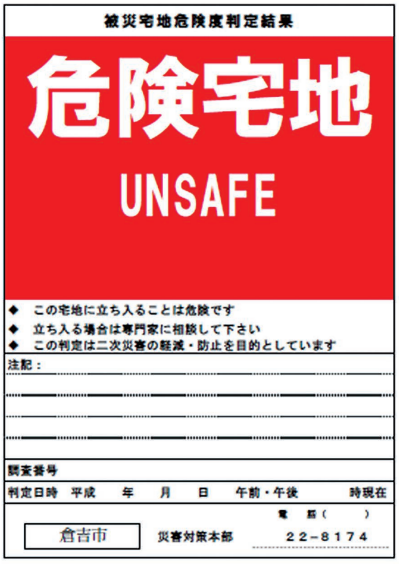
図 53　図書館の被害状況

15　応急危険度判定

15－１　被災宅地応急危険度判定

被災宅地応急危険度判定とは、余震等による二次災害を防止し、住民の安全確保を行うため、被災宅地危険度判定士が応急的に宅地の危険度判定を実施するもの。（参考：被災宅地危険度判定の判定書）

被災宅地危険度判定士とは、主に土木、建築等の技術者で都道府県が実施する「被災宅地危険度判定士養成講習会」を受講した者が判定士として登録されており、倉吉市職員は21名が判定士として登録されていた。


被災宅地危険度判定結果

危険宅地

UNSAFE

◆ この宅地に立ち入ることは危険です
◆ 立ち入る場合は専門家に相談して下さい
◆ この判定は二次災害の軽減・防止を目的としています

注記：

調査番号

判定日時　平成　年　月　日　午前・午後　時現在

倉吉市　災害対策本部　電話（　）22－8174

図 54　被災宅地危険度判定票

地震発生直後から、市民からの宅地被害の報告や現地調査の要請に基づき、危険度判定を進めてきた。判定作業（２～４名の班編制で実施）は県職員を中心として山口県、県内市町職員（調査員延人数159人：鳥取県108人・山口県９人・県内市町42人）からの応援により実施し、倉吉市職員は地図準備、集計作業や現地案内の役割を担った。また、併行して鳥取県が中心に被害状況を確認しながら、がけ地等の多い地域などのローラー調査を実施した。

危険宅地（赤）と判定された箇所について、危険な状況の中で生活されてないか現地を確認し、必要に応じて注意喚起を行った。地元からの通報で確認したのり面、がけ地の被災・変状箇所についても、危険性のあるものは所有者へ対応の助言や注意喚起を行うともに市が必要に応じてブルーシートで被災箇所を覆ったり、変状の観察を行ってきた。

１　倉吉市による調査（宅地被害の報告や現地調査の要請に基づく調査）

実施期間	実施個所	実施状況			
		危険（赤）	要注意（黄）	調査済（青）	計
10/23 ～ 11/ 4	162カ所	71件	63件	40件	174件

２　鳥取県による調査（ローラー調査）

実施期間	実施地区	実施状況			
		危険宅地（赤）	要注意（黄）	調査済（青）	計
10/25 ～ 11/ 2	西郷、上灘、成徳、社、高城、小鴨の６地区	42宅地	95宅地	242宅地	379件

15－2　被災建築物応急危険度判定

被災建築物応急危険度判定は、大地震により被災した建築物が、その後に発生する余震などにより倒壊、または外壁及び窓ガラスの落下、付属設備の転倒などの危険性を判定し、人命にかかわる二次的災害を未然に防止し、建物を利用する居住者などの安全を確保することを目的としている。

判定結果は「危険」・「要注意」・「調査済」に分類し、いずれかの貼紙を建築物の見やすい場所に表示して、居住者はもとより付近を通行する歩行者などに対してもその建築物の危険性について情報提供することとしている。

判定活動は、建築の専門家である建築士で構成された応急危険度判定士のボランティア活動によって行われた。

また、建築の専門家が個々の建築物を直接見て判定するため、被災建築物に対する不安を抱いている被災者の精神的安定にもつながるといわれている。

図 55　応急危険度判定のチラシ



【判定活動】

・鳥取県中部地震では、倉吉市長から鳥取県知事へ判定士の派遣要請を行い、鳥取県職員をはじめ他県や他市、民間団体から派遣された判定士によって、10月22日から29日の８日間判定活動を実施した。

・本市では、被災建築物の情報を電話等により情報入手した場合は「災害情報等通報受信票」を作成し、り災証明申請にかかる被害認定調査を行う方針があり、また、建物倒壊等の情報がなかったことから、応急危険度判定活動を行うエリア指定を行わず、現地の各種調査の情報や市民から要望を受けた被災建築物を判定対象として活動を行うピンポイント方式を採用し活動を実施した。

表 61　【活動記録】判定件数は鳥取県ホームページ公表資料（市町村毎の判定件数等）より

判定日数	判定日	判定件数	判定結果			参加判定士数（人）	備　　考（判定士内訳等）
			危険（赤）	要注意（黄）	調査済（緑）		
1日目	10/22（土）	5	1	3	1	2	1班（県2）
2日目	10/23（日）	14	4	8	2	2	1班（県2）
3日目	10/24（月）	22	3	12	7	4	2班（県4）
4日目	10/25（火）	36	9	21	6	12	6班（岡山8、県4）
5日目	10/26（水）	80	14	49	17	12	6班（岡山10、県2）
6日目	10/27（木）	123	19	74	30	19	9班（岡山10、香川2、鳥取市2、米子市2、境港市1、県2）
7日目	10/28（金）	171	38	86	47	27	13班（岡山10、広島10、鳥取市2、米子市2、境港市1、県2）
8日目	10/29（土）	59	12	42	5	14	7班（鳥取市2、米子市2、境港市1、県3、民間（建築士会）6
合　　計		510	100	295	115	92	計45班

第４章　支援対策

1　被災者への支援

1－1　総合相談窓口等の設置

被災した住宅の再建に係る相談を総合的に対応する窓口として、平成28年11月24日に市役所本庁舎１階西玄関に被災住宅総合相談窓口を設置し、市役所営業日の午前９時から午後５時までを開設時間として対応した。また、年末期から２月末にかけては土曜日などの閉庁日も臨時に窓口を開設した。

窓口では、被害状況報告、り災証明書発行申請受付、住家被害認定１次調査結果説明、住家被害認定２次調査方法説明及び申請受付、被災者住宅再建支援金及び修繕支援金申請受付、応急修理対応、被災者生活再建支援金申請受付、その他家屋被害相談の対応を行った。

窓口の職員は、主に正職員の動員により対応に当たった。動員数は、一日当たり11人が対応し、平成29年３月頃から相談件数の減少に伴い、縮小を行いながら６月５日まで継続し、142日間で延べ971人の職員が対応した。６月６日以降は担当職員２名と臨時職員のみで対応を行った。

また、相談件数の多かった平成28年末から29年２月中旬にかけて、当初の申請締め切りを迎えた10月中は、土曜日の臨時開設を行い、窓口受付に当たった。

1　総合相談窓口休日開設日

平成28年12月29日（木）及び30日（金）、平成29年１月７日（土）、14日（土）、21日（土）、28日（土）、２月４日（土）、10月７日（土）、14日（土）、21日（土）

2　職員体制

（１）平日

日　時	12.25まで	12.30まで	2.28まで	3.31まで		4.30まで		5.31まで	6.6まで	6.7から
				月・火	水～金	月・火	水～金			
り災証明書・支援金	6人	6人	5人	5人	3人	4人	3人	正　3人 臨時1人	正　1人 臨時2人	臨時2人
1次調査説明（税務課）	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人			
2次調査対応（建設部）	2人	2人	2人	1人	2人	1人	1人			
窓口案内（管理職等）	2人	2人	2人	1人	1人	1人	1人			
合　計	11人	11人	10人	8人	7人	7人	6人	4人	3人	2人

（２）土曜日対応

日　時	1月	2月
り災証明書・支援金	5人	3人
1次調査説明（税務課）	1人	
2次調査対応（建設部）	2人	1人
窓口案内（管理職等）	1人	1人
合　計	9人	5人

（３）対応件数

	罹災証明	再建支援金		修繕支援金	
	窓口	窓口	郵便	窓口	郵便
H28.11	115件	7件	1件	13件	24件
H28.12	926件	75件	87件	138件	462件
H29. 1	486件	148件	318件	286件	1,064件
H29. 2	213件	142件	203件	222件	910件
H29. 3	144件	187件	162件	133件	546件
H29. 4	106件	211件	116件	78件	168件
H29. 5	119件	178件	96件	90件	189件
H29. 6	48件	88件	57件	45件	103件
H29. 7	34件	84件	67件	44件	129件
H29. 8	46件	100件	100件	85件	160件
H29. 9	27件	64件	43件	55件	80件
H29.10	70件	107件	59件	154件	116件
H29.11	9件	4件	2件	5件	5件
H29.12	22件	2件	0件	7件	22件
H30. 1	4件	2件	0件	5件	2件
H30. 2	14件	5件	1件	5件	16件
H30. 3	15件	7件	7件	22件	48件
計	2,398件	1,411件	1,319件	1,387件	4,044件

（４）住家被害認定に関する相談窓口

窓口では、被害認定１次調査による被害認定の結果説明と２次調査の調査方法の説明を行った。このうえで１次調査による被害認定の結果に不服のある方の住家被害認定２次調査の申請を受け付けた。

窓口相談件数は1,100件（推計値）、２次調査申請件数は630件であった（平成30年３月末現在）。

1－2　住家被害認定調査の実施

1　被害認定１次調査

被害調査班（税務課）では、地震翌日の10月22日から木造建物の被害認定１次調査を行い、12月12日に建築班へ未調査物件の引き継ぎを行った。

10月22日から27日までは、税務課職員の５班体制（１班２名）で、調査を実施していたが、関西広域連合その他の県外自治体からの人的支援が充実してくるに従って、班編成を増加させ、最終的には、市職員１名と県外自治体職員１名の２名１班で25班、中部県税事務所で18班（県職員１名と県外自治体職員２名で１班を編成）を組織し、合計43班で木造建物の被害認定１次調査を実施した。

建築班（建築住宅課）では、10月24日から非木造及びこれに付帯する建物の被害認定１次調査を、12月12日からは被害調査班からすべての建物の調査を引き継ぎ、平成29年５月31日までに被害報告のあった建物に対し、被害認定１次調査を行った。

表 62　月別調査件数（平成30年３月末現在）

	10月	11月	12月	１月	２月	３月	４月	５月	６月	７月	計
被害調査班	1,194	9,725	642	0	0	0	0	0	0	0	11,561
建　築　班	18	634	248	205	164	177	46	87	84	1	1,664
合　　計	1,212	10,359	890	205	164	177	46	87	84	1	13,225

※最繁期の10月、11月には、市職員だけでなく、県内外の自治体から延べ872人の応援を得て、最大43班体制で調査を行った。

2　住家被害認定２次調査

外観目視調査であった被害認定１次調査の結果に不服があり２次調査の申請をされた被災者に対して、建物の内部調査を含めた住家被害認定２次調査を12月３日から行い、住家被害の再認定を行った。

２次調査にあたっては、正確な被害把握により納得される調査となるように、１班当り調査員２名、補助員１名の３人体制で、１日当り２件（熊本地震で被災した町の事例では１日４件程度）の調査を行った。



図 56　建物の傾きを計測する調査員

表 63　月別調査件数（７件の再々調査を含む、平成30年３月末現在）

	12月	１月	２月	３月	４月	５月	６月	７月	８月以降	計
件数	184	155	155	73	37	14	10	3	6	637

※12月から２月にかけて鳥取県と災害協定を結んでいる徳島県及び倉吉市と災害協定を結んでいる徳島県吉野川市から災害支援職員延べ68名の派遣を得て調査を行った。

表 64　被害認定調査による建物被害状況（最終判定結果：平成30年３月末現在）

	無被害	一部損壊		半　壊	大規模半　壊	全　壊	計
		1～9%	10 ～ 19%				
住　家	60	6,360	2,830	235	11	4	9,500
非住家	192	2,444	884	139	17	49	3,725
計	252	8,804	3,714	374	28	53	13,225

１－３　り災証明書の交付

り災証明書は、地方自治法第２条に定める自治事務と位置付けられており、被災者の救援を行うための各種施策、税の減免などを実施するにあたり、り災事実の証明が必要な場合に、市が被害状況を調査及び確認の上、証明を行うものである。

１　り災証明書により証明される内容

り災証明書により証明される被害程度は、「災害の被害認定基準について（平成13年内閣府通知）」などに従って判断することとされており、その調査方法及び判定方法については、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府）」によって判定することとされている。これにより判定する住家の被害の程度は、「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」又は「半壊に至らない」の４区分となっている。また、鳥取県中部地震においては、鳥取県被災住宅再建支援条例により鳥取県被災者住宅再建支援金交付事業補助金交付要綱が定められ、これに「一部損壊」の区分が加わった。

表 65　災害の被害認定基準

被害の程度	認定基準
全　　壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、消失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
半　　壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上40%未満のものとする。
一 部 損 壊	平成28年鳥取県中部地震により住宅が損壊した世帯のうち、当該居宅の損壊に係る部分の延床面積又は別に定めるところにより算定した損壊に係る割合が10%以上20%未満の世帯のものとする。

2　り災証明書の交付状況（平成30年３月30日現在）

（１）交付件数　12,408件

（２）交付内訳

	全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊	無被害	備　考
住　家	5	18	304	9,815	47	
非住家	42	14	93	1,986	84	
合計	47	32	397	11,801	131	

１－４　被災証明書の交付

被災証明書とは、自然災害による物件等に被災のあった旨を証明するもので、り災証明書のような家屋被害認定調査を行わず、被害の程度についても判定することはせず、被災者から申し出のあった場合に、写真などで状況を確認して発行した。

鳥取県中部地震では、事業所設備などの非住家のもの、墓などの被害について発行の申し込みがあり、それぞれ対応を行った。

表 66　被災証明書発行状況（平成30年３月30日現在）

区　分	発行件数	備　考
非住家のもの	48件	
墓	118件	
合計	166件	

2　住宅再建支援

２－１　被災者生活再建支援制度

市内で住宅に多数の被害が生じたことから被災者生活再建支援法に定める自然災害に該当するものと認められ、平成29年12月26日に同法の適用を受けた。これにより、被害の程度が全壊、大規模半壊、もしくは半壊または大規模半壊、あるいは住宅の敷地に被害が生じるなどして、そのままにしておくと非常に危険な状況である場合や修理するにはあまりにも高い経費がかかるため、住宅を解体した世帯については、被害者生活再建支援金の支給を受けることとなった。

被災者生活再建支援金は、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して支給するが、その２分の１については国が補助することとされており、対象となる自然災害については、被災者生活再建支援法施行令第１条第１号（災害救助法施行令第１条第１項第１号に該当する被害が発生した市町村）に係る自然災害に対応することになり、倉吉市の人口が49,044人であり、人口50,000人未満であることから、滅失60世帯以上で第１号に該当する。（滅失１世帯＝全壊１世帯＝半壊２世帯）

鳥取県中部地震に係る同法の適用については、北栄町（同年11月28日公示）に続いて２番目の適用となった。

同制度の申請期限については、基礎支援金が平成29年11月20日まで、加算支援金が平成31年11月20日までとなっていたが、解体の遅れ等により、半壊解体等による基礎支援金の申請を当初の申請期間内に行うことができない世帯が見込まれたため、県との協議により、基礎支援金の申請期間を６カ月延長することとした。（平成29年11月15日鳥取県知事通知）

表 67　被災者生活支援金制度概要　（単位：万円）

区　分		基礎支援金	加算支援金		計
		住宅の被害程度	住宅の再建方法		
		①	②		①＋②
複数世帯 （世帯の構成員が複数）	全壊世帯 解体世帯 長期避難世帯	100	建設・購入	200	300
			補修	100	200
			賃借	50	150
	大規模半壊世帯	50	建設・購入	200	250
			補修	100	150
			賃借	50	100
単数世帯 （世帯の構成員が単数）	全壊世帯 解体世帯 長期避難世帯	75	建設・購入	150	225
			補修	75	150
			賃借	37.5	112.5
	大規模半壊世帯	37.5	建設・購入	150	187.51
			補修	75	112.2
			賃借	37.5	75

表 68　被災者生活再建支援金申請状況（平成30年３月30日現在）

	基礎支援金申請	加算支援金申請		備　考
全壊世帯	4世帯	補　修	2世帯	
大規模半壊世帯	5世帯	建　設	0世帯	
		補　修	2世帯	
		賃　貸	2世帯	
半壊解体・敷地被害解体	44世帯	建設・購入	20世帯	
		補　修	4世帯	
		賃　貸	4世帯	
合　計	53世帯	34世帯		

２－２　被災住宅再建支援金

鳥取県中部地震により被害を受けた居宅の再建に対し、その経費の一部を支援することにより、市が活力を失うことなく力強い復興をすることを促進し、もって地域の維持と再生を図るよう、倉吉市補助金等交付規則第４条の規定に基づき、倉吉市被災者住宅再建支援金の交付に関する条例に規定する被災者住宅再建支援金を支給するため、平成28年10月21日の鳥取県中部を震源とする地震のり災者に対する倉吉市被災者住宅再建支援金交付要綱を平成28年11月22日に制定した。

その後、鳥取県中部地震復興会議などでの協議により制度拡充が行われ、半壊世帯の建設・購入を対象事業に新たに加え、小規模な賃貸物件の所有者及び借主が補修することとされている借家の借主を補助対象に加えるよう、同要綱を廃止し、平成29年２月１日に平成28年10月21日の鳥取県中部を震源とする地震のり災者に対する倉吉市被災者住宅再建支援金の交付に関する規則を制定した。

また、申請期限についても、当初は平成29年10月21日までとされていたが、平成29年10月12日に開催された鳥取県中部地震復興会議において、申請期限までに申請をされていない世帯が県内に多数見込まれることから、平成29年３月31日まで延長することとされた。これに伴い、同規則を平成29年10月20日に一部改正し、対応を行った。

その後、平成30年２月13日に開催された鳥取県被災者住宅再建等支援制度運営協議会において、復旧が終わっていない世帯に対する対応として、支援制度の申請期限及び実施期間を平成30年10月末日及び平成31年10月末日まで延長する方針が決定された。これに伴い、同規則を平成30年３月30日に一部改正し、対応を行った。

1　制度概要

（１）対象世帯

次のいずれかに該当する世帯

①　所有者または所有者の３親等以内の親族が居住する住宅

②　契約により借主が補修することとされている賃貸住宅

③　長期間の借家で借主が補修することが慣例となっている賃貸住宅

④　②、③以外の小規模な賃貸住宅の所有者

（２）対象事業及び交付金額

対象事業	被害割合	交付金額	備考
居宅の建設又は購入	半壊（20%以上40%未満）	補修に要すると見込まれる経費（100万円（単数世帯については、75万円）を限度）	平成29年2月1日制度拡充
居　宅　の　補　修		補修に要する経費（100万円（単数世帯については、75万円）を限度）	
居　宅　の　補　修	一部損壊（10%以上20%未満）	補修に要する経費（30万円を限度）	

2　申請状況（平成30年３月30日現在）

申請区分	申請件数	備　　考
半　　壊	174世帯	
一 部 損 壊	2,229世帯	
合　　計	2,403世帯	

2－3　被災住宅修繕支援金

被災者住宅再建支援金の要件を満たさない、損傷規模の小さい住宅の修繕を支援し、市民の経済的負担を軽減することを目的として被災者住宅修繕支援金制度が創設され、平成28年11月22日に倉吉市被災者住宅修繕支援金支給要綱を制定した。

当初は、支給対象者を持家に居住する世帯のみとしていたが、被災者住宅再建支援金の制度拡充に併せ、小規模な賃貸物件の所有者及び借主が補修することとされている借家の借主を補助対象に加えるよう要綱を平成29年２月１日に改正した。

また、申請期限についても、平成29年10月21日までとされていたが、被災者住宅再建支援金と同様に平成30年３月31日まで延長することとし、平成29年10月20日に要綱を改正し、対応を行った。

その後、平成30年２月13日に開催された鳥取県被災者住宅再建等支援制度運営協議会において、申請期限を平成30年10月末日まで延長する方針が決定された。これに伴い、同要綱を平成30年３月30日に一部改正し、対応を行った。

1　対象世帯

次のいずれかに該当する世帯

①　所有者または所有者の３親等以内の親族が居住する住宅

②　契約により借主が補修することとされている賃貸住宅

③　長期間の借家で借主が補修することが慣例となっている賃貸住宅

2　対象事業、交付金額及び申請状況（平成30年３月30日現在）

損害割合	交付金額	申請件数	備　考
５％～９％	５万円	4,399件	10％以上で修繕支援金を選択した世帯237世帯
４％	４万円	534件	
３％	３万円	142件	
２％	２万円	113件	
１％	１万円	126件	
合　計		5,314件	

2－4　住宅の応急修理

住宅の応急修理とは、国の災害救助法に基づき、避難生活を余儀なくされ自らの資力では修理が困難な方の住家について、被災者の住宅確保のために応急的な修理を市が行うもので、そのままでは生活することができない住家のうち、生活の維持のため必要となる居室、炊事場、便所などの最小限度の部分の修理について対応した。

1　対象者

（１）建物区分：住家（実際に生活し、生活の本拠としている住宅）

（２）被害程度：大規模半壊及び半壊

（３）対象世帯：次のすべての条件を満たす世帯

①現在、避難生活を送っている世帯（そのままでは居住できない状況であって、無理をして被災した住宅に居住しているものも含む。）

②自らの資力では修復できない世帯（大規模半壊は除く。）

③公営住宅に避難していない世帯

④応急修理を行った後は、修理した家で生活すること。

⑤既に修理が完了していないこと。

⑥平成29年３月31日までに修理が完了すること。

2　修理基準額

576,000円（限度額）

3　申請期限

１次期限　平成29年１月31日（１次調査によるり災証明の場合）

２次期限　平成29年２月28日（２次調査によるり災証明の場合）

4　対応件数

修理件数	応急修理費	備考
22件	12,108,011円	全て半壊世帯

２－５　宅地の擁壁修繕補助

被災宅地擁壁等復旧事業補助金は、被災した居住する住宅に重大な損害を及ぼすおそれのある擁壁（被災した石垣・擁壁の高さの1.5倍の距離内に居住する住宅がある場合）の復旧工事を行う方に対し、復旧に要する経費について、補助率２／３（上限100万円）の補助金を交付する（ただし、擁壁の面積あたりの限度額は平方メートルあたり、４万円を限度）もので、平成29年２月３日に制度を創設した。宅地被害に対する支援制度がない中で、鳥取県に対し、協調支援する制度の創設について要望、協議を行い、補助金の１／２を県補助金として財源に充てることになった。

倉吉市と三朝町のみが実施した制度であり、この制度の周知を図るため、市報に制度概要の掲載や、チラシの作成を行い、相談に対しては、現地での被害状況を確認したうえで、制度や申請手続きの説明を行った。特に、地震直後に実施した被災宅地危険度判定により、危険宅地（赤）、要注意宅地（黄）の判定の受けた宅地で相談に来られていない方については、５月から１カ月間、現地調査を行い、事業の周知を行った。

平成29年10月21日までの間を申請期間として定めていたが、各所震災復旧に業者や申請者が対応に時間を要している等の理由により、申請期限が平成29年度末日まで延長され、その後平成30年10月末まで再延長となった。73件（H30. ３. 30現在）の申請を受理し、被災宅地の復興支援を進めることができた。

（１）事業相談件数　160件（H30. ３. 30現在）

（２）補助金の交付申請件数及び補助金額

平成28年度　　３件　　1,443千円

平成29年度　　70件　　36,885千円（H30. ３. 30現在）

２－６　民間賃貸住宅家賃補助

１　制度概要

倉吉市内で居住していた住宅やアパートが半壊以上の被害を受けるなど、長期にわたり住宅等に居住できない方に対し原則１年間、民間の賃貸住宅への入居にかかる家賃等を補助する。公営住宅等では被災者の住宅確保が困難であることが想定されたため、県に要望、協議を行い、補助金の１／２を県補助金として財源に充てることになった。倉吉市のみの制度であり、この制度の周知を図るため、市報に制度概要の掲載や、チラシの作成を行い、相談に対しては、現地での被害状況を確認したうえで、制度や申請手続きの説明を行った。

２　補助額（県補助：１／２）

被災住宅	対象世帯	家賃補助限度額	入居に要する諸経費
持　ち　家	２人以下の世帯	月額50,000円	10万円
	３人以上の世帯	月額60,000円	
借　　家	２人以下の世帯	月額15,000円	
	３人以上の世帯	月額20,000円	

3　実施状況（平成30年３月末現在）

被災住宅	対象世帯	補助件数（世帯）
持　ち　家	2人以下の世帯	5
	3人以上の世帯	8
借　　家	2人以下の世帯	12
	3人以上の世帯	5
合　　計		30

2－7　まちなみ環境整備事業

街なみ環境整備事業は、打吹地区の歴史的まちなみの保全を目的に、町区を単位としたまちづくり協定の締結者が行う住宅などの修景整備に対し補助するもの。

建築物の新築・増改築若しくは大規模修繕・模様替え工事に係る外観整備、屋外に露出している建築設備等整備、外溝整備費（門・塀・柵等）など1,500千円を限度とする修景設備整備費用とそれら建築工事に係る工事監理費を含んだ設計費用（但し工事費に応じた設計料率を乗じて得た額）300千円を限度額とした額に７／９を乗じた額（最高額は工事費で1,166千円、設計費233千円）を補助するもので、本市は平成18年度から実施しているが、震災復旧のため予算を拡大して対応することとした。

震災直後から、市民からの相談が相次いだため、制度概要の説明を行い、また、協定を締結している公民館に対し、改めてチラシによる周知を行った。

相談に対しては、被害状況を確認したうえで、制度や申請手続きの説明を行った。

震災当初、伝統的建造物群保存地区における伝建補助の対象とならない物件も含めて街なみ環境整備事業を活用した修景整備予定の相談が25件寄せられたが、実際には復旧に係る資金、施工業者及び職人等の不足により復旧が遅れている状況である。

表 69　震災復旧に係る街なみ環境整備事業実績（平成30年３月30日現在）

予算区分	実施件数	完了件数	備考
平成28年度	25件	25件	
平成29年度	12件	12件	

2－8　伝統的建造物群保存地区の復旧事業

国選定倉吉市打吹玉川伝統的建造物群保存地区保存事業は、本市が策定した保存計画に沿った修理を行った。表 70　倉吉市打吹玉川伝統的建造物群保存事業費補助基準のように補助対象額1,000万円で限度額800万円の修理や600万円の修景工事を行う事が出来る。補助制度の概要は、表 70　倉吉市打吹玉川伝統的建造物群保存事業費補助基準の倉吉市打吹玉川伝統的建造物群保存事業費補助基準のとおりである。年間の補助限度額が１件当たりの限度額としているが、震災時には１棟あたりの限度額として復旧事業の促進を図った。

伝建地区については、早い段階で被害状況についての建物調査ができたため、それをもとに修理計画の立案が進んだ。文化庁の災害復旧の補助事業であったが、事前着手が可能となったので雪の降り始める12月１日には、住宅修理と生活再建に向けての修理工事が着手可能となった。現在では、伝建地区の被災棟数のうち約２割の建物の修理が終わっている。

（１）事業対象棟数　230棟

（２）補助金の交付申請件数及び補助金額

平成28年度　　29件　　73,867千円（平成28年度繰越分を含む）

平成29年度　　85件　　200,000千円（予定額）

表 70　倉吉市打吹玉川伝統的建造物群保存事業費補助基準

事業費	種別	補助対象経費	補助率（%）	補助限度額(千円)
伝統的建造物の修理	建築物	保存地区の保存のために行う保存計画に基づいた増築、改築または移転に要する経費及び外観を維持するための修繕または模様替えに要する経費。（外観部分を構成する屋根、壁等及びその下地材、柱、小屋組、土台、斜材、根太を含む床組、梁、桁等の横架材等構造耐力上必要と認められる主要部分の修理に要する工事経費、設計料及び監理料）	80	8,000
	その他の工作物		80	8,000
伝統的建造物以外の建造物の修景	新築以外の建築物	保存地区の保存のために行う保存計画に定める修景基準に従った新築、増築、改築、移転または除去に要する経費及び外観を維持するための修繕または模様替えに要する経費。（工事経費、設計料及び監理料で保存地区の歴史的風致を維持するために特に必要と認められるもの）	60	6,000
	新築の建築物		60	6,000
	その他の工作物		60	6,000
	屋外設置物		60	300
管理施設の整備		保存地区の管理のために必要な施設の整備に要する工事経費、設計料及び監理料で特に必要と認められるもの。	60	1,000

（備考）　１　屋外設置物とは、看板、自動販売機、郵便受、クーラー等室外機、各種メーターボックス、ガスボンベ等をいう。
２　管理施設とは、防災設備、標識、説明板、案内板、ゴミ集積所等をいう。

表 71　震災復旧に係る伝統的建造物群保存地区の復旧事業実績（平成30年３月末現在）

		H29 3月	H29 4月	H29 5月	H29 6月	H29 7月	H29 8月	H29 9月	H29 10月	H29 11月	H29 12月	H30 1月	H30 2月	H30 3月
特定物件230棟	月件数	12	2	0	1	11	2	5	13	12	10	4	13	5
	累計	12	14	14	15	26	28	33	46	58	68	72	85	90
	進捗率	5.2%	6.1%	6.1%	6.5%	11.3%	12.2%	14.3%	20.0%	25.2%	29.6%	31.3%	37.0%	39.1%
非特定物件142棟	月件数	2	1	3	5	0	1	4	6	4	1	0	2	5
	累計	2	3	6	11	11	12	16	22	26	27	27	29	34
	進捗率	1.4%	2.1%	4.2%	7.7%	8.3%	8.5%	11.3%	15.5%	18.3%	19.0%	19.0%	20.4%	23.9%
特定工作物12件	月件数	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	累計	0	0	0	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	進捗率	0.0%	0.0%	0.0%	16.7%	16.7%	16.7%	16.7%	16.7%	16.7%	16.7%	16.7%	16.7%	16.7%
非特定工作物4件	月件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	累計	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	進捗率	25.0%	25.0%	25.0%	25.0%	25.0%	25.0%	25.0%	25.0%	25.0%	25.0%	25.0%	25.0%	25.0%
建物総合372棟	月件数	14	3	3	6	11	3	9	19	16	11	4	15	10
	累計	14	17	20	26	37	40	49	68	84	95	99	114	124
	進捗率	3.8%	4.6%	5.4%	7.0%	9.9%	10.8%	13.2%	18.3%	22.6%	25.5%	26.6%	30.6%	33.3%

		H29	H29	H29	H29	H29	H29	H29	H29	H29	H29	H30	H30	H30
		3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
工作物総合16件	月件数	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	累　計	1	1	1	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	進捗率	5.9%	5.9%	5.9%	17.6%	17.6%	17.6%	17.6%	17.6%	17.6%	17.6%	17.6%	17.6%	17.6%

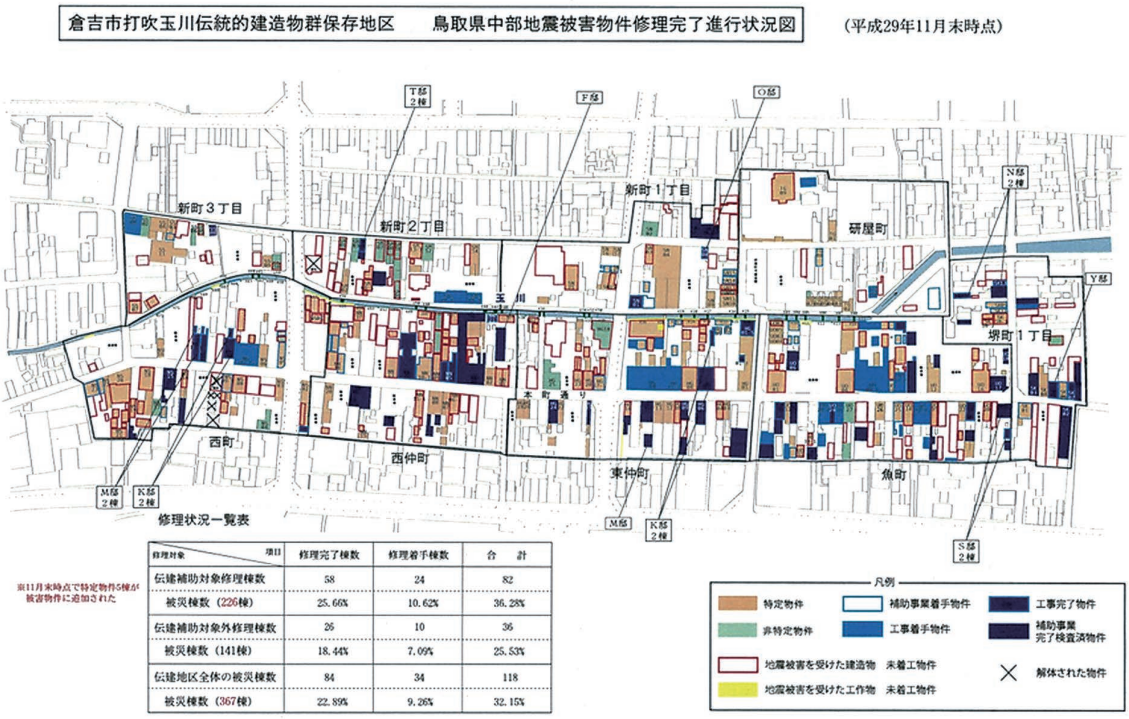


図 57　震災復旧に係る伝統的建造物群保存地区の復旧完了図（平成29年11月末現在）

3　生活支援

3－1　災害義援金

1　制度概要

震災発生当時から、個人、各種団体、企業等から復興の役立ちたいとの思いから、全国から寄付の問い合わせが多数寄せられ、多くの義援金が寄せられた。集まった義援金の配分については、義援金配分委員会において決定し、被害を受けられた倉吉市内の被災者等に配分し、生活再建の一助となるよう支援を行った。

2　収入状況・執行状況

（1）受付期間：平成28年10月28日～平成29年３月31日

（2）受付手続き

ア　金融機関から指定口座への振込

イ　倉吉市役所会計課（本庁舎２階）への持参

ウ　市内各地に義援金箱の設置

①倉吉市役所（本所、支所）　②倉吉市立図書館　③伯耆しあわせの郷

④ほのぼの湯の国 関金温泉 せきがね湯命館　⑤国民宿舎グリーンスコーレせきがね

⑥倉吉駅（エキパル倉吉）　⑦倉吉市社会福祉協議会　⑧各地区公民館

3　義援金額

（1）総額　21,742,942円

ア　振込：15,514,473円

イ　窓口：6,100,860円

ウ　義援金箱：127,609円

4　執行状況等（平成30年３月30日現在）

（1）配分基準　※県の配分基準額の概ね半分を倉吉市の基準額とした。

区　分	金　額	県【参考】
重　傷　者	50,000円	100,000円
半　　壊	50,000円	100,000円
大規模半壊	80,000円	150,000円
全　　壊	150,000円	300,000円

（2）配分状況

区　分	件　数	金額
重　傷　者	4	200,000円
半　　壊	265	13,250,000円
大規模半壊	13	1,040,000円
全　　壊	4	600,000円
合　　計	286	15,090,000円

3－2　災害弔慰金・災害障害者見舞金

1　制度概要

（1）根拠法令　災害弔慰金の支給等に関する法律災害弔慰金の支給等に関する法律施行令

（2）目的　下記により市民の福祉・生活の安定に資するもの

①　暴風・豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給

②　自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に対する災害障害見舞金の支給

※災害の定義　暴風・豪雨・豪雪・洪水・高潮・地震・津波その他異常な自然現象により被害が生ずること

※市民の定義　災害により被害を受けた当時、市の区域内に住所を有した者

2　災害弔慰金の支給

（1）対象者　災害により、死亡した市民の遺族（配偶者・子・父母・孫・祖父母）

※死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）

（２）弔慰金額　支給対象者の生計を維持していた場合　500万円

その他　250万円

３　災害障害見舞金の支給

（１）対象者　災害により負傷、疾病となり、治ったときに一定の障がいがある市民

（２）見舞金額　支給対象者が世帯の生計を維持していた場合　250万円

その他の場合　125万円

２　執行状況

鳥取県中部地震により死亡した市民、精神又は身体に著しい障害を受けた市民はなく、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給はなかった。

３－３　災害援護資金の貸付

１　制度概要

鳥取県中部地震で住居や家財に被害を受けた方や療養が必要な方のうち一定の要件に当てはまる方に対し、その生活の立て直しに資するため、災害弔慰金の支給等に関する法律等に基づく資金の貸し付けを行うもの。

（１）根拠法令　災害弔慰金の支給等に関する法律

災害弔慰金の支給等に関する法律施行令

（２）災害援護資金の貸付

ア　対象者　令３条に掲げる災害（救助が行われたもの）により、法第10条第１項各号に揚げる被害（①療養に要する期間がおおむね１月以上である世帯主の負傷、②相当の住居又は家財の損害）を受けた世帯の市民である世帯主

イ　所得要件　被害を受けた世帯に属する者の所得の合計額が下記に満たない場合

世帯員１人　220万円

世帯員２人　430万円

世帯員３人　620万円

世帯員４人　730万円

世帯員５人　730万円　＋　５人目から１人につき30万円加算

ただし、住居滅失の場合は1,270万円

２　貸付限度額

①　療養に要する期間がおおむね１月以上である世帯主の負傷がある場合

ア　家財及び住居の損害がない場合　150万円

イ　家財の損害があり（価格の１／３以上）、住居の損害がない場合　250万円

ウ　住居が半壊の場合　270万円（350万円）

エ　住居が全壊の場合　350万円

オ　住居が滅失・流失の場合　350万円

②　世帯主の負傷がない場合

ア　家財の損害があり（価格の１／３以上）、住居の損害がない場合　150万円

イ　住居が半壊の場合　170万円（250万円）
ウ　住居が全壊の場合　250万円（350万円）
エ　住居が滅失・流失の場合　350万円
※（　）内は被災住居を立て直すに際し、残存部分を取り壊さざるを得ない等特別の事情がある場合

3　償還期間

10年（据置期間３年）、年賦または半年賦、元利均等償還

4　償還利息

据置期間中は無利子、据置期間経過後は年３％

5　執行状況

貸付金　1,700千円　貸付実績　１件
・償還期間10年（うち３年据え置き）
・貸付けの日から６年間は実質的に無利子、その後は３％

4　減免等の支援制度

4－1　市県民税・国民健康保険料等の減免

1　市税の減免

被災者に対する市税の減免は、平成28年11月16日規則第40号「平成28年10月21日の鳥取県中部を震源とする地震のり災者に対する市税の減免の特例に関する規則」により特例を定め、市県民税及び固定資産税（家屋）に係る減免は、り災証明による被害認定が半壊以上の被災者を対象とした。

平成29年１月末以降に対象者へ減免申請書を送付し、申請のあった被災者に対し、平成28年度市県民税及び固定資産税に係る地震発生以降に納期が到来する期別税額について、減免を適用した。

表 72　市税の減免制度

（１）市県民税の減免基準

ア　納税義務者が災害により死亡又は障害者となったとき。　※鳥取県中部地震での該当なし。

事　由	減免の割合
死亡した場合	全部
障害者となった場合	9／10

イ　納税義務者が居住する住宅について、災害により受けた損害の程度が半壊以上で、平成27年中の合計所得金額が1,000万円以下であるとき。

平成27年中の合計所得金額	減免の割合	
	大規模半壊以上	半壊
500万円以下	所得割額の全部	所得割額の１／２
500万円を超え750万円以下	所得割額の１／２	所得割額の１／４
750万円を超え1,000万円以下	所得割額の１／４	所得割額の１／８

（２）固定資産税の減免基準

ア　土地

損害の程度	減免の割合
被害面積が８/10以上	全部
被害面積が６/10以上８/10未満	８／10
被害面積が４/10以上６/10未満	６／10
被害面積が２/10以上４/10未満	４／10

イ　家屋

損害の程度	減免の割合
全壊	全部
大規模半壊	６／10
半壊	４／10

ウ　償却資産

損害の程度	減免の割合
当該償却資産を廃棄したとき	全部
６/10以上10/10未満の価値を減じたとき	８／10
４/10以上６/10未満の価値を減じたとき	６／10
２/10以上４/10未満の価値を減じたとき	４／10

（３）市県民税の減免実績（平成30年３月末）

区分	減免適用者数	減免額
市民税所得割額	—	4,132,700円
県民税所得割額	—	2,742,900円
市県民税　合計	218人	6,875,600円

（４）固定資産税の減免実績（平成30年３月末）

区分	減免適用者数	減免額
土地	10人	46,300円
家屋	345人	1,742,200円
償却資産	５人	93,600円
固定資産税　合計	359人（注１）	1,882,100円

（注１）土地と家屋に同一人があるため、各内訳を合計すると360人となります。

2　国民健康保険料等の減免

震災により、所有する資産などに被害を受けた人を対象に次のとおり保険料の減免等を実施した。

表 73　保険料の減免実績

区　分	減免適用者数	減免額
国民健康保険料	190人	5,879,200円
後期高齢者医療保険料	258人	3,935,500円

※全壊又は半壊（大規模半壊を含む）の被害を受けた人が対象
※平成30年３月末現在
※減免対象期間は平成28年10月から平成29年９月まで。
※減免適用者数は年度ごとにカウントしているため重複がある。

3　介護保険料の減免

震災により、所有する資産などに被害を受けた人を対象に次のとおり介護保険料等の減免を実施した。

表 74　介護保険料等の減免実績

区　分	減免適用者数	減免額
介護保険料	241人	2,476,500円
介護保険利用者負担額	29人	530,236円

※全壊又は半壊（大規模半壊含む。）の被害を受けた人が対象
※平成30年３月末現在
※介護保険料の減免対象期間は平成28年10月から平成29年３月まで。
※介護保険利用者負担額の減免対象期間は平成28年11月から平成29年４月まで。

4　保育料の減免

震災により、所有する資産などに被害を受けた人を対象に次のとおり保育料の減免を実施した。

表 75　保育料の減免実績

区　分	減免適用者数	減免額
保育料	２人	230,200円

※全壊又は半壊（大規模半壊含む。）の被害を受けた人が対象
※平成29年11月末現在
※減免対象期間は平成28年10月から平成29年３月まで。

4－2　水道料金等の減免

水道料金については、開栓中の市内全戸を対象に「地震後最初に検針される水量を①今回検針水量②前回検針水量③前年同期検針水量の中で最も少ない値により料金を再計算する」こととした。

広報については、報道機関、市報特別号、市公式サイトに掲載したほか、直後に実施されるメーター検針の際にも文書を各戸配布した。

また、被災し危険建物となった生竹配水塔付近に住居され、避難勧告が発令された３世帯に関しては、避難期間の水道料金を全額免除とした。

4－3　その他の減免制度

1　法定外公共物等の占用料減免

地震被害が原因として市道、生活道や水路等の法定外公共物及び公園施設を一時占用し、復旧に関する工事作業等を行う場合の占用物件の占用料を減免することにした。

表 76　占用料の減免実績

施　　設	市　道	法定外公共物	公　園
平成28年度	46	3	0
平成29年度（H30. 3 まで）	93	7	1

2　市営住宅被災者無償提供

倉吉市内で居住していた住宅やアパートが半壊以上の被害を受けるなど、長期にわたり住宅等に居住できない方に対して原則１年間、市営住宅を無償で提供することとした。

制度の利用状況については、次の表のとおりであった。

表 77　市営住宅被災者無償提供利用状況

平成28年12月入居	9世帯	（18名）
平成29年　1月入居	5世帯	（6名）
入居世帯　合計	14世帯	（24名）
平成29年8月末現在入居世帯	10世帯	（19名）

5　事業者への支援制度

事業者の支援として、県との協調融資制度である①災害等緊急対策資金融資制度と、県事業である②経営革新総合支援補助金（復旧・復興型）の２種類があり、どちらも商工会議所が申請窓口となった。

表 78　鳥取県中部地震　資金支援状況（平成29年７月分まで）

（1）災害等緊急対策資金融資制度申請状況		
申請月	申請件数（件）	申請金額（円）
平成28年11月	26	978,520,000
平成28年12月	53	1,239,500,000
平成29年１月	22	443,070,000
平成29年２月	37	690,070,000
平成29年３月	61	817,550,000
平成29年４月	3	27,200,000
平成29年５月	4	23,200,000
平成29年６月	3	52,650,000
平成29年７月	3	13,550,000
合　計	212	4,285,310,000

（２）経営革新総合支援補助金（復旧・復興型）申請状況		
申請月	申請件数（件）	申請金額（円）
平成28年11月	8	13,419,080
平成28年12月	38	52,295,574
平成29年１月	42	51,883,703
平成29年２月	37	52,103,238
平成29年３月	120	158,536,134
平成29年４月	4	4,225,812
平成29年５月	15	17,670,960
平成29年６月	5	5,080,466
平成29年７月	9	9,456,399
合 計	278	364,671,366

【問題点・改善点】

どちらも申請は商工会議所が窓口となったが、応対する職員が不足したため、書類提出に遅れがあった。また、見積書を添付する必要があり施工業者に依頼するが、業者が復旧作業に追われ見積書が作れない状況があった。

6　農林業への支援

震災により被害を受けた農業者が、被災施設等の復旧に必要な資金を借り受けた場合の負担軽減措置を講じるとともに、落果等の被害を受けた晩生梨について選果経費助成等の緊急支援を行った。

表 79　支援事業の内容

農業施設等復旧支援資金応援事業	鳥取県中部地震により被害を受けた農業者が、被災施設等の復旧に必要な資金を借り受けた場合に、借り入れ後６年間に限り金利と保証料が０％となるよう利子補助を行い、負担軽減を図る。（県１／２、市１／２） ・農業近代化資金（対象者：認定農業者） ・農林漁業施設資金（対象者：農業者） 【実績】 なし
晩生梨被害緊急支援事業	鳥取県中部地震により落果等の被害を受けた晩生梨について緊急支援を行う。（県１／２、市１／６） ・販売促進キャンペーン開催費用助成 ・選果経費助成 ・訳あり商品販売促進費助成 【実績】 ・選果経費助成（ＪＡ、市果実）2,309千円 ・訳あり商品販売促進費助成（ＪＡ、市果実）255千円

7　その他支援

7－1　自治公民館施設復興支援

（1）事業概要

鳥取県中部地震により被災した自治公民館施設の修繕に係る費用の９割（1,000円未満切り捨て）を補助した。なお、補助事業者は自治公民館であり、補助対象は自治公民館が保有･管理する集会所（集会所と一体となっていると認められる設備も含む）及びゴミ置き場（※）である。

※ゴミ置き場は補助対象として明確に規定はしていないが、充当財源である「被災地域応援市町村交付金（後述）」において補助対象となることが示されたため本補助金においても交付対象とした。

（件数：１件）

（2）申請状況（H30.3.30現在）

申請件数	補助事業費	備　　考
90件	73,287,000円	

（3）被害状況

施　設	件数	主な被害箇所
集　会　所	89件	屋根・内壁・外壁・基礎
ゴミ置き場	１件	

（4）充当財源について

認可地縁団体（地方自治法第260条関係）であるか否かによって補助事業の財源が異なる

①認可地縁団体の場合

一般単独災害復旧事業債（充当率100％）の対象

②認可地縁団体でない場合

鳥取県被災地域応援市町村交付金（市町が補助した額の１／２を交付）の対象

【財源内訳：予算ベース】　　（単位：円）

事業年度	市補助金総額	起債	県交付金	一般財源	備考
H28	7,670,000	4,900,000	1,375,000	1,395,000	
H29（繰越）	65,617,000	22,100,000	21,732,000	21,785,000	
合計	73,287,000	27,000,000	23,107,000	23,180,000	

7－2　公衆浴場大社湯復興支援

明治40年頃に建築され、創業100年以上の歴史ある公衆浴場で、隣に出雲大社倉吉分院が位置することから「大社湯」と呼ばれて、年間約3,500人が利用している。

木造２階建て、平屋切妻造り、瓦葺き、下部はレンガ造りで、国登録有形文化財に指定されている。脱衣所、浴室の番台、床板、天井板、タイルなど内装が当時のままで、明治後期の風情が色濃く残っており、映画やテレビのロケにたびたび登場している。

1　被害状況

平成28年10月21日鳥取県中部地震の発生に伴い、建物基礎に不陸が生じ、建物に歪みが発生。浴室などのタイルが大量に剥がれ落ち、給湯設備も故障するなど営業再開のめどが立たない状況であった。

2　復興支援と営業再開への経過

公衆浴場は、市民の日常生活に欠くことのできない施設であり、公衆衛生を確保するため、県と協議し、早期に営業再開を図るための補助事業「伝統の公衆浴場復興支援事業」を整備した。

地震直後から事業者と営業継続に向けた協議を行い、10月25日に営業再開の意向を確認した。早期の営業再開に向けて、11月上旬より事業者が修繕を開始し、剥がれ落ちたタイルが、明治期の貴重な絵付きタイルということもあり、事業者が丁寧に回収し可能な限り再利用するなど、レトロな内装の保存に努め、平成28年11月26日に営業再開となった。

3　大社湯復活祭の経過

12月21日、大社湯の営業再開を倉吉市の復興の第一歩と位置づけ、被災された市民の皆様に元気を出していただこうと大社湯復活祭を開催した。

当日は冬至でもあり「ゆず湯風呂」を無料で提供。利用者の皆様をはじめ、多くの市民の皆様、復興支援に携わった方とともに、市民が一丸となって一日も早い復興に向けて邁進していくことを願った。

4　伝統の公衆浴場復興支援事業について

公衆浴場の早期復興を目指し、公衆浴場利用者の保健衛生の確保を図るため、県と市で施設設備の修繕費を助成した。

（修繕費　1,484,784円）　県補助金49.4万円、市補助金74.3万円



図 58　公衆浴場大社湯　被害状況







図 59　公衆浴場大社湯　復活祭写真

7－3　地区慰霊碑修繕支援

鳥取県中部地震により被災した地区慰霊碑等の修繕費用について、地区遺族会等の負担軽減を図り、英霊の慰霊及び遺族の援護と福祉増進を目的とし、修繕に係る費用の９割の補助を行った。

（１）補助対象者　　地区慰霊碑を管理する団体
（２）対象経費　　被災した慰霊碑及び基礎部分の修復に係る経費
（３）申請件数　　６件　2,773,000円

8　チャリティ活動

被災者を元気づけるため、各種団体・個人からチャリティ活動を実施していただいた。

地震から約１カ月後の平成28年11月13日から、陸上自衛隊中部方面音楽隊のコンサートや大人向け・子ども向けのコンサートやショー等を開催していただいた。市民からは「元気づけられた」「気がまぎれた」等の感謝するご意見をいただいた。（表 80）

災害応急対応の中でも、被災者の心の支えとしてチャリティ活動を積極的に受入れて行くことが重要である。

表 80　震災後のチャリティ活動の概要

月　日	主　催	出演者	活動内容	場　所
H28.11.13	陸上自衛隊中部方面隊	陸上自衛隊中部方面音楽隊	コンサート	河北中学校体育館
H28.11.18	鳥取県文化振興財団、倉吉未来中心	鳥取大学医学部再生医療学特任教授、バイオリン奏者吉田明雄医院長	「やすらぎバイオリンコンサート＆お医者さんの健康相談」	成徳小学校体育館
H28.11.18	「ウルトラマン基金」円谷プロダクション・賛同企業	ウルトラマンエックスとウルトラマンギガ	ふれあいショー体操など	市内の保育所・認定こども園
H28.11.26	「風に立つライオン基金」の被害支援活動の一環で「がんばれ鳥取中部さだまさしコンサート実行委」	さだまさしさんクリス・ハートさん	コンサート	上灘小学校体育館
H28.12.16	こども未来ネットワーク	人形芝居のくすのき燕さん	人形芝居	ババール園うつぶき保育園
H29. 3.19	瀬戸内飛行少年団	東広島市の熱気球サークル「瀬戸内飛行少年団」	熱気球体験紙ヒコーキ大会	上北条小学校
H29. 4. 4	倉吉市母子寡婦福祉連合会	音楽家かさいなおきさん	「ゆかいなおとのおともだち　パーカッション＆手回しオルガンコンサート」	倉吉福祉センター
H29. 7.16	民主音楽協会	バイオリニスト古沢巌さん	コンサート小・中学生とその保護者を招待	未来中心大ホール

第５章　財政措置

1　災害関連予算措置

市は、鳥取県中部地震の発生後、災害復旧費その他の震災関連の経費について、次の表のとおり累次の補正予算を議決し、又は専決処分することにより、予算措置した。

これら震災関連の経費は、平成28年度一般会計予算（最終補正後）32,538,664千円のうち4,229,959千円であった。

表 81　鳥取県中部地震に伴う倉吉市の予算措置の状況　（平成28年度一般会計　単位：千円）

議決又は専決処分の日	補正予算額 （震災関連のもの）	備　　考 （補正予算の総額及び号数）
平成28年10月25日 （専決処分）	565,626	565,626（第３号）
11月１日 （専決処分）	1,757,863	1,757,863（第４号）
11月14日 （専決処分）	1,696,054	1,696,054（第５号）
11月24日	55,940	55,940（第６号）
12月21日	673,007	1,249,657（第７号及び第８号）
平成29年１月11日	704,503	704,503（第９号）
２月16日 （専決処分）	5,208	32,063（第10号）
３月23日	△1,228,242	△2,232,456（第12号及び第13号※）
累　　計	4,229,959	32,538,664（最終（第13号）補正後総額）

※第11号は、歳入歳出予算の増減がない。

2　市議会

市議会議員も震災発生当初から、地域の被災者への支援、避難者の対応、復旧活動を行った。また、家屋屋根へのブルーシート張りや災害ごみ仮置き場でのごみ搬入作業等のボランティア活動のほか、市民の声を市役所に届け、市役所の情報を市民に提供する等の市民と行政との橋渡しの役割を担った。

また、市役所議会棟が被災して使用できなくなったため、平成28年11月24日に倉吉市防災センターの会議室で市議会臨時会が開催され、鳥取県中部地震の対応に係る補正予算等について議論が交わされた。

平成28年12月市議会定例会以降の市議会本会議は、市役所大会議室で開催され、被災者支援や復旧・復興に向けて活発な議論が行われた。（表 82）

表 82　鳥取県中部地震に係る倉吉市議会での審議状況（平成28年度中）

区　　分	主 な 審 議 内 容
平成28年11月24日 平成28年第6回 倉吉市議会臨時会 場所：倉吉市防災センター	【平成28年10月25日専決処分】 ・議案第85号　専決処分について（平成28年度倉吉市一般会計補正予算（第3号）） ・議案第86号　専決処分について（平成28年度倉吉市下水道事業特別会計補正予算（第2号）） ・議案第87号　専決処分について（平成28年度倉吉市集落排水事業特別会計補正予算（第2号）） 【平成28年11月1日専決処分】 ・議案第88号　専決処分について（平成28年度倉吉市一般会計補正予算（第4号）） ・議案第89号　専決処分について（平成28年度倉吉市下水道事業特別会計補正予算（第3号）） ・議案第90号　専決処分について（平成28年度倉吉市集落排水事業特別会計補正予算（第3号）） ・議案第91号　専決処分について（平成28年度倉吉市国民宿舎事業特別会計補正予算（第1号）） 【平成28年11月14日専決処分】 ・議案第92号　専決処分について（平成28年度倉吉市一般会計補正予算（第5号）） 【補正予算】 ・議案第93号　平成28年度倉吉市一般会計補正予算（第6号）
平成28年12月12日 ～ 12月21日 平成28年第7回 倉吉市議会定例会 場所：倉吉市役所大会議室	・議案第95号　平成28年度倉吉市一般会計補正予算（第7号） ・議案第100号　平成28年度倉吉市水道事業会計補正予算（第1号） ・議案第105号　平成28年度倉吉市一般会計補正予算（第8号） ・議案第106号　平成28年度倉吉市下水道事業特別会計補正予算（第5号） ・議案第107号　平成28年度倉吉市集落排水事業特別会計補正予算（第4号） ・陳情第20号　鳥取県中部地震について 【一般質問】 14名の議員から56の震災関連の質問通告があった。
平成29年1月11日 平成29年第1回 倉吉市議会臨時会 場所：倉吉市役所大会議室	・議案第1号　平成28年度倉吉市一般会計補正予算（第9号） ・議案第2号　平成28年度倉吉市国民宿舎事業特別会計補正予算（第2号）

区　　分	主 な 審 議 内 容
平成29年3月6日 ～3月23日 平成29年第2回 倉吉市議会定例会 場所：倉吉市役所大会議室	・議案第3号　専決処分について（平成28年度倉吉市一般会計補正予算（第10号）） ・議案第4号　平成28年度倉吉市一般会計補正予算（第11号） ・議案第11号　平成28年度倉吉市水道事業会計補正予算（第3号） ・議案第12号　平成29年度倉吉市一般会計予算 ・議案第40号　平成28年度倉吉市一般会計補正予算（第13号） ・議案第41号　平成28年度倉吉市下水道事業特別会計補正予算（第7号） ・議案第42号　平成28年度倉吉市集落排水事業特別会計補正予算（第6号） 【一般質問】 14名の議員から、25の震災関連の質問通告があった。

第６章　復旧・復興状況

1　復旧・復興への歩み

震災発生日の平成28年10月21日から１年間の市内の動きを次のとおりまとめた。

月	日	主な出来事
10月	21日	・鳥取県中部を震源とする地震（マグニチュード6.6、最大震度６弱）が発生
		・鳥取県中部総合事務所に倉吉市災害対策本部を設置
		・市内に避難所（18カ所）を開設
		・自衛隊の派遣を要請
		・倉吉市に災害救助法を適用
	22日	・鳥取県中部地震の市内避難者が最大（2,008人）に
		・ブルーシート・土のうの配布を開始（最終的にブルーシート約27,000枚、土のう30,000袋）
		・被災住宅の家屋被害認定調査（１次調査）を開始
		・被災住宅・被災宅地の応急危険度判定を開始
		・災害ごみ置場を設置
		・上灘公民館に災害ボランティアセンターを開設
	23日	・市内に福祉避難所（２カ所）を開設
	25日	・市役所に倉吉市災害対策本部を移転
	26日	・生竹配水塔倒壊の恐れが生じ、生竹地区３世帯（11人）に避難勧告を発令
	28日	・災害義援金の受付を開始
11月	10日	・り災証明書の交付申請書発送開始
	12日	・ひなビタ♪との連携イベント～倉吉応援プロジェクト～スタート
	13日	・陸上自衛隊中部方面音楽隊によるコンサートを開催
	15日	・災害ボランティアセンターを、まちかどステーションに移転
	22日	・り災証明書の交付を開始
	24日	・市役所西玄関に被災住宅総合相談窓口を接地し、相談体制を強化
	26日	・さだまさしさんが「被災地とっとりコンサート」を開催
12月	１日	・市役所第１会議室に「倉吉市復旧復興本部」を設置
		・生竹地区の避難勧告を解除
	５日	・住家の家屋被害認定調査（２次調査）を開始
	８日	・鳥取短期大学の協力を得て、学校給食の一部を再開
	16日	・市内避難者がゼロに
	21日	・市内の全ての避難所を閉鎖
		・大社湯復活祭
	31日	・倉吉市災害対策本部を廃止

月	日	主な出来事
1月	6日	・倉吉福祉センターに災害ボランティアセンターを移転
	23日	・国（総務省）に財政支援に関する要望書を提出
	29日	・災害ごみの仮置場を閉鎖
2月	11日	・震災対応の最中、大雪で２月の積雪深の観測記録を更新（54センチメートル（アメダス位置：大塚））
3月	11日 12日	・くらよしありがとう祭♪を開催
	31日	・災害ボランティアセンターを閉鎖
		・災害義援金の受付を終了
4月	11日	・学校給食センターの復旧工事が完了し、学校給食を再開
	13日	・倉吉市復興計画を策定・公表
6月	22日	・倉吉市水道局が災害報告書を作成・公表
7月	21日	・倉吉市営温水プールを再開
8月	1日	・倉吉博物館を再開
10月	21日	・鳥取県中部地震福興祭を緑の彫刻プロムナード公園をメイン会場として開催（オープニングセレモニー、「訪れてみたい日本のアニメ88」認定プレート贈呈式、支援いただいた団体への感謝状贈呈式、風船とばし、成徳小学校体育館において講演会及びパネルディスカッション開催、福興ウオーク）※県・被災市町共催

2　復旧状況

2－1　住家の復旧

本市では、鳥取県と協力してエリアを指定し、震災直後の平成28年11月２日に鳥取県消防防災ヘリコプターから撮影した航空写真のブルーシートの数から住家の復旧状況を確認しており、指定エリアは、西倉吉町・福守町・西福守町となっている。

西倉吉町・福守町・西福守町エリアについては、平成30年１月15日現在で、全体で85％の復旧率となっており、そのうち住家だけを抜き出すと96％の復旧率となっている。

西倉吉町・福守町・西福守町エリアの復旧状況（復旧件数・復旧率）

調査エリア	H28.11.2	H29.5.19	H29.8.17	H29.9.29	H29.10.17	H29.12.8	H30.1.15
西倉吉町・福守町・西福守	48件	29件	31件	37件	39件	41件	41件
		60％	65％	77％	81％ 住家のみで見ると92％	85％ 住家のみで見ると96％	85％ 住家のみで見ると96％

2－2　公共施設の本復旧

1　本庁舎等の本復旧

庁舎の改修方法、時期、移転の必要性等について、検討会を開催し、庁舎の今後の継続使用方針及び改修方法を策定するにあたり、まずは被災度区分判定とコンクリート中性化試験を実施した。その結果を踏まえた各庁舎の再建改修の方向性は次のとおり。

・本庁舎　窓ガラス、テラスの手摺破損はあるが、基礎、支持地盤は無被害、建物についても軽微な補修を行えば恒久使用が可能であるとの結果により改修を行い継続使用していく。
・議会棟　屋根を支えている全ての柱が剥落し鉄筋が見えているため、支持力は低下している状態。改修を行うことで継続していく。
・東庁舎　コンクリートの中性化の進行、不同沈下が認められる棟、基礎部分、建物部分共に小破判定が出ているため、恒久使用へ向けた改修は行わず、事務執行に支障のない範囲で当面の使用を目的とした最小限の改修を行う。
・北庁舎　壁にクラックは見られるがほぼ無被害。原形復旧補修を行い恒久使用していく。。
・南庁舎　著しい不同沈下により基礎及び支持地盤が「大破」判定。恒久使用のためには基礎の改修、大規模修繕が必要であるという結果が出たため、執務スペースを移動し、当面の使用を目的とした応急で対応する。

上記の改修方針により平成29年10月から改修工事に取り掛かり、東・北庁舎は平成30年２月、本庁舎は３月に完了、議会棟は５月に改修を終える予定である。

表 83　市庁舎の復旧状況

対象施設	工事・業務期間	内　　容
全　庁　舎	H28.11.10 ～ H29. 4.12	被災庁舎の再建に係るプロジェクト・チーム
	H28.12.13 ～ H29. 3.20	被災度区分判定
本　庁　舎	H29. 6.20 ～ H29. 8.21	災害復旧工事実施設計
	H29.10. 6 ～ H30. 3.26	災害復旧工事
議　会　棟	H29. 6.20 ～ H29. 8.21	災害復旧工事実施設計
	H29.12.28 ～ H30. 5.31	災害復旧工事
東・北庁舎	H29. 5.17 ～ H29. 7.31	災害復旧工事実施設計
	H29. 9.29 ～ H30. 2.14	災害復旧工事

2　関金支所の本復旧

関金支所が維持管理している関金総合文化センター（関金支所・関金公民館・関金図書館が入室している）では、地震による被害が発生し、その被害額は5,346千円であった。補修経費については、平成28年度に予算計上し、平成29年10月末で全工事が完了した。

表 84　関金総合文化センターの被害の補修状況

区　分	補修内容	備　考
外部補修	ひび割れ部低圧注入工法 浮き部アンカーピンニング	高所作業車作業 樹脂注入工法
内部補修	床ひび割れ部低圧注入工法	１階図書館

2－3　公共土木施設の本復旧

1　市管理道路の本復旧

公共土木施設災害復旧事業（国庫負担金）の対象カ所となった市道10カ所については、平成29年２月に発注を行い、９カ所は平成29年７月末までに完成し、残り１カ所は平成29年９月末で完了した。

単独事業としての市道復旧工事は、平成28年度予算対応分については平成29年10月末まで（下水道等の復旧を伴うものは平成30年３月末）に、平成29年度予算対応分については概ね平成29年12月末（市道法面を復旧する１カ所については、平成30年３月末）に完了した。

表 85　公共土木施設災害復旧事業（国庫負担金）復旧状況一覧

市道名	場　所	復旧費（査定決定額）	復旧内容	備　考
		千円		
堺町３丁目１号線	堺町３丁目	35,260 (37,348)	ブロック積工 アスファルト舗装工	査定番号第63号
駄経寺町米田町線	米田町	15,048 (16,176)	ブロック積工 アスファルト舗装工	査定番号第64号
福山生竹線	鴨河内	1,130 (1,295)	アスファルト舗装工	査定番号第65号
沢谷藤井谷線	杉野	2,745 (2,891)	アスファルト舗装工	査定番号第66号
上米積５号線	上米積	7,460 (8,184)	アスファルト舗装工	査定番号第67号
中河原長坂線	長坂新町	2,919 (3,105)	アスファルト舗装工	査定番号第68号
富海中央線	富海	1,620 (1,749)	アスファルト舗装工	査定番号第69号
富海中央線	富海	1,418 (1,628)	アスファルト舗装工	査定番号第70号
尾田中田線	鴨河内	1,463 (1,650)	アスファルト舗装工	査定番号第71号
和田北栄線	寺谷	8,314 (8,831)	アスファルト舗装工	査定番号第72号

表 86　公共土木施設災害復旧事業（単独）復旧状況一覧

市道名	場　所	復旧費	復旧内容	備　考
		千円		
穴窪５号線外	穴窪外389カ所	19,765	ブローン注入、オーバーレイ	道路修繕
岡２号線外	岡外５カ所	1,820	ブローン注入、オーバーレイ	市道岡２号線外道路修繕
上神原谷線	上神	994	法面損傷復旧	市道上神原谷線復旧工事
大原山根線	上余戸	1,353	舗装工	市道大原山根線復旧工事
郷原線	関金町松河原	734	舗装工	市道郷原線復旧工事
森地区道路	森	800	舗装工	森地区道路復旧工事
秋喜地区道路	秋喜	894	法面損傷	秋喜地区道路復旧工事
小田古川沢線外	小田外29カ所	9,725	舗装工	舗装復旧工事（１工区）

市道名	場　所	復旧費	復旧内容	備　考
大正町２丁目旭田町線外	大正町外43カ所	10,071	舗装工	舗装復旧工事（２工区）
半坂別所線外	別所外23カ所	10,752	舗装工	舗装復旧工事（３工区）
古川沢線外	古川沢外19カ所	5,927	舗装工	舗装復旧工事（４工区）
大原山根線外	上余戸外28カ所	15,188	舗装工	舗装復旧工事（５工区）
上余戸１０号線外	上余戸外15カ所	18,659	舗装工	舗装復旧工事（６工区）
半坂別所線外	別所外13カ所	17,906	舗装工	舗装復旧工事（７工区）
古川沢中央線外	古川沢外19カ所	9,158	舗装工	舗装復旧工事（８工区）
上米積５号線	上米積	864	横断溝損傷	市道上米積５号線復旧工事
上米積５号線	上米積	929	舗装工	市道上米積５号線復旧工事
駄経寺町米田町線	米田町	1,977	法面損傷	市道駄経寺町米田町線復旧工事
大原山根線	上余戸	4,340	法面損傷	市道大原山根線法面復旧工事
市道半坂別所線	別所	972	舗装工	市道半坂別所線舗装復旧工事
東巌城町米田町１号線	東巌城町外１カ所	365	舗装工	市道東巌城町米田町１号線舗装復旧工事
東巌城町米田町２号線	東昭和町	223	舗装工	市道東巌城町米田町２号線舗装復旧工事
中河原２４号線	中河原	216	舗装工	市道中河原24号線舗装復旧工事

2　都市施設の本復旧

公園施設等の復旧工事では、一般単独災害復旧事業（起債事業）は、トイレ施設１カ所を除いては平成29年３月末までに完成し、市単独事業としての都市施設及び公園施設等は平成28年度中にすべて完成した。

表 87　都市施設復旧状況一覧

区分	復旧費	名称	被災箇所及び内容	完了年月（最終）
駅前広場	448	倉吉駅前バスプラザ	自動ドア	29年10月
		倉吉駅	外周施設クラック等	29年11月
都市公園	4,686	打吹公園（体育施設・博物館除く）	飛龍閣屋根外・中央トイレ屋根・羽衣池漏水外・動物舎ドア・遊歩道路肩崩壊等・正面展望台屋根外	29年３月
			・その他水道施設漏水	29年３月
		八幡公園	トイレ	28年11月
その他公園	860	大平山公園	ライオンズの泉	29年３月
		虹ヶ丘公園	コンクリート壁	29年１月
		生田さくら団地公園	フェンス基礎	29年１月
公衆トイレ	601	ポケットパーク	まちづくりセンター屋根	29年４月
		めいりん通りお手洗い	排水管、汚水桝	29年３月
		西倉吉バスターミナルトイレ	時計（落下前に撤去）	28年10月

２－４　崩壊急傾斜地の本復旧

鳥取中部地震により被災した急傾斜地で、人家等に被害を及ぼす恐れのある箇所について、人家の保全と住民の安定を図るため災害復旧事業を行った。

表 88　崩壊急傾斜地の本復旧状況

崩壊急傾斜地災害【全25カ所】	
単県斜面崩壊復旧事業	県営事業の対象とならない急傾斜地で、人家等に被害を及ぼすおそれのある箇所の災害復旧対策【17カ所】 （H29年度内完了予定　測量設計：17カ所、工事６カ所） （H30年度には全ての斜面崩壊復旧が完了する予定）
急傾斜地崩壊防止対策事業（県営）	県営事業の対象となる急傾斜地で、人家等に被害を及ぼすおそれのある箇所の災害復旧対策【２カ所】
治山事業（県営）	保安林崩壊を復旧する治山事業の災害復旧対策【１カ所】
所有者対応・経過観察	継続調査【２カ所】、所有者対応（土砂撤去等）【３カ所】



図 60　単県斜面崩壊復旧事業　完成箇所

２－５　農林業施設の本復旧

農業関係は、農地では畦畔部分のクラック、農業用施設は農道舗装や水路のクラック、選果場等の農業施設の被災、梨の落果等の農作物被害、林道の法面崩壊などの復旧を図り、被災農家等の安定的な農業生産活動の回復を行った。

表 89　農林業の被害状況

１　農地・農業用施設

（１）補助災害復旧事業		
	田 【平成30年１月完了】	12カ所　石積崩壊→ブロック積み 畦畔クラック→畦畔つき直し
	農道 【平成30年１月完了】	９カ所　舗装クラック→表層・路盤復旧
	水路 【平成30年１月完了】	４カ所　法面・石積崩壊→ブロック積み
（２）市単独災害復旧事業		
	田 【平成29年８月完了】	29カ所　法面・畦畔クラック→法面・畦畔つき直し ふとん篭詰石崩れ→詰石充填・かご補強
	畑 【平成29年８月完了】	７カ所　法面・畦畔クラック→法面・畦畔つき直し
	農道 【平成29年12月完了】	152カ所　舗装クラック→表層・路盤復旧 法面崩壊→法面つき直し
	水路 【平成30年３月完了】	161カ所　法面・石積崩壊→ブロック積み 水路クラック→クラック補修
	ため池 【平成29年４月完了】	３カ所　堤体・法面クラック→堤体つき直し 余水吐クラック→クラック補修



着工前（水路）



完成（水路）



着工前（農道）



完成（農道）

2　農業施設等

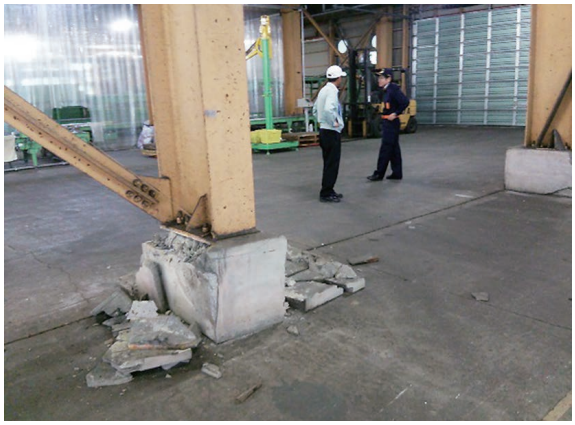
（1）補助災害復旧事業	
ＪＡ共同利用施設 【平成29年６月完了】	・秋喜ライスセンター ・鴨水カントリーエレベーター ・大瀧カントリーエレベーター ・総合育苗センター ・倉吉西瓜統合選果場 ・倉吉梨選果場 ・北条ライスセンター →国県市の補助金により復旧完了
（2）市単独災害復旧事業	
倉吉水耕栽培施設 【平成29年３月完了】	・給液制御盤 ・ガラス等 ・ＣＯガス検知器 ・ＬＰＧ供給施設 ・空調設備 →施設復旧完了 ・粉末消火器１本
農村環境改善センター 【平成29年８月完了】	・屋根棟瓦破損 →屋根棟瓦復旧完了
農村多目的集会所 【平成29年11月完了】	・倉吉市福光農村多目的集会所屋根破損 ・農村女性の家屋根破損 →屋根棟瓦復旧完了



着工前（倉吉梨選果場）



完成（倉吉梨選果場）



着工前（倉吉梨選果場）



完成（倉吉梨選果場）

3　農作物

（1）落果や倒木による被害		
	晩生梨落果被害	地震の揺れにより晩生梨「王秋」「愛宕（あたご）」が落果 →落果梨は東京アンテナショップ、イオン等で販売 →落果梨を学校給食に提供するため真庭市が購入 →落果梨を加工した「梨の蒸ケーキ」が販売 →落果を逃れた梨を復興アピール
	シイタケほだ木被害	地震の揺れによりほだ木３万本が倒伏 →県内からの援農支援により立て直し完了

4　林道・作業道

（1）補助災害復旧事業		
	林道 【平成29年７月完了】	１カ所　法面崩壊・舗装クラック→法面保護工・舗装復旧
（2）市単独災害復旧事業		
	林道 【平成29年８月完了】	４カ所　舗装クラック→舗装復旧
	作業道 【平成29年12月完了】	１カ所　作業道崩落→崩落箇所の法面保護工



着工前（林道）



完成（林道）



着工前（林道）



完成（林道）

2－6　水道施設の本復旧

1　水道施設

水道施設の本復旧工事は次の方針に基づいて行った。

表 90　水道施設の本復旧方針

生竹配水塔	倒壊の危険があったため取り壊した配水塔の代替として生竹配水池施設内に加圧ポンプを設置し、配水区域全域に配水を行う。時間最大使用量及び消火栓使用時に対応できる能力を有する規格で、停電にも対応できるよう自家発電装置を併設する。
生竹水源地	原形復旧とする。
生竹配水池	原形復旧とする。
余戸谷町配水池	原形復旧とする。
米田町配水池	原形復旧とする。
上余戸配水池	原形復旧とする。
円谷町水源地	原形復旧とする。
八屋水源地	原形復旧とする。
配水管	破損した配管については、応急復旧工事を行い、本舗装については、査定後に行う。

なお、平成29年12月末日現在、復旧工事の進捗状況は次のとおりである。

表 91　水道施設の復旧工事の進捗状況（平成30年３月末日現在）

施設名	工期	進捗率（%）	備考
生竹配水塔（電気設備）	平成29年　3月6日から 平成29年　7月31日まで	100.0	
生竹配水塔（配水設備・管路）	平成29年　3月6日から 平成29年　8月18日まで	100.0	
生竹水源地	平成29年　3月28日から 平成29年　9月20日まで	100.0	
生竹配水池			
余戸谷町配水池			
米田町配水池			
上余戸配水池	平成29年　9月15日から 平成30年　2月28日まで	100.0	
配水管（舗装）	平成29年　3月17日から 平成29年　7月15日まで	100.0	

2　小規模水道施設

地震で破損した大沢飲料水供給施設の圧力タンク等破損部分を交換し、平成29年２月７日に本復旧が完了した。

また、大沢飲料水供給施設の復旧事業として、倉吉市被災地域応援専用水道等衛生管理事業として、修繕費用の９割を市が補助した。



図 61　大沢飲料水供給施設の復旧状況

2－7　下水道施設の本復旧

本市の下水道施設の災害査定は12月と１月の２次にわけて実施され、その後順次工事発注を行った。マンホール継目の漏水及び破損は、止水工法または目地を補修して復旧を行った。管路の復旧工事は既設管路がたるんでいるため既設管を撤去し、再度同じ位置に新たに下水道管を布設する方法で復旧を行った。この方法の選定にあたり下水道の使用を中断することがないよう災害査定段階より汚水の仮設排水方法について十分な検討を行った。

表 92　公共下水道施設復旧概要

査定箇所	位置	決定金額（千円）	工事概要
（２次査定）			
中江処理分区	穴窪外	3,337	マンホール復旧工　９基
上井第１処理分区	清谷	1,494	マンホール復旧工　５基
上井第２処理分区	福庭町１丁目外	5,262	マンホール復旧工　６基
上井第３処理分区	上井外	31,175	マンホール復旧工　19基 管路復旧工L=140.8m
上井第４処理分区	八屋	1,084	マンホール復旧工　４基
倉吉第１処理分区	見日町外	10,943	マンホール復旧工　32基
倉吉第２処理分区	葵町外	13,480	マンホール復旧工　21基 管路復旧工L=58.1m
西倉吉第１処理分区	福守町外	24,293	マンホール復旧工　７基 管路復旧工L=152.1m
西倉吉第２処理分区	西倉吉町外	15,502	マンホール復旧工　１基 管路復旧工L=109.8m
小鴨処理分区	中河原	6,539	管路復旧工L=38.6m

査定箇所	位置	決定金額（千円）	工事概要
上井第１雨水幹線	上井町１丁目	1,371	マンホール復旧工　１基
西倉吉第４雨水幹線	秋喜	2,155	水路復旧工L=18.4m
（３次査定）			
倉吉第２処理分区	八幡町	15,860	管路復旧工L=94.2m
中江処理分区	中江	29,736	管路復旧工L=202.7m
計		162,231	

表 93　農業集落排水施設復旧概要

査定箇所	位置	決定金額（千円）	工事概要
小田地区	古川沢	5,327	管路復旧工L=56m



図 62　下水道管復旧工事状況

２－８　教育関係施設の本復旧

１　小学校・中学校関係

今回の地震により全ての学校施設(小学校15校、中学校５校分校含む)で被害が確認された。国による災害復旧事業査定のための詳細な被害状況資料の作成を、限られた期間内に担当課職員のみで行うのは、困難な状況であった。しかし、設計事務所等へ業務の委託や鳥取県や米子市の技術職員の派遣による人的援助により、膨大な被害状況調査書の作成を行うことができた。

平成29年１月下旬に実施された災害査定後から各学校の災害復旧工事のための実施設計を発注、その成果物を元に随時、復旧工事の発注を行ってきた。施工については、学校を使用しながらの工事となり、学校運営上また児童生徒の安全対策上、細心の注意を払う必要があるため、学校、施工業者、市、監督者(設計事務所等)で構成される会議を定例的に行い、意思疎通を密にして施工を行ってきた。

また、体育館については、部活動や地域住民の活動で使用される頻度が多く早急な復旧を望まれていたことから、優先的に工事発注を行い、早期完成を図った結果、概ね平成29年９月末には復旧工事を完了させることが可能となった。なお、工事は学校の夏休み期間を中心に行うため、作業中の事故防止の観点からも現場作業員の暑さ対策への配慮も必要であった。

全ての復旧工事が完了するのは、学校行事や地域の公民館活動等との調整を行いながら施工を行うため、平成30年３月末見込みとしている。

表 94　小学校・中学校復旧工事の状況

小学校名	工事名	工期
西郷小学校	西郷小学校屋内運動場災害復旧工事	H29. 6. 6 ～ H29. 9.30
	西郷小学校災害復旧工事	H29. 6.20 ～ H29. 9.30
河北小学校	河北小学校災害復旧工事	H29. 6.22 ～ H29. 9.30
明倫小学校	明倫小学校高架水槽復旧工事	H28.12. 7 ～ H29. 1.31
	明倫小学校災害復旧工事	H29. 3.29 ～ H29. 4.10
	明倫小学校普通特別教室棟他災害復旧工事	H29. 6.21 ～ H29. 9.30
	明倫小学校管理教室棟災害復旧工事	H29. 7. 6 ～ H29. 8.31
成徳小学校	成徳小学校地震災害による石積み直し作業	H29. 2.10 ～ H29. 3. 2
	成徳小学校災害復旧工事	H29. 3.31 ～ H29. 5.20
	成徳小学校管理教室棟玄関外部階段災害復旧工事	H29. 5.31 ～ H29. 7.31
	成徳小学校校舎他災害復旧工事	H29. 7.15 ～ H29.11.14
上灘小学校	上灘小学校災害復旧工事	H29. 6.27 ～ H29. 9.26
小鴨小学校	小鴨小学校暖房器据付作業	H28.12.25 ～ H28.12.26
	小鴨小学校災害復旧工事	H29.12. 9 ～ H30. 1.31
上小鴨小学校	上小鴨小学校災害復旧工事	H29. 6.29 ～ H29. 8.31
上小鴨小学校広瀬分校	上小鴨小学校広瀬分校災害復旧工事	H29. 6. 5 ～ H29. 6.30
北谷小学校	北谷小学校体育館屋根補修工事（震災分）	H28.12.10 ～ H29. 3.24
	北谷小学校校舎他災害復旧工事	H29. 6.23 ～ H29.10.20
高城小学校	高城小学校屋内運動場災害復旧工事	H29. 6.22 ～ H29. 9.30
	高城小学校校舎他災害復旧工事	H29. 7. 5 ～ H29. 9.30
社小学校	社小学校給水設備復旧工事	H28.12. 7 ～ H29. 1.31
	社小学校体育館屋根補修工事（震災分）	H28.12.10 ～ H29. 3.24
	社小学校災害復旧工事（屋内運動場）	H29. 6.20 ～ H29. 9.15
	社小学校校舎他災害復旧工事	H29. 7.12 ～ H29.11.28
	社小学校アスファルト復旧工事	H29. 7.21 ～ H29. 9.12
灘手小学校	灘手小学校体育館埋設給設備復旧工事	H28.12.12 ～ H29. 1.12
	灘手小学校災害復旧工事	H29. 6.22 ～ H29. 8.31
上北条小学校	上北条小学校災害復旧工事	H29. 6. 8 ～ H29.10.23
関金小学校	関金小学校災害復旧工事	H29. 6.14 ～ H29. 9.26
旧山守小学校	旧山守小学校災害復旧工事	H29. 4.26 ～ H29. 9.30

中学校名	工事名	工期
東　中　学　校	東中学校体育館屋根補修工事（震災分）	H28.12. 9 ～ H29. 1.31
	倉吉東中学校屋内運動場災害復旧工事	H29. 5. 3 ～ H29. 9.30
	倉吉市立東中学校校舎他災害復旧工事	H29. 6.29 ～ H29.11.30
	倉吉市立東中学校グランド復旧工事（第１期）	H29. 3.31 ～ H29. 4.14
	倉吉市立東中学校グランド復旧工事（第２期）	H29.10.19 ～ H30. 1.31
西　中　学　校	西中学校受水槽復旧工事	H28.12. 7 ～ H29. 1.31
	倉吉市立西中学校屋内運動場補修工事	H28.12.17 ～ H29. 3.21
	倉吉西中学校屋内運動場震災復旧工事	H29. 1.28 ～ H29. 3.28
	西中学校体育館給水設備復旧工事	H29. 2.11 ～ H29. 3.31
	倉吉市立西中学校グランド復旧工事	H29. 3.31 ～ H29. 4.14
	倉吉市立西中学校グランド復旧工事（第２期）	H29.12. 9 ～ H30. 1.31
	倉吉市立西中学校校舎他災害復旧工事	H29. 7.20 ～ H29.11.30
	倉吉市立西中学校プール擁壁災害復旧工事	H29. 5.24 ～ H29.10.31
	倉吉市立西中学校渡り廊下災害復旧工事	H29. 7. 4 ～ H29.11.30
	倉吉西中学校アスファルト舗装他災害復旧工事	H29. 8.22 ～ H29. 8.29
久　米　中　学　校	久米中学校教室棟災害復旧工事（新館）	H29. 2.10 ～ H29. 4.20
	久米中学校災害復旧工事	H29. 6.22 ～ H29. 9.30
河　北　中　学　校	河北中学校災害復旧工事	H29. 7.14 ～ H29.10.31
鴨　川　中　学　校	鴨川中学校災害復旧工事	H29. 6.22 ～ H29.10.31



高架水槽復旧前後（明倫小学校）



玄関外部階段復旧前後（成徳小学校）

図 63　小学校・中学校復旧工事の状況





天井ブレース交換のため体育館内外部に設置された足場（東中学校）



下壁ブレース取替、基礎補強の施工状況



柱脚基礎の復旧完了

図 63　小学校・中学校復旧工事の状況

2　社会教育施設

地区公民館において、特に被害の大きかった成徳公民館の屋根及び社公民館の玄関ホール及びトップライト他施設内部の復旧は、危険性、緊急性が高く、その実施に関し選択の余地がなく、緊急修繕を実施し平成28年度内に完了した。復旧にあたっては鳥取県中部地震と同規模の震災によって同様の被害が生じないよう、被害が顕著であった部分の復旧には工法を工夫し対応した。被害の規模に鑑み順次復旧を進め、平成29年７月に全ての地区公民館の復旧工事を完了した。

体育施設は、被災施設が隣接していたことから、各工事をほぼ同時並行で進めることで効果的・効率的に復旧することを目指した。しかし、工事の進捗とともに震災直後には分からなかった被害・破損が数多く発生していることが判明し、施設によっては工期延長等が発生した。

このため、当初予定していた完了時期から大幅に遅れる施設もあったが、工法等の工夫により陸上競技場の９月完了を皮切りに12月には射撃場を除き全ての施設が従前の機能を十分に果たせるまでに復旧した。

また、温水プールは人的被害こそなかったものの、プール槽の破断は人命に関わる大事故に繋がるため、本震災と同規模以上でも耐えうるよう補強を加えながら、改修を実施した。７月の夏休みに合わせ無事工事を完了し営業を再開し、倉吉パークスクエアに賑わいを取り戻した。

表 95　地区公民館及び体育施設の復旧状況

No.	件名	概要等	
1	成徳公民館屋根災害復旧修繕	概要	地震により被害を受けた屋根瓦の緊急修繕
		期間	平成28年11月３日から平成28年12月21日まで
		金額	4,546,800円
2	社公民館災害復旧工事	概要	地震により被害を受けた建物内部（天井・壁）及びトップライトの緊急修繕
		期間	平成28年11月11日から平成29年１月31日まで
		金額	19,949,760円
3	地区公民館災害復旧工事	概要	地震により被害を受けた社・関金を除く11公民館の復旧工事
		期間	平成29年３月２日から平成29年７月31日まで
		金額	28,516,320円
4	倉吉市営武道館外災害復旧工事	概要	武道館給排水管・天井、陸上競技場アナウンス室、庭球場トイレ、野球場記者席の復旧工事
		期間	平成29年４月１日から平成29年12月22日まで
		金額	17,971,200円
5	管理事務所外災害復旧工事	概要	スポーツセンター進入路法面・側溝・駐車場、武道館駐車場の復旧工事
		期間	平成29年４月１日から平成29年９月15日まで
		金額	7,186,320円
6	倉吉市営陸上競技場災害復旧工事	概要	トラック歪み・沈下復旧の復旧工事
		期間	平成29年４月28日から平成29年９月30日まで
		金額	159,258,960円
7	倉吉市営野球場災害復旧工事	概要	スタンドの復旧工事
		期間	平成29年３月16日から平成29年11月30日まで
		金額	8,002,800円
8	倉吉市営庭球場災害復旧工事	概要	コートクラック・沈下の復旧工事
		期間	平成29年５月25日から平成29年10月31日まで
		金額	19,895,760円
9	市営温水プール災害復旧工事	概要	流水プール・ポンプ・ろ過器・ダクト支持金物の復旧工事
		期間	平成29年３月18日から平成29年７月20日まで
		金額	102,539,520円
10	倉吉市営関金海洋センター災害復旧工事	概要	外壁復旧
		期間	平成29年３月16日から平成29年５月31日まで
		金額	5,342,760円



社公民館（玄関ホール）



社公民館（和室）

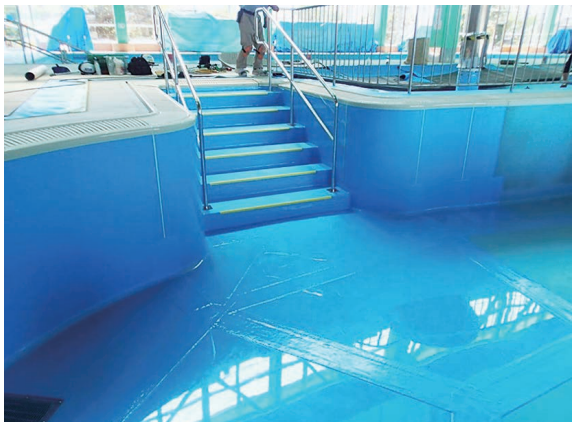
図 64　地区公民館及び体育施設の復旧状況



成徳公民館（屋根瓦）



西郷公民館（大会議室）



温水プール

図 64　地区公民館及び体育施設の復旧状況

2－9　文化財の復旧

1　指定文化財の修理状況

（1）倉吉市指定文化財

文化財種類	名称	修理状況
有形文化財（石造物）	永昌寺石造宝塔	修理済み
有形文化財（建造物）	旧牧田家住宅（主屋・付属屋）	修理済み
有形文化財（石造物他）	倉吉荒尾家墓所附位牌群	計画中

（2）鳥取県指定文化財被災状況

文化財種類	名称	修理状況
保護文化財（建造物）	長谷寺本堂及び仁王門	修理検討中
保護文化財（工作物）	永昌寺十三重塔一基	平成29年11月に終了した
保護文化財（石造物）	不入岡の石仏	平成30年度修理予定
保護文化財（石造物）	埴輪鹿	修理済み
保護文化財（石造物）	袈裟襷文銅鐸　２箇	修理済み
保　護　文　化　財	阿弥大寺墳丘墓出土遺物	修理済み
保　護　文　化　財	不入岡遺跡出土遺物	修理済み

文化財種類	名称	修理状況
保護文化財（建造物）	桑田家住宅及び醤油醸造施設	主屋・西土蔵など多数の建物の瓦ずれ、漆喰壁崩落、建具き損、内壁亀裂など平成30年終了予定 煙突上部崩壊は修理方法検討中
保護文化財（建造物）	高田酒造（高田家住宅及び醸造施設）	修理終了
保護文化財（建造物）	小川家住宅	修理中
保護文化財（石造物）	大日寺古墓群	修理計画策定中
名勝	桑田氏庭園	一部終了したが次年度以降の計画策定中
名勝	高田氏庭園	終了
名勝	小川氏庭園	一部修理開始、修理中

（3）国指定文化財被災状況

文化財種類	名称	修理状況
重要文化財	地蔵院　木造地蔵菩薩半跏像一軀	修理済み
重要文化財	上野遺跡出土　子持壷形須恵器	修理済み
史跡	三明寺古墳	経過観察中
史跡	伯耆国分寺跡	塔基壇：修理済み 南門跡：石段修理済み。五輪塔群復旧終了
史跡	法華寺畑遺跡	西門：両門扉は修理済み ガイダンス施設：修理済み
天然記念物	波波伎神社社叢	撤去完了

（4）国登録有形文化財被災状況

文化財種類	名称	修理状況
登録有形文化財	山陰民具店舗兼主屋	修理済み
登録有形文化財	水源地ポンプ室　量水室	修理計画中
登録有形文化財	飛龍閣	修理済み
登録有形文化財	大社湯（第三鶴の湯）浴場及び主屋	修理済み
登録有形文化財	倉吉市役所本庁舎	執務棟、修理済み 議会棟、修理経過中
登録有形文化財	矢城家住宅主屋	修理計画中
登録有形文化財	鳥取の二十世紀梨栽培用具	修理済み
登録有形文化財	協同組合倉吉大店会（旧第三銀行倉吉支店）	修理済み
登録有形文化財	旧高田酒造　醸造蔵一	修理済み
登録有形文化財	旧高田酒造　醸造蔵二	修理済み
登録有形文化財	豊田家住宅（久米郡倉吉驛）主屋	修理計画中
登録有形文化財	豊田家住宅（久米郡倉吉驛）離れ	修理計画中



図 65　史跡法華寺畑遺跡　ガイダンス施設（公衆便所）



図 66　県指定保護文化財　阿弥大寺墳丘墓群出土遺物



県指定保護文化財（石造物）　埴輪鹿

2－10　その他施設の復旧

1　自治公民館施設の本復旧

鳥取県中部地震により、市内各地区の自治公民館施設が被災したため、これの復旧の支援を行った。支援の内容としては、被災した自治公民館施設の修繕に係る費用の９割を補助することとした。

表 96　自治公民館施設の補助事業活用状況

（１）申請状況（平成30年３月30日現在）

申請件数	補助事業費	備考
90件	73,287千円	

（２）被害状況

施設	件数	主な被害箇所
集　会　所	89件	屋根・内壁・外壁・基礎
ゴミ置き場	１件	

（３）充当財源について

認可地縁団体（地方自治法第260条関係）であるか否かによって補助事業の財源が異なる

①認可地縁団体の場合

一般単独災害復旧事業債（充当率100％）の対象

②認可地縁団体でない場合

鳥取県被災地域応援市町村交付金（市町が補助した額の１／２を交付）の対象

【財源内訳：予算ベース】

年度	市補助金総額	起債	県交付金	一般財源
平成28年度	7,670千円	4,900千円	1,375千円	1,395千円
平成29年度（繰越）	65,617千円	22,100千円	21,732千円	21,785千円
合　計	73,287千円	27,000千円	23,107千円	23,180千円

資料集

資料 1　日本海新聞　平成28年10月21日号外「鳥取中部　震度６弱」

購読申し込みは
フリーダイヤル
0120(23)4141

日本海新聞
2016年(平成28年) 10月21日 金曜日 号外

©新日本海新聞社 2016

鳥取中部 震度6弱

停電、建物被害相次ぐ



エントランス付近の天井落ち、床に散らばった＝21日午後２時40分、倉吉未来中心

21日午後2時7分ごろ、鳥取県中部で震度6弱の地震があった。倉吉市、湯梨浜町、北栄町で震度6弱、鳥取市鹿野町、三朝町などで震度5強を観測したほか、関東から九州にかけて広い範囲で揺れを観測した。

気象庁によると、震源地は鳥取県中部で、震源の深さは約10キロ。地震の規模はマグニチュード（M）6・6と推定される。津波の心配はない。

その後も、鳥取県などで震度4を観測するなど、余震とみられる地震が続いた。

鳥取県内では、国の伝統的建造物群保存地区の倉吉市の白壁土蔵群の壁の一部が破損したほか、学校のグラウンドに亀裂が入るなどした。湯梨浜町では3階建て庁舎のタイル壁が剝がれて落下。県内の約3万9800戸で停電も発生した。

交通では、山陽新幹線は新大阪―博多間の全線で運転を一時見合わせた。東海道線も一時運転を取りやめた。

各電力会社によると、愛媛県伊方町の伊方原発1～3号機に異常はない。運転を停止している松江市の島根原発も異常はなかった。福井県内にある原発も異常は確認されていない。

鳥取県は災害対策本部を設置。自衛隊に災害派遣を要請した。

政府は、首相官邸内の危機管理センターに官邸対策室を設置。警察庁は災害警備本部を設けて、被害情報の収集に当たっている。

震度6弱を観測した地震で、震度5弱以上の各地の震度は次の通り。

震度6弱＝倉吉葵町、湯梨浜、北栄土下（鳥取）▽震度5強＝鳥取鹿野小学校、鳥取鹿野、鳥取青谷、三朝、湯梨浜町役場、北栄由良宿（鳥取）真庭蒜山下福田、鏡野上斎原（岡山）▽震度5弱＝鳥取、鳥取気高、倉吉、倉吉関金、琴浦赤碕中学、琴浦赤碕、琴浦日吉津（鳥取）隠岐の島町役場（島根）真庭禾津、真庭蒜山下和、真庭蒜山上福田（岡山）

資料 2　日本海新聞　平成28年10月22日①「続く余震「怖い」」

続く余震「怖い」

28.10.

山陰、活発な地震活動

ひずみが集中 地下に活断層

鳥取県中部で21日に起きたマグニチュード（M）6・6の地震は、熊本地震と異なり、知られた活断層がない場所で起きた。地表に現れていない地下の活断層が動いた可能性があり、気象庁は「（知られた）活断層がない場所でも、この程度の地震は発生する」と警戒を呼び掛ける。周辺は地殻にひずみが集中し、地震活動が活発な地域で、研究者はさらに大きな地震が続く可能性を指摘している。



地震で破損した窓ガラスを片付ける倉吉市職員＝21日午後4時55分、鳥取県倉吉市葵町

▽横ずれ

日本列島を南から押すフィリピン海プレート（岩板）などの影響を受け、中国地方の北部はひずみが蓄積しやすいとされる。地震調査研究推進本部が選ぶ「主要な活断層」は存在しないが、地震は多くの場合、地盤が押される力で水平方向にずれた「横ずれ断層」の地震とみられる。

中田高・広島大名誉教授（変動地形学）によると、震源の東には長さ10キロ以上の活断層「岩坪断層」がある。日本海側と瀬戸内側に震源を挟むように反対側にも小さな活断層があるという。

熊本地震のように地表に断層が現れればさまざまな調査が可能だが、今回の地震の規模か「地下にほぼ南北に走る断層があり、これが動いたのではないかは比較的小さく、地表には現れにくい。気象庁は「熊本地震との類似点は住んでいる真下で起きたこと。ちょっとした規模でも強く揺れることはある」と分析している。

西村卓也・京都大准教授（地殻変動論）は、日本列島を載せたプレートがいくつかの小さなブロックに分かれ、複雑に力を及ぼし合うと考える。中国地方を「山陰地方は9世紀から幕末までの間のと余震のデータ解析から震の活動が活発な地区切る分かれ目の近くで、今回の地震が起きた。西村さんは、本震近は「山陰地震帯」とも呼ばれ、普段から地域。昨年10月ごろからM4級の地震などが起こるようになり、今年9月ごろから再び活発化していた。

岡田篤正・京都大名誉教授（変動地形学）も「山陰地方は9世紀から幕末までの間の地震の記録がほとんど残っていないが、最近の100年程度は地震が多い」と指摘。周辺の地震活動が活発化していると考えている。

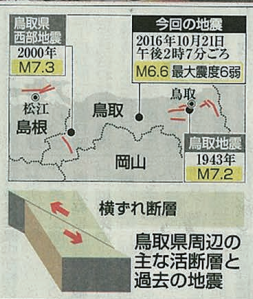
古村孝志・東京大教授（地震学）は「一般的に、内陸の震源の浅い地震は余震が多い。熊本地震のように、より大きな地震が起きることもありうるので注意が必要だ」と強調している。

小原一成・東京大地震研究所長（観測地震学）によると、震源付近は「山陰地震帯」とも呼ばれ、普段から地震の活動が活発な地域。昨年10月ごろからM4級の地震などが起こるようになり、今年9月ごろから再び活発化していた。

岡田篤正・京都大名誉教授（変動地形学）も「山陰地方は9世紀から幕末までの間の地震の記録がほとんど残っていないが、最近の100年程度は地震が多い」と指摘。周辺の地震活動が活発化していると考えている。

古村孝志・東京大教授（地震学）は「一般的に、内陸の震源の浅い地震は余震が多い。熊本地震のように、より大きな地震が起きることもありうるので注意が必要だ」と強調している。

と警戒を呼び掛ける。



島根原発 異常なし

中国電力は21日、鳥取県中部を震源とする震度6弱の地震による島根原発（松江市鹿島町）への影響は確認されなかったと発表した。運転停止中の1～3号機に異常はなく、放射線量を測定するモニタリングポストの数値に変化はなかった。

中国電は鳥取、島根両県で震度6弱以上の地震が発生した場合、原発の警戒事態該当事象の一つと規定。プラントやモニタリングポストの状況を中央制御室のパラメーターなどで確認した。

また内部規定に基づき、両県や松江、境港、米子、安来、出雲、雲南6市に原発の状況を伝達。中国電本社（広島市）に清水希茂社長を本部長とする特別災害対策総本部を設置した。（岡宏田紀）

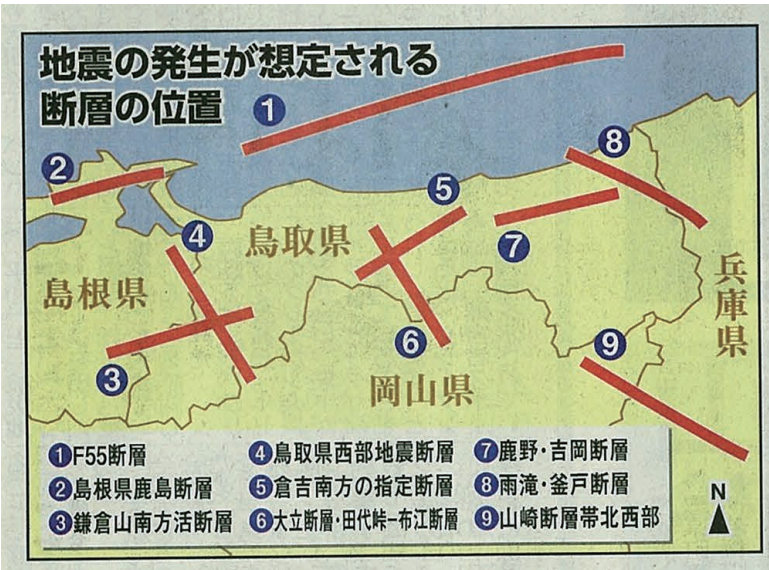
資料 3　日本海新聞　平成28年10月22日②「県中部で過去最大級」

28. 10. 22
日本海新聞

県中部で過去最大級

県防災顧問 西田鳥大名誉教授

余震に注意呼び掛け



鳥取県中部を震源に震度6弱を記録した地震につい て、県防災顧問の西田良平鳥取大名誉教授(74)は21日、「マグニチュード(M)6・6は中部エリアとして過去最大級」と指摘し、しばらくは同規模の余震が起こる恐れがあるとして注意を呼び掛けている。

震源の深さは約11キロ、岩盤が水平にずれる「横ずれ断層型」とみられており、西田氏は地下でプレートのひずみが特に集中する「クラスター」が複数箇所つながったため、規模が大きくなったと推測する。


地震の発生原因を分析する西田名誉教授＝21日、県庁

県中部は、これまでの研究で大きな地震が起きにくいとされ、最大値はM6・2と推定されていた。昨年10月から湯梨浜町や北栄町で前兆活動とみられる群発地震が続いていたが、規模は最大でもM4。西田氏も「単発なら最大でもM5程度」と分析していたが、9月に震源地が5キロほど西側に移ったことから、複数のクラスターが連動する恐れがあるとして警戒を強めていたという。

県中部では、1983年に東側でM6・2、85年に西側でM5・1、2002年に中央西側でM5・5の地震を観測。今回の地震は空白地帯になっていた中央東側で発生し、東西を線状につなぐ格好となった。

東西に延びる地震帯は、M7・2を記録した1943年の鳥取地震を引き起こした活断層「吉岡・鹿野断層」と同系統と考えられ「地下に数キロから10キロ近い断層が生じたはず。今後数年間は余震が続く」と指摘する。

ただ、今回の地震に活断層は直接関与しておらず、西田氏は「同規模の余震はあっても、本震を上回るような大規模地震が続発することは考えにくい」と強調。パニックに陥らず冷静に行動するよう訴えている。

また、岡山県東部から兵庫県南東部にかけた活断層「山崎断層」への影響を懸念。「M7クラスの大地震が千年以上起きていない空白地帯。南海トラフ巨大地震の前兆活動として慎重にデータを分析しなければならない」と話した。(浜田匡史)

資料 4　山陰中央新報　平成28年10月22日「企業　工場生産を一時停止」



企業 工場生産を一時停止

配管故障 旅館宿泊断る

28.10.22

鳥取県中部を震源とする地震の影響で、山陰両県の企業は被害や安否の確認に追われた。一部の工場が生産を一時停止したほか、配管故障で風呂が使えなくなり、宿泊を断る温泉旅館が出るなど余波を受けた。

大山乳業農業協同組合（鳥取県琴浦町保）は設備点検のため、牛乳などの生産を停止。冷蔵庫で保管していた商品が倒れるなどの被害も出た。点検中の設備に異常がなければ、22日に生産再開する予定だが、川上一敏企画室長は「（生産停止の影響で）一部商品の出荷が少し遅れる可能性がある」と懸念した。

三朝温泉街の老舗旅館、依山楼岩崎（同県三朝町）は配管故障で風呂が使えなくなり、21日に宿泊予定の約150人に断りの連絡を入れた。修理が完了すれば、22日にも通常営業に戻す。担当者は「松葉ガニのシーズンを控えており、一日も早く余震が収まってほしい」と願った。

地震による停電で、倉吉市内にある鳥取銀行や山陰合同銀行、島根銀行などの店舗では、現金自動預払機（ATM）が1時間以上使えなくなった。倉吉信用金庫では支店の外壁が一部はがれたほか、渉外中の男性職員が割れたガラスにあたり軽傷を負った。

スーパーのイオンは日吉津店（同県日吉津村）などで壁の一部損傷や商品の落下被害があったが、けが人はなく営業を継続した。

サントリー食品インターナショナルは鳥取県江府町の取水工場を22日から3日間操業停止することを決定。大きな被害はないが従業員の安全を優先した。

ジャパンディスプレイ鳥取工場（鳥取市）は最大1時間程度生産ラインを止めたが、この日のうちに再開。出雲村田製作所（出雲市斐川町）、島根富士通（同）も被害がないのを確認した。

資料 5　山陰中央新報　平成28年10月22日「白壁土蔵群に爪痕」

白壁土蔵群に爪痕

山陰中央新報　28.10.22

鳥取中部地震

倉吉・打吹玉川　肩落とす観光関係者

鳥取県中部を震源に21日発生した最大震度6弱の地震は、道路や水道施設などのインフラ、ライフラインや、家屋、建築物に大きな爪痕を残し、地域の企業活動や、学校生活に影響を与えた。鳥取、島根両県内の自治体をはじめ、各地で災害対策本部などを設置して対応に追われたが、激しい揺れに襲われた倉吉市では、災害対策の拠点となる市役所が被害を受け、対策本部を県施設へ移転するなど、混乱した。（取材班）



強い地震でしっくいの壁が剝がれ落ちた白壁土蔵群の建物＝21日午後４時43分、倉吉市東仲町

「白壁土蔵群」が親しまれる倉吉市。鳥取県中部を震源とする地震で、伝統的建造物群保存地区の打吹玉川では、各所で白壁が崩れ落ちるなどの被害を受けた。歴史ある観光名所の変わり果てた姿に、地元住民や文化財関係者は困惑とともに早期の復旧を願った。

「復旧には時間がかかりそうだ」―。白壁土蔵群内で竹細工の工房を営む中野泰助さん(68)は、地震直後に現場に駆けつけるなり、ため息を漏らした。白い外壁が崩落する様を見上げ「古い建物だから」と、言葉をのみ込んだ。

ワイン店「ワイン蔵一」では、保管していた約120本のうち半分ほどが割れた。匂いが立ちこめる店内で、店主の今村憲治さん(58)は「これからどうしたらいいのか」と肩を落とした。

市教育委員会文化財課によると、白壁土蔵群の被害は少なくとも7棟。大多数が民間の所有で、今後、修復費用の補助について文化庁や鳥取県と協議を進めたい考え。崩壊した白壁について、長谷川智郁課長は「被害は悲しい」と吐露しつつ「被害の把握を急ぎ、復旧に努力したい」と気を引き締める。

11月中旬に土蔵群周辺で開催するイベントの協議中に地震に見舞われた、市観光交流課の藤井拓也課長補佐は「盛り上げたいところだったが残念だ。復旧を急ぎたい」とした。

資料 6　日本海新聞　平成28年10月23日「避難所　寒さ耐え一夜」

避難所 寒さ耐え一夜

28.10.23
日本海新聞

鳥取中部地震

飲み水支援に安堵

続く濁り水 毛布求める声

震度6弱の地震に見舞われた鳥取県中部の被災地では22日、電気や水などのライフラインは早急に回復したものの、一部で濁り水が出たため、県内の水道事業者や自衛隊、島根県などから計12台の給水車が出動し、きれいな水を提供。災害協定企業から6万4800本のペットボトルが配布された。飲料水を手にした住民らは、ほっと一息ついた。

湯梨浜町舎人地区では、21日の地震発生直後から、約200世帯の水道で濁り水が発生した。避難所となっている舎人会館（同町方地）には、22日朝から町の給水車が配置され、午後から陸上自衛隊の給水車も加わった。

会館に立ち寄った住民は、町職員から2ℓのペットボトルを手渡され、自衛隊員が準備した緊急用飲料水を持ち帰った。近くに住む会社員、藤田幸さん（59）は「飲料水の配給や自衛隊の方の応援は大変ありがたい」と喜んだ。

避難所の一つ、成徳小体育館（倉吉市仲ノ町）で一夜を明かした村岡順子さん（59）＝同市堺町3丁目＝は「夕べは一布1枚で冷え込んだ」想像以上に寒かった。毛と話し、毛布の必要性を訴えた。避難所に詰めている市職員は「紙コップやお茶が夜までもつか心配。トイレットペーパーも少ない」と話した。

北栄町が2カ所設置した障害者を収容する福祉避難所は22日朝、利用者4人が帰宅した。1カ所を閉鎖。残った北条健康福祉センター（同町土下）では、同日午後3時現在で11人利用。水道水が少し濁っているため飲料水が不足し、町の備蓄品のペットボトルを利用して急場をしのいだ。（足立篤史、石原美樹、高取正人）



住民（左）に飲料水を手渡す自衛隊員＝22日午後3時8分、湯梨浜町方地の舎人会館

資料 7　山陰中央新報　平成28年10月23日「食料、防災品売り切れ」

山陰中央新報

食料、防災品売り切れ

量販店やコンビニ　補充に追われる

28.10.23



弁当などを扱う棚がほとんど売り切れとなったコンビニの店内＝鳥取県三朝町内

余震が続く鳥取県中部のスーパーやコンビニ、ホームセンターには22日、大勢の被災者が訪れ、食料や日用品、防災グッズなどを買い求めた。各店が仕入れ量を増やして対応しているものの、おにぎりや屋根瓦の固定に使うロープなど一部商品で欠品も生じている。

ホームセンターの「いない倉吉中央店」（倉吉市下田中町）は防水シートや土のう袋が大量に売れ、屋根瓦を固定するためのロープは150本が午前中で完売した。川上治店長（56）は「一部商品に不足が生じ、心苦しい。今後の復旧に向け先手を打って品ぞろえを強化したい」とした。

鳥取県内に115店を構えるコンビニのローソンは、倉吉市の店舗などでおにぎりを通常の2～3倍そろえたが、昼すぎには売り切れ、補充に追われた。

スーパーの「マルイ倉吉中央店」（倉吉市住吉町）は早朝から来店客が並んだため、開店時間を午前8時に1時間繰り上げた。来店客数は通常の約1・5倍に膨れ、2㍑入りのミネラルウオーターが1千ケース（6本入り）以上、パンも2千個近くが売れた。同市東仲町の三嶋順子さん（72）は「水道水がまだ濁っており、飲料水が心配で訪れた」と話した。

倉吉市内にある2店舗の壁などが損壊する被害を受けた、スーパーの丸合（本社・米子市）は店内設備の安全を確認した上で、午後に1店の営業を再開。もう1店は店外に特設売り場を設け、需要が増加する食品やティッシュなどを増やして対応した。

資料 8　日本海新聞　平成28年10月24日「ボランティア現地入り」

「少しでも力に」

28.10.24

ボランティア現地入り

温泉無料開放や避難所炊き出し　支援物資も続々



民家の崩れた壁土を撤去するボランティアたち＝23日午後2時6分、北栄町西園

鳥取県中部で最大震度6弱を観測した地震の発生から3日目となった23日、倉吉、三朝、北栄、湯梨浜の1市3町で被災者支援の動きが広がっている。地震発生後、初めてボランティアが被災地入りし、他県自治体から支援物資が続々と到着。三朝、関金などの温泉地では外湯施設を無料開放したほか、避難所では炊き出しも行われ、疲労の色が見え始めた被災者たちを癒やした。（中村宏、田村彰彦）

北栄町は県内外のボランティア27人を受け入れ。同町西園の半壊した民家では、男女9人が崩れた壁土や割れたガラス片などを撤去した。岡山県倉敷市の会社役員、李大殖さん(32)は「力仕事なら何でもしようというつもり」と額の汗をぬぐった。

湯梨浜町ではボランティア30人が活動。同町田後の高齢者世帯では、鳥取市の建設会社4社の有志9人が、雨に備えて屋根にブルーシートを張った。同市青谷町青谷の建設業、吉田貴久さん(55)は「助け合いの精神が大切。県民が困っていたらほっとけない」と話した。依頼した椿栄子さん(69)は「高齢者にとっては危険な作業なので、本当に助かるし心強い」と喜んだ。

鳥取県と災害時相互協定を締結する徳島県からは応急危険度判定士5人、保健師3人が活動を開始。ブルーシートや土のう袋、ロープなども届いた。4月の地震で大きな被害のあった熊本県も情報連絡員（リエゾン）を派遣、ブルーシート7200枚を届けた。

避難所となっている三朝町総合文化ホールには、同町が姉妹都市を結ぶ京都府城陽市のボランティア4人が同町の日赤奉仕団関係者と共に炊き出しを行い、うどん200食を振る舞った。同ホールで避難生活を送る同町大瀬の岩本亜規子さん(43)は「温かい食べ物に優しさを感じる」と語った。

また、避難所となっている倉吉市社小では、海陽亭とすなば珈琲（鳥取市）が炊き出しを行い、鳥取牛ステーキ丼、きのこ汁、コーヒーを100食分振る舞った。

断水世帯が相次いだことを受け、三朝温泉の外湯施設「たまわりの湯」は21日夜から町内外を問わず無料開放。22日は通常の4倍近い約340人が利用した。倉吉市関金町の「せきがね湯命館」も22、23両日、被災者限定で無料開放を行った。

日本海新聞

資料 9　日本海新聞　平成28年10月26日「雨予報　作業急ピッチ」

雨予報 作業急ピッチ

県内外ボランティアも活躍



雨漏りの可能性がある屋根にブルーシートを張るボランティア＝25日、鳥取県北栄町西園

鳥取中部地震

最大震度6弱を観測した地震に襲われた鳥取県中部では25日、強風と雨の予報に伴い、住民や県外から駆け付けたボランティアらが破損した屋根にブルーシートを張ったり、風で飛ばないよう土のうを乗せたりする作業に奔走した。一方、高齢者や1人暮らし世帯ではシート張りの要請が相次いでいるが、行政の対応が追いつかない課題も浮上している。（取材班）

この日、被災者宅では家族や業者が急ピッチで作業。倉吉市昭和町2丁目の主婦（67）は、知人の協力を得て自宅屋根のシートを張り直し。「風でめくれてしまった。雨が降る前に終わらせてしまわないと」と話し、今にも雨が降り出しそうな曇り空を見上げた。

県内外から駆け付けたボランティアも活躍した。このうち、熊本地震の被災地で住宅のシート張りなどの支援を続ける熊本県内のグループ「フキンシンズ」は北栄町西園で活動を展開。傷んだ部分を調べ、くぎやロープでシートをしっかりと固定した。

同グループメンバーで熊本地震を体験した大城秀一さん（27）＝沖縄県出身＝は、熊本での経験を基に厚手のシートを選ぶよう住民に助言。屋根で作業中の人が、土のう袋が破れて出てきた砂に足を滑らせ、転落して亡くなった事故があったとし、「紫外線対策が施してある土のう袋は耐久性があって安全」と話した。

湯梨浜町の災害ボランティアセンターによると、これまで128件あったボランティア要請のうち9割はシート張り。一般のボランティアでは作業が難しい上に専門業者の手配も間に合わず、シートを張ることができない被災者宅も少なくない。倉吉市の災害ボランティアセンターでも8割を占めるシート張りの要請に応えきれていない。

鳥取地方気象台によると、28、29日に再び雨が降る見込みで「通常よりも地盤が緩くなっているので注意を」と呼び掛けている。

資料 10　日本海新聞　平成28年10月26日「災害ゴミ続々搬入」

28.10.26

生活再建 軽トラ往復

日本海新聞



鳥取県倉吉市の仮置き場に持ち込まれた災害ごみ＝24日

災害ごみ続々搬入

仮置き場、自治体は対応苦慮

鳥取県中部の地震の被災地で、壊れた家具など「災害ごみ」の処分にめどが立っていない。住宅の一部が壊れ、生活再建を急ぐ被災者らが不要なものを次々とごみの仮置き場に搬入。持ち込み不可の家電製品が投棄されるケースもあり、自治体は対応に苦慮している。

「もうこれで4往復」。24日、震度6弱を観測した北栄町の仮置き場に指定された運動場。農家の女性（80）は繰り返し、割れたガラスや崩れた納屋の残骸を軽トラックで運んだ。「家は無事でも片付けないと住めない」とため息をついた。

県によると、地震で被害が確認された住宅は417棟（24日現在）。このうち全半壊は計4棟で、ほか413棟は屋根瓦の落下や壁にひびが入るなどした一部損壊だ。

仮置き場ではこうしたがれきとともに、室内の清掃で出たとみられる食器の破片や、扇風機などの小型家電が目につく。

倉吉市では22日に約50立方㍍だったごみが、翌日には約185立方㍍へ急増。湯梨浜町でも1日延べ100～200人が仮置き場へやってきた。北栄町は復旧対策に追われ「まだ集積量は把握できていない」という。

中には、リサイクルのため処分が認められていない家電製品も。北栄町の仮置き場では10台近くのテレビが確認できた。町の委託でごみの搬入をチェックする産業廃棄物業者は「人手が足りず、全体は見られない」と漏らした。

3市町は同じごみ処理施設での処分を予定しており、災害ごみが集中することも懸念される。倉吉市の担当者は「このままのペースで増えれば、処分が追いつかないかも」と頭を抱えている。

県営住宅 無償貸与

島根県が受け付け

島根県は25日、県営住宅19戸を鳥取県中部の地震の被災者を対象に無償で貸し出すと発表した。同日から受け付けを始めた。

県によると、市町村発行の罹災証明書の交付を受けた被災者が対象。提供するのは松江市、安来市、出雲市の住宅で、入居期間は1年間。駐車場代や敷金、連帯保証人は不要としている。

問い合わせは県建築住宅課住宅管理グループ、電話0852（22）5569。

資料 11　日本海新聞　平成28年10月27日「さださんが激励コンサート」

美声 千人癒やす

さださんが激励コンサート

倉吉

歌手のさだまさしさんが26日、鳥取中部地震で被害を受けた倉吉市で「被災地とっとりコンサート～がんばれ鳥取中部～」を開き、被災者を励ました。

さださんが2015年に設立した「風に立つライオン基金」の災害支援活動として実行委（河合鎮徳代表）が実施。避難所になっていた会場の上灘小（同市上灘町）には被災者ら約千人が集まり、〝まっさん〟コールの拍手で迎えられたさださんは「案山子」や「吾亦紅」「秋桜」などおなじみの曲を計8曲披露した。

曲の合間には冗談を交えた話で会場からは笑い声が沸き起こり、「普通に生きられることはありがたいこと。皆さんも元気でいてください」と励ました。

訪れた人たちは口ずさんだり、涙をぬぐう姿も見られ、ギターの音色と美しい歌声に聞き入っていた。サプライズで歌手のクリス・ハートさんも登場し、会場を沸かせた。

また、復興に役立ててほしいと、同基金から支援金の目録が石田耕太郎市長に手渡された。自宅が被害を受けた男性は「さださんの歌声で元気をもらった」と感動していた。

（石原美樹）



クリスさん（右）も駆け付け、被災者を励ましたさださん＝26日、倉吉市上灘町の上灘小

資料 12　日本海新聞　平成28年10月27日「生竹配水塔倒壊の恐れ」

28.10.27

生竹配水塔 倒壊の恐れ

倉吉市が避難勧告

倉吉市は26日、同市鴨河内にある生竹配水塔（高さ18・2㍍、直径5㍍）が、今後震度6弱の余震が発生した場合に倒壊する恐れがあるとして、近くに住む3世帯11人に避難勧告を出した。市によると、配水塔の土台にひびが入っているという。（池田悠平）



倒壊の恐れがあることが分かった生竹配水塔＝26日午後5時、倉吉市鴨河内

資料 13　日本海新聞　平成28年10月28日「増え続ける災害ごみ」

28.10.28

増え続ける災害ごみ

助力申し出、支援広がる

日本海新聞

鳥取県中部で最大震度6弱を観測した地震で発生した「災害ごみ」が、各自治体の設けた仮置き場を圧迫している。ごみ分別の浸透や仮置き場での作業協力を申し出る事業所など共助の姿が見られる一方、他の自治体からごみを運び込む〝ルール違反〟のケースも。家屋の片付けが進むにつれ、今週末にはさらにごみの増大が懸念される中、自治体関係者は気をもんでいる。



被災者から運び込まれるごみでいっぱいになる仮置き場＝27日、倉吉市馬場町

越境〝ルール違反〟も

「助け合わんといけん」。27日午後、近所で出た壊れた家具などを軽トラに積んだ同市幸町の山口宣さん(79)が同市馬場町の仮置き場に9往復目のごみを運び込んだ。

市は「可燃粗大」「不燃粗大」「瓦」など10種類で分別を求めている。「『自分さえ良ければ』という考えではだめだ」（山口さん）と理解を示す。

市環境課によると、仮置き場開設当初は、リサイクル家電製品などを持ち込む市民も多数いた。事情を説明する職員に「どうしてだ」と開き直る市民もいたが、今ではほとんど見かけないという。

支援の動きも広がり始めた。市の誘致企業「モリタ製作所」（本社・京都市）は、26日午後から持ち込まれるごみの運び出し要員として従業員10人を派遣。同課の前田寿光課長は「職員の疲労がピークになってきたところでの申し出。感謝の言葉しかない」と話す。

仮置き場のごみ量は25日が約1500立方㍍、2日後には約2800立方㍍に増大。28、29両日午後に可燃、不燃の粗大ごみの処分を始める予定だが、「これで済めばいいが…」（前田課長）と気をもむ。

モラルが問われるケースもある。町内2カ所に仮置き場を設ける北栄町。一部で倉吉市や湯梨浜町の住民がごみを持ち込むことがあるといい、北栄町住民生活課の廃棄物処理担当の前田一行さん(26)は「自分が住む市町の置き場に持って行ってほしい」と訴える。

ごみの分別などルールが浸透していない地域もある。ごみ量の増加が予想される週末に向け、各自治体は引き取り対象外のごみは持ち込まないよう周知を徹底する。（取材班）

資料 14　日本海新聞　平成28年11月10日「議場被災で使えず」

28.11.10

倉吉市議会

議場被災で使えず

場所替え開催も課題多く



柱の上部にひびが入り、使えなくなった倉吉市の議場＝倉吉市役所

鳥取中部地震で倉吉市役所の議場が被害を受け、当分の間使用できない。24日に開く予定の臨時議会は、市役所から約3・5キロ離れた同市福守町の市防災センターで開催するが、市役所と離れていることの弊害や機材のやりくりに関係者は頭を悩ませている。

議場は10月21日の地震で柱に亀裂が入り、コンクリートの中の鉄筋が見えて危険な状態となり、立ち入り禁止となっている。

市役所から離れていることで市長をはじめ幹部がそろって市役所を留守にすることになる。部長の補佐役として、課長や係長が傍聴席に控えており、業務への支障も懸念される。山中敏幸議会事務局長は「質問戦で、すぐ資料をそろえることもできなくなり、翌日になる場合も出てくるかも」と曇り顔だ。

設備面でも頭が痛い。本会議の発言は会議録作成のため録音される。各議員席や演台、執行部席などに置かれているマイクは、簡易のマイクを購入。名前の標柱も手作りで対応するという。6会派ある議員の控室をどうするかも問題だ。

議会生中継と録画放送をしている日本海ケーブルネットワークの中継は予定通りできる。

執行部は「復興業務に専念したい」とし、当初12月5日から21日までを予定していた12月議会の期間短縮を要望しており、議会運営委員会に諮られる。

高田周儀議長は「議会は執行部と議員がそろって議決できればいい。議会の体裁を繕う必要はない」と話し、市民生活の優先が第一との姿勢を示した。（石原美樹）

日本海新聞

資料 15　日本海新聞　平成28年11月11日「り災証明書の交付申請書発送開始」

罹災証明書の交付申請書
倉吉市が発送開始

28.11.11



罹災証明書の交付申請書などを封筒に入れ、発送作業を行う市職員＝10日、倉吉市役所

鳥取中部地震で被害が大きかった倉吉市は10日、罹災証明書の交付申請書の発送を始めた。職員5人が手際よく封筒に必要書類を入れ、この日は151件、120通を発送した。発送されたのは、10月21、22日に被害届を提出し、22、23日に家屋被害認定調査が終了し被害の程度が確定したもの。市は他町とは違い、住民の届け出により被災住宅を調査。調査後に罹災証明書を受け付ける方式をとっている。

これまでに8287件の被害届を受けており、そのうち3825件で調査を終了（9日午後7時現在）。14～16日は現在の倍の50班（1班2人）と急ピッチで調査を進め、21日ごろにはおおむね終了させる。

交付申請書が提出されれば、1週間程度で罹災証明書が送付される。不服がある場合は2次申請できる。

同市防災安全課の鳥飼真輔係長は「市役所に来る必要がないのでお年寄りも安心してほしい」と話し、発送作業も今月中に完了させる。（石原美樹）

日本海新聞

資料 16　日本海新聞　平成28年11月22日「生竹配水塔の解体作業始まる」

生竹配水塔の解体作業始まる

28.11.22



重機で取り壊されていく配水塔＝21日午後2時、倉吉市鴨河内

倉吉市鴨河内の生竹配水塔（高さ18・2㍍、直径5㍍）の取り壊し作業が21日、始まった。

鳥取中部地震で土台にひびが入り、倒壊する恐れがあるとされた

建物は12月1日までに取り壊され、同7日には解体・撤去作業を完了する予定。

作業が完了すれば、3世帯11人に出された避難勧告は解除される見通し。近隣世帯には近くの貯水池からくみ上げた水を給水している。（池田悠平）

市水道局によると、

日本海新聞

資料 17　倉吉市り災証明書等交付要綱

倉吉市告示第131号

倉吉市り災証明書等交付要綱を次のように定める。

平成28年11月10日

倉吉市長　石田　耕太郎

倉吉市り災証明書等交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、倉吉市内において災害により被害を受けた建物その他工作物並びに家財及び事業用資産等について、当該被害に係る証明書（以下単に「証明書」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第２条第１号に規定する災害（大規模な火事による被害又は爆発により生ずる被害を除く。）をいう。

（証明書の種類等）

第３条　証明書の種類、証明の対象となる物件及び証明する事項は、次の表のとおりとする。

証明書の種類	証明の対象となる物件	証明する事項
（１）　り災証明書（様式第１号）	住家及び店舗、工場、倉庫その他の事業に供する建物	被害の程度
（２）　被災証明書（様式第３号）	建物その他の工作物並びに家財及び事業用資産等（事業の用に供する機械設備、商品等をいう。）	被害の内容

２　前項のり災証明書の被害の程度の区分及びその判定の基準は、災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成25年６月内閣府（防災担当））を準用する。

（証明書の交付申請）

第４条　証明書の交付を受けようとする者は、次の各号に掲げる証明書の種類ごとに、当該各号に定める申請書を市長に提出しなければならない。

（１）　り災証明書　り災証明書交付申請書（様式第２号）

（２）　被災証明書　被災証明書交付申請書（様式第３号）

２　前項第２号の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、市長が添付できないことが適当であると認めたものについては、当該書類の添付を省略することができる。

（１）　被害の状況が確認できる写真

（２）　被害を受けた場所の位置図

（３）　その他市長が必要と認める書類

（証明書の交付）

第５条　証明書は、第３条第１項の証明の対象となる物件の居住世帯主、所有者及び占有者並びに市長が特に認めた者に交付する。

２　市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を確認し、当該申請に応じた証明書を交付する。

３　市長は、前条第１項の規定による申請の内容に偽りがあると認められたときは、前項の規定にかかわらず、証明書を交付しない。

（交付の特例）

第６条　申請者において特に定めた証明書の様式がある場合は、当該様式への証明をもって前条第２項の証明書の交付に代えることができるものとする。

（再調査）

第７条　り災証明書の交付を受けた者は、その証した事項に不服がある場合は、

建物被害認定再調査申請書（様式第４号）により、り災証明書の交付日の日の翌日から起算して３月以内（市長が特に必要と認めた場合を除く。）にその旨を市長に申請することができる。

２　市長は、前項の規定による申請があったときは再調査を実施する。

３　市長は、再調査により既に証明した事項に変更が生じた場合は、第５条により交付した証明書を修正し、又は再調査に基づいた証明書を交付する。

（証明の取消し）

第８条　市長は、証明書を交付した後に、第５条第２項に係る申請の内容に偽りがあると認められたとき、又はその他不正の手段により証明書の交付を受けたと認められるときは、当該証明書の交付によって証した事項を取り消すものとし、遅滞なく、その理由を示して、交付を受けた者に通知するものとする。

２　前項の規定により証した事項を取り消されたときは、当該取消しに係る証明書の交付を受けた者は、直ちにその証明書を市長に返還しなければならない。

（手数料の免除）

第９条　この要綱による証明書の交付については、倉吉市手数料条例（平成12年倉吉市条例第１号）第６条第３号の規定に基づき、手数料は徴収しない。

（交付記録の整備）

第10条　市長は、証明書の交付を行ったとき及び証明書の内容に修正があったときは、記録しなければならない。

（委任）

第11条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附　則

この告示は、平成28年11月10日から施行する。

様式第１号（第３条関係）

調査番号	

り　災　証　明　書

り災者	住　所	
	氏　名	

り災物件	所在地		
	種　別		
	□　持　家 □　借　家・アパート □　貸　家 □　マンション（マンション名：　　） □　その他（　　）		□　住　宅（住家） □　非住宅（非住家）

り災程度		損害割合 ％
り災原因		

上記のとおり相違ないことを証明します。

年　月　日

倉吉市長　　㊞

（注）１　この証明書は、民事上の権利義務関係に効力を有するものではありません。

２　「り災程度」は、内閣府の定める被害認定基準に基づき、屋根、壁、基礎等の部位別にその表面に現れた被害を調査して認定するものです。

※　家財道具や家屋に付随する門柱、門扉などの外構は、証明の対象にはなりません。

３　この証明書により証明されたり災程度について不服がある場合は、この証明書の交付を受けた日の翌日から起算して３月以内に、市長に対して再調査を申し出ることができます。

様式第２号（第４条関係）

り災証明書交付申請書

年　月　日

（宛先）
倉吉市長

り災証明書の交付について、次のとおり申請します。

申請者	住　所	郵便番号 電話（　　）　－		
	フリガナ		り災者との関係	□本人　□同居の親族 □その他（　　）
	氏　名	㊞		

り災者	□　申請者に同じ（同じ場合、り災者欄の記載は不要です。）	
	住　所	郵便番号 電話（　　）　－
	フリガナ	
	氏　名	㊞

り災物件の所在地等	□申請者住所に同じ　□り災者住所に同じ □その他（　　）	□住家（住宅） □非住家（倉庫・蔵・車庫など）
り災物件の所有状況等	□持　家 □借　家・アパート（借りている方）（アパート名：　　） （所有者住所：　　） （所有者氏名：　　） □貸　家・アパート（貸している方）（アパート名：　　） □マンション（マンション名：　　） □その他（　　）	
り災物件の被害状況		
り災証明書発送先	□申請者住所に同じ　□り災者住所に同じ □その他（　　）	
同意事項	り災証明書の交付申請に当たり、市担当職員がり災者の住民基本台帳を確認することに同意します。	
	※　調査番号	

（注）１　「申請者」と「り災者」が異なる場合には、「り災者」の署名捺印により申請者にり災証明の交付に係る権限を委任したものとみなします。
２　申請書には、申請者の本人確認書類（運転免許証、保険証等の写し）を必ず添付してください。
３　住家についてり災物件の所在地と住民票の住所が違う場合は、り災物件に居住していることが証明できる書類（公共料金領収書・賃貸借契約書等）の写しを必ず添付してください。

様式第３号（第３条、第４条関係）

被災証明書交付申請書

年　月　日

（宛先）
倉吉市長

災害により被災したことの証明について、次のとおり申請します。

申請者（窓口に来られた方）	住　所	郵便番号 電話番号（　　）　－		
	フリガナ		被災者との関係	□本人　□同居の親族 □その他（　　）
	氏　名			
使用目的	□税控除　□保険請求　□その他（　　）			

原因となった災害	
被災者	□　申請者に同じ □　住所　郵便番号 氏名　（被災物件の所有者、管理者、その他（　　））
被災物件	1　位置 2　内容　家財・車両・その他（　　） 3　被災状況
添付書類	1　被災したことが分かる写真 2　被災場所の位置図

【市記入欄】

被災証明書

上記のとおり被災したことを証明します。

年　月　日

倉吉市長　　㊞

様式第４号（第７条関係）

（表面）

建物被害認定再調査申請書

年　月　日

（宛先）
倉吉市長

次のとおり、建物被害認定に係る再調査について申請します。

申請者	住　所	郵便番号 電話番号（　　）　－		
	氏　名 （法人名・代表者氏名）	（フリガナ） ㊞		
代理人	住　所	郵便番号 電話番号（　　）　－		
	氏　名 （法人名・代表者氏名）	（フリガナ） ㊞	申請者との関係	□本人　□同居の親族 □その他（　　）
調査番号				
再調査理由				
再調査理由となる被害箇所	外　壁：			
	屋　根：			
	柱（又は耐力壁）：			
	天　井：			
	内　壁：			
	建　具：			
	床（階段含）：			
	設　備：			
	基　礎：			
	添付資料：			

※１　この申請書を提出の際は、再調査の対象物件に係る「り災証明書」を添付してください。
　２　代理人への委任状は、裏面にあります。

（裏面）

委　任　状

私は、　（代理人の住所）

（代理人の氏名又は法人名及び代表者氏名）

を代理人と定め、建物被害認定再調査申請書の申請に関する権限を委任します。

年　月　日

（委任者の住所）

（委任者の氏名）　㊞

資料 18　平成28 年10 月21 日の鳥取県中部を震源とする地震のり災者に対する倉吉市被災者住宅再建支援金の交付に関する規則

平成28年10月21日の鳥取県中部を震源とする地震のり災者に対する倉吉市被災者住宅再建支援金の交付に関する規則

平成29年２月１日規則第１号

改正

平成29年３月31日規則第11号
平成29年10月20日規則第23号
平成30年３月30日規則第19号

（趣旨）

第１条　この規則は、平成28年10月21日の鳥取県中部を震源とする地震（以下「平成28年鳥取県中部地震」という。）に係る被災者住宅再建支援金（倉吉市被災者住宅再建支援金の交付に関する規則（平成29年倉吉市規則第22号。以下「支援金規則」という。）に規定するものをいう。以下「再建支援金」という。）の交付に関し、倉吉市被災者住宅再建支援金の交付に関する条例（平成13年倉吉市条例第26号。以下「支援金条例」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　一部損壊世帯　平成28年鳥取県中部地震により支援金条例第２条第２号アに規定する居宅（以下「居宅」という。）が損壊した世帯のうち、当該居宅の損壊に係る部分の延床面積又は別に定めるところにより算定した損壊に係る割合が10パーセント以上20パーセント未満の世帯をいう。

（２）　賃貸住宅　平成28年鳥取県中部地震の発生日の前日において、生活の本拠とする者がいた居宅用賃貸物件であって、市内に存するものをいう。

（３）　半壊賃貸住宅　平成28年鳥取県中部地震により損壊した賃貸住宅のうち、当該賃貸住宅の損壊に係る部分の延床面積又は別に定めるところにより算定した損壊に係る割合が20パーセント以上40パーセント未満のものをいう。

（４）　一部損壊賃貸住宅　平成28年鳥取県中部地震により損壊した賃貸住宅のうち、当該賃貸住宅の損壊に係る部分の延床面積又は別に定めるところにより算定した損壊に係る割合が10パーセント以上20パーセント未満のものをいう。

（５）　賃貸住宅の所有者　次に掲げる要件を全て満たす賃貸住宅を所有する者（事業としての不動産所得を得ていない者に限る。）をいう。

ア　個人で所有している賃貸住宅であること。

イ　建設、購入又は補修について、他の公的支援（支援の対象が同一のものをいう。以下同じ。）の対象とならない賃貸住宅であること。

ウ　建設、購入又は補修について、第４条各号に定める者が行うものでない賃貸住宅であること。

（交付目的）

第３条　再建支援金は、支援金条例第１条に規定するもののほか、平成28年鳥取県中部地震により被害を受けた居宅及び賃貸住宅の再建に要する経費の一部を支援することにより、もって市民の生活の再建を図ることを目的として交付する。

（支援金条例第２条第２号アの市長が別に定める者）

第４条　支援金条例第２条第２号アの市長が別に定める者は、次に掲げる者とする。

（１）　契約条項により賃借人が補修することとされている賃貸住宅の賃借人

（２）　長期間の賃借で賃借人が補修することが慣例となっている賃貸住宅の賃借人

（３）　その他市長が必要と認めた者

（支援金条例別表の第６の号の市長が別に定めるもの）

第５条　支援金条例別表の第６の号の市長が別に定めるものは、別表のとおりとする。

（再建支援金の交付）

第６条　再建支援金の交付は、支援金条例別表の第３欄に掲げる対象世帯及び別表の第３欄に掲げる対象世帯（以下「対象世帯」という。）１対象世帯につき１回を限度とする。ただし、賃貸住宅の所有者の属する世帯にあっては、当該交付に加え、所有する賃貸住宅ごとに１回を限度とする。

２　再建支援金の交付は、再建支援金の交付の申請（以下「交付申請」という。）をしようとする対象世帯の世帯主（以下「申請者」という。）から通知された申請者本人の金融機関の口座に振り込む方法により行うものとする。ただし、申請者が金融機関に口座を開設していない場合その他市長が金融機関の口座に振り込む方法による交付が困難であると認めた場合に限り、現金を交付する方法により行うことができる。

３　被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）第２条第２号の被災世帯及び平成28年10月21日の鳥取県中部を震源とする地震のり災者に対する倉吉市被災者住宅修繕支援金支給要綱（平成28年倉吉市告示第137号）による修繕支援金を支給する対象世帯に対しては、居宅に係る再建支援金を交付しない。

（交付申請）

第７条　対象世帯の世帯主は、平成28年10月21日の翌日から起算して支援金条例別表の第４欄に掲げる申請期間及び別表の第４欄に掲げる申請期間を経過する日までに交付申請をしなければならない。

２　申請者は、倉吉市被災者住宅再建支援金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（１）　申請者の本人確認書類（運転免許証、保険証等）の写し

（２）　り災証明書の写し

（３）　誓約書（様式第２号）

（４）　賃貸住宅の賃貸借契約書の写し（第４条第１号に該当する者に限る。）

（５）　申立書（第４条各号に該当する者に限る。様式第３号）

（６）　所有者であることが分かる書類（別表の第３の号から第５の号までに該当する場合に限る。）

（７）　直近年度の確定申告書の控えの写し（賃貸住宅の所有者に係るものに限る。）

（８）　賃貸住宅の入居者のり災証明書の写し（別表の第３の号から第５の号までに該当する場合に限る。）

（９）　見積書の写し（別表の第１の号及び第３の号に該当する場合に限る。）

（交付決定の時期等）

第８条　市長は、交付申請を受けた場合において、提出された書類を審査し、再建支援金を交付することが適当であると認めたときは、20日以内に再建支援金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を行い、倉吉市被災者住宅再建支援金交付決定通知書（様式第４号）により、交付申請をした者に通知するものとする。

（補助事業等の変更）

第９条　交付決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、再建支援金の増額を伴う変更をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

２　前項の規定は、支援金条例別表の第１欄に掲げる被災者住宅再建事業及び別表の第１欄に掲げる被災者住宅再建事業（以下「補助事業」という。）を中止し、又は廃止しようとする場合について準用する。

3　第１項の承認（前項において準用する場合を含む。次項において「変更等の承認」という。）を受けようとする交付決定者は、倉吉市被災者住宅再建支援事業変更（中止・廃止）申請書（様式第５号）に第７条第２項各号に掲げる書類のうち変更がある書類を添えて市長に提出しなければならない。

4　前条の規定は、変更等の承認について準用する。

（実績報告の時期等）

第10条　交付決定者は、補助事業が完了したときは、倉吉市被災者住宅再建支援事業実績報告書（様式第６号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

（１）　完了後の建物の全景及び補助事業の概要を示す写真

（２）　契約書、領収書又は請求書の写し

（３）　工事設計図及び工事内訳書等工事内容の分かる書類

2　前項の規定による報告は、次の各号に掲げる場合に応じて、当該各号に定める日までに行わなければならない。ただし、平成28年度に交付決定を受けた場合の同年度若しくは平成29年度が終了したとき、平成29年度に交付決定を受けた場合の同年度が終了したとき又は平成30年度に交付決定を受けた場合の同年度が終了したときに補助事業が完了しない場合は、平成28年度に交付決定を受けたものにあっては平成31年４月10日までに、平成29年度又は平成30年度に交付決定を受けたものにあっては平成32年４月10日までに行わなければならない。

（１）　補助事業が全て完了した場合又は補助事業を中止し、又は廃止した場合　補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日

（２）　交付決定を受けた年度が終了した場合（前号に該当する場合を除く。）　補助事業の完了予定年月日の属する年度の翌年度の４月10日

（額の確定）

第11条　市長は、前条第１項の規定による報告を受けた場合において、補助事業が交付決定の内容に従って遂行されていると認めたときは、交付すべき再建支援金の額を確定し、交付決定者に通知するものとする。

（支払いの請求）

第12条　交付決定者は、再建支援金の支払いを請求しようとするときは、倉吉市被災者住宅再建支援金支払請求書（様式第７号）に振込口座の通帳の写しを添付して市長に提出しなければならない。ただし、平成28年度の固定資産税の振替口座として登録している口座に振込みを依頼しようとするときは、振込口座の通帳の写しを省略することができる。

（交付決定の取消等）

第13条　市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（１）　交付決定者が補助事業に関し、法令、条例若しくは他の規則の規定又はこれらに基づく市長の処分に違反したとき。

（２）　交付決定者が支援金条例及びこの規則の規定又は決定内容等に違反したとき。

（３）　申立書又は誓約書の内容と事実が異なることが判明したとき。

2　前項の規定は、交付額確定通知を行った後においても適用があるものとする。

3　市長は、第１項の規定により交付決定を取り消し、又は決定内容等を変更したときは、交付決定者に対し、その旨を通知するものとする。

（補助金等の返還）

第14条　市長は、前条第１項の規定により交付決定を取り消した場合において、再建支援金を既に支払っているときは、期限を定めて、その超える額の返還を命ずるものとする。

（補則）

第15条　この規則に定めるもののほか再建支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日等）

1　この規則は、平成29年２月１日から施行し、平成28年10月21日以後の補助事業について適用する。

（経過措置）

2　この規則の施行の際、倉吉市補助金等交付規則（平成12年倉吉市規則第29号。次項において「補助規則」という。）及び廃止前の平成28年10月21日の鳥取県中部を震源とする地震のり災者に対する倉吉市被災者住宅再建支援金交付要綱（平成28年倉吉市告示第136号。次項において「旧要綱」という。）の規定によりなされた申請、決定その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた申請、決定その他の行為とみなす。

3　補助規則及び旧要綱の規定による様式は、この規則の相当規定による様式とみなす。

附　則（平成29年３月31日規則第11号）

この規則は、公布の日から施行し、平成28年10月21日以後の補助事業について適用する。

附　則（平成29年10月20日規則第23号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の平成28年10月21日の鳥取県中部を震源とする地震のり災者に対する倉吉市被災者住宅再建支援金の交付に関する規則は平成29年10月22日以後の補助事業に適用する。

附　則（平成30年3月30日規則第19号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の平成28年10月21日の鳥取県中部を震源とする地震のり災者に対する倉吉市被災者住宅再建支援金の交付に関する規則は、平成28年10月21日以後の補助事業について適用する。

別表（第５条、第６条、第７条、第９条関係）

１　被災者住宅再建事業	２　実施期間	３　対象世帯	４　申請期間	５　交付額
（１）　半壊世帯の居宅に代わる住宅（市内に設置されるものに限る。）の建設又は購入	平成31年10月末日までの期間	半壊世帯	平成30年10月末日までの期間	補修に要すると見込まれる経費（100万円（単数世帯については、75万円）を限度とする。）
（２）　半壊世帯の居宅の補修	平成31年10月末日までの期間	半壊世帯	平成30年10月末日までの期間	補修に要する経費（100万円（単数世帯については、75万円）を限度とする。）
（３）　一部損壊世帯の居宅の補修	平成31年10月末日までの期間	一部損壊世帯	平成30年10月末日までの期間	補修に要する経費（30万円を限度とする。）
（４）　半壊賃貸住宅に代わる居宅用賃貸物件（市内に設置されるものに限る。）の建設又は購入	平成31年10月末日までの期間	半壊賃貸住宅の所有者の属する世帯	平成30年10月末日までの期間	補修に要すると見込まれる経費（100万円（半壊賃貸住宅の居住人数が単数の場合は、75万円）を限度とする。）
（５）　半壊賃貸住宅の補修				補修に要する経費（100万円（半壊賃貸住宅の居住人数が単数の場合は、75万円）を限度とする。）
（６）　一部損壊賃貸住宅の補修	平成31年10月末日までの期間	一部損壊賃貸住宅の所有者の属する世帯	平成30年10月末日までの期間	補修に要する経費（30万円を限度とする。）

様式第１号（第７条関係）

年　月　日

（宛先）
倉吉市長

〒
申請者（世帯主）　住所
氏名　　㊞
電話番号（　　）　　－

倉吉市被災者住宅再建支援金交付申請書

倉吉市被災者住宅再建支援金（以下「再建支援金」という。）の交付を受けたいので、平成28年10月21日の鳥取県中部を震源とする地震のり災者に対する倉吉市被災者住宅再建支援金の交付に関する規則（平成29年倉吉市規則第１号）第７条第１項の規定により、次のとおり申請します。

事業名	被災者住宅再建事業		
り災の程度		損害割合	%
住宅の所有の状況	□持家　□賃貸　□貸家	住宅の種類	□戸建　□長屋　□共同住宅
賃貸住宅の所在地			
賃貸住宅の名称		賃貸住宅の戸数（戸建を除く。）	
賃貸住宅の所有者名			
事業完了（予定）年月日	年　月　日		
算定基準額	円（住宅建設費、購入費又は補修費）		
交付申請金額	円		
添付書類	□　申請者の本人確認書類（運転免許証、保険証等）の写し		
	□　り災証明書の写し		
	□　誓約書（様式第２号）		
	□　賃貸住宅の賃貸借契約書の写し（契約条項により、賃借人が補修する場合に限る。）		
	□　申立書（賃借人が補修する場合に限る。様式第３号）		
	□　所有者であることが分かる書類（賃貸住宅の所有者に係るものに限る。）		
	□　直近年度の確定申告書の控えの写し（賃貸住宅の所有者に係るものに限る。）		
	□　賃貸住宅の入居者のり災証明書の写し（賃貸住宅の所有者に係るものに限る。）		
	□　見積書の写し（住宅又は居宅用賃貸物件を建設又は購入する場合に限る。）		
同意事項	再建支援金の交付に当たり、市担当職員が私及び私と同一世帯の者の住民基本台帳を確認することに同意します。		

様式第２号（第７条関係）

（表面）

誓　約　書

倉吉市被災者住宅再建支援金（以下「再建支援金」という。）の申請に当たり、対象となる住宅は、平成28年10月21日の鳥取県中部を震源とする地震の発生前日時点において、私が所有者若しくは所有者の３親等以内の親族又は平成28年10月21日の鳥取県中部を震源とする地震のり災者に対する倉吉市被災者住宅再建支援金の交付に関する規則（平成29年倉吉市規則第１号）第４条の市長が別に定める者として、生活の本拠としていた居宅に相違ないことを誓約します。

また、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）第３条第１項に規定する被災者生活再建支援金及び平成28年10月21日の鳥取県中部を震源とする地震のり災者に対する倉吉市被災者住宅修繕支援金支給要綱（平成28年倉吉市告示第137号）による修繕支援金を受給しないことについて誓約します。

なお、上記の事項が事実と異なることが判明した場合には、再建支援金の交付決定が取り消され、再建支援金を返還することについて一切異議を申し立てません。

年　　月　　日

申請者（世帯主）
住　所

氏　名　　㊞

（注意）　所有する賃貸住宅に対する倉吉市被災者住宅再建支援金の申請を行う場合は、裏面に記入押印してください。

様式第３号（第７条関係）

申　立　書

私が居住する住宅は、平成28年10月21日の鳥取県中部を震源とする地震の発生前日時点において生活の本拠として居住している賃貸住宅であり、居住に当たり、必要な補修の取扱いは、次のとおりです。

（必要な補修の取扱い）
□契約条項により賃借人が行うこととされている。
□契約にはないが、長期間の賃借で賃借人が行うことが慣例となっている。
□その他（　　）

つきましては、平成28年10月21日の鳥取県中部を震源とする地震のり災者に対する倉吉市被災者住宅再建支援金の交付に関する規則（平成29年倉吉市規則第１号）による再建支援金の交付対象としてくださるよう申し立てます。

なお、上記の事項が事実と異なることが判明した場合は、再建支援金の交付決定が取り消され、再建支援金を返還することについて一切異議を申し立てません。

（宛先）
倉吉市長

年　　月　　日

申請者（世帯主）
住　所
氏　名　　㊞

必要な補修の取扱いについては、上記のとおり相違ないことを証明します。

年　　月　　日

当該賃貸住宅の所有者
住　所
氏　名　　㊞

様式第４号（第８条関係）

番　　号
年　月　日

様

倉吉市長　　印

倉吉市被災者住宅再建支援金交付決定通知書

年　　月　　日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった倉吉市被災者住宅再建支援金（以下「再建支援金」という。）については、平成28年10月21日の鳥取県中部を震源とする地震のり災者に対する倉吉市被災者住宅再建支援金の交付に関する規則（平成29年倉吉市規則第１号。以下「規則」という。）第８条の規定に基づき、次のとおり交付決定したので、同条の規定により通知します。

記

1　対象事業
再建支援金の対象となる事業は、　　年　　月　　日付けで申請のあった被災者住宅再建事業とし、その内容は、申請書に記載のとおりとする。

2　交付決定額等
再建支援金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。
（1）　算定基準額　　金　　円
（2）　交付決定額　　金　　円

3　補助規程の遵守
再建支援金の収受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則の規定に従わなければならない。

様式第５号（第９条関係）

年　月　日

（宛先）
倉吉市長

〒　－
申請者　住所
（世帯主）　氏名　㊞
電話　（　）　－

倉吉市被災者住宅再建支援事業変更（中止・廃止）申請書

年　月　日付　第　号で交付決定のあった倉吉市被災者住宅再建支援金について、次のとおり変更（中止・廃止）したいので、平成28年10月21日の鳥取県中部を震源とする地震のり災者に対する倉吉市被災者住宅再建支援金の交付に関する規則（平成29年倉吉市規則第１号）第９条第１項の規定により申請します。

再建支援金		住宅購入費、建設費又は補修費	交付申請額
	交付決定	円	円
	変更（中止・廃止）後	円	円
	差額	円	円
変更（中止・廃止）の時期		年　月　日	
変更（中止・廃止）の理由			
変更の場合の変更事項			

様式第６号（第10条関係）

年　月　日

（宛先）
倉吉市長

〒　－
申請者　住所
（世帯主）　氏名　㊞
電話　（　）　－

倉吉市被災者住宅再建支援事業実績報告書

年　月　日付　第　号で交付決定のあった倉吉市被災者住宅再建支援金について、工事が完了しましたので、平成28年10月21日の鳥取県中部を震源とする地震のり災者に対する倉吉市被災者住宅再建支援金の交付に関する規則（平成29年倉吉市規則第１号）第10条第１項の規定により、次のとおり報告します。

完了年月日		年　月　日	
再建支援金		住宅購入費、建設費又は補修費	交付決定額
	交付決定	円	円
	実績	円	円
	差額	円	円
添付書類	□　完了後の建物の全景及び補助事業の概要を示す写真		
	□　契約書、領収書又は請求書の写し		
	□　工事設計図及び工事内訳書等工事内容の分かる書類		

様式第７号（第12条関係）

年　月　日

（宛先）
　倉吉市長

申請者　住所
　　氏名　　㊞

倉吉市被災者住宅再建支援金支払請求書

　年　月　日付　第　号で交付額の確定通知のあった倉吉市被災者住宅再建支援金（以下「再建支援金」という。）について、平成28年10月21日の鳥取県中部を震源とする地震のり災者に対する倉吉市被災者住宅再建支援金の交付に関する規則（平成29年倉吉市規則第１号）第12条の規定により、次のとおり請求します。

記

1　補助事業名　　被災者住宅再建事業
2　交付確定額　　円
3　支払請求額　　円
4　添付書類　　振込口座通帳の写し
　※金融機関名、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人（フリガナ）が分かるもの。

（宛先）
　倉吉市会計管理者

倉吉市からの再建支援金を、次の口座に振り込んでください。

（振込依頼口座）

金融機関名		1. 銀行　4. 信連 2. 金庫　5. 農協 3. 信組　6. 漁協	支店名	本・支店 本・支所 出張所
	金融機関コード		店舗コード	
口座種類	1　普通　2　当座	口座番号（右詰め）		
（フリガナ） 口座名義人			平成28年度固定資産税振替口座としての登録の有無	□登録あり □登録なし

※申請者と口座名義人が異なる場合は、裏面の委任状に記名押印してください。

資料 19　平成28 年10 月21 日の鳥取県中部を震源とする地震のり災者に対する倉吉市被災者住宅修繕支援金支給要綱

平成28年10月21日の鳥取県中部を震源とする地震のり災者に対する倉吉市被災者住宅修繕支援金支給要綱

平成28年11月22日告示第137号

改正

平成29年２月１日告示第９号
平成29年10月20日告示第123号
平成30年３月30日告示第35号

（趣旨）

第１条　この要綱は、平成28年10月21日の鳥取県中部を震源とする地震（以下「平成28年鳥取県中部地震」という。）により、本市の区域内において住宅（当該地震の発生日の前日にその所有者、所有者の３親等以内の親族、賃貸借契約の規定により借りる側が補修することとされているものの賃借人又は長期間の賃借で借りる側が補修することが慣例となっているものの賃借人が生活の本拠としていたものに限る。以下「居宅」という。）に被害を受けた世帯（以下「被災世帯」という。）に対して、居宅の修繕を支援するための被災者住宅修繕支援金（以下「修繕支援金」という。）を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

（支給の目的）

第２条　修繕支援金は、被災世帯の居宅の修繕に要する経費の一部を支援することにより、居宅に被害を受けた市民の経済的負担を軽減することを目的として支給する。

（修繕支援金の支給）

第３条　市は、前条の目的を達成するため、被災世帯（被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）第２条第２号の被災世帯及び平成28年10月21日の鳥取県中部を震源とする地震のり災者に対する倉吉市被災者住宅再建支援金の交付に関する規則（平成29年倉吉市規則第１号）による交付される被災者住宅再建支援金の支給を受ける世帯を除く。）のうち、り災証明書（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第90条の２に規定するものをいう。以下同じ。）により証明された損壊に係る割合（以下「被害割合」という。）が次の表の第１欄に定める区分に該当する世帯の世帯主（平成28年鳥取県中部地震発生の日の前日に世帯主であ ったものに限る。）に対し、それぞれ同表第２欄に定める修繕支援金を支給する。

１　区分	２　修繕支援金の額
（１）　被害割合が４パーセントを超える世帯	５万円
（２）　被害割合が３パーセントを超え４パーセント以下の世帯	４万円
（３）　被害割合が２パーセントを超え３パーセント以下の世帯	３万円
（４）　被害割合が１パーセントを超え２パーセント以下の世帯	２万円
（５）　被害割合が１パーセント以下の世帯	１万円

２　修繕支援金の支給は、１世帯につき１回を限度とする。

（申請の時期等）

第４条　修繕支援金の支給を受けようとする被災世帯の世帯主は、様式第１号による申請書に、次に掲げる書類を添えて、平成30年10月末日までに市長に提出するものとする。

（１）　り災証明書の写し

（２）　賃貸借契約書の写し（居宅の賃借人である場合に限る。ただし、長期間の賃借に係るもので、賃貸借契約書により難いときは、この限りでない。）

（３）　申立書（様式第２号。長期間の賃借で借りる側が補修することが慣例となっている場合に限る。）

（支給決定の時期等）

第５条　修繕支援金の支給決定は、原則として、前条に規定する申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

２　支給決定通知は、様式第３号によるものとする。

（修繕支援金の支払）

第６条　修繕支援金の支払いは、原則として、支給決定の日から14日以内に行うものとする。

２　修繕支援金の支払いは、申請者から通知された申請者本人又は代理人の金融機関の口座に振込む方法により行うものとする。ただし、申請者が金融機関に口座を開設していない場合その他市長が金融機関の口座に振込む方法による支給が困難であると認めた場合に限り、現金を支給する方法により行うことができる。

（申請が行われなかった場合等の取扱い）

第７条　被災世帯の世帯主が申請の期限までに申請を行わなかった場合は、当該被災世帯の世帯主は、修繕支援金の受給を辞退したものとみなす。

２　第４条の規定により申請書の提出があった場合において、記載内容の不備の補正を求めたにもかかわらず申請者において補正がなされなかったことその他申請者の責めに帰すべき事由により申請の期限までに申請書が受理されなかったときは、当該申請は、取り下げられたものとみなす。

３　第５条第１項の規定により支給の決定を行った後に申請書の記載内容の不備により振込みができなかった場合に、当該不備の補正を求めたにもかかわらず申請の期限までに申請者において補正がされず、修繕支援金の支給ができなかったときは、当該申請は、取り下げられたものとみなす。

（不当利得の返還）

第８条　市長は、修繕支援金の支給をした後に偽りその他不正の手段により修繕支援金を受給した者（以下「不正受給者」という。）があった場合は、当該不正受給者が受給した修繕支援金の返還を求める。

（受給の権利の譲渡又は担保の禁止）

第９条　被災世帯の世帯主は、修繕支援金の受給の権利を譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（補則）

第10条　この要綱に定めるもののほか修繕支援金の支給について必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、平成28年11月22日から施行する。

附　則（平成29年２月１日告示第９号）

（施行期日）

１　この告示は、平成29年２月１日から施行する。

（経過措置）

２　この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式第１号は、この告示による改正後の様式第１号にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附　則（平成29年10月20日告示第123号）

この告示は、平成29年10月20日から施行する。

附　則（平成30年３月30日告示第35号）

この告示は、平成30年３月30日から施行する。

様式第１号（第４条関係）

（表面）

年　月　日

（宛先）
倉吉市長

申請者（世帯主）
住　所
氏　名　　㊞

倉吉市被災者住宅修繕支援金　支給申請書

倉吉市被災者住宅修繕支援金の支給を受けたいので、平成28年10月21日の鳥取県中部を震源とする地震のり災者に対する倉吉市被災者住宅修繕支援金支給要綱第４条の規定により、次のとおり申請します。

記

１　申請金額　　円
２　添付書類
（１）　り災証明書の写し
（２）　申請者の本人確認書類（運転免許証、保険証等の写し）
（３）　振込口座通帳の写し
※　金融機関名、支店名、種別、口座番号、口座名義人（フリガナ）が分かるもの。既に平成28年度固定資産税の振替口座として登録されている金融機関口座に振込みを希望される場合は、添付不要です。
（４）　賃貸借契約書の写し（居宅の賃借人である場合に限る。）
（５）　申立書（様式第２号。長期間の賃借で借りる側が補修することが慣例となっている場合に限る。）

（宛先）
倉吉市会計管理者

次のとおり修繕支援金の受け取りを希望します。

□　修繕支援金を次の振込口座に振込みを希望する。
（振込依頼口座）

金融機関名		1.銀行 4.信連 2.金庫 5.農協 3.信組 6.漁協	支店名		本・支店 本・支所 出張所
金融機関コード			店舗コード		
口座種類	1.普通　2.当座	口座番号(右詰め)			
(フリガナ) 口座名義		平成28年度固定資産税振替口座としての登録状況	□登録あり □登録なし（通帳の写しを添付）		

□　修繕支援金の現金での支給を希望する。（金融機関口座がない場合に限ります。）

※申請者と口座名義人・受取人が異なる場合は、裏面の委任状に記名押印してください。

様式第２号（第４条関係）

申　立　書

私が居住する住宅は、平成28年鳥取県中部地震の発生日の前日において居住しているものであり、契約には規定がありませんが必要な修繕は賃借人である私が行いますので平成28年10月21日の鳥取県中部を震源とする地震のり災者に対する倉吉市被災者住宅修繕支援金支給要綱による修繕支援金の交付対象としてくださるよう申し立てます。

なお、上記の事項が事実と異なることが判明した場合には、修繕支援金の支給決定が取り消され、修繕支援金を返還することについて一切異議を申し立てません。

（宛先）
倉吉市長

年　月　日
申請者（賃借人）
住　所
氏　名　　印

上記のとおり相違ないことを証明します。

年　月　日
所有者（賃貸人）
住　所
氏　名　　印

様式第３号（第５条関係）

年　月　日

様

倉吉市長　　㊞

倉吉市被災者住宅修繕支援金　支給決定通知書

年　月　日付けで申請のあった倉吉市被災者住宅修繕支援金については、平成28年10月21日の鳥取県中部を震源とする地震のり災者に対する倉吉市被災者住宅修繕支援金支給要綱第３条の規定により支給することを決定しましたので、同要綱第５条の規定により、次のとおり通知します。

記

1　支給決定金額　　円

2　振込日（支払日）

資料 20　倉吉市被災宅地擁壁等復旧事業補助金交付要綱

倉吉市被災宅地擁壁等復旧事業補助金交付要綱

平成29年２月３日告示第10号

改正

平成29年10月20日告示第124号

（趣旨）

第１条　この要綱は、倉吉市補助金等交付規則（平成12年倉吉市規則第29号。以下「規則」という。）第４条の規定に基づき、倉吉市被災宅地擁壁等復旧事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　擁壁等　崖又は盛り土の側面が崩れ落ちるのを防ぐために造られる石垣又は擁壁（ブロック積、コンクリート造等をいう。）の構造物をいう。

（２）　住家　平成28年10月21日の鳥取県中部を震源とする地震（以下「平成28年鳥取県中部地震」という。）の発生日の前日に居住の用に供していた住宅をいう。

（３）　復旧工事　擁壁等の再設置、補修及び補強の工事（被災した擁壁等の除去を含む。）をいう。

（交付目的）

第３条　補助金は、平成28年鳥取県中部地震により、本市の区域内において被災した住家に重大な損害を及ぼすおそれのある擁壁等が属する土地（営利を目的とする不動産事業の用に供する土地を除く。以下「被災宅地」という。）の復旧に要する経費の一部を補助することにより、住家の安全性の早期回復に資することを目的として交付する。

（補助金の交付）

第４条　市は、前条の目的を達成するため、復旧工事を行う被災宅地の所有者、管理者又は占有者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

２　補助金の交付の対象となる復旧工事は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

（１）　平成28年鳥取県中部地震により被災した擁壁等の復旧工事であること。

（２）　住家に重大な損害を及ぼすおそれのある範囲（住家からの水平距離が擁壁等の高さに1.5を乗じて得た長さの範囲をいう。）内にある擁壁等（擁壁等の被災部分の両端に原則としてそれぞれ１メートルを加えた長さを限度として被災部分の復旧に必要な部分に限る。以下「補助対象部分」という。）の復旧工事であること。

（３）　補助対象部分を含む復旧工事が平成30年10月21日までに完了すること。

（４）　次条に規定する補助対象経費が30万円以上のものであること。

３　補助金の交付は、１被災宅地につき１回を限度とする。

４　第１項の規定にかかわらず、復旧工事に要する経費について他の公的補助が行われる場合は、補助金を交付しないものとする。

（補助金の額）

第５条　補助金の額は、補助対象部分の復旧工事に要する経費（補助対象部分の面積に１平方メートル当たり４万円を乗じて得た額に相当する額を限度とする。以下「補助対象経費」という。）に３分の２を乗じて得た額に相当する額（その額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とする。ただし、100万円を限度とする。

（交付申請の時期等）

第６条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第５条の申請書を平成29年度末日までに市長に提出しなければならない。

２　規則第５条の申請書に添付すべき同条第１号及び第２号に掲げる書類は、様式第１号によるものとする。

３　規則第５条第３号の市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

（１）　位置図

（２）　擁壁等の状況が分かる写真

（３）　復旧工事の契約書又は見積書の写し

（４）　補助対象経費の算出資料（前号の書類で確認できる場合を除く。）

（５）　復旧工事及び補助対象部分の面積が分かる計画図

（６）　被災宅地の土地の所有者が分かる書類

（７）　誓約書（様式第２号）

（８）　同意書（様式第３号。管理者又は占有者が申請する場合に限る。）

（交付決定の時期等）

第７条　補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

２　補助金の交付決定通知は、様式第４号によるものとする。

（着手届を要しない場合）

第８条　規則第11条第１項第３号の市長が別に定める場合は、同条第１号又は第２号に該当する場合以外の場合とする。

（実績報告の時期等）

第９条　規則第17条第１項に規定する報告は、次の各号に掲げる場合に応じて、当該各号に定める日までに行わなければならない。

（１）　規則第17条第１項第１号又は第２号の場合　復旧工事の完了、中止又は廃止の日から20日を経過する日

（２）　規則第17条第１項第３号の場合　復旧工事の完了予定年月日の属する年度の翌年度の４月10日

２　規則第17条第１項の報告書（以下「実績報告書」という。）に添付すべき同条同項第２項第１号及び第２号に掲げる書類は、様式第１号によるものとする。

３　実績報告書に添付すべき規則第17条第２項の市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

（１）　完了後の復旧工事の概要を示す写真

（２）　復旧工事に要した経費の領収書又は請求書の写し

（３）　補助対象経費の算出資料（前号の書類で確認できる場合を除く。）

（４）　復旧工事及び補助対象部分の擁壁等の面積が分かる完成図

（概算払）

第10条　市は、交付決定額の全部又は一部を概算払により交付することができる。ただし、概算払をした日の属する年度内に実績報告書の提出ができる場合に限る。

（財産の処分制限）

第11条　規則第25条第２項ただし書の期間は、５年とする。

（補則）

第12条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、平成29年２月３日から施行し、平成28年10月21日から適用する。

附　則（平成29年10月20日告示第124号）

この告示は、平成29年10月20日から施行する。

様式第１号（第６条、第９条関係）

倉吉市被災宅地擁壁等復旧事業補助金　事業計画（報告）書及び収支予算（決算）書

1　事業計画（報告）

事業名	倉吉市被災宅地擁壁等復旧事業
復旧工事の住所（場所）	
事業完了（予定）年月日	年　月　日

2　事業収支予算（決算）

（1）　収入の部

区　分	予算額（決算額）	備　考
自己財源	円	
市補助金	円	
その他	円	
合　計	円	

（2）　支出の部

区　分	予算額（決算額）	備　考
復旧工事費	円	補助対象経費以外も含む。
合　計	円	

（3）市補助金予算（計算）書

復旧工事費	①	円	補助対象経費以外も含む。
補助対象部分の復旧工事費	②	円	
補助対象部分の擁壁等の面積	③	㎡	
③に４万円を乗じて得た額	④	円	
算定基準額（補助対象経費）	⑤	円	②又は④のいずれか低い額とし、かつ30万円以上であるもの。
市補助金額（⑤×２/３）	⑥	円	1,000円未満切捨て 上限額　100万円

様式第２号（第６条関係）

誓　約　書

私は、倉吉市被災宅地擁壁等復旧事業補助金（以下「補助金」という。）の交付申請をするに当たり、倉吉市補助金等交付規則（平成12年倉吉市規則第29号）及び倉吉市被災宅地擁壁等復旧事業補助金交付要綱（平成29年倉吉市告示第10号）の規定を遵守するとともに、次のことについて誓約します。

なお、これら違反し、又は相違のあった場合には、補助金の交付決定が取り消され、補助金を返還することについて一切異議を申し立てません。

1　私が行う復旧工事は、住家の安全性を回復するために行う工事に相違ありません。
2　私は、復旧工事を行うに当たり、隣接土地所有者等による紛争等が発生した場合は、自ら問題の解決に当たります。
3　提出書類等に記載の事項は、事実に相違ありません。記載の事項に変更のあった場合は、速やかに申し出ます。
4　復旧工事に要する経費について、他の公的補助は行われません。
5　私は、提出を求められた書類等を速やかに提出します。
6　私は、復旧工事を行うに当たり、法令等を遵守し、適切かつ安全に、近隣住民との関係に十分配慮して実施します。
7　私は、復旧工事が完了した後は、完成した擁壁等を適正に管理します。

年　月　日

申請者
住　所

氏　名　　㊞

様式第３号（第６条関係）

同　意　書

申請者が管理し、又は占有する擁壁等は、平成28年10月21日の鳥取県中部を震源とする地震発生日の前日に居住の用に供していた住家に重大な損害を及ぼすおそれのある範囲内にあり、必要な復旧工事の取扱いについては、所有者である私との合意により、申請者が行うことについて事実と相違ありません。

また、倉吉市被災宅地擁壁等復旧事業補助金交付要綱（平成29年倉吉市告示第10号）の補助金の交付が申請者へ行われることについて同意します。

復旧工事の住所（場所）

（宛先）

倉吉市長

年　　月　　日

申請者（管理者又は占有者）

住　所

氏　名　　㊞

被災宅地の所有者

住　所

氏　名　　㊞

様式第４号（第７条関係）

番　　号

年　月　日

様

倉吉市長　　印

倉吉市被災宅地擁壁等復旧事業補助金　交付決定通知書

年　　月　　日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった倉吉市被災宅地擁壁等復旧事業補助金（以下「補助金」という。）については、倉吉市補助金等交付規則（平成12年倉吉市規則第29号。以下「規則」という。）第６条第１項の規定に基づき、次のとおり交付決定したので、規則第８条第１項の規定により通知します。

記

１　対象事業

補助金の対象となる事業は、　　年　　月　　日付けで申請のあった倉吉市被災宅地擁壁等復旧事業（以下「対象事業」という。）とし、その内容は、申請書添付の事業計画の記載のとおりとする。

２　交付決定額等

補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

（１）　算定基準額　　金　　円

（２）　交付決定額　　金　　円

３　経費の配分

補助金の算定基準額の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書記載のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

４　補助規程の遵守

補助金の収受及び使用、対象事業の遂行等に当たっては、規則及び倉吉市被災宅地擁壁等復旧事業補助金交付要綱（平成29年倉吉市告示第10号）の規定に従わなければならない。

資料 21　倉吉市民間賃貸住宅家賃補助金交付規則

倉吉市民間賃貸住宅家賃補助金交付規則

（趣旨）

第１条　この規則は、倉吉市民間賃貸住宅家賃補助金（以下「補助金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　被災住宅　平成28年10月21日の鳥取県中部を震源とする地震（以下「平成28年鳥取県中部地震」という。）により被害を受けた本市の区域内にある住宅のうち、平成28年鳥取県中部地震の発生日（以下「発生日」という。）の前日において生活の本拠として居住していた自己所有住宅（自己又は３親等以内の親族の所有する住宅をいう。以下同じ。）又は借家（賃貸借契約等により借り受けていた住宅をいう。以下同じ。）をいう。

（２）　民間賃貸住宅　所有者等との間で賃貸借契約を締結し、自己の居住の用に供する住宅（鳥取県内に所在するものに限る。）をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

ア　市営住宅、県営住宅その他の公的住宅

イ　社宅、寮その他の事業主等から貸与されている住宅

ウ　３親等以内の親族が所有している住宅

（３）　家賃　賃貸借契約に定められた賃借料（敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等損害保険料、共益費、駐車場代、光熱水費及び自治会費等を除く。）をいう。

（交付目的）

第３条　補助金は、平成28年鳥取県中部地震により、本市の区域内において生活の本拠となる住宅が被害を受け、一定の期間当該住宅に居住できない者（以下「被災者」という。）に対し、民間賃貸住宅の家賃及び入居に要する諸経費の全部又は一部を補助することにより、被災者の経済的負担を軽減し、もって被災者の生活の安定を図ることを目的として交付する。

（補助金申請資格）

第４条　補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

（１）　発生日において本市に住所を有していた者であること。

（２）　次のいずれかに該当する者であること。

ア　自己所有住宅が全壊、大規模半壊又は半壊の状態となり、建設、修繕又は解体により一定の期間居住が困難である者

イ　平成28年鳥取県中部地震による被害を理由として、借家の貸主から当該借家に係る賃貸借契約等を解除された者又は解除される見込みである者

ウ　その他被災住宅に居住することが困難であると市長が認めた者

（３）　発生日から平成29年４月30日までに被災住宅に代わる民間賃貸住宅の賃貸借契約を締結した者又は締結した者と同一の世帯に属する者であること。

（４）　本市の区域内に住所を有する者であること。

（５）　世帯主であること。

（６）　生活保護法（昭和25年法律第144号）による扶助を受けていない者であること。

（７）　世帯主及び同一の世帯に属する者が倉吉市暴力団等排除条例（平成24年倉吉市条例第６号）第２条第１号に規定する暴力団員でないこと。

（補助金の交付）

第５条　市は、第３条の目的を達成するため、別表の第１欄に掲げる被災住宅及び同表の第２欄に掲げる対象世帯（以下「対象世帯」という。）の区分に応じ、前条に規定する補助金申請資格（以下「補助金申請資格」という。）を有する者に対し予算の範囲内で補助金を交付する。

２　補助金の額は、賃貸借契約に係る家賃又は別表の第３欄に定める家賃補助限度額のうちいずれか低い額及び同表の第４欄に定める入居に要する諸経費の金額とする。

３　補助金の交付の算定となる対象世帯の世帯員の人数は、発生日以後最初に民間賃貸住宅の賃貸借契約を締結した日（以下「契約日」という。）を基準とする。

４　家賃に係る補助金の交付の対象となる期間は、契約日の翌月（契約日が月の初日であるときは、契約日の属する月）から起算して12月を限度とする。

５　入居に要する諸経費に係る補助金の交付は、次条第２項の規定により補助金申請資格の認定を受けた者につき、１回を限度とする。

（補助金申請資格の認定）

第６条　補助金申請資格の認定を受けようとする者は、平成29年10月31日までに倉吉市民間賃貸住宅家賃補助金申請資格認定依頼書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（１）　被災住宅のり災証明書の写し（借家にあっては、貸主のり災証明書の写しに代えることができる。）

（２）　民間賃貸住宅に係る賃貸借契約書の写し

（３）　契約解除証明書（借家の場合に限る。様式第２号）

（４）　誓約書兼同意書（様式第３号）

（５）　その他市長が認定に必要と認める書類

２　市長は、前項の依頼書の提出があったときは、補助金申請資格を審査し、倉吉市民間賃貸住宅家賃補助金申請資格認定（不認定）通知書(様式第４号)により、当該依頼書を提出した者に通知するものとする。

３　前項の規定により補助金申請資格の認定を受けた者は、当該補助金申請資格を有しないこととなった場合は、速やかに市長に届け出なければならない。

（補助金交付申請等）

第７条　補助金申請資格の認定を受けた者は、補助金の交付を受けようとするときは、倉吉市民間賃貸住宅家賃補助金交付申請書兼請求書（様式第５号）に補助金の交付の申請及び請求（以下「申請等」という。）を行おうとする期間の家賃の支払いが完了したことが確認できる書類その他市長が必要と認める書類を添付して市長に提出しなければならない。

２　申請等は、原則として３月ごとに行うものとする。

３　申請等は、平成30年７月31日までに行わなければならない。

（補助金の交付決定等）

第８条　市長は、前条第１項の規定による申請等があった場合は、書類を審査し、適正であると認めるときは、20日以内に補助金の交付決定を行い、倉吉市民間賃貸住宅家賃補助金交付決定通知書兼支払通知書（様式第６号）により当該申請等をした者（以下「申請者」という。）に通知するとともに、補助金の交付を行うものとする。

（補助金の交付方法）

第９条　補助金の交付は、申請者又は代理人の金融機関の口座に振り込む方法により行うものとする。ただし、申請者又は代理人が金融機関に口座を開設していない場合その他市長が金融機関の口座に振り込む方法による交付が困難であると認めたときに限り、現金を交付する方法により行うことができる。

（補助の承継）

第10条　補助金申請資格の認定を受けた者が死亡した場合において、死亡時に同居していた同一の世帯に属する者が引き続き当該民間賃貸住宅に入居を希望し、補助金の交付を受けようとするときは、市長が必要と認める書類を添えて、市長に届け出なければならない。

（交付決定の取消し等）

第11条　市長は、申請者の提出書類等に虚偽の申請があった場合は、補助金申請資格又は補助金の交付決定を取り消し、既に支払った補助金の一部又は全部を返還させるものとする。

（補則）

第12条　この規則に定めるもののほか補助金の交付に必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第５条関係）

１　被災住宅	２　対象世帯	３　家賃補助限度額	４　入居に要する諸経費
自己所有住宅	２人以下の世帯	月額50,000円	10万円
	３人以上の世帯	月額60,000円	
借　家	２人以下の世帯	月額15,000円	
	３人以上の世帯	月額20,000円	

様式第１号（第６条関係）

年　月　日

（宛先）
倉吉市長

〒
世帯主　住所
氏名　㊞
電話番号（　　）　－

倉吉市民間賃貸住宅家賃補助金申請資格認定依頼書

倉吉市民間賃貸住宅家賃補助金の交付を受けたいので、倉吉市民間賃貸住宅家賃補助金交付規則（平成29年倉吉市規則第３号）第６条第１項の規定により、補助金申請資格について認定を依頼します。

記

１　補助金名　　倉吉市民間賃貸住宅家賃補助金

２　添付書類
（１）　被災住宅のり災証明書の写し（借家にあっては、貸主のり災証明書の写しに代えることができる。）
（２）　民間賃貸住宅に係る賃貸借契約書の写し
（３）　契約解除証明書（借家の場合に限る。様式第２号）
（４）　誓約書兼同意書（様式第３号）
（５）　その他市長が認定に必要と認める書類

（裏面）

被　災　住　宅			
住　所			自己所有住宅・借家
世帯主		連絡先	
業者又は所有者	住所又は所在地		
	名称又は氏　名		
り災状況	全　壊　・　大規模半壊　・　半　壊 その他居住が困難な理由		

民間賃貸住宅				
所在地及び名称				
業者又は貸主	住所又は所在地			
	名称又は氏　名		連絡先	
家　賃	円／月		家賃支払日	毎月　　日
入居予定期間	年　　月から　　年　　月まで			
入居者世帯構成		氏　名		世帯主との続柄
	世帯主			本人
	世帯員			

様式第２号（第６条関係）

契約解除証明書

借主が倉吉市民間賃貸住宅家賃補助金交付規則（平成29年倉吉市規則第３号）における補助金申請資格の認定の依頼を行うに当たり、私が所有し、又は管理する下記物件（借家）は、平成28年10月21日の鳥取県中部を震源とする地震（以下「平成28年鳥取県中部地震」といいます。）の発生日の前日において借主と賃貸借契約関係にあり、次の理由により、当該契約を解除し、又は解除の見込みがあることを証明します。

借家所在地及び名称	
借主氏名	

（契約解除の理由）
□平成28年鳥取県中部地震により借家が被害を受けたため、賃貸借契約等を解除する必要があったため。
□平成28年鳥取県中部地震により借家が被害を受けたため、賃貸借契約等を解除する見込みがあるため。
□その他（　　）
解除（予定）日：　　年　　月　　日
退去（予定）日：　　年　　月　　日

（宛先）
倉吉市長

年　　月　　日

業者又は貸主
〒
住所又は所在地
名称又は氏名　　印
（代表者名）

様式第３号（第６条関係）

誓　約　書

倉吉市民間賃貸住宅家賃補助金（以下「補助金」といいます。）の申請に当たり、次に掲げる事項が事実と相違ないことを誓約します。

１　私が居住する住宅は、平成28年10月21日の鳥取県中部を震源とする地震（以下「平成28年鳥取県中部地震」といいます。）の発生日の前日において、生活の本拠として居住していた住宅であり、平成28年鳥取県中部地震により被害を受け、一定の期間当該住宅に入居することができないこと。
２　自己居住の用に供する住宅として、新たに賃貸借契約を締結した民間賃貸住宅について、次の事項のいずれにも該当しないこと。
（１）　市営住宅、県営住宅その他の公的住宅
（２）　社宅、寮その他の事業主等から貸与されている住宅
（３）　３親等以内の親族が所有している住宅
３　生活保護法（昭和25年法律第144号）による扶助を受けていない者であること。
４　私及び私と同一の世帯に属する者が倉吉市暴力団等排除条例（平成24年倉吉市条例第６号）第２条第１号に規定する暴力団員でないこと。

なお、上記の事項が事実と異なることが判明した場合には、補助金の交付決定が取り消され、補助金を返還することについて一切異議を申し立てません。

同　意　書

補助金の申請に当たり、市担当職員が私及び私と同一世帯の者の住民基本台帳を確認することに同意します。

（宛先）
倉吉市長

年　　月　　日

世帯主
住　所

氏　名　　印

様式第４号（第６条関係）

番　　号
年　月　日

様

倉吉市長　　印

倉吉市民間賃貸住宅家賃補助金申請資格認定（不認定）通知書

年　　月　　日付けで依頼のありました倉吉市民間賃貸住宅家賃補助金申請資格認定については、倉吉市民間賃貸住宅家賃補助金交付規則（平成29年倉吉市規則第３号）第６条第２項の規定により認定（不認定）したので通知します。

記

１　認定番号

２　認定の条件　　補助金申請資格を有しないこととなった場合は、速やかに市長に届け出ること。

（不認定の理由）

様式第５号（第７条関係）

年　月　日

（宛先）
倉吉市長

申請者（世帯主）
住所
氏名　　㊞

倉吉市民間賃貸住宅家賃補助金交付申請書兼請求書

倉吉市民間賃貸住宅家賃補助金（以下「補助金」という。）について、倉吉市民間賃貸住宅家賃補助金交付規則（平成29年倉吉市規則第３号）第７条第１項の規定により、次のとおり申請し、及び請求します。

記

１　認定番号

２　補助金交付請求額　　円

		家賃月額	①	家賃補助限度額	②	補助金交付申請額（①又は②のいずれか低い額）
家賃	年　月分	円		円		円
	年　月分	円		円		円
	年　月分	円		円		円
入居に要する諸経費						円
合　計						円

添付書類
１　上記記載の家賃の支払いが完了したことが確認できる書類
２　その他市長が必要と認める書類

様式第６号（第８条関係）

番　号
年　月　日

様

倉吉市長　　印

倉吉市民間賃貸住宅家賃補助金交付決定通知書兼支払通知書

年　月　日付けの申請書兼請求書で申請等のあった倉吉市民間賃貸住宅家賃補助金（以下「補助金」という。）については、倉吉市民間賃貸住宅家賃補助金交付規則（平成29年倉吉市規則第３号）第８条の規定により、次のとおり決定したので通知します。

記

１　認定番号

２　補助金支払額　　円

３　支払予定日　　年　月　日

		家賃月額	①	家賃補助限度額	②	補助金交付決定額（①又は②のいずれか低い額）
家賃	年　月分	円		円		円
	年　月分	円		円		円
	年　月分	円		円		円
入居に要する諸経費						円
合　計						円

資料 22　平成28 年10 月21 日の鳥取県中部を震源とする地震の被災自治公民館に対する倉吉市被災自治公民館施設修繕事業費補助金交付要綱

平成28年10月21日の鳥取県中部を震源とする地震の被災自治公民館に対する倉吉市被災自治公民館施設修繕事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　市は、平成28年10月21日の鳥取県中部を震源とする地震及びその余震（以下「平成28年鳥取県中部地震」という。）で被災した自治公民館施設を修繕する自治公民館等に対し、倉吉市被災自治公民館施設等修繕事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、倉吉市補助金等交付規則（平成12年倉吉市規則第29号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第２条　この要綱において「自治公民館等」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の２に規定する地縁による団体をいう。

２　この要綱において「自治公民館施設」とは、自治公民館等が所有する地域における住民の活動の拠点となる施設（２以上の自治公民館等が共同で設置するものを含む。）をいう。

（補助事業）

第３条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、平成28年鳥取県中部地震で被災した自治公民館施設の原形復旧のため必要な建物、設備、基礎等の修繕に係る事業とする。

（補助対象施設）

第４条 補助の対象となる施設は（以下「補助対象施設」という。）は自治公民館施設のうち次に掲げるものとする。

（１）　自治公民館等が所有する集会所

（２）　その他市長が別に定めるもの

（補助対象経費）

第５条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、平成28年鳥取県中部地震により被災した補助対象施設の原形復旧に係る修繕に要する経費とする。

２　自治公民館施設の修繕に要する経費について他の公的補助（この要綱に基づく補助金の交付を除く。）が行われる場合における補助対象経費は、前項の規定にかかわらず、同項の補助対象経費から当該公的補助の額を控除した金額とする。

（補助金の額）

第６条　補助金の額は、当該補助対象経費の90％以内の額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、予算の範囲内で交付する。

（交付申請）

第７条　補助金の交付申請は、原則として市長が別に定める日までに行わなければならない。

２　規則第５条に規定する申請書に添付すべき同条第１号及び第２号に掲げる書類は、それぞれ様式第１号及び第２号によるものとする。

３　やむを得ない事情があるものとして市長が認めた場合は、平成28年鳥取県中部地震と同一年度内に限り、補助事業の着手後であっても、交付申請を行うことが出来る。

（交付決定）

第８条　補助金の交付決定通知は、様式第３号によるものとする。

（着手届を要さない場合）

第９条　規則第11条第１項第３号の市長が別に定める場合は、第７条第３項に規定する場合とする。

（事業の変更）

第10条　規則第12条第１項の市長が別に指定する変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

（１）　補助金の増額を伴う変更

（２）　補助事業の目的に特に影響を及ぼすと認められる変更

（３）　補助事業の中止又は廃止に係る変更

２　規則第12条第３項に規定する申請書に添付すべき書類は、それぞれ様式第１号及び第２号によるものとする。

（実績報告）

第11条　規則第17条第１項に規定する報告書に添付すべき同条第１号及び第２号に掲げる書類は、それぞれ様式第１号及び第２号によるものとする。

（財産の処分制限）

第12条　規則第25条第２項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産にあっては、市長が別に定める期間）とする。

２　規則第25条第２項第４号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

（１）　取得価格又は効用の増加額が50万円以上の機械及び器具

（２）　その他交付目的を達成するための処分を制限する必要があるものとして市長が別に定めるもの

（雑則）

第13条　規則及びこの要綱の定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成28年11月29日から施行し、平成28年度の補助事業から適用する。

資料 23　倉吉市被災地域応援専用水道等衛生管理事業補助金交付要綱

倉吉市被災地域応援専用水道等衛生管理事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、倉吉市補助金等交付規則（平成12年倉吉市規則第29号。以下「規則」という。）第４条の規定に基づき、倉吉市被災地域応援専用水道等衛生管理事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において「飲料水供給施設」とは、飲料水供給施設整備事業補助金に関する条例（昭和50年倉吉市条例第11号）第２条に規定する飲料水供給施設で、平成28年10月21日において市に衛生管理を委託しているものをいう。

（交付目的）

第３条　補助金は、平成28年10月21日に発生した鳥取県中部を震源とする地震及びその余震（以下単に「地震」という。）により被害を受けた飲料水供給施設の復旧を支援することにより、早期に地震が発生する前の生活を回復することを目的として交付する。

（補助金の交付）

第４条　市は、前条の目的を達成するため、別表の第１欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第２欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

２　補助金の額は、別表の第３欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額に、同表の第４欄に定める率を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）以下とする。

（交付申請の時期等）

第５条　補助金の交付申請は、平成28年12月28日までに行わなければならない。

２　規則第５条の申請書に添付すべき同条第１号及び第２号に掲げる書類は、それぞれ様式第１号及び様式第２号によるものとする。

（交付決定の時期等）

第６条　補助金の交付決定は、交付申請を受けた日から起算して14日以内に行うものとする。

２　補助金の交付決定通知は、様式第３号によるものとする。

（着手届を要しない場合）

第７条　規則第11条第３号の市長が別に定める場合は、同条第１号及び第２号に定める場合以外の場合とする。

（承認を要しない変更）

第８条　規則第12条第１項の市長が別に指定する変更は、補助金の増額以外の変更とする。

２　第６条第１項の規定は、変更等の承認について準用する。

（実績報告の時期等）

第９条　規則第17条第１項の規定による報告は、次の各号に掲げる場合に応じて、当該各号に定める日までに行わなければならない。

（１）　規則第17条第１項第１号又は第２号の場合　補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日又は間接交付の中止若しくは廃止の日から20日を経過する日と当該年度の翌年度の４月10日のいずれか早い日

（２）　規則第17条第１項第３号の場合　交付決定を受けた日が属する年度の翌年度の４月10日

２　規則第17条第１項の報告書に添付すべき同条第２項第１号及び第２号に掲げる書類は、それぞれ様式第１号及び様式第２号によるものとする。

（雑則）

第10条　規則及びこの要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成28年12月１日から施行し、地震により生じた被害を復旧するために行われる補助事業について適用する。

別表（第４条関係）

１　補助事業	２　事業実施主体	３　補助対象経費	４　補助率
平成28年10月21日に発生した鳥取県中部を震源とする地震により被害を受けた飲料水供給施設を復旧する事業	飲料水供給施設を共同で整備する者	飲料水供給施設整備事業補助金に関する条例施行規則（昭和54年倉吉市規則第２号）別表第２に定める施設の復旧に要した経費	10分の９

様式第１号（第５条、第９条関係）

事業計画書

１　事業の目的

２　事業の概要及び変更の概要

３　事業の内容及び経費の配分

様式第２号（第５条、第９条関係）

収支予算書

1　収入の部　（単位：円）

区分	予算額	精算額	増減	備考
市補助金				
地元負担金				
計				

2　支出の部　（単位：円）

区分	予算額	精算額	増減	備考
計				

様式第３号（第６条関係）

番　　号
年　月　日

様

倉吉市長　　回

平成28年度倉吉市被災地域応援専用水道等衛生管理事業補助金の交付決定について（通知）

平成28年　月　日付で申請のあった標記補助金については、倉吉市補助金等交付規則（平成12年倉吉市規則第29号。以下「規則」という。）第６条第１項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、同規則第８条第１項の規定により通知します。

記

1　補助金交付の対象となる事業の内容
　補助金等交付申請書に記載のとおりとする。
2　算定基準額　　円
3　交付決定額　　円
4　交付の条件
　補助事業者は、規則及び倉吉市被災地域応援専用水道等衛生管理事業補助金交付要綱の規定を遵守しなければならない。

資料 24　鳥取県中部地震に係る保健師等の活動状況

フェイズ（段階、時期）		鳥取県災害時公衆衛生活動マニュアルから引用	活　動　内　容	
			倉吉市保健師・栄養士・歯科衛生士等	派遣保健師チーム・各種団体
フェイズ０ 【初動体制の確立】	【災害発生当日】 １０月２１日（金）	０－①被災者の安全確保・応急対策 ０－②要配慮者への支援 ０－③情報収集と災害時公衆衛生活動の方針決定、活動計画の作成 ０－④通常業務の調整 ０－⑤被災者の健康管理・保健指導	○避難所の担当職員として従事 ○避難者の健康状況の確認 ○避難所巡回準備及び派遣チーム等の受け入れ準備	○避難所アセスメント支援 ・日本赤十字社鳥取県支部 １０月２１日～２７日
	【災害発生後２４時間以内】 １０月２２日（土）		○避難者の健康管理（避難所巡回　１日２回） ・感染症予防対策（手洗い・手指消毒・うがいの励行） ・エコノミークラス症候群の予防（車中泊の人への声かけも実施） ・健康上、問題がある人への支援（医療・福祉サービスの調整等） ・衛生管理と環境整備 ・福祉避難所の開設に向け、福祉保健部関係課で検討し、２か所の開設決定（高齢者生活福祉センター・　子育て総合支援センター及び処遇調整 ○感染症予防の消毒液、救急セットを全避難所に配布	○医療ボランティア ・泉川病院（長崎県南島原市） １０/２２～２３ ・鳥取医療生協　１０/２２～２３ ○医療チーム ・DMAT　１０/２２ ○避難者の健康管理（避難所巡回） ・鳥取県保健師チーム　６人 １０月２２日～２３日
フェイズ１ 【緊急対策】	【７２時間以内】 １０月２３日（日） ～２４日（月）	Ⅰ－①避難者の健康問題に応じた保健・医療・福祉・介護関係職員やボランテイアの調整及び福祉避難所への移動支援 Ⅰ－②避難生活における二次的な健康被害等の予防 Ⅰ－③在宅被災者の健康状況把握等の対応方針検討 Ⅰ－④情報収集（ライフライ	○福祉避難所の開設と移動への支援 ・避難者本人及び家族の気持ちを確認したうえで、福祉避難所への移動が必要な人には移動支援を行う ○避難者の健康管理（避難所巡回　１日１回） ・健康上、問題がある人への支援（医療・福祉サービスの調整等） ・自動血圧計・体温計の全避難所への設置	○派遣保健師チームの調整役 ・鳥取県保健師１人 １０月２４日～１１月５日 ○派遣保健師チームの到着 今後の活動について協議 ・岡山県（保健師２人・事務１人） ×２チーム １０月２４日～１１月５日 ・広島県（保健師２人・事務１人） ×１チーム

		ン、物資供給、情報伝達方法等の状況）	○避難生活における二次的な健康被害等の予防啓発（各種ちらしの掲示と個別指導） ・感染症予防対策（手洗い・手指消毒・うがいの励行） ・エコノミークラス症候群予防 ・生活不活発病予防 ・こころの健康（１０月２４日） ○衛生管理と環境整備 ○感染症予防対策の実施 ○レディース検診の会場を「市役所から伯耆しあわせの郷」に変更したことによる、検診申込者への電話連絡	１０月２４日～１１月４日 ○避難所巡回による医療救護活動 ・中部医師会　　１０/２３ ○避難所巡回による医療救護活動 ・中部歯科医師会 １０/２３、１０／２６～１１／17 ○介護ボランティア ・鳥取県介護福祉士会 １０/２３～１０/２６ ○避難所訪問による心と身体の相談 ・鳥取県精神保健福祉センター １０/２３～１０/２７
フェイズ２ 【応急対策】	【概ね４日目～1、２週間】 １０月２５日（火） ～１１月４日（金）	Ⅱ－①情報収集と災害時公衆衛生活動方針、計画の見直し Ⅱ－②在宅被災者の健康状態の把握や衛生管理の指導 Ⅱ－③保健・医療・福祉・介護派遣職員やボランティアの撤退に向けた調整➡11/４までに検討 Ⅱ－④通常業務再開に向けての調整 Ⅱ－⑤職員の健康管理体制の検討・実施➡早急に検討	○避難者の健康管理（避難所巡回） ・健康上、問題ある人への支援（医療・福祉サービスの調整等） ・栄養士による個別栄養指導（１０/２６～） ・個別相談 ・アレルギー児に関する相談があり、食生活改善推進員の協力による食事の提供 ・食中毒予防の啓発 ・歯科衛生士による個別歯科保健指導（１０/２５～） ・口の中の清潔についての個別指導 ○避難所の変更に伴う衛生管理と環境調整の実施 ○感染症予防対策の実施 ・ノロ、インフルエンザ等の感染症予防対策の強化 ※１１月４日、保育園・こども園における感染性胃腸炎の集団発生の報告あり	○倉吉市保健師の後方支援 ・島根県（保健師２人・事務１人）×１チーム　１０月２５日～１１月３日 ○県内・県外派遣・応援保健師（※）により以下の活動を行う ・避難者の健康管理（避難所巡回）　避難者の健康状況の確認 ・要援護者の家庭訪問の実施 高齢者等（１０月２７日～１１月５日） 乳児（１１月１日～１１日） ・乳幼児健診への協力 ※岡山県・広島県保健師チーム ※鳥取県保健師チーム　延２９人 １０月２８日～１１月４日 ※琴浦町保健師チーム　延６人 １０月３１日～１１月２日 ○福祉避難所業務 ・鳥取県看護協会の災害支援ナース １１月１日～５日、１１月７日～１２日

			○妊婦と乳児の安否確認 対象者：妊婦（１１月～１２月に出産予定）と乳児（９月～１０月の出生児） 方法と結果：電話にて安否を確認し、支援が必要な人への家庭訪問の実施 （１件助産師会に訪問依頼）	○避難所での感染症予防健康教育 ・鳥取看護大学　　１１月４日 ○避難所における感染症予防対策支援 ・鳥取県感染制御ネットワークチーム １０月３１日～１１月１日 ○福井大学エコノミークラス症候群検診 １０月２５日、３０日 ○鳥取ＪＲＡＴ １０月２５日～２６日、２９日～３１日
フェイズ３ 【応急対策】	【概ね1、2週間～1、2か月】 １１月５日（土） ～１１月１６日 （水）	Ⅲ－①通常業務再開 Ⅲ－②在宅被災者の健康状況に応じた公衆衛生活動の実施 Ⅲ－③ライフライン等の復旧状況を含む情報収集	○避難者の健康管理 ・感染症予防対策（手洗い・手指消毒・うがいの励行） ・エコノミークラス症候群の予防 ・生活不活発病予防 ・こころの健康 ・栄養士による個別栄養指導（１０/２６～） 個別相談、アレルギー児に関する相談があり、食生活改善推進の協力による食事の提供 食中毒予防の啓発 ・歯科衛生士による歯科保健指導 （１０/２５～） ○感染症予防対策の徹底（ノロ・インフルエンザ等の予防） ・各避難所に「感染症対応セット」の配布 ・１１月６日トイレのドアノブ・手すり等の消毒を、避難所担当職員や避難者での実施について提案 トイレの掃除について掲示 避難所職員などでは対応が難しいことから、１１月８日より保健師が避難所を巡回して消毒を実施	

			・「感染症予防予防マニュアル」を作成し、避難所職員と連携した感染症予防対策の実施 ・避難所における環境整備記録と避難者への健康状況記録の作成	
	【概ね1、2週間～1、2か月】 １１月１７日（木） ～１１月２０日（日）		○避難所は１１月１７日より１か所（スポーツセンター合宿所）となった。 １５人（宿泊１４人・日中１人） ・共同宿舎生活となり、避難者の自主運営をしてもらうことが大きい。 ・スポーツセンターの職員に避難者の体調チェックや環境チェックを依頼することは難しい。 ○避難所巡回（１日１回） 避難所を巡回して、①環境調整　②感染症予防対策　③避難者の健康管理を実施 健康相談の開設　午前１０時～１１時	
フェイズ４ 【復旧・復興対策】	【概ね１、２か月以降】 １１月２１日（月）以降	Ⅳ－①保健・医療・福祉・介護派遣職員やボランティアの撤退後の体制整備 Ⅳ－②仮設住宅入居者の健康状況の把握 Ⅳ－③仮設住宅でのコミュニティ支援（集④団健康教育、集いの場の提供等） Ⅳ－⑤災害時公衆衛生活動状況のまとめ Ⅳ－⑥ライフライン等の復旧状況を含む情報収集	○避難所巡回（１日１回） 避難所を巡回して、①環境調整　②感染症予防対策　③避難者の健康管理を実施 健康相談の開設 午前１０時～１１時 ○避難所退所者への家庭訪問の実施 ・退所した人の心身の健康状況の確認をするために家庭訪問を実施　１２月２６日～２７日 ○県と連携し、うつ予防・自死予防対策の推進	

資料 25　避難所開設及び避難者推移一覧表（延べ避難者数）

No	避難所名	10/21 14:40	10/21 16:00	10/21 18:00	10/21	10/22	10/23	10/24	10/25	10/26	10/27	10/28
1	上北条小学校 → 上北条公民館(10/25)	避難所開設指示・準備	避難所開設	避難所開設一斉放送	74	121	98	38	31	20	8	5
2	河北中学校				60	77	42	36	31	18	14	12
3	河北小学校 → 上井公民館(10/25)				166	232	98	9	6	6	6	7
4	西郷小学校 → 西郷公民館(10/24)				36	90	24	22	3	3	4	4
5	上灘小学校				204	306	147	118	123	123	97	93
6	成徳小学校				106	150	93	60	60	56	53	44
7	明倫小学校 → 明倫公民館(11/9)				120	160	84	54	53	51	50	47
8	社小学校 → 10/30～小学校0人				60	160	60	35	29	29	78	48
9	灘手公民館				58	60	16	1	4	0	0	0
10	北谷小学校 → 北谷公民館(10/24)				24	35	7	1	5	4	6	6
11	高城小学校 → 高城公民館(10/24)				39	57	16	0	0	0	0	0
12	小鴨小学校 → 小鴨公民館(10/29)				150	191	49	26	23	16	14	6
13	上小鴨小学校 → 上小鴨公民館(10/24)				73	116	16	0	0	9	11	8
14	関金小学校 → 福祉センターへ統合(10/24)				12	22	1	1	閉鎖			
15	山守小学校 → 閉鎖(10/22)				0	閉鎖						
16	倉吉養護学校				90	115	14	16	20	20	24	23
17	福祉センター(社会福祉協議会) → 閉鎖(10/29)				80	69	36	20	7	7	4	2
18	高齢者生活福祉センター(関金)				44	56	24	22	14	7	6	10
19	【福祉避難所】高齢者福祉センター						2	8	13	12	12	12
20	【福祉避難所】子育て支援センター						0	5	5	5	無人	無人
21	倉吉スポーツセンター → 新設(11/8)											
合　計					1,396	2,017	827	472	427	386	387	327
延べ人数					1,396	3,413	4,240	4,712	5,139	5,525	5,912	6,239

※同一日に複数回、人数確認している場合は、多い方の数字をその日の避難者数としている。

開設ヵ所数		18	18	19	19	19	18	18	18	
(内避難者の居た避難所数)		17	17	18	17	16	16	15	15	
開設してからの経過日数		1	2	3	4	5	6	7	8	

No	避難所名	10/29	10/30	10/31	11/1	11/2	11/3	11/4	11/5	11/6	11/7	11/8
1	上北条小学校 → 上北条公民館(10/25)	3	3	無人	無人	無人	無人	無人	無人	無人	無人	閉鎖
2	河北中学校	12	10	11	10	8	6	6	6	4	2	閉鎖
3	河北小学校 → 上井公民館(10/25)	8	6	無人	無人	無人	無人	無人	無人	無人	無人	閉鎖
4	西郷小学校 → 西郷公民館(10/24)	3	3	1	1	1	1	1	1	1	1	閉鎖
5	上灘小学校	68	76	76	63	63	56	35	20	18	17	18
6	成徳小学校	41	40	39	23	24	24	24	24	24	24	23
7	明倫小学校 → 明倫公民館(11/9)	32	32	34	22	21	17	18	18	12	9	34
8	社小学校 → 10/30～小学校0人	44	39	35	35	35	28	28	28	28	25	25
9	灘手公民館	0	無人	無人	無人	無人	無人	無人	無人	無人	無人	閉鎖
10	北谷小学校 → 北谷公民館(10/24)	1	1	1	無人	無人	無人	無人	無人	無人	無人	閉鎖
11	高城小学校 → 高城公民館(10/24)	0	8	無人	無人	無人	無人	無人	無人	無人	無人	閉鎖
12	小鴨小学校 → 小鴨公民館(10/29)	3	0	無人	無人	無人	無人	無人	無人	無人	無人	閉鎖
13	上小鴨小学校 → 上小鴨公民館(10/24)	8	8	8	8	8	8	8	8	無人	無人	閉鎖
14	関金小学校 → 福祉センターへ統合(10/24)											
15	山守小学校 → 閉鎖(10/22)											
16	倉吉養護学校	17	18	18	13	13	13	11	11	11	8	閉鎖
17	福祉センター → 閉鎖(10/29)	閉鎖										
18	高齢者生活福祉センター(関金)	8	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
19	【福祉避難所】高齢者福祉センター	12	10	14	14	10	10	10	10	10	10	10
20	【福祉避難所】子育て支援センター	無人	無人	無人	無人	無人	無人	無人	無人	無人	無人	無人
21	倉吉スポーツセンター → 新設(11/8)											5
合 計		260	260	243	195	189	169	147	132	114	102	121
延べ人数		6,499	6,759	7,002	7,197	7,386	7,555	7,702	7,834	7,948	8,050	8,171

※同一日に複数回、人数確認している場合は、多い方の数字をその日の避難者数としている。

開設ヵ所数	18	17	17	17	17	17	17	17	17	17	18
(内避難者の居た避難所数)	14	14	11	10	10	10	10	10	9	9	7
開設してからの経過日数	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19

No	避難所名	11/9	11/10	11/11	11/12	11/13	11/14	11/15	11/16	11/17	11/18	11/19
1	上北条小学校 → 上北条公民館(10/25)											
2	河北中学校											
3	河北小学校 → 上井公民館(10/25)											
4	西郷小学校 → 西郷公民館(10/24)											
5	上灘小学校	13	11	11	7	3	2	2	2	無人	閉鎖	
6	成徳小学校	18	18	15	17	17	16	16	15	10	閉鎖	
7	明倫小学校 → 明倫公民館(11/9)	9	1	無人	無人	無人	無人	無人	無人	無人	閉鎖	
8	社小学校 → 10/30～小学校0人	閉鎖→										
9	灘手公民館											
10	北谷小学校 → 北谷公民館(10/24)											
11	高城小学校 → 高城公民館(10/24)											
12	小鴨小学校 → 小鴨公民館(10/29)											
13	上小鴨小学校 → 上小鴨公民館(10/24)											
14	関金小学校 → 福祉センターへ統合(10/24)											
15	山守小学校 → 閉鎖(10/22)											
16	倉吉養護学校											
17	福祉センター → 閉鎖(10/29)											
18	高齢者生活福祉センター(関金)	6	6	6	6	2	1	1	1	1	閉鎖	
19	【福祉避難所】高齢者福祉センター	10	10	4	4	4	4	4	4	2	閉鎖	
20	【福祉避難所】子育て支援センター	無人	無人	無人	無人	無人	無人	無人	無人	無人	閉鎖	
21	倉吉スポーツセンター → 新設(11/8)	5	5	5	5	5	5	5	6	15	15	15
合 計		61	51	41	39	31	28	28	28	28	15	15
延べ人数		8,232	8,283	8,324	8,363	8,394	8,422	8,450	8,478	8,506	8,521	8,536

※同一日に複数回、人数確認している場合は、多い方の数字をその日の避難者数としている。

開設ヵ所数	8	7	7	7	7	7	7	7	7	7	1
(内避難者の居た避難所数)	6	6	5	5	5	5	5	5	4	1	1
開設してからの経過日数	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30

No	避難所名	11/20	11/21	11/22	11/23	11/24	11/25	11/26	11/27	11/28	11/29	11/30
1	上北条小学校 → 上北条公民館(10/25)											
2	河北中学校											
3	河北小学校 → 上井公民館(10/25)											
4	西郷小学校 → 西郷公民館(10/24)											
5	上灘小学校											
6	成徳小学校											
7	明倫小学校 → 明倫公民館(11/9)											
8	社小学校 → 10/30～小学校0人											
9	灘手公民館											
10	北谷小学校 → 北谷公民館(10/24)											
11	高城小学校 → 高城公民館(10/24)											
12	小鴨小学校 → 小鴨公民館(10/29)											
13	上小鴨小学校 → 上小鴨公民館(10/24)											
14	関金小学校 → 福祉センターへ統合(10/24)											
15	山守小学校 → 閉鎖(10/22)											
16	倉吉養護学校											
17	福祉センター → 閉鎖(10/29)											
18	高齢者生活福祉センター(関金)											
19	【福祉避難所】高齢者福祉センター											
20	【福祉避難所】子育て支援センター											
21	倉吉スポーツセンター → 新設(11/8)	15	15	15	14	14	12	5	4	4	4	3
合 計		15	15	15	14	14	12	5	4	4	4	3
延べ人数		8,551	8,566	8,581	8,595	8,609	8,621	8,626	8,630	8,634	8,638	8,641

※同一日に複数回、人数確認している場合は、多い方の数字をその日の避難者数としている。

開設ヵ所数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
(内避難者の居た避難所数)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
開設してからの経過日数	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41

No	避難所名	12/1	12/2	12/3	12/4	12/5	12/6	12/7	12/8	12/9	12/10	12/11
1	上北条小学校 → 上北条公民館(10/25)											
2	河北中学校											
3	河北小学校 → 上井公民館(10/25)											
4	西郷小学校 → 西郷公民館(10/24)											
5	上灘小学校											
6	成徳小学校											
7	明倫小学校 → 明倫公民館(11/9)											
8	社小学校 → 10/30～小学校0人											
9	灘手公民館											
10	北谷小学校 → 北谷公民館(10/24)											
11	高城小学校 → 高城公民館(10/24)											
12	小鴨小学校 → 小鴨公民館(10/29)											
13	上小鴨小学校 → 上小鴨公民館(10/24)											
14	関金小学校 → 福祉センターへ統合(10/24)											
15	山守小学校 → 閉鎖(10/22)											
16	倉吉養護学校											
17	福祉センター → 閉鎖(10/29)											
18	高齢者生活福祉センター(関金)											
19	【福祉避難所】高齢者福祉センター											
20	【福祉避難所】子育て支援センター											
21	倉吉スポーツセンター → 新設(11/8)	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
合 計		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
延べ人数		8,643	8,645	8,647	8,649	8,651	8,653	8,655	8,657	8,659	8,661	8,663

※同一日に複数回、人数確認している場合は、多い方の数字をその日の避難者数としている。

開設ヵ所数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
(内避難者の居た避難所数)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
開設してからの経過日数	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52

No	避難所名	12/12	12/13	12/14	12/15	12/16	12/17	12/18	12/19	12/20	12/21	延べ人数
1	上北条小学校 → 上北条公民館(10/25)											401人
2	河北中学校											365人
3	河北小学校 → 上井公民館(10/25)											544人
4	西郷小学校 → 西郷公民館(10/24)											200人
5	上灘小学校											1,772人
6	成徳小学校											1,072人
7	明倫小学校 → 明倫公民館(11/9)											878人
8	社小学校 → 10/30～小学校0人											849人
9	灘手公民館											139人
10	北谷小学校 → 北谷公民館(10/24)											91人
11	高城小学校 → 高城公民館(10/24)											120人
12	小鴨小学校 → 小鴨公民館(10/29)											478人
13	上小鴨小学校 → 上小鴨公民館(10/24)											297人
14	関金小学校 → 福祉センターへ統合(10/24)											36人
15	山守小学校 → 閉鎖(10/22)											0人
16	倉吉養護学校											455人
17	福祉センター → 閉鎖(10/29)											225人
18	高齢者生活福祉センター(関金)											281人
19	【福祉避難所】高齢者福祉センター											225人
20	【福祉避難所】子育て支援センター											15人
21	倉吉スポーツセンター → 新設(11/8)	2	2	2	2	2	0	0	0	0	閉鎖→	228人
合 計		2	2	2	2	2	0	0	0	0	0	8,671人
延べ人数		8,665	8,667	8,669	8,671	8,673	8,673	8,673	8,673	8,673	8,673	8,673人

※同一日に複数回、人数確認している場合は、多い方の数字をその日の避難者数としている。

開設ヵ所数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	440ヵ所
(内避難者の居た避難所数)	1	1	1	1	1						320ヵ所
開設してからの経過日数	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	延べ62日

No	避難所名	開設日数	平均人数
1	上北条小学校 → 上北条公民館(10/25)	19日	21人
2	河北中学校	19日	19人
3	河北小学校 → 上井公民館(10/25)	19日	29人
4	西郷小学校 → 西郷公民館(10/24)	19日	11人
5	上灘小学校	29日	61人
6	成徳小学校	29日	37人
7	明倫小学校 → 明倫公民館(11/9)	29日	30人
8	社小学校 → 10/30～小学校0人	19日	45人
9	灘手公民館	19日	7人
10	北谷小学校 → 北谷公民館(10/24)	19日	5人
11	高城小学校 → 高城公民館(10/24)	19日	6人
12	小鴨小学校 → 小鴨公民館(10/29)	19日	25人
13	上小鴨小学校 → 上小鴨公民館(10/24)	19日	16人
14	関金小学校 → 福祉センターへ統合(10/24)	5日	7人
15	山守小学校 → 閉鎖(10/22)	2日	0人
16	倉吉養護学校	19日	24人
17	福祉センター(社会福祉協議会) → 閉鎖(10/29)	9日	25人
18	高齢者生活福祉センター(関金)	29日	10人
19	【福祉避難所】高齢者福祉センター	27日	8人
20	【福祉避難所】子育て支援センター	27日	1人
21	倉吉スポーツセンター → 新設(11/8)	44日	5人
合 計		439日	20人

資料 26　避難所アンケート調査結果について

〔実施期間：平成２８年１０月２８日～１０月３１日〕

全体集計表（１１/１　１２：００現在）

避難所名

	回答数	構成比
（１）　上北条公民館	6	4.3%
（２）　河北中学校	6	4.3%
（３）　上井公民館	3	2.2%
（４）　西郷公民館	3	2.2%
（５）　上灘小学校	３５	25.2%
（６）　成徳小学校	２８	20.1%
（７）　明倫小学校	１７	12.2%
（８）　社小学校	4	2.9%
（９）　灘手公民館	0	0.0%
(10)　北谷公民館	2	1.4%
(11)　高城公民館	0	0.0%
(12)　小鴨公民館	0	0.0%
(13)　上小鴨公民館	2	1.4%
(14)　倉吉養護学校	１６	11.5%
(15)　福祉センター（社会福祉協議会）	0	0.0%
(16)　高齢者福祉センター（関金社協）【一般避難所】	4	2.9%
(17)　高齢者福祉センター（関金社協）【福祉避難所】	5	3.6%
(18)　子育て支援センターおひさま【福祉避難所】	1	0.7%
(19)　福光公民館	7	5.0%
無回答	0	0.0%
計	１３９	100.0%

世帯人数

	回答数	構成比
（１）　１人	７２	51.8%
（２）　２人	３０	21.6%
（３）　３人	１０	7.2%
（４）　４人	１３	9.4%
（５）　５人	4	2.9%
（６）　６人	5	3.6%
（７）　７人	0	0.0%
（８）　８人	0	0.0%
（９）　９人	0	0.0%
(10)　10人	0	0.0%
(11)　11人	1	0.7%
無回答	4	2.9%
計	１３９	100.0%

問 1-①　１日のうち、避難所にいる時間帯を教えてください。

	回答数	構成比
（１）　１日中	３８	27.3%
（２）　夕方から朝まで（夜間のみ）	６７	48.2%

（3）	食事時間のみ	7	5.0%
（4）	その他	２１	15.1%
	無回答	6	4.3%
	計	１３９	100.0%

問 1-②　避難所にいない時間帯がある場合、どこにいるか a、b、c から選択してください。

		回答数	構成比
（1）	a.自宅	４７	54.0%
（2）	b.職場・学校	２３	26.4%
（3）	c.その他	１７	19.5%
		８７	100.0%

問 2-①　避難所に避難している理由は何ですか？

		回答数	構成比
（1）	自宅建物に被害があるため	９０	36.7%
（2）	家具や割れた窓ガラスの散乱により部屋が住める状況ではないため	２３	9.4%
（3）	ライフライン（電気・ガス・水道）が使えないため）	3	1.2%
（4）	余震が続いており、家にいることが不安なため。	１００	40.8%
（5）	その他	２２	9.0%
	無回答	7	2.9%
	計	２４５	100.0%

問 2-②　自宅建物の区分

		回答数	構成比
（1）	持ち家	４５	50.0%
（2）	借家	３２	35.6%
	無回答	１３	14.4%
	計	９０	100.0%

問 3-①　現在の自宅建物の被害について「被害部分」

		回答数	構成比
（1）	屋根	６０	30.9%
（2）	建物の外壁・基礎	５８	29.9%
（3）	建物の内側（破損・家具の散乱・ライフライン）	７６	39.2%
	計	１９４	100.0%

問 3-②　現在の自宅建物の被害について「市役所への届出の有無」

		回答数	構成比
（1）	屋根	４４	53.7%
（2）	建物の外壁・基礎	３８	46.3%
	計	８２	100.0%

問 3-③　現在の自宅建物の被害について「修繕手配（ボランティアセンターへの連絡を含む）の有無」

		回答数	構成比
（1）	屋根	２１	38.9%
（2）	建物の外壁・基礎	１１	20.4%

（３） 建物の内側（破損・家具の散乱・ライフライン）	２２	40.7%
計	５４	100.0%

問４　今後、避難所がまとめられ数が少なくなった時、別の避難所へ移動できますか？

	回答数	構成比
（１） できる	７５	54.0%
（２） できない	４８	34.5%
無回答	１６	11.5%
計	１３９	100.0%

問５　今後の住まいについて

	回答数	構成比
（１） 自宅に帰りたい	９５	68.3%
（２） 空いている既存の住宅（公営住宅・民間賃貸）に移りたい）	２１	15.1%
（３） その他	１５	10.8%
無回答	８	5.8%
計	１３９	100.0%

鳥取県中部地震震災記録誌

編集・発行　鳥取県倉吉市総務部防災安全課
発　行　日　平成30年３月30日
〒682-8611　鳥取県倉吉市葵町722番地
電話(0858)２２－８１６２
市公式サイト　http://www.city.kurayoshi.lg.jp









